令 和 5 年 度

第 2 回 土 地 改 良 研 修 会

講　演　1　「最近の農業農村整備を巡る諸情勢について」

北海道開発局　農業水産部
調整官　三 野　康 洋

講　演　2　「食料供給を担う北海道農業の今後の展望」

東京大学大学院農学生命科学研究科長
農業・資源経済学専攻　教授　中 嶋　康 博

一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会

講演１「最近の農業農村整備を巡る諸情勢について」

開催日時　令和６年２月９日
会　　場　ホテルポールスター札幌
主　　催　一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会

目　　　　次

□　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．令和６年度農林水産省予算概算決定等の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２．令和６年度北海道開発予算概算決定の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

３．令和６年度概算決定における新規地区の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

４．令和６年度国営事業に係る新規・拡充等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

５．農政の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

６．北海道総合開発計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

７．その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

講演「最近の農業農村整備を巡る諸情勢について」

北海道開発局　農業水産部
調整官　三野康洋

□　はじめに

ご紹介いただきました北海道開発局農業水産部調整官の三野です。本日はよろしくお願いいたします。来年度予算が現在国会で審議をされておりますが、令和６年度予算と食料・農業・農村基本法の改正の動きなどを含めてご紹介させていただきたいと思います。

今年は元旦から能登で地震があって、開発局からもＭＡＦ―ＳＡＴを派遣して、用水路や集落排水の被害調査に職員を順次送っている状況です。能登の状況というのは、地形的に厳しいこともあって、時間がかかりそうだというのが現地に行った人間から報告が上がってきています。開発局としては、平成30年に胆振東部地震で厚幌導水路が全損という被害を受けたことがあるので、実績を買われたわけではないのでしょうが、パイプラインの改修は開発局でと言われて、農林水産省からの要請で、富山県氷見市のパイプラインの調査と災害復旧の工事監督に、常時４人ずつ送り込んでいる状態です。亡くなられた方もたくさんいらっしゃるので、ご冥福をお祈りするとともに、今年の作付に何とか間に合うように復旧に当たっていきたいと考えております。

それでは、資料に沿いましてお話を進めてまいりたいと思います。

１．令和６年度農林水産省予算概算決定等の概要　〔スライド1〕

令和６年度の予算概算決定ですが、農業農村整備事業全体で見ますと令和５年度比とほぼ同額です。北海道の直轄事業に限っても同じような傾向にあります。

令和５年度補正予算につきましては農業農村整備事業で1,777億円、北海道開発予算、北海道全体でも令和４年度補正予算とほぼ同水準のシェアを確保しております。

〔スライド2〕

これが令和６年度農林水産予算のいわゆるＰＲ版と言われるものになりますが、政策的には食料安全保障が１つ目の丸に昇格してきています。その手段として挙げられているのが、水田の畑地化と化学肥料の節減、飼料の国内生産です。皆さんも実感されているのではないかと思うのですが、食料品の値上げが随分進んでおります。原因としては、全世界的に見れば人口が増えていて、食料需要が大きくなってきて値上がりしているのが１つと、為替レートが円安方向に振れていますので、国内に入ってくるときの輸入品の値段が上がってきている。この２つの要因で食料の値段が上がってきております。

国内産を作っていれば為替レートの関係はほぼないことになります。例えば、乳牛の餌で牧草を食べさせていればそんなに変わりがないと言えるのですが、一方で生産資材である肥料は非常に値上がりをしていることから、購入する餌もそうなのですが、そういったものが値上がりしている関係で酪農経営は今は厳しい状況です。かつ、酪農に限っていえば牛乳の需給が緩和傾向にあって、平たく言えば余りぎみになっていて、そこの部分も厳しい状況だと思われます。

２つ目の丸ですが、農業生産の構造改善ということに触れていまして、多様な事業体による農業生産と適正な価格形成を手段にしています。３つ目が輸出になっていまして、農林水産物という括りで考えると、中国が日本産の水産物の禁輸に踏み切って、影響は少なからずあるのではないかなと思います。特にオホーツク海側のホタテは、去年の８月に中国が禁輸をしたわけですが、その時点では北海道のホタテの水揚げは終わっていたのです。水揚げしたホタテはどこにあったかというと水産卸業者にあったので、去年から今年にかけて非常に困ったのは水産卸業者の人たちです。

テレビのニュースにもなっていたので、御覧になった方もいらっしゃるかと思うのですが、給食でホタテシチューを出したり、ふるさと納税に出したり、言ってみれば買い支えみたいな形で影響を最小限にしていると思われます。中国に出せなくなっているから安くなっているかなと思って、スーパーにホタテのお刺身を買いに行くと、見事に100グラム395円で全然変わらないのです。これは中国に出していた分にほぼ見合うような量を市町村が給食やふるさと納税に使ったことで、ふだんあまりホタテのお刺身を食べていなかった人が買って支えてくれて国内需給が緩まなかったということなのだろうと思います。

主な内容として、下の段に８つの項目が挙げられているのですが、当初予算ベースで極端に大きく増額している項目はほとんどありません。唯一、食料安全保障の強化に111億円の増額というのがあります。この項目についていろいろ私も調べてみて、農林水産省に聞いてみたのですが、水田の畑地化、肥飼料の国内生産、経営体の育成、農業農村整備、適正な価格形成と国民理解の醸成だそうです。これだと全部でしょうと言いたいのですが、内訳については全然発表しないのだそうです。

〔スライド3～4〕

３ページが農業農村整備事業の予算についてです。令和6年度当初予算案で３億円の増額、令和５年度補正予算で100億円の増額となっています。４ページはその内訳です。

〔スライド5〕

農業農村整備関係予算推移のグラフですが、Ｒ６と書いてあるところの紫色の当初予算とグリーン色の補正予算を合わせると6,240億円、この額が令和６年度に執行する農業農村整備関係予算となっています。当初予算と補正予算を合わせた金額で106億円の増額ですが、昨今の物価の上昇を見ているとあくまでも私の感想ですが、もう一声欲しかったという気はいたします。

〔スライド6〕

これが公共事業全体の予算動向のグラフです。公共事業の当初予算は６兆円で、ほぼ同額で増えていないのです。そこに補正予算で追加をするというのがこれまでのパターンなのですが、当初予算ベースで、道路、河川、港の全部を合わせて６兆円で増えないときに、農業農村整備だけが増えるというのはあり得ない世界なので、今回のように全体の当初予算ベースで３億円が増えたというのは、まあやむを得ないのかなという気がいたします。

〔スライド7〕

これが全国の直轄事業の予算規模です。北海道と沖縄を除くと全国的には国営造成施設応急対策事業やストックマネジメント、機能保全事業などで30億円、40億円の小さな事業

をたくさんあちこちで実施していることもあって、直轄事業はあまり増えないのです。沖縄もそうなのですが、北海道に限って言うと、100億円、200億円という結構大きな事業を採択しているので、本当はもう少し欲しいという気はしますが、先ほど申し上げたように、全体が増えないときに北海道だけ増えるというのは、要求もしづらいし、実現もしづらいということになります。北海道の直轄事業は、ここには書いていないのですが、当初予算ベースで久々に600億円オーバーです。

２．令和６年度北海道開発予算概算決定の概要　〔スライド13〕

資料は13ページです。シェアは大体同じです。本日お集まりの皆さんはコンサルタント業界の方が多いと思いますが、調査計画費の測量設計費、請負費と言われる部分、予算の世界では先取り経費と呼んでいて、地区調査や地域整備方向検討調査を進めるための経費です。請負費だけを見ると対前年比112％の約20億5,000万円を計上しています。

調査の地区数が増えたのも１つの原因としてはあるのですが、農林水産省で調査費の元締をしている計画調整室の室長が、人件費の増の分をアップしてくださいと言って、この数字を取ってきたのだそうです。気の利いたことをするなと思いますが、調査計画費については112％という数字になっています。ここには書いていませんが、お知らせしておこうと思います。

３．令和６年度概算決定における新規地区の概要　〔スライド15〕

15ページが新規採択の地区です。地区調査と事業着手の地区を挙げてあります。

篠津運河下流は、用水の一定地域ですが、その他の事業着手３地区については排水改良がメインになっています。清川二期は、清川という名前で平成３年まで直轄明渠排水事業で排水路整備をした地区で、これの更新事業になります。川湯跡佐北、南地区は、軽しょう性火山灰に起因する排水路の機能低下を回復する防災事業で、軽しょう性火山灰型の防災事業は平成８年度の網走川上流以来の採択になります。

清川二期を先ほど直轄明渠排水事業で実施しますと言いましたが、平成16年、今から20年ぐらい前に、直轄明渠排水事業は１次開発に限るという誤った解釈が広まってしまいました。直轄明渠排水事業で実施するには、前歴事業がないか、新設部分が存在するものだけを直轄明渠排水事業で採択するという農林水産省が決めたものがあったのですが、平成30年にそうではないというのを開発局と農林水産省農村振興局が話をして、排水量が前歴に比べて20％以上増加、かつ500ヘクタール以上のものは直轄明渠排水事業で更新しても良いという仕切りに変えています。押し返したという形になっているのですが、直轄明渠排水事業で造った排水路を直轄明渠排水事業で更新するということができるを実現した事業になっています。

川湯跡佐は、南と北に分かれているのですが、先ほどご紹介したように火山灰型の防災事業ですが、規模が小さくて、先ほど明渠は500ヘクタール以上のものが更新だと言いましたが、川湯跡佐北が469ヘクタール、南が384ヘクタールで、500ヘクタールを下回る面積で採択されています。政令告示の明渠300ヘクタール以上が直轄事業の申請要件だとされているのを基にしていますので、我々としては500ヘクタール以下の地区を採択してもらったのは、それはそれで意味があると評価をしているところです。

調査地区の採択は５地区あります。夕張川下流を除くと数年を経て着工に至るのではないかと思っています。夕張川下流は大規模な水利再編を構想しています。前歴事業は道央地区ですが、道央地区に比べて土地利用計画などは変わっていると思われるので、そのようなことをきちんと整理整頓するとともに施設を統廃合するつもりで調査を進めるので、着工までには他の地区に比べると時間がかかるのかなと思います。

ここで言っている天塩川は旧歴でいうと天塩川上流地区です。羽幌用水というのは羽幌地区と羽幌二股地区の２つをセットで水利再編をして施設の改修をやろうという内容になっています。今ご紹介したように、平成初期に出来上がった用水系統は、30年ぐらいたって施設の耐用年数が近づいてきているので、今後はその頃に出来上がった地区の更新事業が順次採択されていくと見込んでおります。

農地再編については、水田地帯で実施している地区の受益面積の累積が２万ヘクタールぐらいになりました。北海道の地目水田は20万ヘクタールぐらいと言われていますので、およそ１割は国営農地再編整備事業で水田の整備を進めたか、若しくは進めている状態になりますので、水田地帯については一段落したと評価しているところです。ここにある問寒別は飼料畑ですし、富良野西については、昭和40年代の開田抑制の頃に水利権をそのままにして完了してしまった地区の後始末的な整備をしなければいけないところがあって、大きく土地利用を変えて農地整備をしていくという内容を想定しております。

かんがい排水事業の計画については、先ほど食料安全保障の項目でも出てきましたが、水田の畑地化という土地利用の大きな変化など、前歴事業、平成最初の頃に比べると作付作物の構成が大きく変わっているものが多いので、そのようなものを反映しつつ、農業経営基盤強化促進法などに基づいて誰がどの農地で耕作するかということを定める地域計画を令和６年度までにつくるということになっています。昔は人・農地プランと言っていたのですが、地域計画を見ながら土地利用計画と営農計画を先に固めて、用水計画、施設計画という手順で進めていきたいと思っております。このため、国としては計画をつくるまで時間が少々かかる、施設のダウンサイジングも考えられるかなという覚悟をしながら調査を進めております。

〔スライド16～21〕

各地区の内容に関する資料については、後で御覧になってください。

４．令和６年度国営事業に係る新規・拡充等　〔スライド25～27〕

25ページの制度拡充を簡単にご紹介しますが、かんがい排水事業では、かんがい排水事業と防災対策を併せ行うこと、豪雨対策を行う場合には末端支配面積要件を緩和するなど、土地改良法施行令でいいますと49条第１項第１号の工事なのですが、防災対策の部分には防災事業のガイドラインを適用するという仕組みになっています。

それから、これは私もどういうのが該当するか想像がつかないのですが、かんがい排水事業で用水路を改修するときに併せて農道を改修することができる。ただし、農道部分についての国庫負担割合は50％という制度をつくりましたというご紹介になります。私もどこでどのようなものが出てくるか想像がつかないのですが、大体は管理用道路などがついているはずなので、用水路のところに道路があるというのはあまり分からないのですが、本州にはあるのかもしれません。

５．農政の動向　〔スライド32〕

次の項目に移らせていただきます。32ページを御覧ください。食料・農業・農村基本法の見直しが行われます。食料・農業・農村基本法は平成11年に、それまでの農業基本法に代わって農業政策の方向性を示す新しい法律として制定されましたが、そこから20年以上経ちましたので点検をしましょうということになりました。

今の基本法は、担い手の育成や国、地方自治体の責務、農業者や事業者の努力、消費者の責務などが定められていて、様々な主体が参画することによって農業政策の効果を出していこうという構成の法律になっています。ただし、食料自給率は目標に達していないというのはずっと言われていて、基本法に基づいてつくる基本計画では向こう10年で45％にしますという目標を立てたのですが、一度も達成したことがないという状況にあります。

今回の基本法点検の議論の中心は、スマート化、輸出、グリーン、安全保障、この４つが柱になっています。農業従事者が減少して残った農業者も高齢化してきているのは皆さんご承知かと思うのですが、国内市場の縮小を前提に輸出に活路を見いだしたいところですが、食料生産に関する環境ルールがあります。よくユーロＧＡＰと聞かれることがあるかと思います。環境に関するルールというのはヨーロッパが先につくって、我が国はそれに従わざるを得ないというパターンを繰り返してきたのですが、令和２年にみどりの食料戦略をつくりまして、日本のやり方はこうだというのを先に出したということがありました。それに見合う新しい法律もできたので、そこを確かなものにしていくという柱が１つ立っています。

それから、生産資材の価格高騰と調達ルートの確保が徐々に難しくなっているという認識もあります。ただし、今回基本法を点検するに至った最大の要因は、輸入リスクの顕在化です。先ほどから申し上げているように、食料そのものもそうですが、肥飼料やその原料も価格高騰しています。輸出国による輸出制限、肥料だと原料生産地の中国が出さないと言ったら買えないというリスクが顕在化しています。

それと、我が国の経済的地位の相対的な低下というのもあります。１人当たりのＧＤＰは徐々に順位が下がって、日経新聞にも出ていましたが、韓国にも負けているという状況は、基本法をつくった平成11年頃とは様相が違っているので、そのようなことも含めて検討しましょうということになっています。

先ほど食料自給率の話をしましたが、食料自給率が低いのは確かに問題だと私も思っています。ただし、食料・農業・農村基本法で平成12年に初めてつくった基本計画では、最初の原案に食料自給率の目標はなかったのです。平成15年に私が農林水産省の今でいうと農産局、当時は生産局というところへ総務課長補佐として出向したときに、最初の原案に食料自給率の目標が書いていなかったのはなぜですかと聞いてみたのです。

食料自給率をどのように出すか皆さん御存じだと思いますが、分母が国内消費仕向量、分子が国内生産量になります。農林水産省が当初考えていたのは、分子の国内生産量を増やすことです。需要に応じた生産量を増やすという考え方で、分母のことはあまり考えていなかったらしいのですが、自給率を上げるという目標を立てた瞬間に分母のことも考えなければいけないのです。なぜなら、国内生産量を増やしたとしても、国内消費仕向量がそれを上回って増えれば自給率は下がります。このため、農林水産省単独ではできないので平成12年の食料・農業・農村基本計画の原案では自給率目標は立てなかったと聞いてい

ます。

そうはいっても、最初の基本計画のときに自給率目標を立てるべきだとなったので、分母のことも取り組むことになりました。

分母は食料消費ですから、消費者にも分かりやすい食事バランスガイド、駒の形をしたガイドを見たことがあると思いますが、そのようなものをつくったり、あるいは食育を進めてきたのですが、20年以上経ってみて消費者の食料に対する消費行動を大きく変えるには至っていないというのが背景にあります。

仮に国内生産量が今のままだとしても、和食を中心とした食事を取って、麺類やパンに代わって米の消費量が増加するような方向にいけば自給率は上がります。ただし、私も人のことは全然言えないのですが、外食や中食でどこの原料を使っているか書いていれば別ですが、ほぼ書いていません。お米は国産米を使っていますと表示するところは多いですが、うどんを食べに行って、うどんの原料の小麦がどこの小麦か書いていることはありません。お昼御飯を食べに行ったときに、これは国産ですかと聞く人はあまりいないと思います。そういったことだと、国産農産物を消費するという意識はあっても実践するのはなかなか難しいという気がします。

国内消費仕向量には、実際には摂取されない食品ロス、捨ててしまう食べ残しもありますし、揚げ物用の油も含まれるのです。例えばですが、鶏の唐揚げを食べるのとチキンソテーを食べるのだと、同じ鶏肉を使って食べてもチキンソテーのほうが圧倒的に自給率は高いです。なぜなら、唐揚げを揚げるときに使う油は、消費はするのですが食べません。ソテーなら、ガスか炭火か分かりませんが、焼くだけです。そうすると、同じ鶏肉を食べるだけでも、はっきり自給率向上には差が付きます。

唐揚げは美味しいと思います。鶏肉にしょう油やショウガ、場合によってはニンニクで下味をつけて、片栗粉をまぶして油で揚げる。あつあつで食べるとビールにも合いますし、御飯で食べても、おみそ汁とセットで定食にしてもおいしいです。何だかんだいっても唐揚げはおいしいので、そのような消費者が好むことを止めるということにはならないのです。そこまで窮屈な生活をする必要は消費者としてはないのかなと思っています。消費は出来るだけ国産のものを、それから食べ残しをなくすということに心がけていただいて、好きなものを好きなだけ食べるというのは、健康のことを除けばそれでいいのではないかと思っています。すみません。自給率の話から少し脱線してしまいました。

〔スライド33〕

33ページは昨年末に公表された施策の全体像です。ここ数年、にわかにクローズアップされているのが食料安全保障の強化です。ここでは平時からの国民一人一人の食料安全保障とありますが、平時からというのがポイントになります。需要に応じた生産というのは、日本国民が食べたいもの、もう少しいうと、輸出を考えれば全世界の人が日本で作られたどのようなものを食べたいかと捉えてもいいです。需要に応じた生産のためには、まず農地がないとどうしようもないですし、肥飼料や種子をはじめとする生産資材も確保しなければなりません。流通の円滑化や食品原料の調達安定化、適正な価格形成が施策として挙げられています。

食料安全保障については生産資材も含めた議論になっていて、肥料の価格が1.7倍にな

ったというニュースが農業新聞や経済系の新聞に載っていたのを御覧になったと思います。原料が輸入品である以上、通貨安はコスト高につながっていくということになります。

※参考　肥料をめぐる情勢　　**〔スライド61〕**

61ページに移ります。肥料をめぐる情勢です。肥料はその原料を輸入していますので、原産国の状況や原産国から我が国までの運搬条件に変動があったり、為替レートの変動でも価格は上下します。今、中東で戦争や紛争があって、ヨーロッパからものを運ぶときに喜望峰回りになっているのです。それだけでも２週間の時間が余計にかかりますし、船舶に対する保険料も上がっているのです。原料を輸入していると、そのようなことが全部国内価格にはね返ってくる、そういう今の国際状況になっています。

〔スライド62〕

62ページですが、令和２年以降、中国の輸出規制やロシアのウクライナ軍事侵攻などで、原料価格が高騰して数量の確保が難しくなったので、代替国からの輸入を増加させているという状況になります。

〔スライド63〕

肥料価格は、初めて上がったわけではないのです。少し古くなりますが、平成20年頃、原油をはじめとするエネルギー価格の高騰や海上輸送の運賃がものすごく高くなって、この赤い線ですが、りん安を見ると今と同水準の価格まで上がっているという状況が過去にもありました。

〔スライド64〕

64ページは、政府の経済安全保障推進法に、黄色にマークしてありますが、ここに肥料がきちんと入っているというのを示したものになります。

〔スライド65〕

これが先ほどお話しした、みどりの食料システム戦略です。この戦略では肥料の使用量そのものを減少させるという目標を立てています。今までは重金属が怖いからということで使用してきませんでしたが、下水汚泥などを原料として肥料を生成する取組も推進することになっています。

食料・農業・農村基本計画は、法律は今年改正するのですが、令和７年に基本計画も改定すると思われます。そのときには麦、大豆、飼料作物などの作付面積を目標値に設定するような動きになっていますし、現行の基本法もそうですが、自給率目標の他に、必要な農地と経営展望、生産努力目標などがセットになっているので、このようなものについても継続されるのかなと思っています。

適正な価格安定についてですが、比較的流通ルートが分かりやすいと言われている牛乳、乳製品と大豆製品について、牛乳や大豆の生産者、流通業者、加工業者、小売業者、消費者など、関係する各主体の人を集めて、適正な価格とは何だという議論を昨年末に始めています。ある程度分かりやすいと言われたこれらのものでも、お互いの立場が違ったりすると全く議論がかみ合わなくて、今のところ結論は出ていません。

ただし、適正価格というのは確かにあると私は思っていて、数年前までスーパーマーケットに行ってもやしを見ると、10円や15円ぐらいで売っていたような気がします。今スーパーマーケットに行くと、安いところで25円ぐらいです。普通は28円ぐらいの価格になっ

ています。15円から25円や28円になったのは、もやしの生産業者が15円ではやっていけないからです。どんどん廃業して供給量が減ってしまったので、25円や28円という価格になりました。価格というのは需給で決まっているので、そのようなものの適正価格をこうだというように本当に決められるかもう少し議論の行方を見たいと思っています。

農政の動向 **〔スライド33〕**

資料は33ページに戻ります。２つ目のポイントはスマート化になります。人口減少や農業就業人口の減少があるので、農作業をデータ化や自動化していく方向は良いと思います。スマート化で一番初めに出たのは、オートステアリングのような自動運転ですが、可変施肥のようにデータ化の方が効果としては大きいのではないかと思います。今までは施肥しなくていいところにも一様に振りかけてきましたので、使わなくてもいい肥料や農薬を使っていたケースがあったのですが、データ化をすることによって無駄が省けるという意味からすると、スマート化の次の大きな果実はデータ化かなと思います。

このポイントの中に農業インフラの適切な保全管理というのがありますが、令和７年の通常国会で土地改良法の改正を行うことを検討しています。年末に日本農業新聞でも記事になっていたので見た方がいらっしゃると思いますが、ポイントは次の４点になります。

１つ目が、非申請事業の仕組みの構築です。土地改良事業は、水利権や耕作権の調整を伴う性質の事業ですから、受益者の申請と同意を取るのがこれまでの基本的な仕組みとして機能してきました。ただし、耐用年数を経過しても土地を所有権で持っている人たちが土地持ち非農家になっていたり、合意形成が難しいために施設の更新が進まないという例が増えています。実際に更新しなかったが故に事故が起きたという例もありますので、基幹的な水利施設の更新を国の発意で実施する仕組を考えようという動きがあります。これまでも国の発意で土地改良事業を実施する仕組みとして干拓事業や緊急耐震の事業などで非申請事業が例外的に行われてきたのがありましたが、この部分を拡大していこうというのが１つ目になります。

２つ目が、土地改良区運営の基盤強化についてですが、北海道の土地改良区は、かんがい排水事業をきっかけに設立したものが多いので比較的受益面積が大きいものが多数を占めます。この土地改良区は小さいよねと言っても、少なくても1,000ヘクタールや1,500ヘクタールぐらいの受益面積を持っている土地改良区が多いのですが、全国的に見ると圃場整備事業をきっかけにつくった土地改良区がまだ結構残っています。圃場整備事業ですから100ヘクタールや200ヘクタールぐらいの土地改良区がたくさんあって、合併などを通じて運営基盤を強化していこうという規定を法に設けるというのが２つ目のポイントになっています。

３つ目としては、末端施設の保全管理を行う。土地改良区、市町村、地域住民などが議論を尽くして、末端施設をどのように維持管理していくかという保全管理のやり方を進めていこうというのが３つ目のポイントです。

４つ目は、受益者の負担を求めることなく緊急耐震の事業を行うことを拡充していこうとです。現行でも土地改良法第87条の４に緊震防災、87条の５に緊震の災害復旧があるのですが、国土強靭化や防災減災の観点から、原形復旧、元の規模までしかつくらないというのが今までの原則ですが、これを新設や改良復旧も可能にしようというのが４つ目のポ

イントとして考えられています。いずれにしても、まず基本法の改正があって、今年の４月か５月に国会に上程されることになると思います。それが済んで、来年の通常国会で土地改良法の改正も国会に上程されるスケジュールになっています。

３つ目のポイントは輸出になりますが、輸出産地の形成、輸出先の開拓、知的財産の活用・保護ということが内容となっています。日常的に輸出しておいて、国内で不足するときには国内で消費してしまえという考え方は、貿易ルール上、ＷＴＯの規定から良いかどうかというのは置いておくとして、国内生産した食料を海外で消費するということでも自給率は一応向上します。お米で出すよりも加工度が上がる日本酒にした方が保存性も高く価格も高いと思うので、その方が輸出するには良いと思います。儲かる農業路線としても正しい道かなと思います。

４つ目のポイントがグリーンで、環境と調和の取れた食料システムの確立がテーマになっています。環境負荷低減のための各種施策の充実を図ることになるのですが、グリーン化については、今まさに進めているもの、これから技術開発するものが結構あるのですぐに理解できるかというと、そうでないものもあります。先ほどご紹介したみどりの食料戦略の中でも、有機農業を作付面積の４分の１にするというと、400万ヘクタールぐらいの国内農地は、そのうち100万ヘクタールを有機栽培にするというかなり高い目標でもあるので、これから先は意識してやっていきましょうということになります。

〔スライド40〕

40ページは水田活用の交付金のお話です。水田活用の直接支払交付金は、令和６年度の概算決定3,015億円で、去年は3,050億円だったので、僅かながら減少しました。これはなぜかというと、水田活用交付金の対象外になった畑地化の面積があるからということになります。畑地化促進のために令和５年度補正で750億円が用意されているので、農林水産省農産局に聞いてみましたら、要件を満たして畑地化を希望する面積に支払うお金は全部用意したと言っていました。これが進みますと、先ほど私が北海道の水田面積は20万ヘクタールだと言いましたが、地目水田の面積は減ることが想定されます。具体的な数字は私にも分からないのですが、北海道でかなり執行されるということになるのだろうと思います。

水田を畑地化するということになりますと、水田の用水計画を見ていったときに、これまではブロックローテーションを前提として還元田割増など用水計算をしていましたが、これが通用しなくなる面積が結構出てくるだろうと思います。そうすると、用水改良事業といいながら用水量が減る事業も出てくる。実際そのような地区も北海道の中にあるのですが、用水量が減る用水改良事業を仕組んでいくことも出てくるだろうと思っています。これが水田活用の直接支払交付金の動向になります。

６．北海道総合開発計画　〔スライド45〕

45ページに移ります。北海道総合開発計画について少しご紹介をさせていただきます。北海道局では令和２年に第８期北海道総合開発計画の中間点検を行いました。このときに私は北海道局農林水産課の企画官でしたが、まさにコロナ真っただ中のときに中間点検を行いました。新型コロナ感染拡大があって、外国からの観光客も来なくなってしまいましたし、それどころか国内も不要不急の県をまたぐ移動はやめてくださいと言われまして、

飛行機もがらがらだった時期がありました。北海道総合開発計画の８期計画の中間点検は、それ以前、要は令和２年以前のデータしか持っていませんでしたので、今のままで結構です、８期計画はこのまま継続ですという結論しか出なかったのです。一方、社会が変わってしまったのだということで、国土形成計画は途中で打ち切って、新しい計画にするということが令和３年に方向が決まりました。国土交通省でいうと総合政策局がそのように決めましたので、北海道局も北海道総合開発計画だけコロナ以前のままの状態で置いておくことにはならないという決断があって、第８期計画を打ち切って第９期計画に移行することになりました。

〔スライド50〕

年度内に閣議決定されることになると思いますが、これが第９期北海道総合開発計画の案で、今月１日に第28回北海道開発分科会が開催されて、この案と計画の推進について審議が行われました。第９期北海道総合開発計画は、2050年にあるべき北海道の姿を思って、そこに達するまでの最初の10年間、2024年からの10年間という期間にどうするべきなのかという考え方でつくられています。第８期計画では、食と観光が北海道の強みであって、これを柱とした総合開発計画になっているのですが、新しい第９期計画ではゼロカーボン北海道、一口でいうと環境が柱として加わることになっています。

〔スライド51〕

食は、食料安全保障というカテゴリーで、農業生産、漁業も含めてですが、食料生産という形で貢献していくということになりますので、農業の分野としては主戦場として考えていいのだろうと思います。ただし、環境との接点でいきますと、省エネルギーに資するということで、施設の統廃合や小水力発電のようなローカルエネルギーに取り組むなど、そのような関わり方を考えていく必要があるのかなと、まず１つ思われます。

観光については、観光で来た人は御飯を食べるのでという言い方もできるのですが、北海道の景観は、知床のような原始の景観は別として、農業生産など、そういった２次的景観が多くて、それもまた資源になっています。美瑛の丘のパッチワークの畑や十勝もそうかもしれませんが、そういったものが景観の資源として位置づけられるということもありますし、体験型観光という意味でいうと、長沼町などそうですが、農業体験が観光資源になるということも考えられます。農業の生産空間の中に環境や観光の観点も含めて考えていったらいいのかなと思っています。

あと、意外と知られていないのですが、スライドの左側中ほどに再生可能エネルギーシフト、エネルギー安全保障という項目があります。そのうち森林吸収（森林面積22%）と書いてあるのですが、これについては森林面積が大きければ良いというものではないのです。なぜかというと、森林のうち吸収源としてカウントして良いのは、主伐、木を切り倒してそれを使う、そして再造林している面積、これだけが森林吸収の対象面積なのです。

私もずっと勘違いしていまして、知床の原生林なども良いのかと思っていたのですが、そのようなものは森林の吸収源としてはカウントできないのです。なので、お家を建てる計画がある方は、できるなら国産材、もっとできるなら道産材を使ったお家を建ててくれると環境としてはとても良いということになります。切った木でもってそれを固定して、50年なら50年家として使うわけです。切った後に植えた木が50年経って大きくなります。大きくなる過程で二酸化炭素を吸収していくというサイクルができますので、もしお家を

建てる方がいらっしゃったら、できるなら道産材で造ってあげてください。

７．その他

「わが村は美しく一北海道」運動　〔スライド53〕

53ページは、わが村は美しく運動です。今、第11回コンクールの地方審査を終えまて、その結果を発表しましたが、令和６年度はここで選ばれた団体の中から大賞を選ぶコンクールが行われます。農業農村整備とソフト施策の展開によって農村の活性化を図りたいと考えているのですが、先ほどお話しした総合開発計画で言っている生産空間の考え方からいって、わが村運動もその一環かなと思っているところです。

※参考　実施地区数・調査地区数の経緯　〔スライド22〕

資料は22ページに戻ります。予算全体の説明のときに調査計画費の話を少ししましたが、令和６年度の業務発注の件数は、令和５年度と大体一緒かなと見込んでいます。先ほど申し上げたように、対令和５年比で112％の調査計画費があるのですが、物価上昇分を差し引いて発注件数を数えてみると同じ程度かなということです。本日はコンサルタント業界の皆さんが多数来られていますので、私からお願いがあります。

１つ目は、資材や労賃の価格上昇分の反映です。先ほど清川二期など、何とか二期という地区が幾つかあったと思うのですが、この場合、前歴事業があるので、前歴事業の予算はどの程度使ったかというのは参考になると思うのですが、前歴事業から時間が経っていますので、資材や労賃の価格上昇が結構な額になると思います。事業計画作成などの業務を請け負われた場合、主要工事計画に係る事業費を積算するのですが、令和３年の工事の設計書を令和５年の単価で積算し直してみると、区画整理は13％上昇、パイプライン18％、開水路10％ぐらい増加しているのです。令和３年から令和５年のたった２年ですが、10％以上増加しています。そのようなことも踏まえて、事業計画作成のうち事業費積算を担当される方は、少し意識しておいていただけないかなというのが１つ目です。

※参考　建設業を巡る現状と課題　〔スライド56〕

資料は56ページに移ります。２つ目は、建設業界、運輸業界も2024年問題に直面します。建設業界も時間外労働の規制を受けるため、現状では通期の４週８休を進めておりますが、将来的には更なる休暇取得が進むよう取り組んでいく必要があると考えております。これは去年の実績ですが、通期の４週８休を全ての工事で達成しているという実情もあります。これにより工期が実質的に延びるため、事業費もその分増える傾向に出ると思われますので、このことも事業費積算のときに意識しておいていただけたらということです。

〔スライド57〕

３つ目が、建設就業者の減少と高齢化になります。時間外労働規制は働く時間の問題ですが、こちらは働く人数の減少と高齢化の問題になります。建設業で働く人の数が減って、これまで人力でできていたものができなくなるという問題が出てくると思います。そうすると何が始まるかといいますと、少ない人数で同じ規模の仕事を消化しようとすると機械化、ＩＣＴ化なのです。機械化とプレキャスト製品の導入、この２つかなと思っています。

これまでの常識ですと、プレキャストも従来の工事手法に比べて高価になるという評価でしたが、冬期間の工事で養生しなくても済むなど、そのような条件が重なれば、むしろプレキャストの方が安いというケースも出てきています。もともとは人力で現場打ちで施工すると言っていた用水路の工事を、施工費が安いという理由でプレキャストで施工した例もあります。

ＩＣＴ施工は、現状では受注者希望のような形で導入しているのですが、いずれ従業員や建設従事者の減少に起因してＩＣＴでなければできないところが多々出てくるはずなので、ＩＣＴ施工の導入実績も意識して工事計画などに反映していただけると良いかなと思います。土地改良事業計画の中では、人員不足は工期と事業費が伸びる方向にどうしてもなるというのが我々の見立てになっていまして、ある程度計画の中でそれを織り込んでいきたいと思っています。

なぜなら、少し前につくった事業計画書では、ＩＣＴ施工などを全然意識していない事業費積算なのですが、受注者希望などでＩＣＴ施工を入れると、事業費は1.5倍まではいかないですが、1.2倍や1.3倍になるのです。増えた分は計画の重要な部分の変更には当たらないという整理になっているので、計画変更手続きは行わないのですが、実際に使ったお金の額は増えます。

仮に200億円でスタートした事業があるとして、ＩＣＴ施工や物価変動などがもろもろかかっていって、最終的には実額で300億円使ったとします。話を簡単にするために、受益者負担金が仮に10％として20億円払えば良いと思っていた人たちが、幾ら物価変動、ＩＣＴ施工があったからといって、20億円でなくて30億円でしたと言われると、えっとなる可能性があるのです。これは、ちょうどバブルの頃、昭和62年、63年ぐらいから平成元年ぐらいにかけての状況とよく似ているのです。これから計画書をつくる地区にあっては、開発局としてはそのようなことをよく検討した上で事業費を積んでいきたいと思っているということを、コンサルタント業界の皆さんに今日お伝えしたかったということになります。

私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

最近の農業農村整備を巡る諸情勢について

令和6年 2月 9日

北海道開発局　農業水産部

目　　次

令和６年度農林水産省予算概算決定等の概要　・・・　１
令和６年度北海道開発予算概算決定の概要　・・・　１３
北海道の農業農村整備事業　・・・　１４
令和６年度概算決定における新規地区の概要　・・・　１５
令和６年度国営事業に係る新規・拡充等　・・・　２５
農政の動向　・・・　３２
北海道総合開発計画　・・・　４５
その他（「わが村は美しく－北海道」運動、工事業務件数等）・・　５３

令和6年度　農林水産省予算概算決定等の概要

○　令和6年度概算決定における農林水産予算総額は、2兆2，686億円（対前年比100．0%）を計上。
うち、公共予算は6，986億円（対前年比100．0%）、農業農村整備は3，326億円（対前年比100．1%）を計上。

◇農林水産予算の骨子

総　括　表

区　分	5年度 予算額	6年度 概算決定額	5年度補正 追加額
	億円	億円	億円
農林水産予算額	22，683	22，686	8，182
（対前年度比）	－	100．0%	
1．公共事業費	6，983	6，986	3，592
（対前年度比）	－	100．0%	
一般公共事業費	6，782	6，784	2，848
（対前年度比）	－	100．0%	
災害復旧等事業費	201	202	744
（対前年度比）	－	100．6%	
2．非公共事業費	15，700	15，700	4，590
（対前年度比）	－	100．0%	

（注）1．金額は関係ベース。
2．計数整理の結果、異動を生じることがある。
3．計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

公共事業費一覧

区　分	5年度 予算額	6年度 概算決定額	5年度補正 追加額
	億円	億円	億円
農業農村整備	3，323	3，326	1，777
（対前年度比）		100．1%	
林野公共	1，875	1，877	745
（対前年度比）		100．1%	
治山	623	624	268
（対前年度比）		100．1%	
森林整備	1，252	1，254	477
（対前年度比）		100．1%	
水産基盤整備	729	730	300
（対前年度比）		100．1%	
海岸	81	81	26
（対前年度比）		100．0%	
農山漁村地域整備交付金	774	770	－
（対前年度比）		99．5%	
一般公共事業費計	6，782	6，784	2，848
（対前年度比）		100．0%	
災害復旧等	201	202	744
（対前年度比）		100．6%	
公共事業費計	6，983	6，986	3，592
（対前年度比）		100．0%	

注）1．金額は、関係ベース。
2．計数整理の結果、異動を生じることがある。
3．計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
4．農業農村整備事業関係予算は、6,240億円。その内訳は以下のとおり。
・農業農村整備事業　3,326億円
・農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分　588億円
・非公共の農業農村整備関連事業　548億円
（農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農山漁村振興交付金）
・5年度補正額（農業農村整備事業）　1,777億円

令和６年度　農林水産関係予算のポイント（概要）

	令和５年度	令和６年度
農林水産関係予算	２兆２，６８３億円	２兆２，６８６億円（＋３億円）

令和５年度補正
８，１８２億円

○ 食料安全保障の強化に向け、水田の畑地化支援により、収益性の高い野菜や国内で自給できていない麦・大豆など畑作物の生産を推進するとともに、海外に依存する化学肥料の使用低減や飼料の国内生産の拡大等を推進。
○ 将来の生産者の急減に備え、地域の農業を担う経営体の規模拡大等の支援や、サービス事業体の育成など、生産基盤の構造転換を推進。また、持続可能な食料システムを構築する観点から、農産物等の適正な価格形成等を推進。
○ 農林水産物・食品の輸出額目標（2025年に２兆円・2030年に５兆円）の達成に向け、輸出先国の多角化のための販路開拓や現地の商流構築、品目団体による売り込み強化や包材等の規格化、大規模輸出産地の形成等を推進。

【主な内容】

1　食料安全保障の強化

・食料安全保障の強化に向けた対策
395億円（＋111億円）〔補正〕2,113億円

2　米の需給安定と水田の畑地化による畑作物の生産の推進

・水田活用の直接支払交付金等　2,905億円（▲35億円）
・コメ新市場開拓等促進事業　110億円　（±0億円）

3　農業農村整備事業等による水田の畑地化の推進

・農業農村整備事業関係
4,463億円（＋5億円）〔補正〕1,777億円

4　畜産・酪農の安定的な経営の推進

・加工原料乳生産者補給金　348億円（＋17億円）
・和牛肉需要拡大緊急対策事業　〔補正〕50億円

5　農林水産物輸出の拡大

・農林水産物輸出の拡大に向けた支援
102億円（▲7億円）〔補正〕360億円

6　中山間地域等の課題への対応

・中山間地域等直接支払交付金　261億円（±0億円）

7　林業の成長産業化の推進

・森林整備事業　1,254億円（＋1億円）

8　水産業の成長産業化の推進

・漁業収入安定対策　202億円（±0億円）〔補正〕225億円
・漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油・飼料高騰対策）
18億円（±0億円）〔補正〕366億円

令和6年度　農林水産省予算概算決定等の概要

○農業農村整備事業（公共）は、令和5年度補正追加額1，777億円とあわせて、5，103億円を計上。
　また、非公共事業と交付金を含めた農業農村整備事業関係予算は、6，240億円を計上。

◇農業農村整備事業関係予算の概要（全国）

（単位：億円）

事　　項	令和５年度当初予算額	令和６年度概算決定額 A	令和５年度補正予算額 B	合計 A＋B
農業農村整備事業＜公共＞	3，323	3，326 （100．1%）	1，777	5，103 （153．6%）
農業農村整備関連事業＜非公共＞	543	548 （100．9%）	－	548 （100．9%）
（農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑作等促進整備事業 農山漁村振興交付金）				
農山漁村地域整備交付金＜公共＞ （農業農村整備分）	591	588 （99．6%）	－	588 （99．6%）
合　　計	4，457	4，463 （100．1%）	1，777	6，240 （140．0%）

（注）１．計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
　　２．下段（　）書きは令和５年度当初予算額との比率である。

農業農村整備事業関係予算の概要

○令和6年度概算決定

（単位：億円）

	6年度 予算案
・農業農村整備事業 〈公共〉	3,326
・農地耕作条件改善事業	198
・農業水路等長寿命化・防災減災事業	282
・畑作等促進整備事業	22
・農山漁村振興交付金 　のうち　農業農村整備分	46
・農山漁村地域整備交付金 〈公共〉 　のうち　農業農村整備分	588
計	**4,463**

※数値は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。

○令和5年度補正予算

（単位：億円）

	5年度 補正
・食料安全保障の強化に向けた構造転換対策	460
（・農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 〈公共〉）	（460）
・「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施	760
（・農地の更なる大区画化・汎用化の推進 〈公共〉）	（非公表）
（・水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 〈公共〉）	（非公表）
（・畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 〈公共〉）	（非公表）
・防災・減災、国土強靱化の推進	857
（・農業水利施設、ため池等の防災・減災対策 〈公共〉）	（857）
計	**1,777**

※食料安全保障のうち300億円は他の対策と重複
※「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施の金額内訳は、非公表

令和6年度当初 4,463億円 ＋ 令和5年度補正 1,777億円 ＝ 6,240億円

【参考】農業農村整備事業関係予算の推移

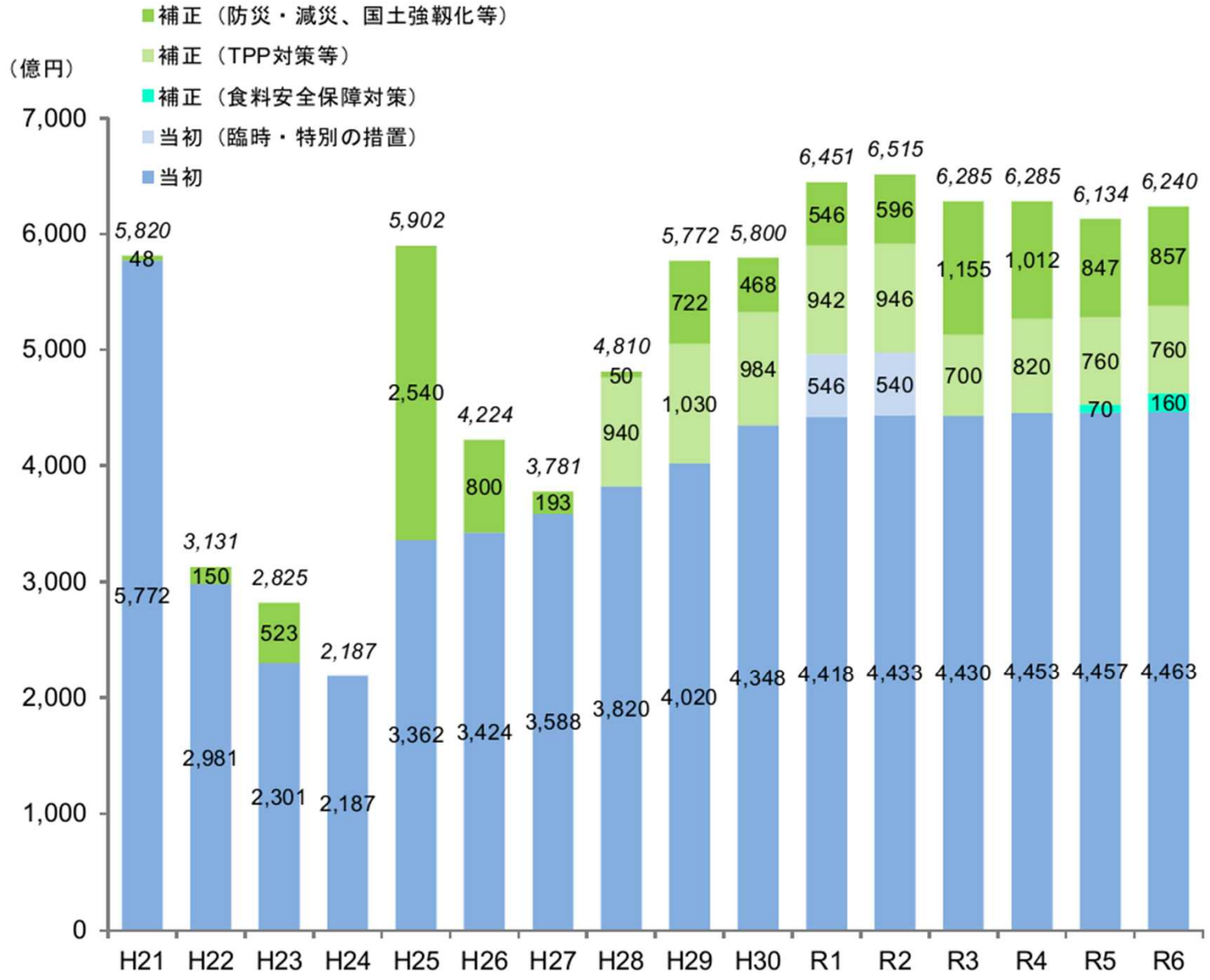

※R4年度補正予算の防災・減災、国土強靭化等には食料安全保障対策分30億円を含む

※計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

【参考】公共事業関係費の推移

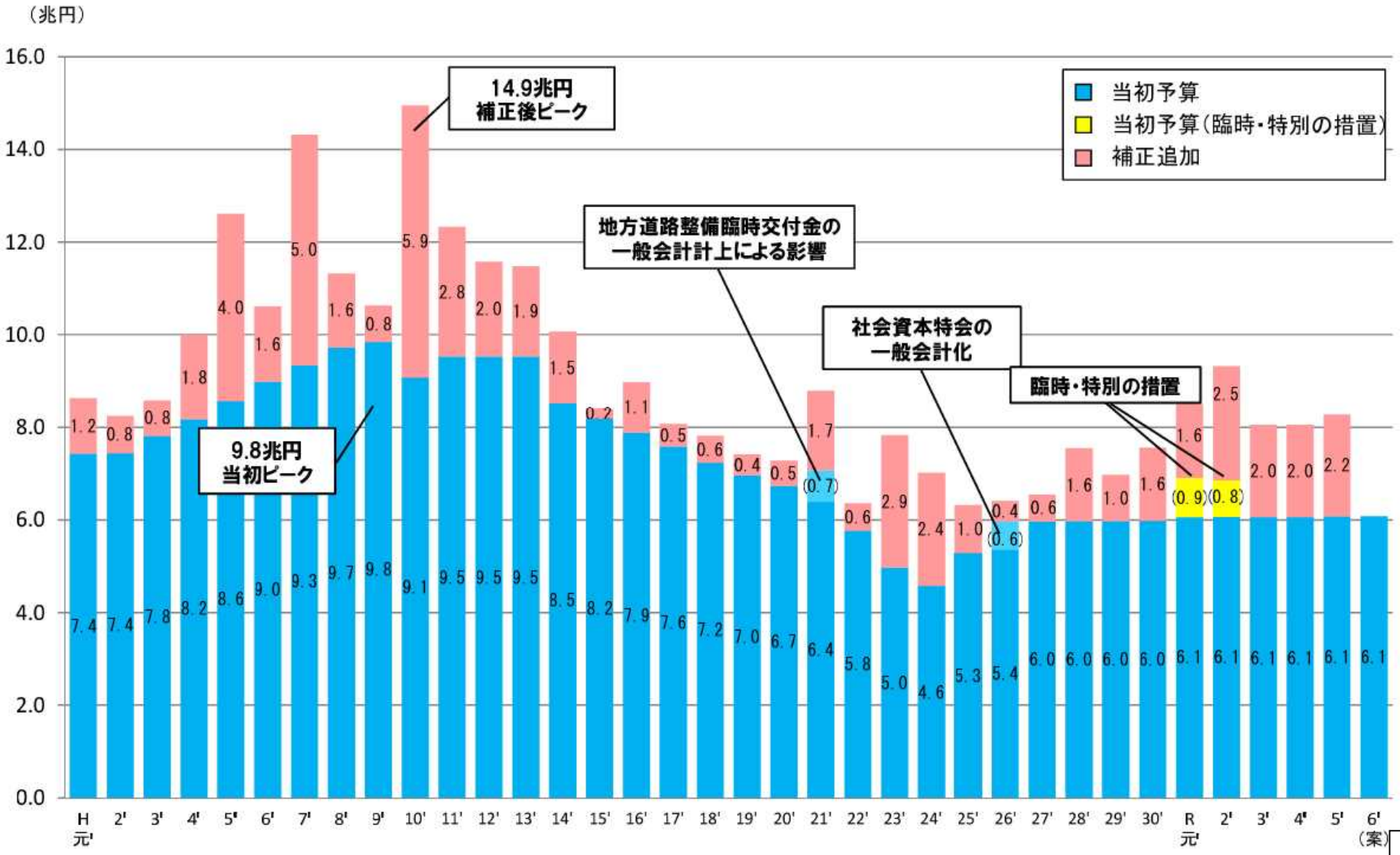

【参考】農業農村整備事業 国営予算の概要

○農業農村整備事業の国営事業は、令和6年度当初予算で1,705億円となり、令和5年度の補正予算で441億円を計上。
令和6年度当初と令和5年度補正で2,146億円を計上。

◇農業農村整備事業 国営予算の概要（全国）

（単位：億円）

事　　項	令和５年度当初予算額	令和６年度概算決定額 A	令和５年度補正予算額 B	合計 A＋B
国営かんがい排水	1,038	1,033 (99.5%)	138	1,171 (112.8%)
国営農地再編整備	403	396 (98.2%)	226	622 (154.2%)
国営総合農地防災	281	269 (95.6%)	77	346 (122.9%)
直轄地すべり	7	7 (100.0%)	－	7 (100.0%)

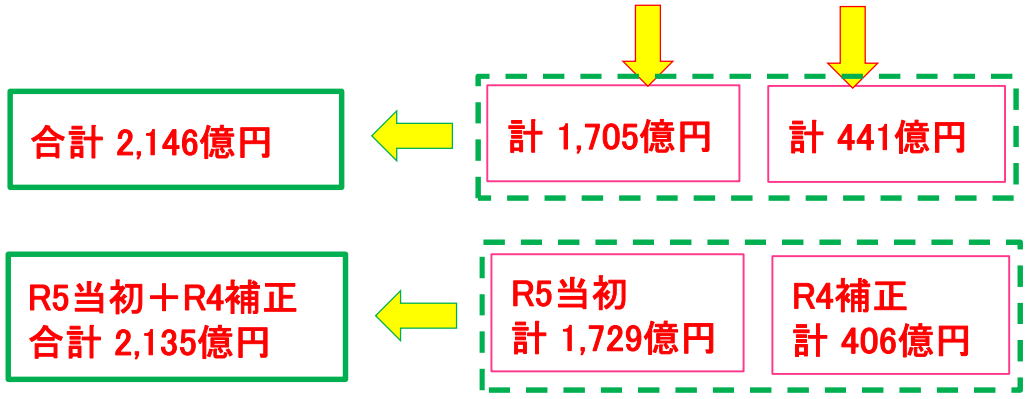

※前年度公表資料より

【参考】開発局の令和5年度補正の概要

◇令和5年度　北海道開発局関係補正予算（事業費）

令和５年度　北海道開発局関係補正予算（事業費）

【直　轄】

（単位：百万円）

事　項	補正追加額	一括配分額	備　考
治水	20,258	5,497	
海岸	170	0	
道路	32,520	13,705	
港湾整備	4,242	280	
都市水環境整備	120	120	
国営公園等	203	0	
農業農村整備	21,897	0	
水産基盤整備	5,080	0	
官庁営繕	866	166	
合計	85,355	19,768	

注　1．計数整理の結果、異動を生じることがある。
　　2．四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

農業農村整備事業関係予算の概要

農業農村整備事業＜公共＞

【令和６年度予算概算決定額　332,623（332,303）百万円】
（令和５年度補正予算額　177,700百万円）

＜対策のポイント＞

競争力強化のための水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化、新たな農業水利システムの構築、**国土強靱化**のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策や流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

＜事業目標＞

○ 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割）
○ 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備（農業競争力強化対策）

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化**等の基盤整備を推進します（**高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費**等を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化**や**ICTの導入**等による**新たな農業水利システムの構築**等を推進します。

２．農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策（国土強靱化対策）

農業水利施設の更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策等を推進します。

３．農村整備（田園回帰・農村定住促進）

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**農道や集落排水施設、地域資源利活用施設の整備**等を推進します。

＜事業の流れ＞

国 → 1/2等 → 都道府県
国 → 1/2等 → 都道府県 → 市町村等

※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局設計課（03-3502-8695）

食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策＜公共＞

【令和５年度補正予算額　46,000百万円】

＜対策のポイント＞
食料の安定供給の確保に向けた構造転換や農業生産基盤の適切な保全管理を促進するため、**水田の汎用化・畑地化による麦・大豆、野菜等の国内生産の増大や農業水利施設等の省力化、施設の集約・再編等**を推進します。

＜事業目標＞
○ 主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進
○ 担い手の生産コストの削減、農業水利施設の戦略的な保全管理の推進

＜事業の内容＞

1．過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策
麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による**水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備による畑地の高機能化等**を支援します。

2．生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策
スマート技術等の導入に資する**農地の大区画化、情報通信などの基盤整備、農業水利施設等の省力化や省エネ化、施設の集約・再編等による適切な保全管理等**を支援します。

＜事業の流れ＞

※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策

生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策

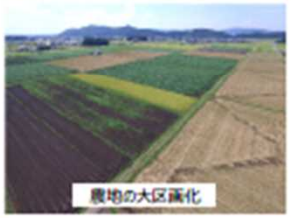

［お問い合わせ先］　農村振興局設計課　(03-3502-8695)
水資源課　(03-3502-6246)
農地資源課　(03-6744-2207)
地域整備課　(03-6744-7625)
防災課　(03-3502-6430)
畜産局飼料課　(03-6744-239)

「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づく施策の実施

農地の更なる大区画化・汎用化の推進 <公共>

【令和５年度補正予算額　76,000百万円の内数】

<整備後のイメージ>

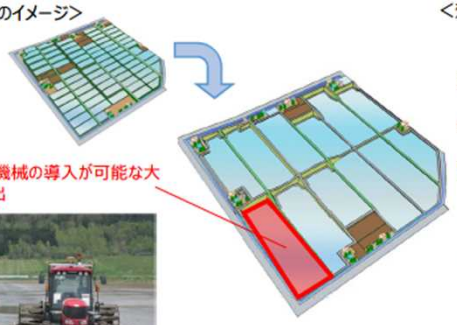

自動走行農機による代掻き

<効果（米の生産コストの低減（円/60kg））>

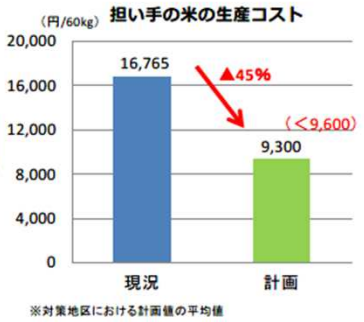

※対策地区における計画値の平均値

水管理の省力化・合理化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを推進

自動給水栓

パイプライン化

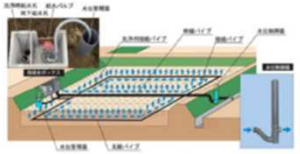

地下かんがい

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 <公共>

【令和５年度補正予算額　76,000百万円の内数】

<水田の汎用化・畑地化>

水田に野菜等を導入できるよう排水改良を行い、かんがい設備を整備

○排水改良のイメージ

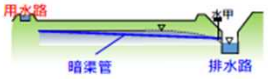

<畑地・樹園地の高機能化>

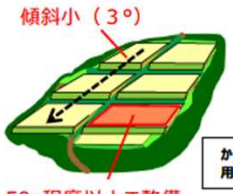

○みかんのマルチドリップかんがい

点滴かんがい

マルチ栽培

高収益作物の生産額の変化

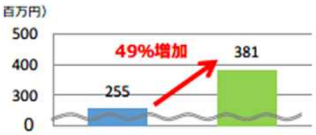

※ 対策地区（作物生産額の増加要件に係る地区）における計画値の平均値

大区画化

大型機械の導入

ハウス栽培

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 <公共>

【令和５年度補正予算額　76,000百万円の内数】

<整備前>

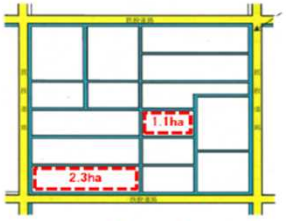

現況の自然水路に合わせて整備

<整備後>

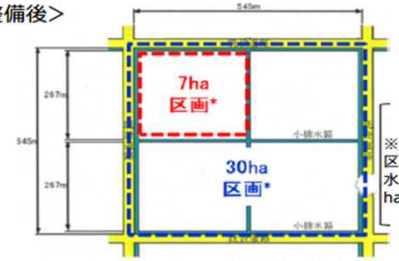

大区画による効率的な飼料生産

大型作業機械による作業

飼料作物の単位面積当たり収量

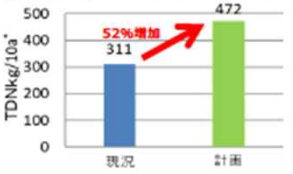

※対策地区における計画値の平均値

* TDNとは、飼料作物中の可消化養分のことをいい、TDNkg/10a は栄養価ベースの収量を指す

防災・減災、国土強靭化等の推進

農業水利施設、ため池等の防災・減災対策＜公共＞

【令和５年度補正予算額　85,700百万円】

＜対策のポイント＞

激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえた**「流域治水」の取組、農業水利施設の安定的な機能の発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、ため池の防災・減災対策**等を実施し、**農村地域の防災・減災、国土強靭化**を図ります。

＜事業目標＞

- ○ 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha［令和７年度まで］）
- ○ 田んぼダムに取り組む水田の面積の増加（令和２年度取組面積の約３倍［令和７年度まで］）
- ○ 更新が必要と判明している基幹的農業水利施設への対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）
- ○ 防災重点農業用ため池への防災・減災対策の着手（約37,000か所［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

1．流域治水対策（農業水利施設の整備）

農業用ダムの洪水調節機能強化のための**既存農業水利施設の補修・更新**、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための**農業水利施設の整備を推進**します。

2．流域治水対策（水田の貯留機能向上）

水田の貯留機能向上のための**田んぼダム等に取り組む地域**で**実施される農地整備事業を推進**します。

3．農業水利施設等の安定的な機能の発揮、老朽化対策、豪雨・地震対策

激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した**農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策**、施設の集約・再編等を含めた**適切な整備**を図るとともに、施設の効率的かつ効果的な維持管理を実現するための**省エネ化を推進**します。

4．防災重点農業用ため池の防災・減災対策

近年増加している自然災害に備え、防災重点農業用ため池の**劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事を推進**します。

＜事業の流れ＞

※　事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

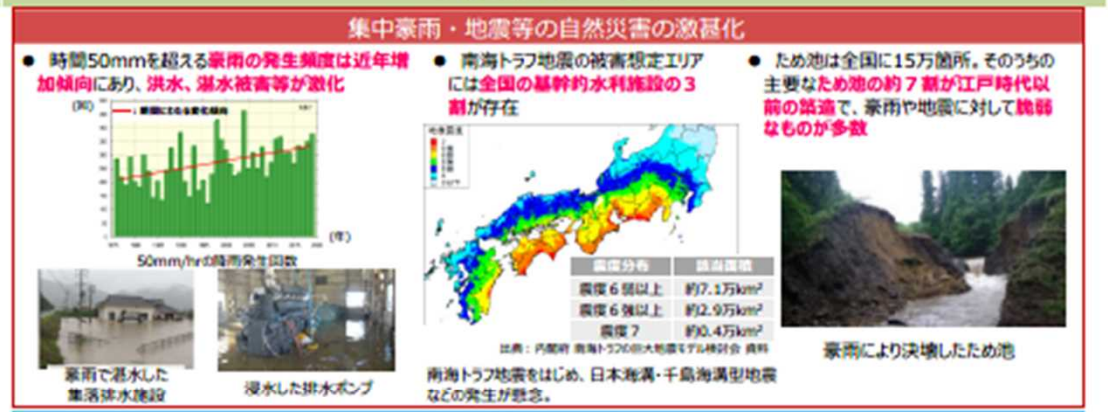

［お問い合わせ先］（１の事業）農村振興局水資源課　(03-3592-6810)
（２の事業）農地資源課　(03-6744-2208)
（３の事業）水資源課　(03-6744-1363)
（４の事業）防災課　(03-6744-2210)

令和6年度北海道開発予算概算決定の概要

○令和6年度概算決定における北海道開発事業費は、5,610億円(対前年比100.4%)を計上。
うち、農業農村整備予算は796億円(対前年比100.1%)を計上。

◇北海道開発予算概算決定の概要

(単位:百万円、国費ベース)

事項	令和5年度当初予算	令和5年度補正予算	令和6年度予算(概算決定)	対前年比
北海道開発事業費	558,871	164,957	560,962	100.4%
治山治水	102,190	33,442	102,239	100.0%
道路整備	218,934	39,055	218,935	100.0%
港湾空港鉄道等	23,023	4,242	23,492	102.0%
農業農村整備	79,512	45,814	79,589	100.1%

◇農業農村整備事業予算の概要 (公共分)

(単位:百万円、国費ベース)

事項	令和5年度当初予算	令和5年度補正予算	令和6年度予算(概算決定)	対前年比	令和5年度補正予算＋令和6年度予算(概算決定)
全　国	332,303	177,700	332,623	100.1%	510,323
北海道	79,512	45,814	79,589	100.1%	125,403
(全国シェア)	(23.9%)	(25.8%)	(23.9%)		(24.6%)

北海道の農業農村整備事業

○農業農村整備事業では、食料供給力の強化と国土強靭化などに資する事業を重点的に推進します。
○食料供給力の強化：農地の大区画化、畑地かんがい施設の整備等を実施し、省力化・低コスト化、農業収益力向上を推進します。
○国土強靭化：基幹的な農業水利施設の更新・長寿命化・耐震化を実施し、農業用水の安定供給等を図るとともに、排水施設の機能強化や農業用ダムの洪水調節機能強化等により災害の未然防止を図り、農村地域における防災・減災を図ります。

食料供給力の強化

大区画化と農地の集積・集約化

■ **国営緊急農地再編整備事業「北野地区」の例**

農地の大区画化し農作業の省力化・低コスト化し農業収益力向上を推進します。また、大区画化と併せて「スマート農業」の技術導入を進め更なる省力化を目指しています。

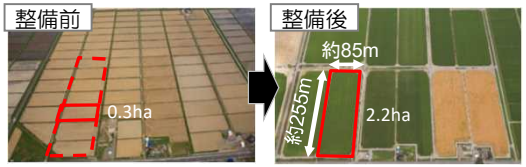

農地の大区画化
スマート農業に適した区画を創出

畑地かんがい施設の整備

■ **国営かんがい排水事業「北見二期地区」の例**

老朽化した用水施設の更新整備とあわせて、畑地かんがいが手当されていない区域に用水手当し、収益力の向上を推進します。

未整備区域において
干ばつが発生

施設整備により、適期
適切なかん水を実現

安定生産・品質
が向上

国土強靭化　基幹的な農業水利施設の老朽化対策、防災・減災対策

■ **国営かんがい排水事業「北海地区」の例**

整備対象区間のうち95%以上が耐用年数を超過し、老朽化による水路の倒壊も見られていたことから、水路の更新整備を実施します。

■ **国営かんがい排水事業「常呂川下流地区」の例**

近年の降雨量の変化に伴い排水能力が不足するとともに、経年的な劣化が進行する状況から、排水施設の増強等の整備を実施します。

■ **国営総合農地防災事業「雨竜川下流地区」の例**

河川流況等の変化に起因して河床洗堀が進行し、洪水時に転倒し、広域的な災害が発生するおそれがある頭首工を改修し、災害の未然防止を図ります。

転倒のおそれがある頭首工

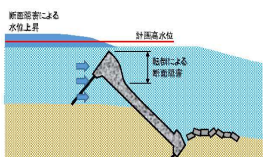

頭首工の河床洗堀による
河川断面の通水阻害イメージ

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策

- ○ 流域治水対策
- ○ 農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策

農業用ダムの
洪水調節機能強化

令和6年度新規地区の概要

○令和6年度概算決定において、国営の新規事業着手4地区、新規調査着手5地区を計上。

1）事業着手地区

事業名	地区名	建設部	関係市町村
国営かんがい排水事業	篠津運河下流（しのつうんがかりゅう）	札幌	江別市 当別町
	清川二期（きよかわにき）	帯広	帯広市
国営総合農地防災事業	川湯跡佐北（かわゆあとさきた）	釧路	弟子屈町
	川湯跡佐南（かわゆあとさみなみ）	釧路	弟子屈町

2）調査着手地区

事業名	地区名	建設部	関係市町村
国営かんがい排水事業	夕張川下流（ゆうばりがわかりゅう）	札幌	岩見沢市 江別市 南幌町 由仁町 長沼町
	天塩川（てしおがわ）	旭川	士別市 名寄市 剣淵町
	羽幌用水（はぼろようすい）	留萌	羽幌町
国営農地再編整備事業	富良野西（ふらのにし）	旭川	富良野市
	問寒別（といかんべつ）	稚内	幌延町

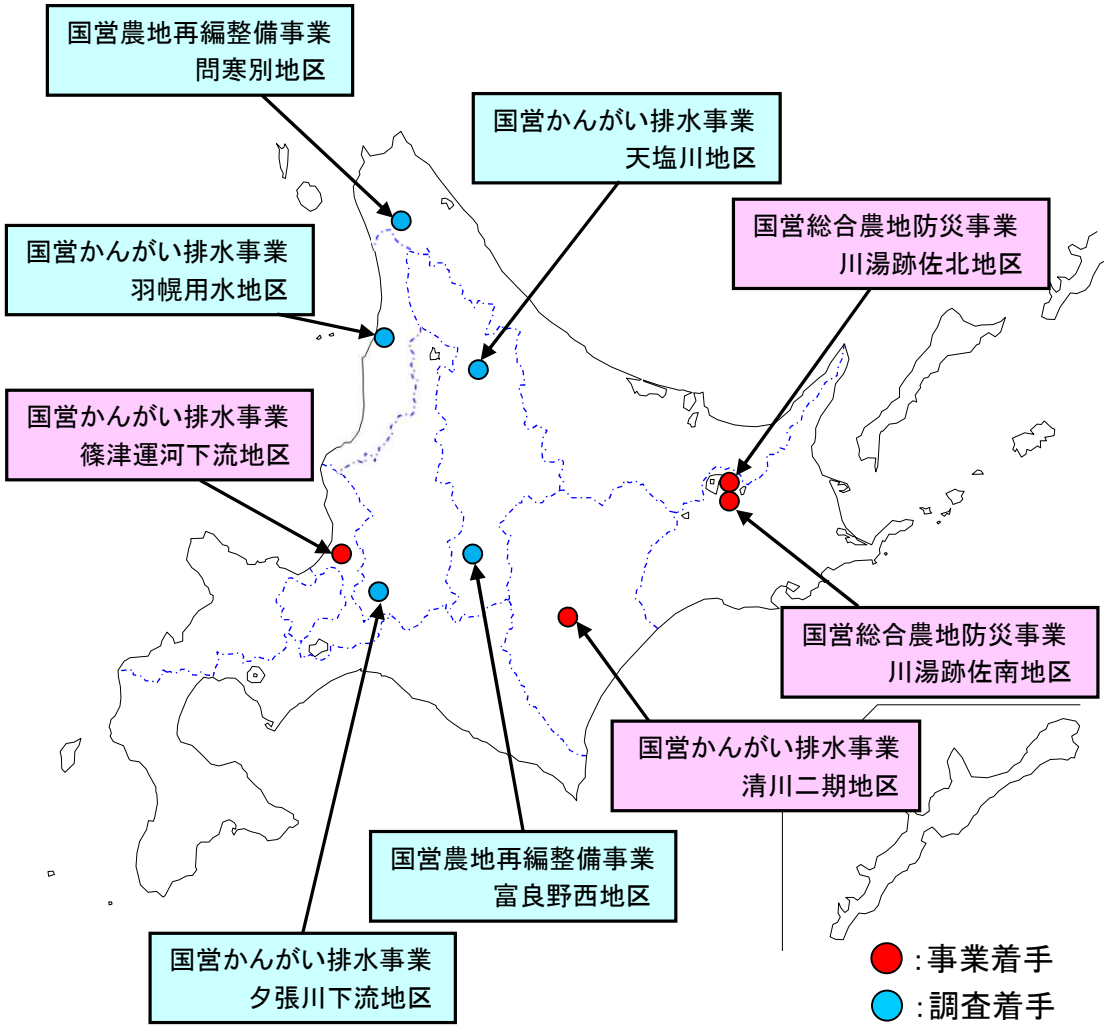

篠津運河下流地区（北海道）【国営かんがい排水事業・事業着手】

事業概要

○目的

本地区の用排水施設は、国営篠津中央土地改良事業（S60～H18）等により整備され、水稲、小麦、大豆、ブロッコリー、レタス等を組み合わせた水田作経営が展開されているが、用排水施設の経年的な劣化等により、施設の維持管理に多大な費用を要している。併せて、地区内の農業用水は、近年の営農状況の変化に伴い水需要が変化しているとともに、用水管理に多大な費用とエネルギーを要している。

また、地区内の排水施設は、土地利用の変化等による流出量の増加や泥炭土に起因する地盤沈下の進行により排水能力が不足し、湛水被害及び過湿被害が発生し農業生産性が低下しているとともに、湛水被害への対応として、排水路やその周辺における被害状況の把握等の維持管理に多大な労力を要している。

このため、本事業では、水需要の変化や用水管理の合理化に対応した用水再編を行うとともに、排水施設を改修し排水再編を行い、併せて関連事業において暗渠排水を整備することにより、農業用水の安定供給、施設の維持管理の軽減及びエネルギー使用量の削減を図るとともに、農地の湛水被害及び過湿被害の解消を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する。

○概要

関係市町	北海道江別市（えべつし）、石狩郡当別町（いしかりぐんとうべつちょう）
事業工期	令和６年度～令和21年度
総事業費	220億円
受益面積	1,863ha（田 1,863ha）
主要工事	揚水機場（改修） １箇所 排水機場（改修） ２箇所 用水路 （新設・改修） ２条 L=7.0km 排水路 （改修） ２条 L=8.4km

位置図

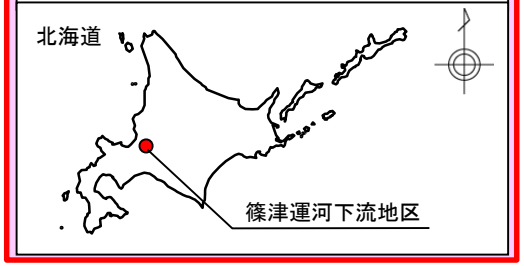

地区の特徴

道内有数の野菜産地 ／ 消費者への直接販売／輸出促進

■水稲を中心に野菜等を加えた農産物の生産

地域の農業産出額　計90.9億円

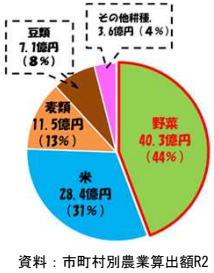

資料：市町村別農業算出額R2

【江別市が収穫量道内１位のブロッコリー】

【江別市が収穫量道内２位のレタス】

■大都市近郊の立地を活かした直接販売・海外への販路拡大

【大都市・札幌市に近接する立地条件を活かし、農産物・加工品の直売を積極的に推進】

【地域が一体となり海外への販路開拓・拡大に取り組む】

地区の課題

用排水施設の機能低下 ／小揚水機の不安定取水／湛水、過湿被害の発生

■地区内の農業水利施設は、機能低下の進行や取水阻害の他、排水能力の不足に伴い湛水・過湿被害が発生

八幡幹線用水路の漏水状況
●用水施設の機能低下

堆積土砂撤去状況（中島揚水機）
●土砂堆積による取水阻害

大豆ほ場の湛水状況（R４．８）
●湛水被害により作物に被害が発生

【近年10ヶ年のたん水発生状況】

湛水被害発生発生日	湛水面積（ha）
H28．8．16～8．17	167．57
H30．8．13～8．17	100．15
R4．8．15～8．16	115．59

●過湿被害により高収益作物（野菜）の作付が困難

事業の効果

省エネルギー化の実現／高収益作物等の生産拡大 ／ 食料安定供給の促進

■揚水機統廃合による省エネルギー化の実現

揚水機の統廃合（イメージ）

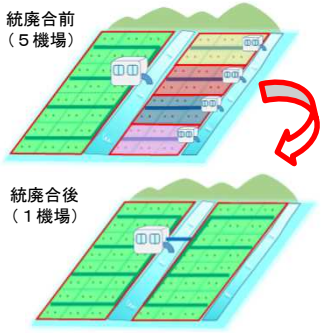

揚水機の統廃合（５→１機）及び老朽化が進行している施設の改修により、維持管理費を軽減

■ 高収益作物等の生産拡大

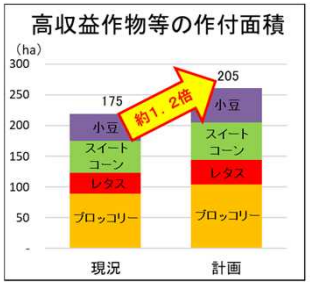

高収益作物等の生産拡大により、農業所得が増加

■食料安定供給に向けた国産濃厚飼料の増産

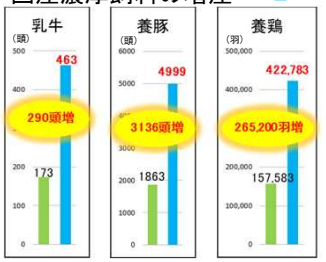

子実用とうもろこしの増産（41ha→110ha）により食料自給率向上に寄与

清川二期地区（北海道）【直轄明渠排水事業（かん排）・事業着手】

事業概要

○目的

本地区の排水施設は、国営清川土地改良事業（S50～H３）により造成され、小麦、ばれいしょ、てんさい、大豆、小豆、スイートコーン、ながいも、たまねぎ等を組み合わせた畑作経営のほか、飼料作物を栽培し乳用牛を飼養する酪農経営が展開されている。

しかし、近年の降雨量等の変化による流出量の増加により排水能力が不足し、農地への湛水被害が発生しており、農業生産性が低下している。

また、湛水被害への対応として、排水路やその周辺における被害状況の把握等の維持管理に多大な労力と費用を要している。

このため、本事業では、排水路の整備を行い、農地の湛水被害の解消及び維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する。

○概要

関 係 市	北海道帯広市（おびひろ）
事業工期	令和６年度～令和17年度
総事業費	190億円
受益面積	2,650ha（畑 2,650ha）
主要工事	排水路（改修）
	５条 22.1km

位 置 図

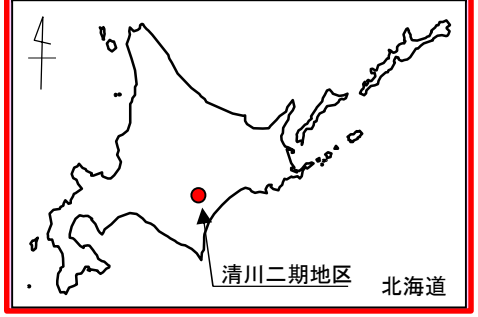

地区の特徴

道内有数の畑作物・野菜の産地 ／ 全国への販売展開 ／ 積極的な輸出

■ 帯広市の農業産出額

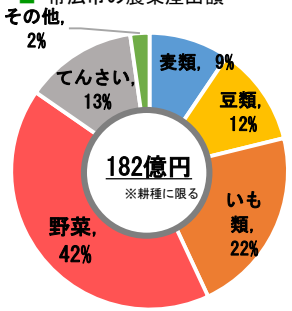

資料：市町村別農業産出額（推計）

■ 全国有数（７%）の作付を行う「ながいも」「ばれいしょ」

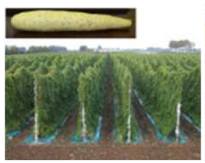

量販店等へ青果物として出荷される他、規格外品についても加工品として出荷。

JA貯蔵施設に隣接した、大手菓子ﾒｰｶｰ（ｶﾙﾋﾞｰﾎﾟﾃﾄ(株)）の工場にて加工され全国各地で消費される。

■ 輸出の取組（ながいも）

台湾・ｱﾒﾘｶ・ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ等へ輸出

出荷箱（青：国内 赤白：輸出）

GI制度（H28）　SQF認証（H29）

GFP 東林水産物・食品輸出プロジェクト

輸出事業計画策定（R1）

地区の課題

流出量の増加 ／ 湛水被害の発生 ／ 高収益作物等の安定生産・作付拡大に支障

■ 降雨量等の変化により湛水被害が発生、高収益作物等の安定生産・作付拡大に支障

【 単位流出量 】

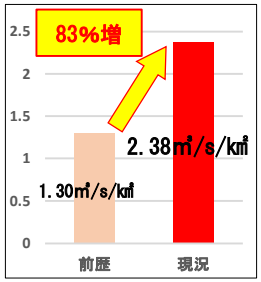

【 湛水被害状況（H28.8）】

排水施設では排水能力が不足し、地区内広範囲の農地で湛水被害が発生。農業生産性が低下している。

【 湛水被害の発生と地域農業への影響 】

近年は概ね５年に１回の頻度で被害が発生。特にH28年は319haと広範囲に湛水。

●８月以降の大雨が多い傾向

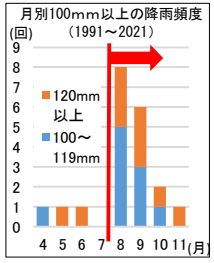

●収穫期と湛水被害の関係

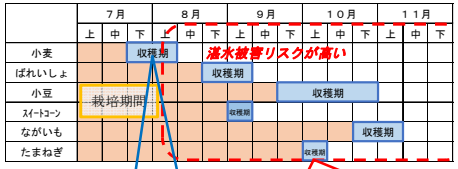

湛水被害前に収穫を終える可能性が高い小麦は過作傾向

⇔

湛水被害の恐れから高収益作物等の作付拡大に支障

事業の効果

排水改良による農業生産性の向上 ／ 農業経営の安定 ／ 食料安全保障への寄与

■ 排水改良（湛水被害解消）による優良農地の確保

排水路の整備イメージ
（排水能力を確保し湛水被害を解消）

優良農地の確保
（農業生産性の向上）

■ 高収益作物等の作付拡大

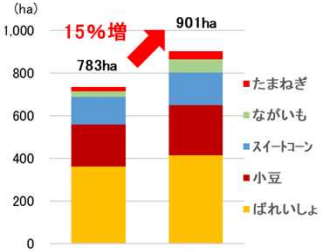

湛水被害解消により高収益作物等の作付拡大 ⇒ 農家所得の向上

■ 食料安全保障への寄与

排水路の整備
（自然災害ﾘｽｸの解消）
⇒高収益作物の作付増
⇒安定生産・出荷体制の確立

・国内への安定供給
・輸出量の増加
・農業経営の安定

川湯跡佐北地区（北海道）【国営総合農地防災事業・事業着手】

事業概要

○目的

本地区は、北海道川上郡弟子屈町に位置する469haの農業地帯であり、小麦、てんさい、ばれいしょ、大豆にそばを組み合わせた畑作経営のほか、飼料作物を栽培し乳用牛を飼養する酪農経営が展開されている。

地区内の排水施設は、国営川湯土地改良事業（昭和46年度～昭和54年度）等により整備されたが、侵食を受けやすい火山性土壌に起因した土壌侵食により、農業用排水路の通水能力や必要水路深の不足による機能低下が著しく、降雨時や融雪時には農地の湛水被害及び過湿被害が発生している。

このため、本事業では、農業用排水路の機能を回復し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、以て国土の保全に資するものである。

○概要

関係村	北海道川上郡弟子屈町（かわかみ　てしかが）
事業工期	令和6年度～令和12年度
総事業費	27億円
受益面積	469ha（畑 469ha）
主要工事	排水路（改修） 7条 5.8km

位置図

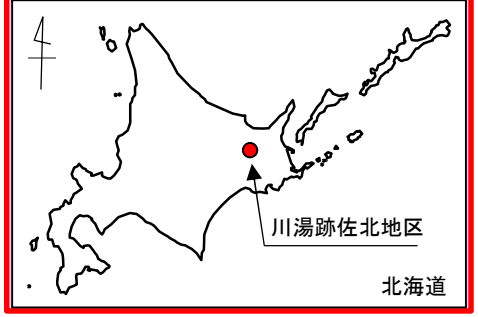

地区の特徴

畑作を主体とした多様な農業経営 ／ 摩周ブランドの構築 ／ 加工用ばれいしょ

■管内における畑作物の主要産地

【 主要作付作物管内割合 】

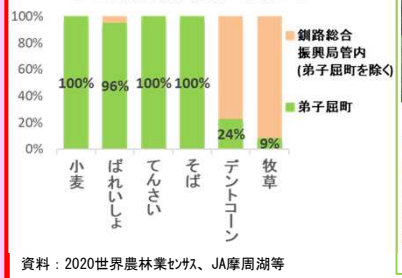

資料：2020世界農林業ｾﾝｻｽ、JA摩周湖等

■ばれいしょ、そばの生産

【 大型機械による営農作業状況 】

■摩周ブランドの構築

【地域の特産であるばれいしょ】

【地域団体商標「摩周そば」ブランド化】

■加工用ばれいしょの出荷

【大手菓子メーカーのポテトチップス原料として出荷】

【主な出荷先である（株）湖池屋関東工場】

地区の課題

軽しょう火山性土壌が広く分布 ／ 排水施設の機能低下 ／ 湛水被害の発生

■火山性土壌に起因した土壌侵食により、流亡土が排水路に流入し、通水能力などの機能低下が発生。
これにより湛水被害が生じ、高収益作物の安定生産に支障

流水に対する抵抗性が小さく流出しやすい特徴
（日本土壌肥料学会要旨集：富岡悦郎-北農試）

【農地からの土砂の流出】
（左は侵食）

【土砂堆積による排水路の機能低下】

【湛水被害の発生】

事業の効果

排水施設の機能回復による排水被害、過湿被害の解消 ／ 農産物の生産性の回復、農業経営の安定化

■ 排水路の機能回復により営農を維持

【 排水路の機能低下状況 】

【 整備後の排水路 】
（イメージ）

■高収益作物への作付転換により産地収益力を維持

【 生食用ばれいしょへの作付転換 】

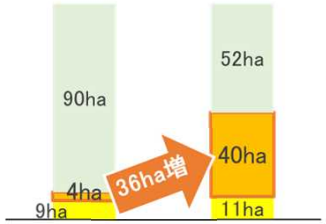

【 農業経営の安定化 】（百万円/地区）

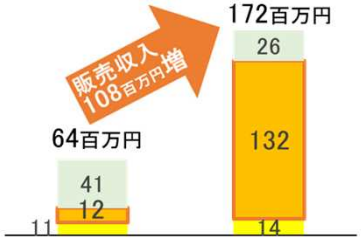

川湯跡佐南地区（北海道）【国営総合農地防災事業・事業着手】

事業概要

〇目的

本地区は、北海道川上郡弟子屈町に位置する384haの農業地帯であり、小麦、てんさい、ばれいしょ、大豆にそばを組み合わせた畑作経営のほか、飼料作物を栽培し乳用牛を飼養する酪農経営が展開されている。

地区内の排水施設は、国営川湯土地改良事業（昭和46年度～昭和54年度）等により整備されたが、侵食を受けやすい火山性土壌に起因した土壌侵食により、農業用排水路の通水能力や必要水路深の不足による機能低下が著しく、降雨時や融雪時には農地の湛水被害及び過湿被害が発生している。

このため、本事業では、農業用排水路の機能を回復し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、以て国土の保全に資するものである。

〇概要

関係村	北海道川上郡弟子屈町（かわかみ　てしかが）
事業工期	令和6年度～令和12年度
総事業費	23億円
受益面積	384ha（畑 384ha）
主要工事	排水路（改修）
	4条　5.5km

位置図

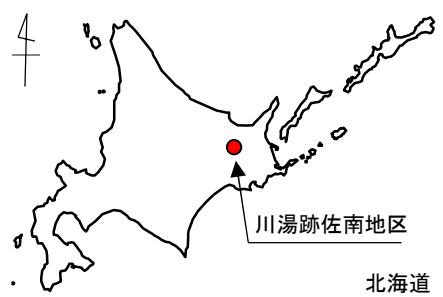

地区の特徴

畑作を主体とした多様な農業経営 ／ 摩周ブランドの構築 ／ 加工用ばれいしょ

■管内における畑作物の主要産地

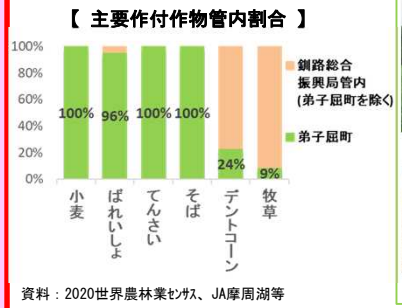

資料：2020世界農林業ｾﾝｻｽ、JA摩周湖等

■ばれいしょ、そばの生産

【 大型機械による営農作業状況 】

■摩周ブランドの構築

【地域の特産であるばれいしょ】

【地域団体商標「摩周そば」ブランド化】

■加工用ばれいしょの出荷

【大手菓子メーカーのポテトチップス原料として出荷】

【主な出荷先である（株）湖池屋関東工場】

地区の課題

軽しょう火山性土壌が広く分布 ／ 排水施設の機能低下 ／ 湛水被害の発生

■火山性土壌に起因した土壌侵食により、流亡土が排水路に流入し、通水能力などの機能低下が発生。
これにより湛水被害が生じ、高収益作物の安定生産に支障

流水に対する抵抗性が小さく流出しやすい特徴
（日本土壌肥料学会要旨集：富岡悦郎-北農試）

【農地からの土砂の流出】
（左は侵食）

【土砂堆積による排水路の機能低下】

【湛水被害の発生】

事業の効果

排水施設の機能回復による排水被害、過湿被害の解消 ／ 農産物の生産性の回復、農業経営の安定化

■ 排水路の機能回復により営農を維持

【 排水路の機能低下状況 】

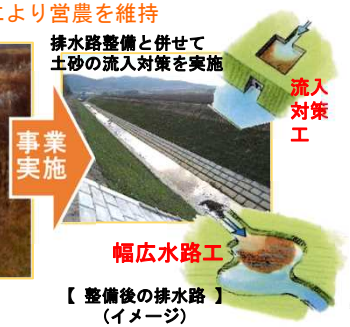

【 整備後の排水路 】
（イメージ）

■高収益作物への作付転換により産地収益力を維持

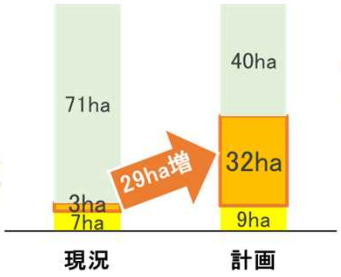

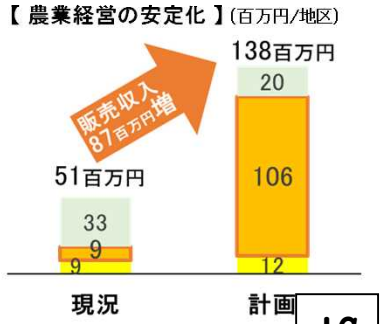

○新規調査地区の構想概要

1. 国営かんがい排水事業「夕張川下流地区」概要

① 関係市町：岩見沢市、江別市、南幌町、由仁町、長沼町
② 受益面積：12，891ha（田）、356 ha（畑）
③ 受益戸数：調査中
④ 事業構想：　本事業により、用排水の再編を行うとともに、経年劣化に対応した用排水施設の整備を行うことにより、用水安定供給の確保と湛水被害の解消及び維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資するものである。

・主要工事：頭首工（改修）、揚水機場（改修）、排水機場（改修）、用水路（新設、改修）、排水路（改修）

2. 国営かんがい排水事業「天塩川地区」概要

① 関係市町：士別市、名寄市、剣淵町
② 受益面積：6，635ha（田）
③ 受益戸数：調査中
④ 事業構想：　本事業では、一定地域内における用水施設において、水需要や気象の変化及び用水管理の合理化に対応した用水再編を行うとともに、用水施設を整備することにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する。

・主要工事：ダム（改修）、頭首工（改修）、用水路（新設、改修）

3. 国営かんがい排水事業「羽幌用水地区」概要

① 関係市町：羽幌町
② 受益面積：1，526ha（田）
③ 受益戸数：調査中
④ 事業構想：　本事業では、羽幌二股ダムから羽幌ダム掛へ補水し、水需要及び気象の変化に対応した用水再編を行うとともに、用水施設を整備することにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する。

・主要工事：ダム（改修）、頭首工（改修）、用水路（改修）

4. 国営農地再編整備事業「富良野西地区」概要

① 関係市町：富良野市
② 受益面積：135ha（田）、601ha（畑）
③ 受益戸数：146戸
④ 事業構想： 区画整理と農業用用排水を一体的に施行することによって、生産性の向上と農業用水の安定供給を図り、地域農業の展開方向に即した農業構造の実現及び土地利用の整序化を図る。

・主要工事：区画整理、農業用用排水

5. 国営農地再編整備事業「問寒別地区」概要

① 関係市町：幌延町
② 受益面積：1，912 ha（畑）
③ 受益戸数：31戸
④ 事業構想： ほ場の大区画化、排水不良の解消など一体的な基盤整備を行い、生産性の向上と地域農業の展開方向に即した農業構造の実現及び土地利用の整序化を図る。

・主要工事：区画整理

◆国営事業実施地区数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国営かんがい排水事業	32	31	33	34	32	31	29	31	31	31
国営(緊急)農地再編整備事業	15	17	18	20	20	20	21	20	20	19
国営総合農地防災事業	7	8	7	7	7	7	5	4	4	6
計	54	56	58	61	59	58	55	55	55	56

※地区数は全体実施設計を含む

◆国営事業調査地区数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国営かんがい排水事業	4	4	4	6	10	11	10	8	8	9
国営(緊急)農地再編整備事業	5	4	6	4	3	2	0	1	1	3
国営総合農地防災事業	2	1	1	0	0	0	1	1	1	0
計	11	9	11	10	13	13	11	10	10	12

※参考　令和6年度　地区調査 位置図

凡　　例

- ＜国営かんがい排水事業＞9地区
- ＜国営農地再編整備事業＞3地区
- ＜国営総合農地防災事業＞0地区

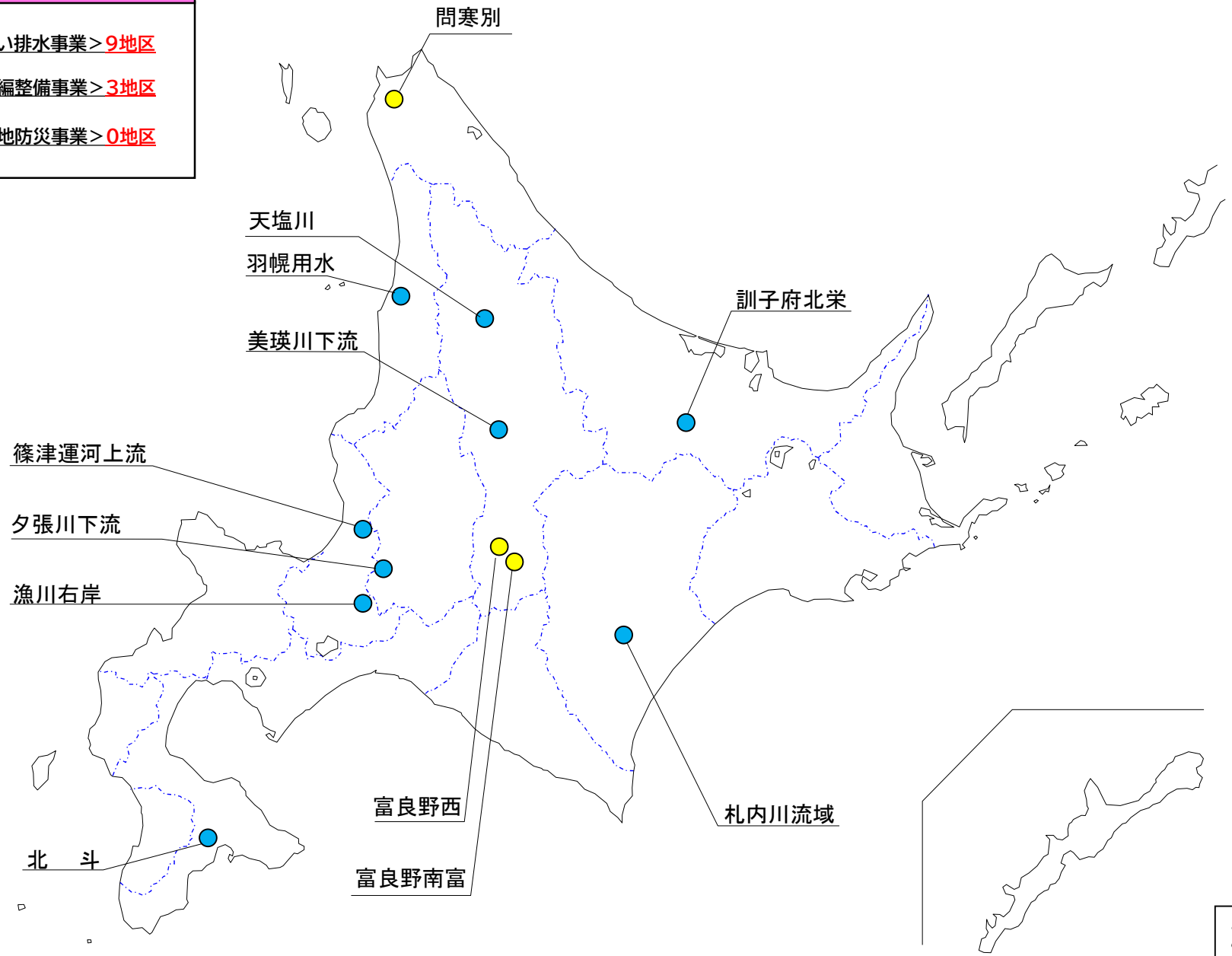

※参考　令和6年度　実施地区 位置図

○＜国営農用地再編整備事業＞　19地区
国営農地再編整備事業　（4地区）
（緊）国営緊急農地再編整備事業　（15地区）

〔◆はR6完了地区　（2地区）〕

●＜国営総合農地防災事業＞　6地区

〔◇はR6事業着手地区　（2地区）〕

●＜国営かんがい排水事業＞　31地区
（環）国営環境保全型かんがい排水事業　（2地区）
（直）直轄明渠排水事業　（7地区）
（保）国営施設機能保全　（1地区）
（応）国営施設応急対策　（4地区）
（炭）低炭素農業水利システム構築事業　（1地区）

〔◇はR6事業着手地区　（4地区）
◆はR6完了地区　（2地区）〕

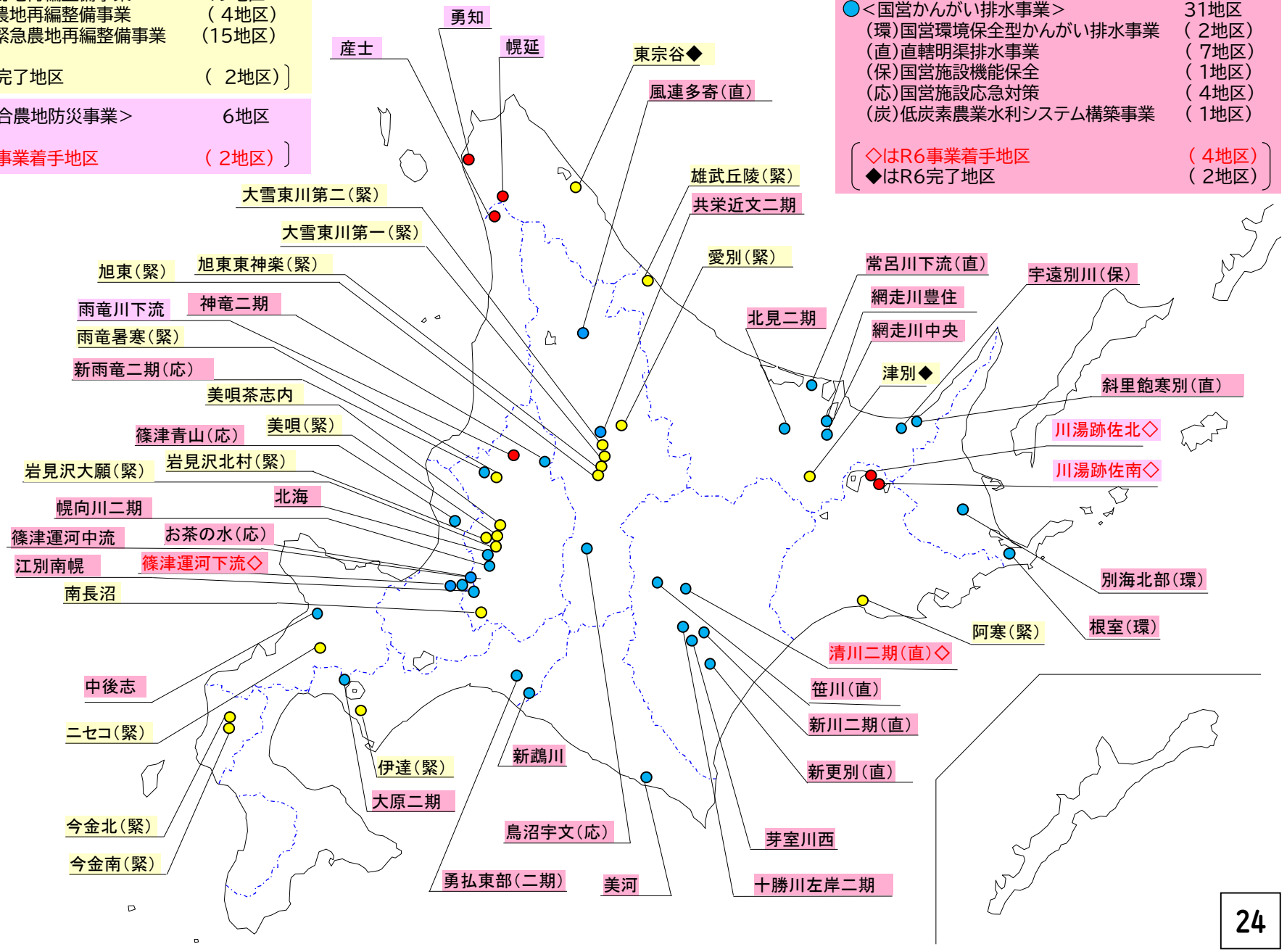

国営かんがい排水事業＜公共＞

【令和６年度予算概算決定額　101,885（102,464）百万円】
（令和５年度補正予算額　13,379百万円）

＜対策のポイント＞

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良**を図ります。

＜事業目標＞

○ 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
○ 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）
○ 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

・かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策の末端支配面積要件を緩和
・かんがい排水事業において農道整備を実施可能に

※下線部は拡充内容

１．一般型

・地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用用排水施設の整備

【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

２．特別型

・高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畑地化を行うための整備
・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
・治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備
・老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
・突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
・小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

【実施要件】受益面積500ha以上 等

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-220

国営かんがい排水事業（拡充）
～地域防災対策・豪雨災害対策の末端支配面積要件緩和～

○　近年の豪雨災害の激甚化・頻発化により、河川下流域の低平地では、**既存排水施設の能力不足による湛水被害**や、**河川堤防の決壊による洪水被害**のリスクが高まっている。

○　都市化・混住化、地盤沈下等により機能が低下している排水施設について、**早急に整備し機能を回復させる必要がある。**

○　このため、**「地域防災対策」及び「豪雨災害対策」の末端支配面積要件を300haから100haに緩和**することで、**基幹的な排水施設の整備及び管理の効率化**を図り、**流域治水対策を推進**する。

＜拡充内容＞　「地域防災対策」及び「豪雨災害対策」の末端支配面積要件「300ha以上」について、**「100ha以上」**に緩和

＜採択要件＞　受益地域における排水対策に係る取組が**流域治水に関する計画**に位置付けられていること
各排水施設が一元的に管理されること
各排水施設を個別に整備・管理する場合に比して、**施設の整備及び管理に係る費用が低減**すること

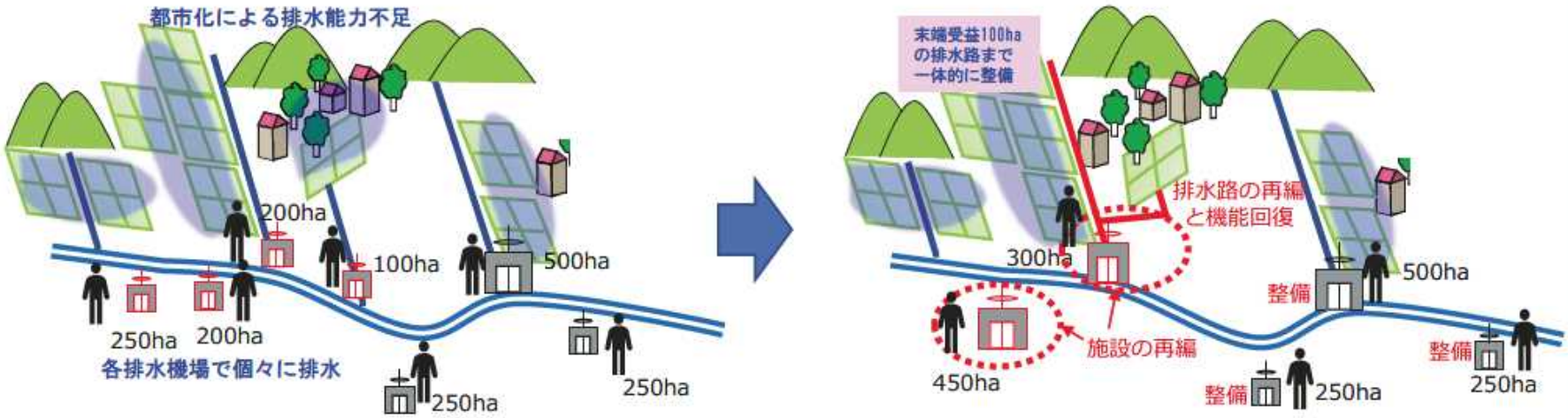

国営かんがい排水事業（拡充）
～国営かんがい排水事業と農道整備の一体的な実施～

○　国営かんがい排水事業による**用排水路の整備と一体的に農道の拡幅等を実施**することで、行政コストを削減。

現状

○　国営かんがい排水事業の実施と同時に農道を整備する場合は、**共同事業として実施する必要。**
○　農道整備に携わる地方公共団体の職員数が減少しており、**共同事業を実施するための調整作業、農道整備事業の事業化等の労力軽減が必要。**

パイプラインの敷設されている農道

制度の課題

○　国営かんがい排水事業では、農道において用排水路の整備を行う場合、**農道の原形復旧**しかできない。

国営かんがい排水事業　　共同事業等で実施

○　共同事業の場合、共同事業者間で予算措置等の調整を行う必要があり、年度事業量の柔軟な変更等が困難。
○　共同事業として実施する場合には、農道整備のための事業を立ち上げる必要があり、**同意取得等の法手続が別途必要。**

今後の対応

○　パイプラインの敷設等の用排水路の整備を行う場合、**国営かんがい排水事業の実施と一体的に拡幅等の農道整備**※を実施。

国営かんがい排水事業で一体的に施工

※国営かんがい排水事業でパイプラインを敷設する区間等に限定

- **一体施工により資材の節減、工期の短縮等を実現**
- **事業を一本化することにより、事業者間の調整作業のための労力を軽減し、事業の法手続も省略**

実施要件

用排水路の整備を行う区間に限って一体的に農道整備を実施することが可能
（農道整備に係る国費率は１／２ 等）

実施主体

国

国営農用地再編整備事業＜公共＞

【令和６年度予算概算決定額　39,604（40,348）百万円】
（令和５年度補正予算額　22,623百万円）

＜対策のポイント＞

広域的な**農地の大区画化**や**排水改良**を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、**生産コスト低減**や**高収益作物への転換**等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割）

＜事業の内容＞

1．国営緊急農地再編整備事業
- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】受益面積　400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上　等

2．国営農地再編整備事業（中山間地域型）
- 基幹事業：区画整理、開畑、農地保全
- 併せ行う事業：農業用用排水施設

【実施要件】受益面積　400ha以上、中山間地域であること　等

3．国営農地再編整備事業（次世代農業促進型）
- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】受益面積　400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること　等

4．国営農地再編整備事業（草地整備型）
- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】受益面積　1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携　等

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省2/3、北海道75% 等）

＜事業イメージ＞

小区画で不整形な農地

農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

農地の大区画化・排水改良等

○ 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施

農地の大区画化、排水改良

地下かんがいシステムの導入

産地収益力の向上等

○ 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。

農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させるターン農道の整備

営農作業上の障害を除去する用排水路の管路化

○ 高収益作物への転換を促進

たまねぎの生産拡大

キャベツの生産拡大

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-220

国営総合農地防災事業＜公共＞

【令和６年度予算概算決定額　25,737（26,966）百万円】
（令和５年度補正予算額　7,662百万円）

＜対策のポイント＞
自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

＜事業目標＞
湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

1．農業用用排水施設の機能回復
湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

2．農業用排水施設の豪雨災害対策
豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。

3．農業用用排水施設の耐震化対策
大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用用排水施設の耐震化対策を推進します。
（耐震化対策と一体不可分な更新整備を実施可能とします。）

4．防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策
大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策等を行います。
［令和12年度まで］

【実施要件】受益面積3,000ha以上、
末端支配面積300ha以上（ただし、畑については100ha以上）等

＜事業イメージ＞

＜事業実施主体＞
国（国費率：農林水産省2/3、北海道75%）　※下線部は拡充内容

［お問い合わせ先］農村振興局防災課（03-3502-6430）

国営総合農地防災事業（拡充）
～食料安全保障の強化に対応した排水対策～

○　食料安全保障の強化に向けて、水田の更なる畑地化が見込まれる一方で、水稲と比較して畑作物は湛水被害を受けやすいことから、排水対策を推進する必要がある。

○　このため、畑を受益地とする農業用用排水施設の末端支配面積要件を300haから100haに引き下げ、将来の畑地化の進展を見据えた施設整備を行い、農地等の湛水被害の未然防止を図る。

1 事業内容

湛水被害等の災害のおそれが広域的に生じている地域において、将来の農地利用の変化を考慮した上で湛水被害を未然に防止するための農業用用排水施設の整備を実施。

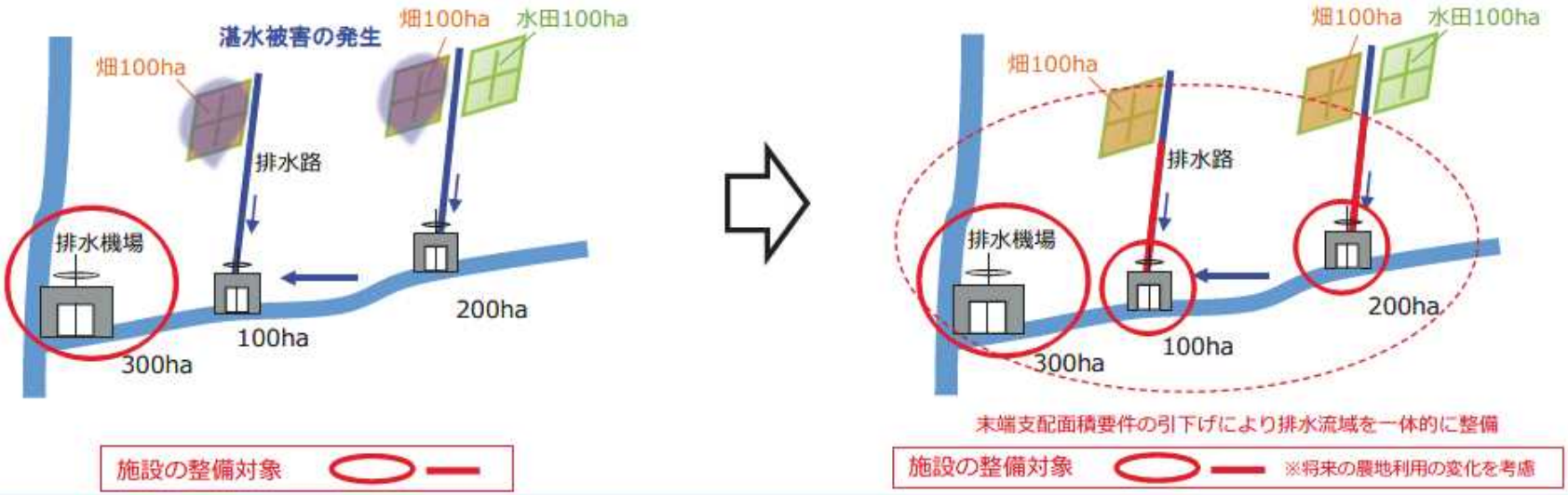

2 実施要件

(1) 受益面積　　3,000ha以上（北海道については、受益面積1,000ha以上）

(2) 末端支配面積　300ha以上（ただし、畑については末端支配面積100ha以上※）等

※事業完了予定年度の５年後に想定される面積とすることができる。

3 事業主体・国費率

・事業実施主体：国

・国費率：２／３等

国営総合農地防災事業（拡充）
～耐震化対策における更新整備の実施～

○　安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、農業用用排水施設の耐震化を推進していく必要がある一方で、施設の老朽化も進んでおり、施設の安定的な機能の発揮に支障が生じることが懸念されている。
○　このため、耐震化対策を行う農業用用排水施設において、構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施可能とすることで、耐震化対策の効果の確実な発揮を図る。

1 事業内容

耐震化対策を行う農業用用排水施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施。

頭首工の例

堰柱等の耐震化対策を行う頭首工において、エプロン等頭首工と一体不可分な範囲の更新整備を実施。

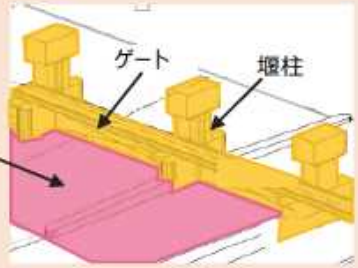

：耐震化対策の実施箇所
：更新整備の実施箇所（頭首工の構造上及び機能上、一体不可分なもの）

水路の例

耐震化対策の重要度が高い水路区間※にあり、かつ、漏水があった場合に制水弁等で止水できない区間にある老朽化した水路の更新整備を実施。

※現行の大規模地震型の要件と同様

2 実施要件

以下の全ての要件に該当する場合、大規模地震型において、耐震化対策の一環として更新整備が可能。
(1) 耐震化対策を行う施設であること（人命・財産等への影響が大きく、重要度が高い施設であること）
(2) 耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲で老朽化による機能低下がみられること
(3) 施設の長寿命化に配慮した更新整備計画が策定されていること
(4) 耐震化対策に係る事業費が総事業費の1／2以上であること

3 事業主体・国費率

・事業実施主体：国
・国費率：２／３等

農政の動向

新たな資本主義の下での農林水産政策の新たな展開 —令和4年9月9日(金) 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(第1回)—

- 岸田政権においては、**新しい資本主義の下、①スマート農林水産業等による成長産業化、②農林水産物・食品の輸出促進、③農林水産業のグリーン化**を推進
- さらに、ロシアのウクライナ侵略等による食料安全保障上のリスクの高まりを受け、**④食料安全保障を柱に加え、農林水産政策の四本柱**として展開
  - ➢ これらの施策を推進するため、**全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法**について、今日的な課題に対応する必要があるため、**制定後約20年間で初めて、総合的な検証**を行い、**見直しに向けた検討を開始**

農林水産業を取り巻く情勢の変化

○ **生産者の減少・高齢化等**
直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し高齢化や農地面積の減少も進行。

	基幹的農業従事者数		平均年齢	農地面積
		60代以下		
1995年	256万人	205万人 (80%)	59.6歳	504万ha
2022年	**123万人**※1	53万人 (43%)※1	**67.9歳**※2	**435万ha**※2

※1 2022年2月1日時点
※2 2021年の数値
出典：農林水産省「農林業センサス」、「令和3年農業構造動態調査」、「令和4年農業構造動態調査（R4.2月1日現在）」、「令和3年耕地及び作付面積統計」

○ **国内市場の縮小**

出典：国内食品支出総額について、2015年は家計調査、全国消費実態調査等により計算した実績値で、2030年は農林水産省による推計。飲食料のマーケット規模は、ATカーニー社の推計を基に農林水産省で作成。いずれも2015年を100とする指数

○ **地球環境等への配慮のルール化**

EU

「Farm to Fork戦略」(2020,5)※
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

※ 持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した戦略。

○ **国際的な需要の増加による生産資材等の長期的な価格上昇、調達の不安定化**

出典：農林水産省「農業物価統計」（いずれも1995年を100とした場合の数値）

食料安定供給上のリスクの顕在化

農林水産政策の展開方向

スマート農林水産業等による成長産業化

スマート技術等の活用による**労働力不足の解消**や**生産性の向上**等を通じ、**生産基盤を維持・強化**

農林水産物・食品の輸出促進

農林水産・食品産業の**1割を海外仕向けに転換**し、**生産基盤を維持・強化**

農林水産業のグリーン化

環境負荷の少ない調達、生産、加工・流通、消費の実現による**持続可能な食料システムの確立**

食料安全保障の強化

輸入生産資材・輸入作物への依存度を低くする産業へ転換し、**食料の安定供給体制を確立**

更なる対策

今後の検討課題
～食料安定供給の基盤強化に向けて～

① スマート技術等の活用による担い手の育成
- スマート機械の導入等に伴う**多額の投資に備えた法人資本の充実**
- 労働力不足が深刻化する中で**アウトソーシングの受け手の育成**
- スマート農林水産業の実装に向けた**サポート体制の強化**

② 輸出促進
- 海外の規制・ニーズに対応した**輸出産地の形成**
- 現地における**輸出事業者等へのきめ細やかなサポート**
- 日本のブランド力を守るための**品種等の知財の保護**

③ 農林水産業のグリーン化
- **下水汚泥・堆肥**等の未利用資源の**利用拡大**
- **食品産業**等の環境負荷低減に資する**取組への後押し**
- 消費者の選択を容易にする「**取組の見える化**」

④ 食料安全保障の強化
- 小麦・大豆・飼料作物について、**輸入依存からの脱却等、生産の構造転換**
- 国産原材料の安定調達のための**食品産業と産地の提携**
- **生産・流通コストを反映した価格形成を促すための枠組み**づくりと平時でも食品へのアクセスが困難な**社会的弱者への対応**

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について**世界的な食料情勢**や、**気候変動**、**海外の食市場の拡大**等の**今日的な課題に対応**していく必要があるため、**制定後約20年間で初めて、総合的な検証**を行い、**見直しに向けた検討を開始**

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像

―令和5年12月27日(水) 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(第6回)―

○ **食料・農業・農村基本法**については、**令和６年通常国会への改正案提出**を目指す。
○ **食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策**について**工程表**を策定し、今後、これに**基づいて施策の進捗管理**を行う。

食料安全保障の強化	**平時からの国民一人一人の食料安全保障を政策の柱に位置付け**	・**食料安全保障強化政策大綱の改訂〈令和５年12月〉** ✓麦、大豆、飼料作物等の生産拡大、米粉の利用拡大、加工・業務用に対応した品種・機械等の活用 ✓スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全 ✓適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証、食品ロスの削減の取組促進　等 ・**食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し〈令和7年に次期基本計画策定〉** ✓食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み（PDCAを回す仕組み）への転換 ✓堆肥・下水汚泥資源等の利用拡大、麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作付面積拡大に向けた新たな目標の設定 ✓米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進める観点から、将来にわたり安定運営できる水田政策の在り方を検討 ・**不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設〈令和６年通常国会提出を視野〉** ・**農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し〈令和６年通常国会提出を視野〉** ✓農地の総量確保と適正利用に係る措置の強化（農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化等） ✓農地所有適格法人の経営基盤の強化（食品事業者等と連携する場合の資金調達の円滑化等） ・**食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備〈令和６年通常国会提出を視野〉** ・**食料システムの関係者による適正な価格形成の推進〈令和５年度に協議会を設置し、検討を継続〉** ・**食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設(関係省庁と連携)〈令和６年通常国会提出を視野〉**　等
スマート農業	**本格的な人口減少に対応した施策の強化**	・**スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設〈令和６年通常国会提出を視野〉** ✓スタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化 ✓スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換 ✓税制・金融によるスマート技術を活用するサービス事業体等に対する後押し ・**農業インフラの適切な保全管理を進めやすくするための土地改良法制の見直し〈令和６年度に制度の在り方を検討し、令和７年通常国会提出を視野〉**　等
農林水産物・食品の輸出促進	**国内生産基盤の維持にも資するものとして新たに位置付け**	・高い付加価値を創出する**輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備**への支援 **〈令和７年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地（仮称）」を50程度選定〉** ・**品目団体の取組**や**輸出支援プラットフォームによる支援**の強化により**輸出先の多角化**や**輸出先国での販路開拓**を推進 **〈令和６年度中に10カ国・地域16都市（現在８カ国・地域13都市）への輸出支援プラットフォームの設置を目標〉** ・海外流出防止や競争力強化等に資する**知的財産の保護・活用（育成者権管理機関**の取組の推進等）　等
農林水産業のグリーン化	**環境と調和のとれた食料システムの確立を政策の柱に位置付け**	・**クロスコンプライアンスの導入**（補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化）**〈令和６年度から試行実施、令和９年度から本格実施〉** ・**環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し〈令和７年度に見直し、令和９年度を目標にみどり法に基づく仕組みに移行〉**

食料・農業・農村基本法の改正の方向性について

―令和5年12月27日（水）食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第6回）―

○ 食料・農業・農村基本法について、
「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」
の観点から改正を行い、**令和６年の通常国会への提出**を目指す。

食料安全保障の抜本的な強化

① 食料安全保障を柱として位置付け
・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、
国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理

② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け
・**食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減**の観点から、
輸入・備蓄とともに行う国内の農業生産の増大が基本

・食料安定供給に当たっての**生産基盤の重要性の視点を追加**するとともに、
輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、
輸入の安定確保について新たに位置付け

③ 農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け
・**農産物の輸出**について、**国内生産基盤の維持の観点を追加**するとともに、
増大する海外需要に対応し、**農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け**

④ 生産から消費までの関係者の連携促進（「食料システム」という新たな概念の位置付け）
・**食料供給の持続性**を高めるため、
生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として**食料システムを新たに位置付け**
（同時に、**関係団体の役割**や**食品事業者のより主体的な役割**の明確化等）

⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化
・**食料の価格形成**において、
農業者、食品事業者等の**関係者の相互理解と連携**の下に、
農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、
食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化

⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け
・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、**円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け**

※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の追加など必要な見直しを行う。 等

環境と調和のとれた産業への転換

○ **環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け**
・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、**多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け**
・その上で、**環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化** 等

人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化
・**担い手の育成・確保を引き続き図りつつ**、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の**多様な農業人材も位置付け**

② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け
・農業者が急速に減少する中で、**食料供給に重要な役割**を果たす**農業法人の経営基盤の強化も位置付け**

③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化
・食料の安定供給を図るためにも、
スマート農業の促進や新品種の開発などによる**「生産性の向上」**、
知的財産の確保・活用などによる**「付加価値の向上」**、
「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け
・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならなくなる中で、
サービス事業体の育成・確保を位置付け

④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化
・**防災・減災**や既存施設の**老朽化への対応**も視野に、**農業水利施設**等の基盤の**整備**に加え、**保全等も位置付け**
・**家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応**についても**位置付け**

⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化
・農村との関わりを持つ者(**農村関係人口**)の**増加**や**農村RMOの活動促進**、**多面的機能支払**による**「地域社会の維持」を位置付け**
・**農泊**の推進や**６次産業化**など地域資源を活用した産業の振興を**位置付け**
・**鳥獣害対策**や**農福連携**などについて**明確化**

不測時の食料安全保障の強化のための新たな法的枠組みの創設 ―令和5年12月27日（水） 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第6回）―

○ **世界的な食料需給の変化と生産の不安定化**により、食料供給が大幅に減少するリスクが増大し、**国民生活・国民経済に深刻な影響**が生じ得る。
○ 国民生活・国民経済への影響の程度に応じ、**早期から食料供給確保の措置を実施**する必要。

事態の段階	政府の体制	主な措置
【平時】	平時・不測時に実施する取組の方針を整理 農林水産大臣による情報収集	**＜国内外の情報収集＞** ○ 国内外の食料需給の調査 ○ 民間（製造・流通）在庫の把握（**報告徴収・調査等**）
【食料供給困難の兆候発生】 ○ 食料の供給減少に繋がる事象が発生し、食料供給困難事態が**発生するおそれ**があることが明確化	**【政府対策本部】** ○ **総理大臣が設置**（農林水産大臣の報告をもとに決定） ○ 総理と全閣僚により構成 政府本部の下で、**事態の深刻度に応じ**、関係省庁が行う必要な対策の実施方針を決定。	**＜民間の自主的な取組の要請＞** ○ 消費者に対する働きかけ（買い急ぎの抑制・フードロスの削減等） ○ **出荷・販売の調整**（売惜しみ防止・仕向け先調整等の計画的出荷） ○ **輸入の拡大** ○ **生産の拡大**（出荷や輸入によっても必要量を確保できない場合） → **の要請**
【食料供給困難による影響発生】 ○ **重要な食料品目（米、麦、大豆等を想定）**の供給が**大幅に不足**し、又は**不足するおそれ**が高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に**実体上の支障が生じている事態** 〔基準〕・平時と比べた供給量が２割以上減少する（おそれ） ・国民生活・国民経済への支障の発生（買占め、価格高騰など）	**＜本部による宣言＞** ○ 事態の進行に応じ実施方針を見直し	**＜国による食料供給確保の指示＞** ○ **出荷・販売の調整**（計画的な出荷等） ○ **輸入の拡大** ○ **生産の拡大**※ 他の品目の生産を減らさないよう実施 → **計画作成指示** ⇒ 事業者は計画を作成・届出 ⇩（これらの措置でも確保できない場合） ○ **計画変更の指示** ⇒ 事業者は計画を変更し、計画に沿った事業を実施
【最低限度必要とする食料が不足するおそれ】 ○ 特に国民生活面での重大な支障のおそれ 〔基準〕・１人１日当たりの供給熱量が現在の摂取カロリーである1,900kcalを下回る（おそれ）	**＜本部による宣言＞** ○ 事態の進行に応じ実施方針を見直し	**＜熱量を重視した食料の生産・配分＞** ○ **生産転換の要請・指示** ※ 熱量重視の生産を要請。要請での対応が困難な場合には、計画作成指示、計画変更指示を実施 ○ 割当て・配給の実施（国民生活安定緊急措置法）

深刻な事態においても要請を基本に対応
インセンティブ措置により輸入・生産等を支援

農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し

―令和5年12月27日（水） 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第6回）―

○ **食料安全保障**の根幹は、**人と農地の確保。**
○ **農地は食料生産の基盤であり、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化**する必要。
○ その上で、**人口減少に対応し、将来にわたっての農地の総量確保を図るため、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化**についても所要の措置を講じていく必要。

＜現状・課題＞

○全国の農地面積の見通しと農用地区域内農地面積の目標

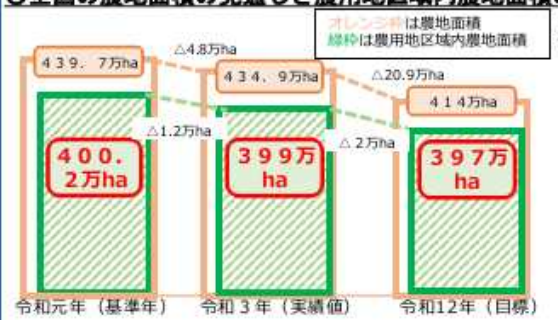

※農地を転用目的で農用地区域から除外した事例

［事例］ アウトレットモール
（事業区域（赤枠）：28ha（うち農地23ha））

○法人その他団体経営体の経営耕地面積のシェア率：8.2%（H17）→ 23.4%（R2）

○40代以下の新規就農者数の状況：
2.11万人（うち雇用就農：26%。H19）→ 1.69万人（うち雇用就農：46%。R3）

○農業法人の財務基盤に関する指標（2019年）

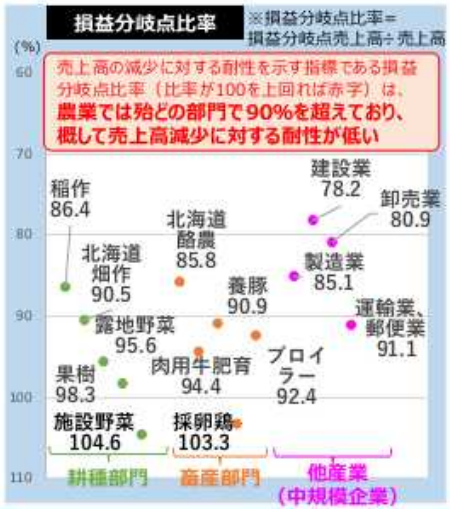

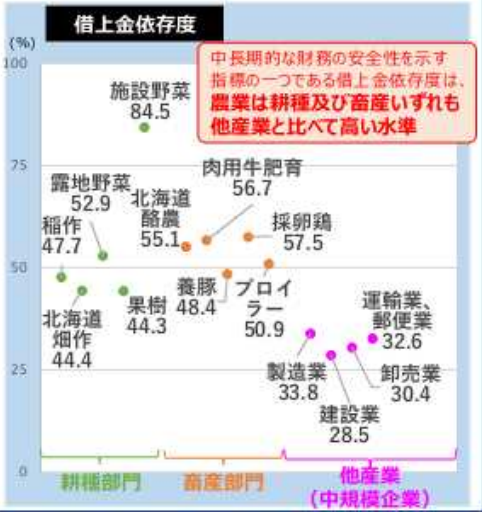

＜具体的な措置の方向性＞

農地の確保・適正利用に係る措置の強化

＜農地の総量確保のための措置＞

○ **ゾーニングへの国の関与の強化**
→ 県の面積目標の達成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関与強化　等

○ **地域計画内の転用規制の強化**
→ 地域計画内の農地についての転用規制強化、営農型太陽光発電等への対応厳格化　等

＜適正利用のための措置＞

○ **農地の権利取得の厳格化**
→ 農地の権利取得時の法令遵守状況等を確認し、不適正な農地利用を防止　等

農地の確保・適正利用に係る措置を強化した上で

将来にわたって農地の総量を確保し最大限活用を図るための措置

○ **人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化**
→ 懸念払しょく措置（※）を講じた上で食品事業者等との連携による出資の柔軟化

※国による審査、農地転用の制限、種類株の制限、必要に応じ国による農地買収等

＜経営基盤強化の措置を適用した場合の出資構成のイメージ＞

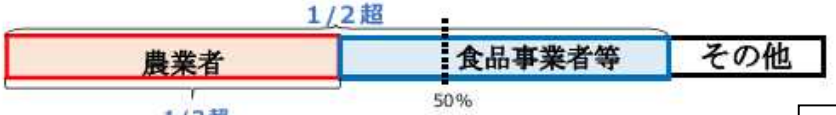

※農地所有適格法人（農地を所有可）は、農業者が総議決権の50%超を持つことを要件としている

食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備

―令和5年12月27日（水） 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第6回）―

○ 今般の国際情勢の変化により、食品事業者においては、輸入小麦及び輸入大豆の**調達コストが上昇・高止まり**しており、**経営環境は厳しさを増している状況。**

○ **食品原材料の調達安定化**の取組に対して**金融・税制上の支援措置を新たに整備。**

＜現状・課題＞

- 現行の特定農産加工業経営改善臨時措置法では、これまでの関税引下げ等、**国境措置の変更**による影響が大きいとされる**14特定農産加工業種、12関連業種**を支援。（関税引下げ等は、国際約束に基づき、引き続き進行。）
- **今般の国際情勢の変化**による影響が大きかった**パン**、パスタを除く**製麺**、**大豆加工**といった分野には、現行法では速やかに対処できなかった状況。（パン等は、関連業種のため、事業者が単独で支援措置を受けることができない。）

○穀物の国際価格の動向（ドル/ブッシェル）

資料：シカゴ商品取引所の各月第１金曜日の終値の価格。

○食パン・豆腐の製造・販売に係るコストの変動

食パン	費目	変動率
原材料費	原材料費計	+18%
	小麦粉	+22%
	油脂	+17%
製造経費		+19%
販管費		+10%
費用合計		+16%

豆腐	費目	変動率
原材料費	原材料費計	+29%
	大豆	+35%
	凝固剤	+4%
製造経費		+8%
販管費		+3%
費用合計		+11%

資料：(株)日本能率協会総合研究所「令和４年度原材料等の価格上昇に伴う取引価格への転嫁等状況及び適正取引推進ガイドラインの活用状況調査委託事業報告書」（農林水産省委託事業）
注：変動率は、食パンは2021年７月から2022年７月、豆腐は2021年８月から2022年８月における変動。

＜見直しの方向＞

① **国境措置の変更**に対応するための農産加工業者に対する**金融・税制上の支援措置**について、来年**６月30日**の**法適用期限を延長。**

② **調達コストが上昇・高止まり**している**小麦・大豆**を原材料とする農産加工業者の国産利用の促進等、**原材料の調達安定化**の取組に対して**金融・税制上の支援措置**を新たに整備。

①現行制度（延長）

＜支援対象＞
国境措置の変更の影響を受ける農産加工業者

②（新設）

＜支援対象＞
調達コストが上昇・高止まりしている**輸入小麦・大豆**の国産利用の促進等、**原材料の調達安定化**に取り組む農産加工業者

＜支援措置＞
○日本政策金融公庫による長期低利融資
○事業所税の課税標準の特例

スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設

―令和5年12月27日（水） 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第6回）―

○ 人口減少下においても、生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、スマート農業技術の現場導入を一層加速することが不可欠。
○ このため、①**スマート農業技術等の研究開発・実用化**と、②**スマート農業技術の活用とこれに適合するための生産・流通・販売方式の見直しを一体的に推進**するための**法制度を検討**。
→ **国が基本方針・目標を定め、これに沿った①、②それぞれの取組計画を国が認定し、税制・金融等で後押し**

＜現状・課題＞

○ 今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約１/４（約120万人→約30万人）にまで減少することが見込まれ、**従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。**

○ 農業者の減少下においても生産水準が維持できる**生産性の高い食料供給体制を確立する**には、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の現場導入を加速するため、**
① 実用化に至っていない**難易度の高い分野における研究開発**等の促進
② スマート農業技術の活用とこれに適合する**生産・流通・販売方式の見直し**
を一体的に推進する必要。

＜具体的な措置の方向性＞

国（基本方針の策定・公表）
スマート農業技術等の研究開発・実用化や、生産・流通・販売方式の変革の促進の意義・目標など

申請 ↑ ↓ 認定　　申請 ↑ ↓ 認定

①スマート農業技術等の研究開発・実用化（開発供給実施計画（仮称））

【取組内容】
・スマート農業技術等の研究開発・実用化

【取組主体】
・研究開発等を行おうとする者

【支援措置】
・農研機構の施設等供用
・日本政策金融公庫の長期低利融資
・登録免許税の軽減　など

②スマート農業技術の活用とこれに適合するための生産・流通・販売方式の見直し（生産方式革新実施計画（仮称））

【取組内容】
・スマート農業技術活用
　＋生産・流通・販売方式の見直し

【取組主体】
・農業者、食品事業者、サービス事業体（農業者は必須）

【支援措置】
・日本政策金融公庫の長期低利融資
・投資促進税制（法人税・所得税）　など

スマート農業技術の研究開発に取り組むスタートアップ企業

試験用のほ場やロボット農機（農研機構の施設等供用）

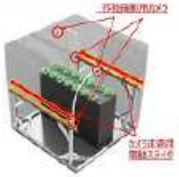
栽培試験用の人工気象室

スマート農業技術の活用（自動収穫ロボット）

＋

生産方式の見直し（機械作業が容易な樹形へ

食料安全保障強化政策大綱の改訂について

―令和5年12月27日(水) 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(第6回)―

○ 本政策大綱は、昨年(令和４年)12月、**食料安全保障の強化に向けて構造転換**を図るため、**継続的に、特に緊急で実施する対策を位置付けるものとして策定**。
○ 本年(令和５年６月)に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を取りまとめ、**平時から食料安全保障を抜本的に強化**するとされたところ。本政策大綱においても、**過度な輸入依存からの脱却に加え、川上から川下までサプライチェーン全体の強靱化につながる構造転換を進めるため、施策を拡充**。

Ⅰ 食料安全保障の強化

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現 (過度な輸入依存からの脱却)

（１）海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大、輸入原材料の国産転換等
- ➢ **水田の汎用化・畑地化による麦・大豆等の本作化**の促進
- ➢ **米粉の生産・利用の拡大**支援
- ➢ **国産切替えなどの原材料の調達安定化**の推進　等

（２）生産資材の国内代替転換等
- ➢ 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大等による、**肥料の国産化や安定供給を確保するための対策**の実施
- ➢ 耕畜連携による**国産飼料の供給・利用拡大、養殖飼料（魚粉）の国産化**の推進
- ➢ **省エネ技術の導入加速化**　等

<追加>
（３）国産への転換に向けた産地の育成強化
- ➢ **加工・業務用に対応した品種・機械等**の活用による**新たな栽培体系の導入**の促進
- ➢ **加工・業務用に仕向ける一次加工施設の整備**支援
- ➢ **海外の規制やニーズに対応した輸出産地の育成、輸出向けHACCP等対応施設の整備**への支援　等

<追加>
2 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換の実現

（１）将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立
- ➢ **地域の農業を担う経営体の機械等への追加投資の負担軽減**　等

（２）スマート技術等の実用化、サービス事業体の育成・確保等
- ➢ **スマート技術等の新技術に対応した生産・流通・販売方式の変革**の取組の促進
- ➢ 経営体をサポートする**サービス事業体の拠点開設・機械導入など事業活動の基盤整備**への支援　等

（３）スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全
- ➢ スマート技術等の導入に資する**ほ場の大区画化、デジタル基盤の整備**の推進
- ➢ **自動給水栓等の導入、開水路の管路化、施設の集約・再編**等による**省力化**の推進　等

<追加>
3 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換の実現

（１）適正な価格形成と国民理解の醸成
- ➢ **適正取引を推進する仕組みづくり**に向けた**コスト等に関する調査・検証**
- ➢ 持続可能な食料システムの構築に向けた**国民理解の醸成**　等

（２）円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備
- ➢ **ラストワンマイル配送**や、**フードバンク・こども食堂等への多様な食料の提供**に向けて**地域の関係者が連携する体制づくり**の推進
- ➢ **政府備蓄米の全国的な提供体制の整備**
- ➢ ３分の１ルールなど商慣習の見直しなど、**食品ロスの削減の取組促進**　等

（３）食料・生産資材等の安定的な輸入の確保
- ➢ 輸入国における穀物等の**集出荷・港湾施設**などへの**投資案件の形成**支援
- ➢ 輸入相手国との**政府間対話**の実施、官民による**情報共有**　等

4 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和
- ➢ **配合飼料、燃料**の価格高騰への対応

<追加>
- ➢ **肥料価格高騰時の影響緩和対策の実施の明確化**　等

Ⅱ スマート農林水産業等による成長産業化

- ➢ **スマート農業**について、税制・金融措置を含めた**新たな法制度の創設**も視野に、
  - ① 農研機構の施設供用等を通じた**産学官連携の強化による研究開発の促進**
  - ② スマート技術に適合した**生産・流通・販売方式の変革の取組の促進**
- ➢ **経営・技術等でサポートする事業体の活用**
- ➢ スマート技術等の導入に資する**ほ場の大区画化**
- ➢ **林業、水産業におけるスマート化の推進**　等

Ⅲ 農林水産物・食品の輸出の促進

- ➢ 生産から販売までの事業者が一体となって行うプロモーション等の取組を支援するなど、**品目団体によるオールジャパンの輸出力の強化**
- ➢ 海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援など、**食料供給基盤を支える輸出産地の形成**
- ➢ 輸出先国において販路開拓を推進する**輸出支援プラットフォームの活動体制の強化**
- ➢ 海外における品種登録出願の推進や海外における模倣品の監視等、**知的財産の保護・強化**　等

Ⅳ 農林水産業のグリーン化

- ➢ **2030年までの化学肥料の使用量20%低減**等の目標に向け、化学肥料・農薬の使用低減等グリーンな栽培体系への転換支援、オーガニックビレッジの創出など**みどりの食料システム戦略の加速化**
- ➢ **クロスコンプライアンス**の導入
- ➢ **既存交付金の見直し、J-クレジットの活用**　等

1　水田活用の直接支払交付金等

令和6年度当初予算

【令和６年度予算概算決定額　301,500（305,000）百万円】

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

＜政策目標＞

○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha［令和12年度まで］）
○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t［令和12年度まで］）
○ 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

＜事業の内容＞

1．戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2．産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。

3．都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4．畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5．コメ新市場開拓等促進事業　　11,000（11,000）百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。※7

※7　予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

＜事業の流れ＞

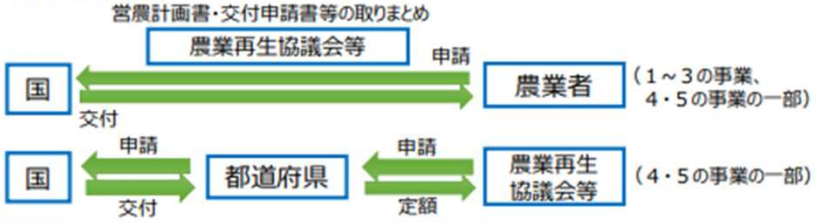

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

＜交付対象水田＞

- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ５年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和９年度以降は交付対象水田としない。
- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を１か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10a
※2：飼料用米の一般品種について、令和６年度については標準単価7.5万円/10a（5.5~9.5万円/10a）
今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和８年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

産地交付金

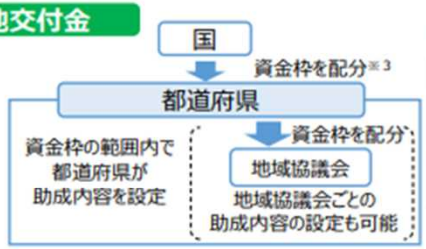

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成（令和５年度補正予算と併せて実施）

① **畑地化支援**※5：14.0万円/10a
② **定着促進支援**※5（①とセット）：２万円（３万円※6）/10a×５年間
または10万円（15万円※6）/10a（一括）
③ **産地づくり体制構築等支援**
④ **子実用とうもろこし支援**（１万円/10a）

※5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）
※6：加工・業務用野菜等の場合

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-01

水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し

令和5年度補正予算

畑作物の本作化対策＜一部公共＞のうち

畑地化促進事業

【令和５年度補正予算額　75,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜政策目標＞

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1　畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア．高収益作物**　及び　**イ．畑作物（高収益作物以外）**の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※　交付対象水田から除外する取組をいう（**地目の変更を求めるものではない**）。以下同じ。）

2　定着促進支援

ア　高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を５年間、継続的に支援します。

イ　畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を５年間、継続的に支援します。

3　産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業の流れ＞

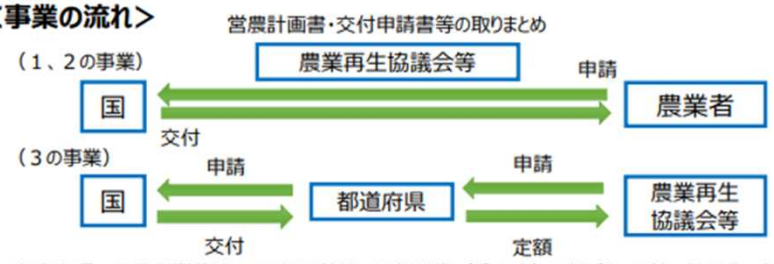

留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援（令和６年産単価）	2 定着促進支援（令和６年産単価）
ア．高収益作物（野菜、果樹、花き等）	14.0万円※/10a（※ 令和５年産に採択された者は17.5万円/10a）	・2.0（3.0※）万円/10a　×５年間 または ・10.0（15.0※）万円/10a（一括）（※ 加工・業務用野菜等の場合）
イ．畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	・2.0万円/10a×５年間 または ・10.0万円/10a（一括）

産地づくり体制構築等支援

①　産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援
（定額（１協議会当たり上限300万円））

※　畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

②　土地改良区決済金等支援

令和５年度または６年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-0

2　水田活用の直接支払交付金等

参考　令和5年度当初予算

【令和５年度予算概算決定額　305,000（305,000）百万円】

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

＜政策目標＞

○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha［令和12年度まで］）
○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t［令和12年度まで］）
○ 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

＜事業の内容＞

1．戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2．産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。

3．都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4．コメ新市場開拓等促進事業　11,000百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。※８

※８　予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

5．畑地化促進助成　2,215百万円

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

＜事業の流れ＞

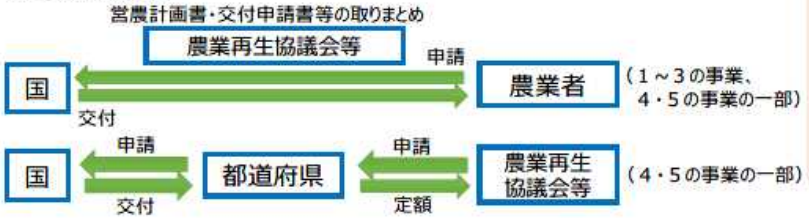

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

＜交付対象水田＞

- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- 現場の課題を検証しつつ、５年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和９年度以降は交付対象水田としない

※１：多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10a

※２：飼料用米の一般品種について、令和５年度については従来と同様。令和６年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和８年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする。

産地交付金

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※３：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成（令和４年度補正予算と併せて実施）

① **畑地化支援**（高収益作物　：17.5万円/10a※4
畑作物（高収益作物以外）※5　：14.0万円/10a※6）

② **定着促進支援**
ア **高収益作物**（２万円（３万円※7）/10a×５年間）（①とセット）
イ **畑作物（高収益作物以外）**※5（２万円/10a※6 ×５年間）（①とセット）

③ **産地づくり体制構築等支援**

④ **子実用とうもろこし支援**（１万円/10a）

※４：令和５年度までの時限単価

※５：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等

※６：令和４年度補正予算における単価

※７：加工・業務用野菜等の場合

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-01

2　水田活用の直接支払交付金

参考　令和4年度当初予算

【令和４年度予算概算決定額　305,000（305,000）百万円】

＜対策のポイント＞
米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着**等を支援します。

＜政策目標＞
○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）　○ 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン［令和12年度まで］）　○ 飼料自給率の向上（34%［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．戦略作物助成
水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、ＷＣＳ用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2．産地交付金
「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。

3．水田農業高収益化推進助成
都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援**します。

4．都道府県連携型助成
都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

5．水田リノベーション助成
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。**※7・8

※７　予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定
※８　令和３年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

＜事業の流れ＞営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-0191）

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a※2
ＷＣＳ用稲	８万円/10a
加工用米	２万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※3

＜交付対象水田＞
・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
・現場の課題を検証しつつ、今後５年間（令和４～８年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和９年度以降交付対象としない

※１：飼料用とうもろこしを含む
※２：多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10aで支援
※３：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（８万円/10a）で支援

産地交付金

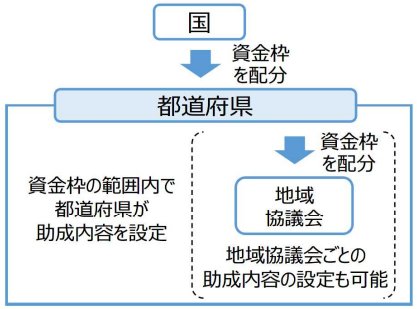

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※4の作付け（基幹作のみ）	２万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（３年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	１万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和２年・３年からの継続分のみ）	0.6万円/10a

※４：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

水田農業高収益化推進助成

① **高収益作物定着促進支援**（２万円（３万円※5）/10a×５年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
② **高収益作物畑地化支援**（17.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援※6。
③ **子実用とうもろこし支援**（１万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※５：加工・業務用野菜等の場合
※６：令和５年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

米・水田政策の変遷（米から他作物への転換）

○ 米の過剰生産に対応するため、1971年（昭和46年）から生産調整を本格実施し、水田での麦、大豆等への作付に対して助成を開始。
○ 以降、水田における主食用米以外への作付支援としては、対象品目の追加や、地域裁量性の高い仕組みの導入等の所要の制度変更を経て、2014年（平成26年）以降、水田活用の直接支払交付金を措置。2018年からは行政による生産数量目標の配分を廃止。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>1995～2003年
(H7～H15)</th><th>2004～2006年
(H16～H18)</th><th>2007～2009年
(H19～H21)</th><th>2010～2013年
(H22～H25)</th><th>2014～2017年
(H26～H29)</th><th>2018年～
(H30～)</th></tr>
<tr><td colspan="2">基本的な方針等</td><td>食糧法
食糧法（H7）に基づく自主流通米を主体とした流通への転換 等

（H12～）
基本法を踏まえ、水田での麦、大豆、飼料作物等の本作化の推進</td><td>米政策改革
農業者・農業者団体が主体となる需給調整への転換

（H16 食糧法改正）
生産調整面積（ネガ）から生産数量目標（ポジ）の配分へ</td><td>品目横断
主食用米以外の米による作付転換の推進（H20～新規需要米への助成の本格実施）

（H19～）
品目横断経営安定対策の導入</td><td>戸別所得補償制度（H25～経営所得安定対策）
生産数量目標の達成に関わらず、自給率向上のため、主食用米以外の作物に助成

主食用米へのメリット措置による生産調整への参加誘導</td><td colspan="2">農政改革（新たな経営所得安定対策等）の実施・定着
生産者が自らの経営判断、販売戦略により行う需要に応じた生産・販売を推進
地域の創意工夫を生かした産地づくりを促進
（産地交付金を充実させ、地域の水田フル活用ビジョンに基づく各種取組を支援）

（H26～）飼料用米等への数量払い（単収に応じた支援単価）を導入
（H27～）ゲタ・ナラシの規模要件を廃止
（H30～）行政による生産数量目標の配分を廃止</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標配分</td><td>生産調整面積を配分</td><td colspan="4">生産数量目標を配分　（H22～　生産数量目標未達成に伴う各種ペナルティ措置を全て廃止）</td><td>目標の配分なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生産調整実施者への支援</td><td>主食用米作付助成</td><td colspan="3">なし
（※H20補正予算にて生産数量目標換算面積あたり3,000円/10a）</td><td>米の所得補償交付金
（15,000円/10a）</td><td>米の直接支払交付金
（7,500円/10a）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>米価下落対策</td><td>稲作経営安定対策</td><td>担い手経営安定対策　等</td><td>収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ）等</td><td>収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ）等
米価変動補填交付金</td><td>収入減少影響緩和対策交付金</td><td>収入減少影響緩和対策交付金又は収入保険（選択制）（注）</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営安定対策</td><td colspan="2">品目ごとの所得安定対策を実施</td><td colspan="4">【生産条件不利補正】 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
【影響緩和（セーフティネット）】米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ）
ゲタ対象者　：4ha以上の認定農業者（都府県）等が対象　→（H23～H26 全ての販売農家が対象）　→ H27～規模要件を廃止
ナラシ対象者　：　〃　→（H22～H25 主に米価変動補填交付金で対応）　→　〃</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主食用米以外への作付支援</td><td>配分の達成要件</td><td colspan="3">あり</td><td colspan="2">なし</td><td></td></tr>
<tr><td>全国一律の交付金</td><td>水田農業経営確立対策　等</td><td colspan="2">なし
H20～
水田等有効活用促進対策事業</td><td>水田活用の所得補償交付金</td><td colspan="2">水田活用の直接支払交付金</td></tr>
<tr><td>地域裁量性のある交付金</td><td>限定的</td><td>産地づくり交付金</td><td>産地確立交付金</td><td>産地資金
（水田活用の所得補償交付金の内数）</td><td colspan="2">産地交付金（水田活用の直接支払交付金）</td></tr>
</table>

注１：表はこれまでの米・水田政策の変遷の概要を整理したものであり、簡略的な表記とするため、年度による施策の名称の変更が正確に反映されていない場合などがあることに留意が必要。
注２：2018年からは生産数量目標の配分が廃止されたため、生産調整実施者への支援ではない。

北海道総合開発計画について

○ 我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与することを目的として、明治2年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、計画的に北海道開発を進めてきた。

○ 特に北海道開発法（昭和25年法律第126号）の制定後は、同法に基づきこれまで8期にわたり北海道総合開発計画を策定し、我が国経済の復興や食料の増産、人口や産業の適正配置など、その時々の国の課題の解決に寄与することを目的に、積極的な開発を行ってきた。（昭和27年度以降を計画期間とする第1次計画以降、切れ目なく策定）

法的根拠

- 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を…（中略）…当該事業に関する法律の規定に従い、実施するものとする。　（北海道開発法第2条第1項）

策定手続

- 国土交通省が立案し、国土審議会（北海道開発分科会）の審議を経て、閣議決定。
- 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることが可能。

計画の推進のための措置

- 国土交通省は開発計画に基づく公共事業に関する経費の一括計上を実施。［農水省、厚労省、環境省所管事業を含む］
- 国土交通省は開発計画に基づく事業の経費の見積り方針の調整を実施。
- 北海道局・北海道開発局という推進体制の下、効果的に事業を実施。

《参考　国土形成計画との関係等》

- 国土形成計画（全国計画）と開発計画とは相互の上下関係はなく、両者とも国土交通省が立案する国土に関わる計画として相互に調整されるもの。
- 北海道については、地理的な条件や、開発計画が別途策定されていることから、国土形成計画（広域地方計画）を定める区域に含まれていない。

北海道総合開発計画の経緯

第1次5か年計画

昭和26年10月策定
計画期間　昭和27～31年度

【背景と概要】
・過酷な状況から出発した戦後復興において、我が国の自立経済の確立が喫緊の課題であり、北海道に賦存する豊富な未開発資源の開発が重要とされた。

【計画の推進状況】
・緊急施策として、火力・水力等の電源開発、道路・港湾・鉄道・河川の基盤整備、開拓・土地改良・漁港整備による食糧増産等が掲げられ、石狩川水系の泥炭地開発、石炭の積み出しのための苫小牧での掘込港湾造成への着手等が行われた。

桂沢ダム完成（S32）

第2次5か年計画

昭和32年12月閣議決定
計画期間　昭和33～37年度

【背景と概要】
・高度成長期の始動を迎え、国の経済の安定的発展に大きく寄与する資源の開発、特に石炭や農畜産物等の生産を増強するとともに、産業を振興し労働人口の吸収と道民所得の増大が図られた。

【計画の推進状況】
・計画期間中の我が国の経済が好調であったことから順調に推移し、目標にほぼ近い成果を上げ、第1次で着手した篠津、根釧の農業開発事業が完成したほか、道路、空港等交通輸送施設の整備が進展。

国営開墾建設事業「美唄地区」
索道による客土（S30年代）

第2期計画

昭和37年7月閣議決定
計画期間　昭和38～45年度

【背景と概要】
・高度成長下で生じた地域格差等の解決に貢献すべく、産業の高度化・適正配置に向けた重化学工業化と交通基盤等の整備、農業の近代化、拠点都市の整備等が重点的に進められた。

【計画の推進状況】
・おおむね日本経済の好不況の波に即し発展したものの、炭坑の相次ぐ閉山や冷害、工業構造の転換の遅れ等の問題も発生。一方で多目的ダム等による水資源開発、大規模な草地開発による酪農畜産の進展等発展基盤の形成が進む。

定山渓～中山峠間（国道230号）開通
（S44）

第3期計画

昭和45年7月閣議決定
計画期間　昭和46～55年度

【背景と概要】
・公害の社会問題化や過密・過疎等の課題に対応し、我が国が長期的発展を続けるために、生産と生活が調和する革新的な大規模工業基地や高度な食料生産基地等の建設を目指す。

【計画の推進状況】
・重要な先導的開発事業とされた根室新酪農村、苫小牧東部工業基地等は構想の具体化が図られ一部事業に着手。しかし、昭和46年ニクソン・ショックに始まる経済の激動期に遭遇し、計画期間のうち3年を残して新計画に移行。

苫小牧東港建設工事着工（S51）

北海道総合開発計画の経緯

第４期計画

昭和53年２月閣議決定
計画期間　昭和53～62年度

【背景と概要】
・環境問題の深刻化や経済の長期低迷等を踏まえ、安定的で均衡のとれた国土利用・人口配置に積極的に資することとし、地域総合環境圏の展開、北方的社会文化環境の形成等を基本方針とした。

【計画の推進状況】
・19圏域の展開構想を反映させた開発施策を推進。しかし石炭産業、農林水産業の構造調整問題や製造業の不況等により、北海道の経済成長率は全国より低いレベルで推移。昭和60年以降は観光・情報処理産業等新たな産業の興隆により経済が回復基調に乗り始める。

石狩放水路完成（S57）

第５期計画

昭和63年６月閣議決定
計画期間　昭和63～平成９年度

【背景と概要】
・東京への一極集中を是正し地方の活性化を図る産業構造の調整、多極分散型国土の形成が主要課題とされ、重層ネットワークの形成と都市田園コミュニティの展開を通じた国内外の競争に耐え得る力強い北海道の形成を目標とした。

【計画の推進状況】
・高規格道路や新千歳空港等の高速交通ネットワークの整備が進み、北海道の資源・特性を活かしたニューカントリー事業、ふゆトピア事業を展開。一方、構造調整の影響等から基幹産業は低迷し全国との格差は拡大。

新千歳空港開港（S63）

第６期計画

平成10年４月閣議決定
計画期間　平成10～19年度

【背景と概要】
・景気後退局面に入り持続的発展可能社会への移行等の国の課題を背景として、北海道の経済的自立を図り、恵まれた環境・資源の継承、多様な自己実現や交流・生活の場を内外の人々に提供することを目標とした。

【計画の推進状況】
・地域との連携による総合的な施策を推進。計画期間中に農水産物輸出額や国際コンテナ貨物が共に約3倍に増加するなど、海外を含めた多様な需要への対応が進捗。IT、バイオ等新たな成長期待産業の萌芽が見られた。

国営農地再編整備事業「上士別地区」調査開始（H18）

第７期計画

平成20年７月閣議決定
計画期間　平成20～29年度

【背景と概要】
・地球環境問題の深刻化、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来等、大転換期の持続可能な経済社会づくりを先導するため、アジアに輝く北の拠点、森と水の豊かな北の大地、地域力ある北の広域分散型社会を目指す。

【計画の推進状況】
・我が国の食料供給に対する貢献の維持や内外の交流を支えるネットワーク・都市機能の向上のための基盤整備は一定の進捗が図られている。インバウンド観光振興等の主要施策の更なる推進や東日本大震災を踏まえた対応等を実施。

道東自動車道（夕張IC～占冠IC）供用（H23）

北海道総合開発計画の推進

《計画期間》 2016(平成28)～2025(令和7)年度の10年間

北海道の開発は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、我が国全体の安定と発展に寄与することを目的として行われています。
８期目となる北海道総合開発計画（平成28年3月閣議決定）は、「食」や「観光」など北海道の強みを活かし、本格的な人口減少時代にあっても人々が豊かな暮らしを送ることのできる地域社会の形成を図るとともに、我が国全体への貢献を目指します。

キャッチフレーズは「世界の北海道」

世界的なブランド力・価値創造力で
世界の人々に評価される、
「世界水準の価値創造空間」
の形成を目指します。

価値創造の例

- 新製品・新産業を生み出し、地域に稼ぎを生み出す
- 社会が直面する課題に対し、新たな解決策を提案・実行する
- 新たなライフスタイルを実践し、人々の生き方・暮らし方を変える

計画の目標とキャッチフレーズ

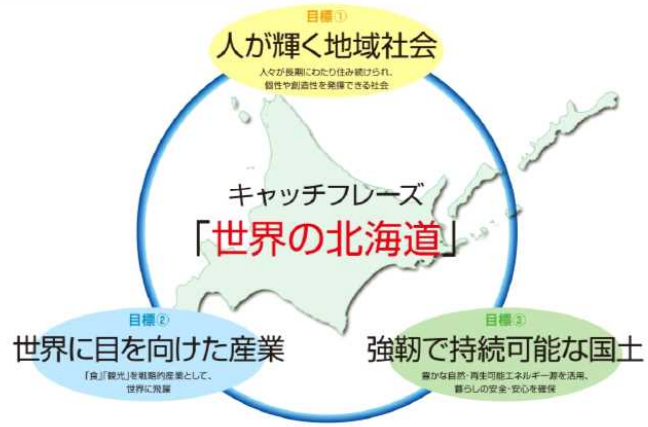

「アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施」
2019年4月19日に第198回国会において「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。
また、アイヌ文化の復興等を促進するため、北海道白老町に民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）を整備しており、2020年4月24日の一般公開に向け開業準備を推進しています。

ウポポイ
2020.7.12 開
2020.4.24 北海道白老町に誕生

計画のポイント

【北海道の強み】

・北海道は我が国の食料供給基地
・食の輸出、外国人観光客も急増

道産食品輸出額：9年で約3倍に

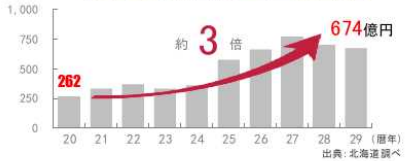

出典：北海道調べ

来道外国人旅行者数：14年で約10倍に

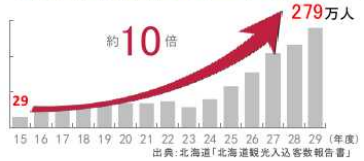

出典：北海道「北海道観光入込客数報告書」

【北海道の課題】

・北海道の人口減少は全国よりも10年先に進展
・地方部では無人化が急速に進行
・本州等とは距離感の異なる広域分散型社会

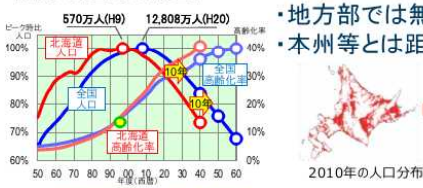

人口及び高齢化率の推移　出典＊1

2010年の人口分布　2050年の人口分布

人口分布の推計　出典＊2

北海道の広さ

来たるべき10年は、「生産空間のサバイバル」、「地域としての生き残り」を賭けた重要な期間

【これからの北海道の戦略】

「食」「観光」が戦略的産業

～人口減少時代にあっても、
①北海道には世界と競争し得るポテンシャル
②アジアなど世界の市場が拡大傾向

農林水産業、観光等を担う「生産空間」[*3]を支え「世界の北海道」を目指す

社会や時代の要請を踏まえながら、着実に計画を推進

重点的に取り組む事項

「観光先進国」実現をリードする世界水準の観光地の形成

食料供給基地としての持続的発展

食と観光を担う「生産空間」を支える取組

- 北海道型地域構造の保持・形成
- 地域づくり人材の発掘・育成
- 強靭で持続可能な国土づくり

＊1 出典：総務省「国勢調査」・「人口推計」、国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）・「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」「沖縄県統計年鑑」を基に北海道局作成
＊2 出典：総務省「平成22年度国勢調査」、国土交通省「国土数値情報（土地利用３次メッシュ）第2.3版」・「国土数値情報（将来推計人口メッシュ）（国政局推計）」を基に北海道局作成
＊3 生産空間：ここでは、主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指す。生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

重点的に取り組む事項に係る主な現状と課題

北海道観光の現状と課題

○外国人旅行者の訪問先が道央圏に偏在しており、地方部への誘客が必要

●H29宿泊客延数　日本人：道央圏53.0%、その他圏域47.0%
　　外国人：道央圏73.6%、その他圏域26.4%

○旅行需要の季節変動が大きく、春・秋の需要創出が必要

●日本人客は夏、外国人客は夏と冬に需要のピークがあり、全体では夏と冬に旅行需要が多くなる傾向。
●H29客室稼働率　北海道：　最大月76.1%(8月)、最小月48.2%(4月)　⇒ 最大最小比1.58
　　東京都：　最大月85.4%(4月)、最小月72.3%(1月)　⇒ 最大最小比1.18

○日本人旅行者数は近年伸び悩んでおり、時代に即した需要創出が必要

●「長い」「高い」「道内一括り」のイメージからの脱却。「気軽で何度でも楽しい北海道」へ。

出典：北海道「北海道観光入込客数報告書」　出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」　出典：北海道「北海道観光入込客数報告書」

食の現状と課題

○食料供給力の確保・向上のため経営力強化が必要

◆就農者の減少下での生産力の維持向上
●農業就業人口は約20年間で4割減
　(H7：174千人　→　H30：89千人)
●耕地面積は平成2年をピークにほぼ横ばい
　(H2：1,209千ha　→　H30：1,145千ha)

出典：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

○生産空間維持・発展のため雇用・所得確保が必要

◆「生産拠点」から「食の総合拠点」への移行　等
●食品産業の付加価値率が低い
　北海道27.3%(最下位)

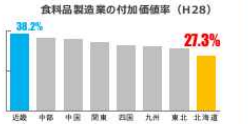

出典：総務省「経済センサス」

○新たな需要開拓のため輸出促進が必要

◆品目毎の輸出力強化　等
　水産物・水産加工品、ナガイモ、コメ　等

災害対応の現状と課題

○気候変動による災害リスクへの対応や安定的な食糧供給を確保するための農地などの生産空間の保全等が必要

〔H28.8の大雨災害〕
●北海道に4つの台風が上陸・接近
●各地で本州並みの記録的豪雨
　・河川の氾濫、土砂崩落や落橋、農地の被災等、各地で甚大な被害が発生

〔気候変動による災害リスク〕
●北海道地方における気候変動予測（水分野）技術検討委員会（平成30年3月）
　・北海道地方における気候変動の影響を最新の知見に基づき、科学的に予測
　・気候変動の影響によるリスクの変化等を算定し、社会と共有

浸水域の増加、人的リスクの増加、農地被害面積の増加

●気候変動等による水害・土砂災害リスクへの対応

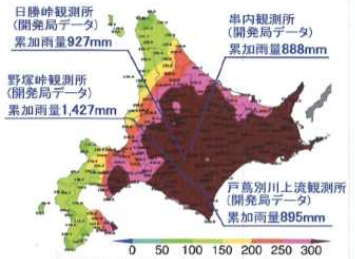

食料供給基地としての持続的発展を目指します

*H26年については、計画策定時の値。

農業産出額　12,000億円（R7年）
イノベーション等により、農業経営体の経営力強化に取り組み、食料供給力の確保・向上を目指します。

食料品製造業出荷額　22,000億円（R7年）
農林水産品の道内での加工促進等により食の付加価値を向上させることで、雇用・所得を創出し、生産空間の維持に取り組みます。

道産食品輸出額　1,500億円（R7年）
世界的なブランド力を活かし、拡大が見込まれる世界市場で新たな需要を開拓し、政府目標（農林水産品等輸出額１兆円）の達成に貢献します。

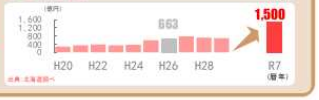

「観光先進国」実現を北海道がリードします

*H27年については、計画策定時の値。

来道外国人旅行者数　500万人（R2年）
世界的なブランド力を活かして我が国の「観光先進国」実現をリードし、政府目標（訪日外国人旅行者4,000万人）の達成に貢献します。

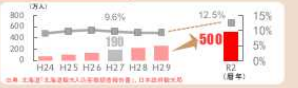

外国人宿泊客延数の地方部割合 *1（地域平準）　36%（R2年）
道央圏に集中する外国人旅行者を全道各地に誘導し、インバウンドによる経済効果の地方部波及に取り組みます。

客室稼働率の季節較差(季節平準) *2　1.4倍（R2年）
北海道の端境期の旅行需要を創出し、１年を通じて旅行者が訪れる状態を目指します。

*1 外国人宿泊客延数を６圏域に分けたときの道央圏を除く５圏域の北海道全体に占める割合（36%は外国人の地方部割合を10年間で日本人並にするための目標値）
*2 月別客室稼働率の最大月／最小月比（1.4倍は季節較差をH27の全国並にするための目標値）

自然災害による被害の最小化を目指します

防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合　※　100%（R2年度）
平成28年大雨災害を踏まえ、被害を最小化するため、ハード対策とともにソフト対策を重点的に実施します。

取組　・タイムライン・ハザードマップ作成の支援や、官民連携によるハード・ソフト対策の推進により、地域の災害対応力を強化。

例 地域の災害対応力の強化

水害タイムラインの作成

避難訓練の実施

例 緊急的・集中的なハード対策

河道掘削の実施
（十勝川水系利別川）

※以下の項目に該当する市町村の割合
1）最大クラスの洪水・内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村
2）最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村
3）国管理河川におけるタイムラインを策定し、住民の防災意識向上に繋がる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村

「世界の北海道」 新たな価値を発掘・創造します

「世界の北海道」選定件数　100件（R7年度）
世界水準の取組やフロンティア精神を発揮した取組等を評価・選定し、世界へ発信することにより、「世界の北海道」に向けた人々の意識醸成を目指します。

取組　・北海道価値創造パートナーシップ活動等を通じて、地域づくりの担い手の支援・協働の拡大・充実を図り、北海道の新たな価値を創造。

世界に認められる北海道・新たな「価値」の例

パウダースノーを求める滑り手の欲求と安全確保を両立させる「ニセコルール」

第9期北海道総合開発計画（素案）の構成

前文　第９期北海道総合開発計画の策定に当たって

第１章　計画策定の意義

第１節　北海道開発の経緯
1．北海道開発の歴史
2．第８期北海道総合開発計画の経緯

第２節　第９期北海道総合開発計画の意義

第２章　計画の目標

第１節　我が国を取り巻く状況
1．人口減少・少子高齢化と人口動態の変化
2．気候変動と自然災害の激甚化・頻発化
3．社会を変えるデジタル技術
4．国際情勢の変化

第２節　北海道の資源・特性
1．広大な大地
2．食料供給力
3．エネルギー・資源
4．自然環境・文化
5．地理的特性・寒冷地技術

第３節　2050年の北海道の将来像
1．国の課題解決のために果たすべき役割
2．将来像
3．将来像を支える社会基盤
4．将来像を実現するために進むべき方向性

第４節　第９期北海道総合開発計画の目標
目標１「我が国の豊かな暮らしを支える北海道
～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」
目標２「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造
～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」

第３章　計画推進の基本方針

第１節　計画の期間
この計画の期間は、2024年度からおおむね10年間とする

第２節　計画の主要施策

第３節　計画の進め方
1．リアルとデジタルのハイブリッドによる北海道型地域構造の保持・形成
2．計画の実効性を高めるための方策
（１）官民の垣根を越えた「共創」
（２）社会変革の鍵となるＤＸ・ＧＸの推進
（３）フロンティア精神の再発揮
（４）戦略的・計画的な社会資本整備
3．計画のマネジメント

第４章　計画の主要施策

第１節「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」に係る主要施策
1．食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展
2．観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり
3．地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現
4．地域の強みを活かした成長産業の形成
5．自然共生社会・循環型社会の形成
6．北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興
7．アイヌ文化の振興等

第２節「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」に係る主要施策
1．デジタルの活用による生産空間の維持・発展
2．多様で豊かな地域社会の形成
3．北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成
4．生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土づくり

第9期北海道総合開発計画の検討の視点

「他で代替できない北海道の価値」を最大化することで、現下の国の課題解決を先導

国の現下の課題

・ロシアのウクライナ侵略による食料・エネルギー危機
・新型コロナ感染拡大によるインバウンド観光需要の消失
・2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策展開

北海道の圧倒的な資源・特性

対「食料安全保障」
　食料カロリーベース＝全国の約24%、農業産出額＝全国の約15%
　海面漁業・養殖生産量＝約25%、産出額＝全国の約20%
対「観光立国の再興」
　都道府県魅力度ランキング=15年連続全国一
　来道外国人旅行者数 164万人増（感染症拡大前の直近５年）
対「再生可能エネルギーシフト」「エネルギー安全保障」
　洋上風力（全国の約29%）、陸上風力（〃約51%）
　太陽光（〃約25%）、森林吸収（森林面積22%）、
　ブルーカーボン（海岸線13%）、その他全国１位（バイオマス、中小水力）

目標1. 我が国の豊かな暮らしを支える北海道 ～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道

1．食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展
2．観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり
3．地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現
4．地域の強みを活かした成長産業の形成
5．自然共生社会・循環型社会の形成
6．北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興
7．アイヌ文化の振興等

北海道の価値を生み出す「生産空間」の定住環境を、構造的課題も踏まえて維持

北海道の価値を生み出す「生産空間」の分布

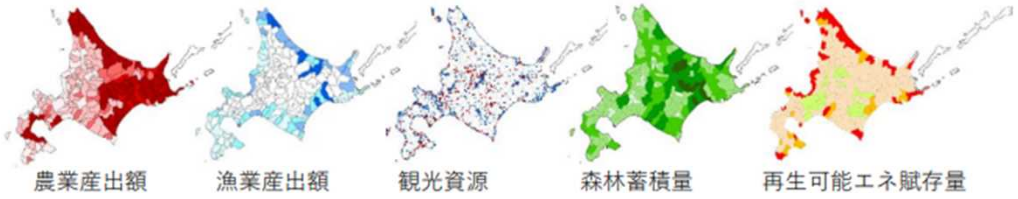

北海道の生産空間の構造的な課題

「二重の疎」
＋
積雪寒冷の厳しい気候、海溝型地震の切迫

目標2. 北海道の価値を生み出す北海道型地域構造 ～生産空間の維持・発展と強靭な国土づくり

1．デジタルの活用による生産空間の維持・発展
2．多様で豊かな地域社会の形成
3．北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成
4．生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靭な国土づくり

第9期北海道総合開発計画の検討経過

現在、
第８期計画（H28.3.29閣議決定）の計画期間

近年の内外の大きな環境変化

・ロシアのウクライナ侵略によるエネルギーや食料の安定供給の重要性の高まり
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるインバウンド観光需要の消失
・2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策展開

新たな計画の策定に着手

検討経過

令和３年10月14日	**第25回北海道開発分科会（計画部会の設置）**
令和４年３月～令和５年１月	計画部会を７回開催
令和５年３月９日	**第26回北海道開発分科会（中間整理）**
５月～７月	計画部会を２回開催
９月15日	**第27回北海道開発分科会（計画部会報告、計画素案）**
10月10日～11月８日	パブリックコメント
令和６年２月１日	**第28回北海道開発分科会（計画案）**
	（答申）
（年度内を目途）	**閣議決定**

令和５年２月22日　諮問　国土交通大臣→国土審議会
令和５年３月２日　付託　国土審議会→北海道開発分科会

・本日の分科会において計画案を取りまとめ、国土審議会長の同意を得た上で「答申」

北海道における議論

・地域で活躍する方々との「地方会議」を各地で開催
・地方公共団体、経済団体等との意見交換を実施

「わが村は美しく－北海道」運動

○「わが村は美しく－北海道」運動は、北海道の農林水産業をより「豊かに」、農山漁村がより「美しく」なることをめざし、平成13年度にスタートしました。

○その活動のひとつとしてコンクールを開催し、道内各地で地域の魅力と活力を高めている地域住民の努力と行動に光をあて、全国に発信しています。

○令和5年～令和6年度は、第11回コンクールを実施しています。

◆運動のイメージ

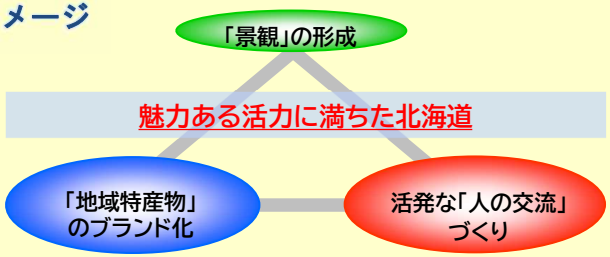

「わが村」運動としてのこれまでの取組と成果

第10回コンクール(R3～R4)

大　賞（北海道開発局長表彰）

北のなのはな会【安平町】

「菜の花」の再生可能エネルギー資源、観光資源としての可能性を見出し、地域で初めての菜の花栽培・研究を開始したほか、特産品の製造・販売にまで発展させました。

関係団体と連携し、「菜の花さんぽ」等も実施しています。

菜の花畑の幌馬車ドライブ

ほんべつ豆まかナイト実行委員会【本別町】

本別町の特産品である「豆」をテーマし、参加型の豆まきイベントを開催することで、「日本一の豆のまち本別町」を町外へ広くＰＲし、 本別町の商店街に来場客及び観光客を呼び込むことで地域活性化と豆の消費拡大を図っています。

メインイベントの「激豆まき」

「わが村」運動参加団体の活動支援

○各種広報誌での情報提供
○北海道開発局ホームページ、メールマガジン、SNS等による情報発信。

ＪＲ北海道車内広報誌に受賞団体記事を連載

「わが村」運動を広く伝える取組

○地域イベントやパネル展等でのＰＲ活動。

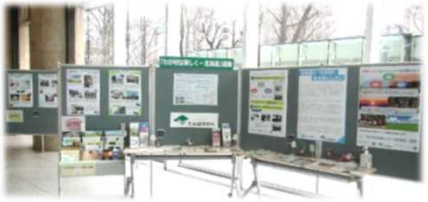
大通ビッセにてパネル展を開催
（北洋銀行との連携）

景観ワークショップ
（岩見沢農業高等学校）

「わが村は美しく－北海道」運動　第11回コンクール開始

◎第11回コンクールについて

○ 第11回コンクールでは６３団体が応募。新たに１村からの応募が加わり、全道１７９のうち１７３市町村が参加（９７%）。
○ これまでのコンクール参加団体数は、複数回応募を除き９１３団体、延べ応募数では１，３１０団体。

これまでのコンクール参加団体数　（団体）

	第1回 H13-14	第2回 H15-16	第3回 H17-18	第4回 H19-20	第5回 H21-22	第6回 H24-25	第7回 H26-27	第8回 H28-29	第9回 H30-R1	第10回 R3-4	第11回 R5-6	計
参加団体数（重複分を除く）	114 (114)	160 (119)	170 (122)	169 (100)	200 (130)	113 (73)	99 (64)	86 (57)	61 (41)	75 (51)	63 (42)	1,310 (913)

※ただし、第6回コンクール以降は3部門（景観、地域特産物、人の交流）を統合して実施

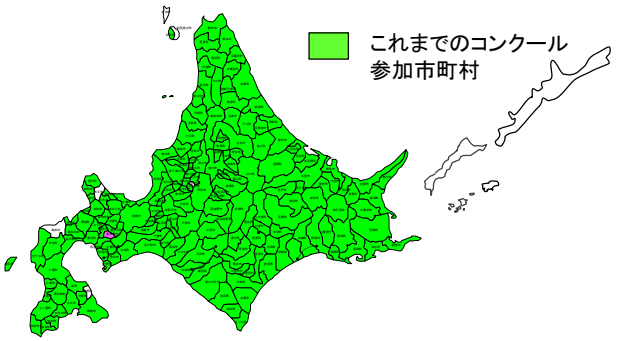

◎第11回コンクールのスケジュール(予定)

令和５年度

公　募（ ～ Ｒ５年６月３０日 ）（終了）

↓

ブロック審査委員会
（ Ｒ５年７月 ～ Ｒ５年１２月 ）
・各開発建設部ごとに設置
・応募団体の現地調査
・優秀賞・奨励賞の審査・選考

↓

優秀賞・奨励賞の決定・発表
（ Ｒ６年１月１９日）
・受賞団体の決定・発表
◎優秀賞表彰者～北海道開発局長
◎奨励賞表彰者～各開発建設部長

☆優秀賞～優秀な活動を選考
☆奨励賞～将来性や継続性から奨励する活動を選考

令和６年度

大賞審査委員会
（ Ｒ６年６月 ～Ｒ６年９月 ）
・優秀賞受賞団体の中から大賞候補団体を審査、選考
・審査委員は、外部有識者で構成

↓

大　賞　決　定・発　表
（Ｒ６年９月 ）
・受賞団体の決定・発表
・大賞表彰式
（令和６年１０月頃を予定）
○表彰者～北海道開発局長

☆大賞～運動を引率する先導性、モデル性の高い団体を選考

「わが村は美しく－北海道」運動　第11回コンクール　受賞団体 一覧

◆優秀賞（12団体）

ブロック	団体名	市町村
札幌	特定非営利活動法人 山のない北村の輝き	岩見沢市
札幌	元気村・夢の農村塾	深川市 他４町
函館	にじいろファーム	七飯町
小樽	美国・美しい海づくり協議会 /余別・海HUGくみたい	積丹町
旭川	名寄市立大学援農ボランティアの会	名寄市
室蘭	ニサナイ大地の会	むかわ町
釧路	北海道中標津農業高等学校 マネージメント研究班	中標津町
帯広	北海道帯広農業高等学校 食品科学科　地域資源活用分会	帯広市
帯広	ピロロツーリズム推進協議会	広尾町
網走	合同会社　びほろ笑顔プロジェクト	美幌町
留萌	フレッシュ市場「花菜夢」	遠別町
稚内	社会福祉法人稚内市社会福祉事業団 就労継続支援B型事業所　稚内市北光園	稚内市

◆奨励賞（18団体）

ブロック	団体名	市町村
札幌	沼田町産直グループ　愛菜ママ	沼田町
札幌	疏水ほっかい愛護連絡協議会	岩見沢市
札幌	一般社団法人 恵庭青年会議所 （えにわハッピーハロウィン実行委員会）	恵庭市
函館	ハコダテフィッシャーマンズ	函館市
函館	一般社団法人福島町まちづくり工房	福島町
小樽	しりべし女子会	後志管内
旭川	辰巳農園	上川町
旭川	JAふらの女性大学	富良野市 他４町村
室蘭	壮瞥町オロフレ地熱利用野菜組合	壮瞥町
室蘭	合同会社 自然農業社	壮瞥町
釧路	みんなの景観なかしべつプロジェクト	中標津町
帯広	株式会社　地恵贈	池田町
帯広	北海道本別高等学校 豆乳クレンジングジェル班	本別町
帯広	北海道士幌高等学校　乳加工専攻班	士幌町
網走	株式会社 滝上町和ハッカ・ラボ	滝上町
網走	つべつ豆のわ！！プロジェクト	津別町
留萌	乳製品加工研究会「美留来のゆめ」	天塩町 他２町
稚内	北海道豊富高等学校ボランティア部	豊富町

※参考　建設業を巡る現状と課題（建設業における時間外労働規制）

○労働基準法の時間外労働の上限規制について、令和6年4月から、建設事業についても適用される。
・建設事業の時間外労働の上限は月45時間、年360時間を原則
・法律のよる例外の限度を規制、年720時間を上限　など
などがあり、守らない場合、罰則が科されることとなる。

	H31.4～	R6.4～
事業者	労働基準法 ・上限規制適用 （適用猶予事業・業務除く） ・年休取得義務　等 労働時間等設定改善法 ・勤務間インターバル ・取引上の配慮	労働基準法 上限規制の適用猶予廃止 ・自動車運転者 ・建設 ・医師 ・鹿児島沖縄の砂糖製造業

○労働基準法はH30．7に改正、
建設業は適用を猶予期間が設けられ
令和6年4月から上限規制を適用
他の業種と同様の一般則を適用

ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しない
この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討

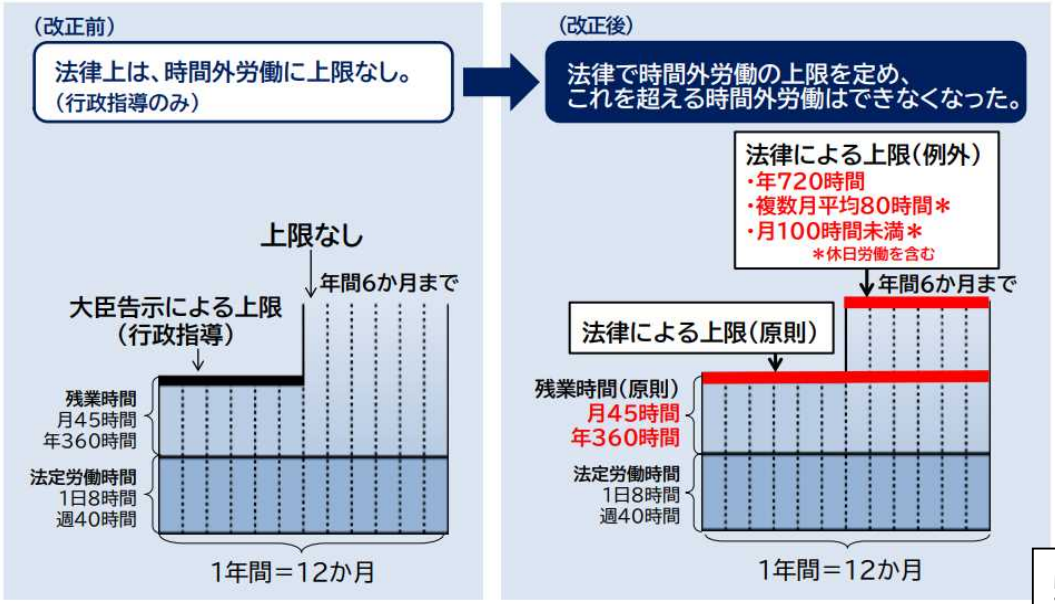

※参考　建設業を巡る現状と課題（建設業における時間外労働規制）

技能者等の推移

○建設業就業者：685万人（H9）→ 504万人（H22）→ 479万人（R4）
○技術者　　：41万人（H9）→ 31万人（H22）→ 37万人（R4）
○技能者　　：455万人（H9）→ 331万人（H22）→ 302万人（R4）

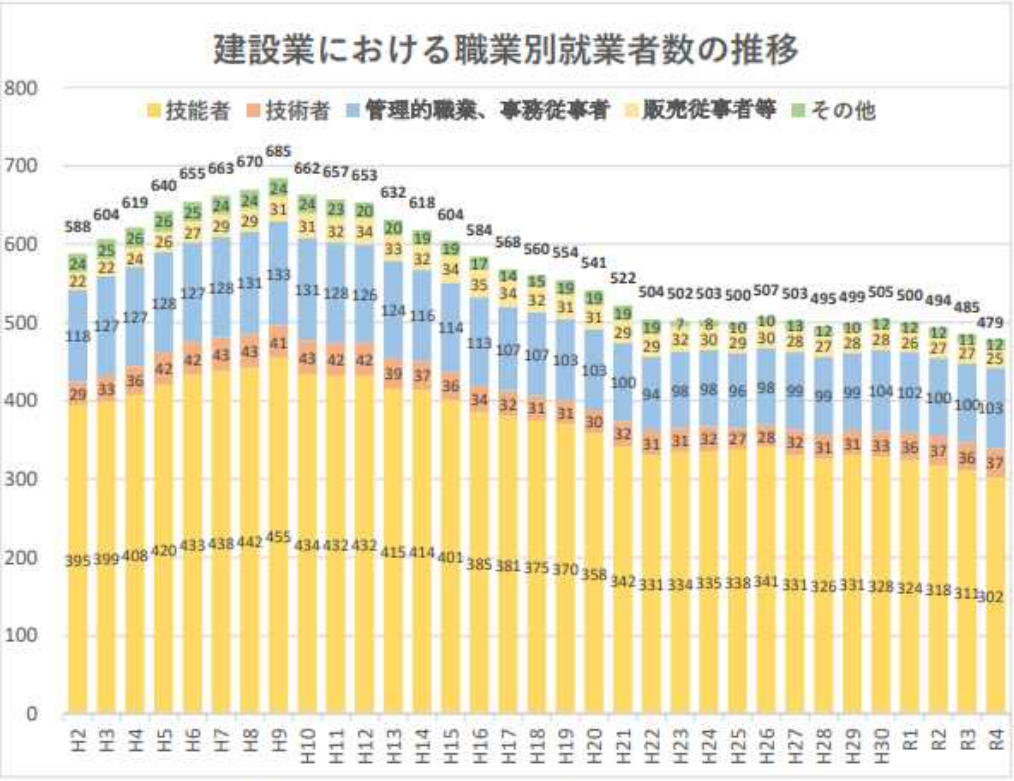

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加（29歳以下は2万人減少）。

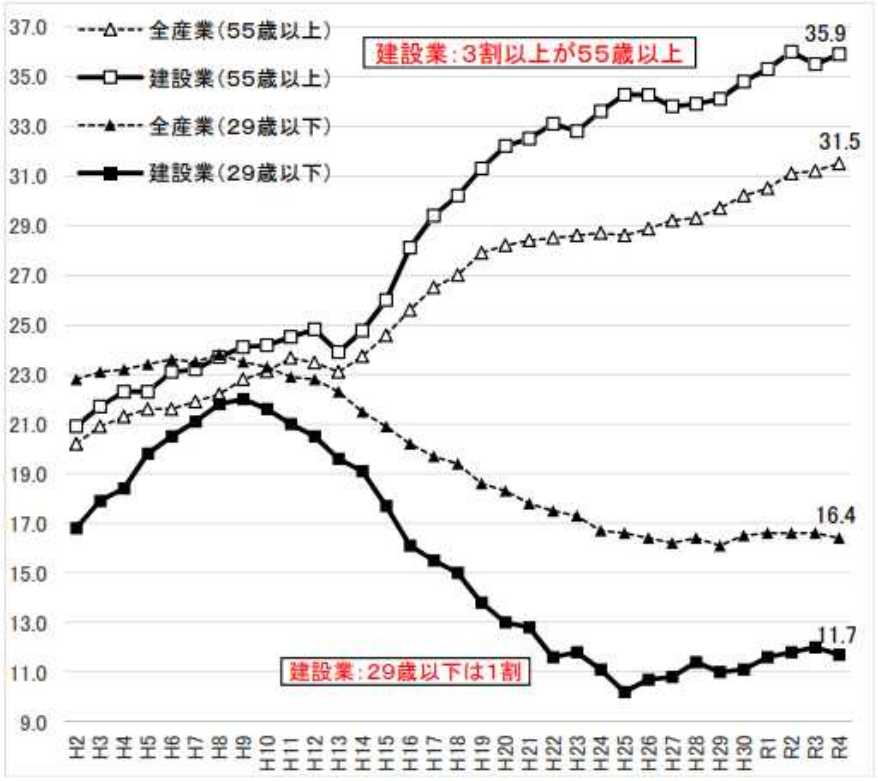

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

※参考　建設業を巡る現状と課題（建設業における時間外労働規制）

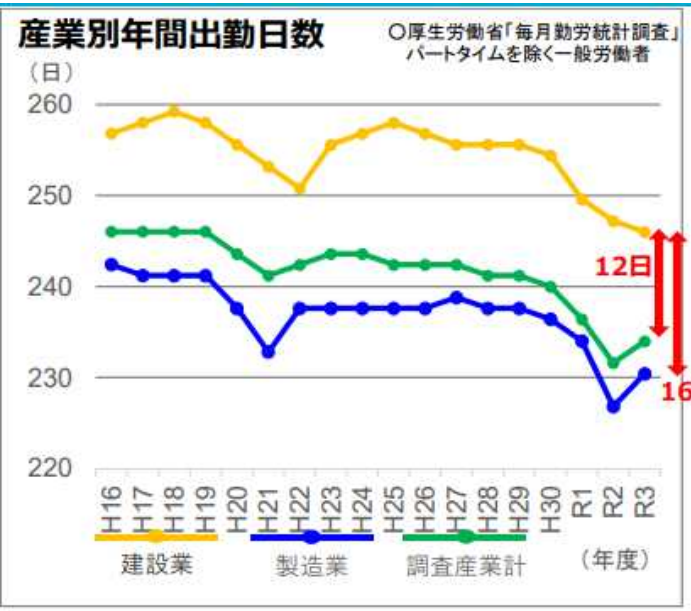

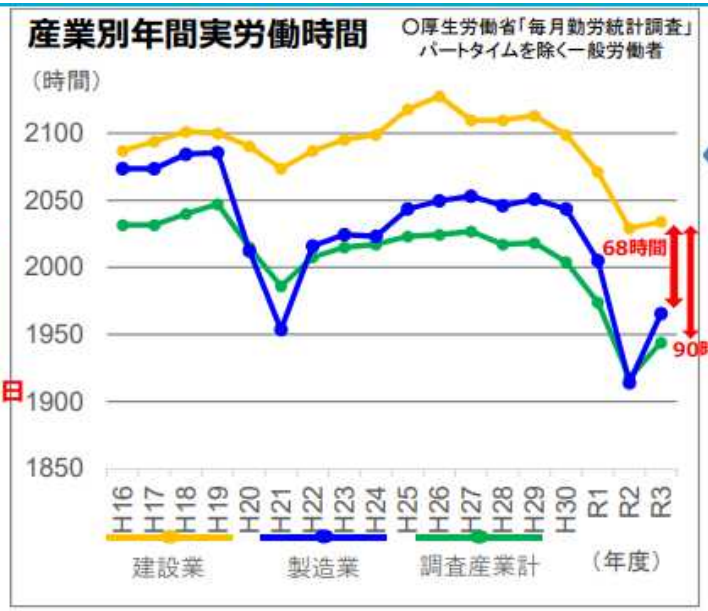

年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

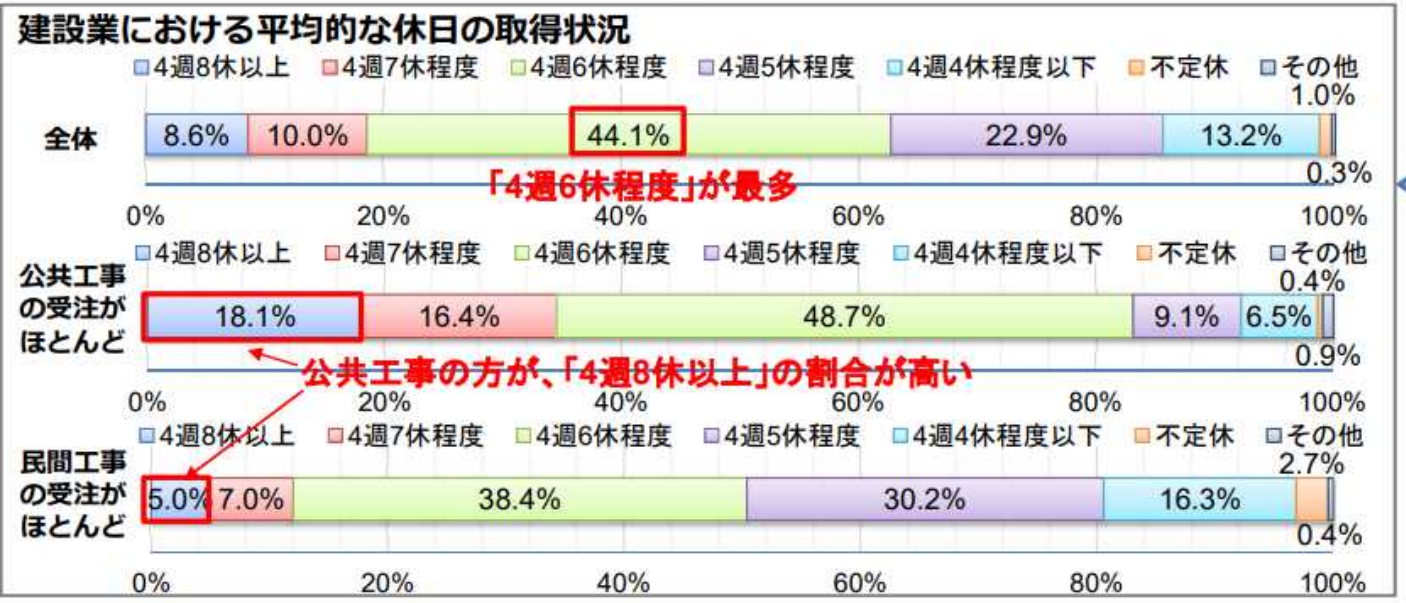

他産業では当たり前となっている週休２日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年6月15日公表）

※参考　プレキャスト化の促進

○北海道開発局では、農林水産省事務連絡「コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について（令和4年11月10日通知）」に基づき、工事現場における技能者不足などの課題に対応するため、更なる生産性の向上、工期短縮、施工管理の負荷軽減の観点から、水路等のプレキャスト化を進めている。
○近年、北海地区　岩見沢幹線用水路、中後志地区　倶知安幹線用水路などの用水路で使用実績が出てきている。

プレキャスト製品で整備された用水路（幌加内地区）

プレキャスト製品で整備された用水路（北海地区）

※参考　情報化施工の取組

○北海道開発局では、情報化施工の取組を進めており、令和4年度の実績は66件（全体工事件数の35%で導入）
○情報化施工の普及促進に向けては、「i-con奨励賞」を令和2年に創設し、i-con奨励賞2023（7月公表）では29の工事のうち5工事が農業の工事、26の業務のうち3業務が農業の業務、から選定された。

全体施工フロー

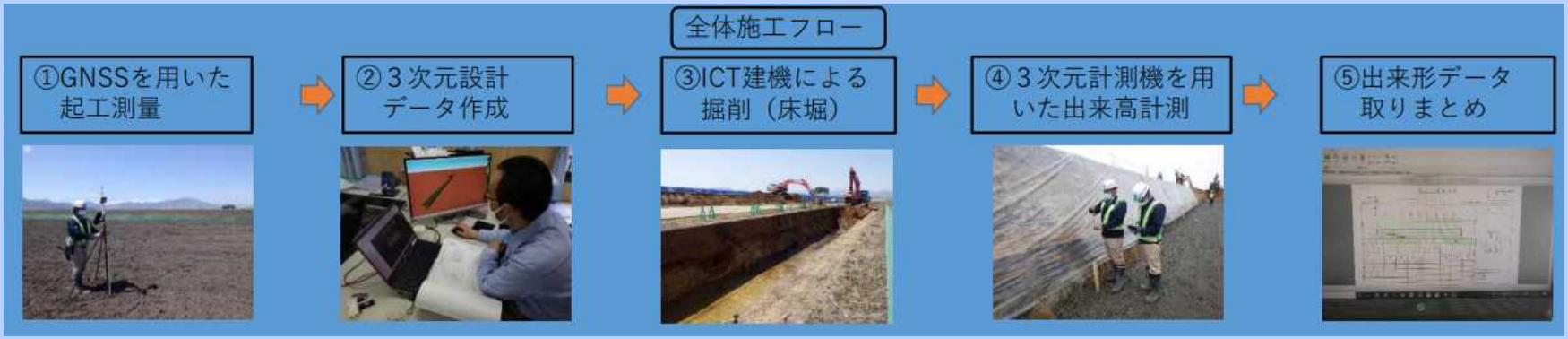

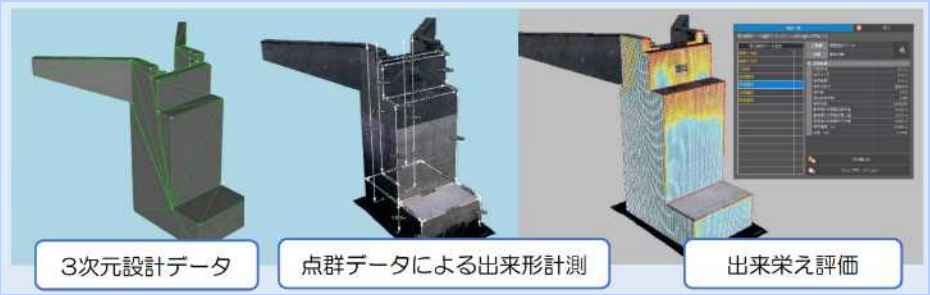

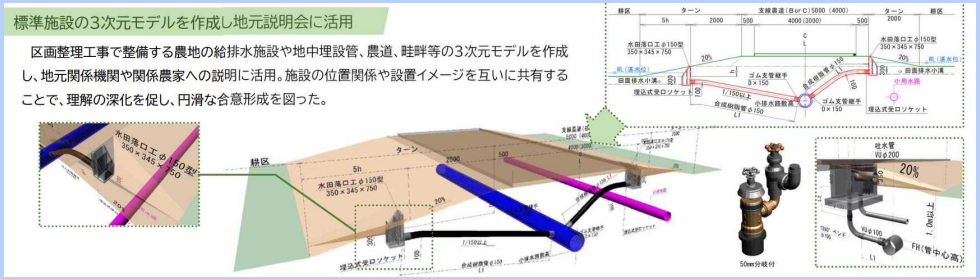

その他：安全管理など

※参考　肥料をめぐる情勢

食料安全保障強化政策大綱の改訂について（再掲）

―令和5年12月27日（水）食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第6回）―

○　本政策大綱は、昨年（令和４年）12月、**食料安全保障の強化に向けて構造転換**を図るため、**継続的に、特に緊急で実施する対策を位置付けるものとして策定**。
○　本年（令和５年６月）に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を取りまとめ、**平時から食料安全保障を抜本的に強化**するとされたところ。本政策大綱においても、**過度な輸入依存からの脱却に加え、川上から川下までサプライチェーン全体の強靭化につながる構造転換を進めるため、施策を拡充**。

Ⅰ　食料安全保障の強化

1　食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現（過度な輸入依存からの脱却）

（１）海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大、輸入原材料の国産転換等
- **水田の汎用化・畑地化による麦・大豆等の本作化**の促進
- **米粉の生産・利用の拡大**支援
- **国産切替えなどの原材料の調達安定化**の推進　等

（２）生産資材の国内代替転換等
- 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大等による、**肥料の国産化や安定供給を確保するための対策**の実施
- 耕畜連携による**国産飼料の供給・利用拡大、養殖飼料（魚粉）の国産化**の推進
- **省エネ技術の導入加速化**　等

<追加>
（３）国産への転換に向けた産地の育成強化
- **加工・業務用に対応した品種・機械等**の活用による**新たな栽培体系の導入**の促進
- **加工・業務用に仕向ける一次加工施設の整備**支援
- **海外の規制やニーズに対応した輸出産地の育成、輸出向けHACCP等対応施設の整備**への支援　等

<追加>
2　生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換の実現

（１）将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立
- **地域の農業を担う経営体の機械等への追加投資の負担軽減**　等

（２）スマート技術等の実用化、サービス事業体の育成・確保等
- **スマート技術等の新技術に対応した生産・流通・販売方式の変革**の取組の促進
- 経営体をサポートする**サービス事業体の拠点開設・機械導入など事業活動の基盤整備**への支援　等

（３）スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全
- スマート技術等の導入に資する**ほ場の大区画化、デジタル基盤の整備**の推進
- **自動給水栓等の導入、開水路の管路化、施設の集約・再編**等による**省力化**の推進　等

<追加>
3　国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換の実現

（１）適正な価格形成と国民理解の醸成
- **適正取引を推進する仕組みづくり**に向けた**コスト等に関する調査・検証**
- 持続可能な食料システムの構築に向けた**国民理解の醸成**　等

（２）円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備
- **ラストワンマイル配送**や、**フードバンク・こども食堂等への多様な食料の提供**に向けて**地域の関係者が連携する体制づくり**の推進
- **政府備蓄米の全国的な提供体制の整備**
- ３分の１ルールなど商慣習の見直しなど、**食品ロスの削減の取組促進**　等

（３）食料・生産資材等の安定的な輸入の確保
- 輸入国における穀物等の**集出荷・港湾施設**などへの**投資案件の形成**支援
- 輸入相手国との**政府間対話**の実施、官民による**情報共有**　等

4　生産資材等の価格高騰等による影響の緩和
- **配合飼料、燃料**の価格高騰への対応

<追加>
- **肥料価格高騰時の影響緩和対策の実施の明確化**　等

Ⅱ　スマート農林水産業等による成長産業化

- **スマート農業**について、税制・金融措置を含めた**新たな法制度の創設**も視野に、
  ①　農研機構の施設供用等を通じた**産学官連携の強化による研究開発の促進**
  ②　スマート技術に適合した**生産・流通・販売方式の変革の取組の促進**
- **経営・技術等でサポートする事業体の活用**
- スマート技術等の導入に資する**ほ場の大区画化**
- **林業、水産業におけるスマート化の推進**　等

Ⅲ　農林水産物・食品の輸出の促進

- 生産から販売までの事業者が一体となって行うプロモーション等の取組を支援するなど、**品目団体によるオールジャパンの輸出力の強化**
- 海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援など、**食料供給基盤を支える輸出産地の形成**
- 輸出先国において販路開拓を推進する**輸出支援プラットフォームの活動体制の強化**
- 海外における品種登録出願の推進や海外における模倣品の監視等、**知的財産の保護・強化**　等

Ⅳ　農林水産業のグリーン化

- **2030年までの化学肥料の使用量20%低減**等の目標に向け、化学肥料・農薬の使用低減等グリーンな栽培体系への転換支援、オーガニックビレッジの創出など**みどりの食料システム戦略の加速化**
- **クロスコンプライアンス**の導入
- **既存交付金の見直し、J-クレジットの活用**　等

※参考　肥料をめぐる情勢

○　主な化学肥料の原料である尿素、りん安（りん酸アンモニウム）、塩化加里（塩化カリウム）は、ほぼ全量を輸入。世界的に資源が偏在しているため、輸入相手国も偏在。尿素はマレーシア及び中国、りん安は中国、塩化加里はカナダが主な輸入相手国。

○　令和３年秋以降、中国による肥料原料の輸出検査の厳格化のほか、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、代替国から調達する動きがみられる。

Ｒ２肥料年度（令和２年７月～令和３年６月）

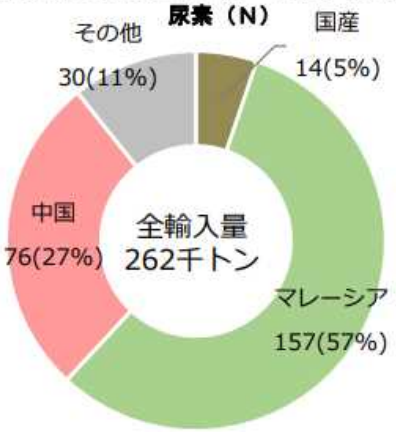

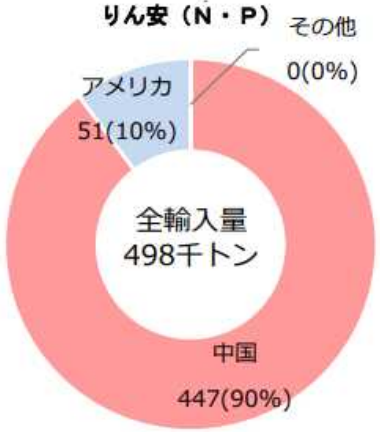

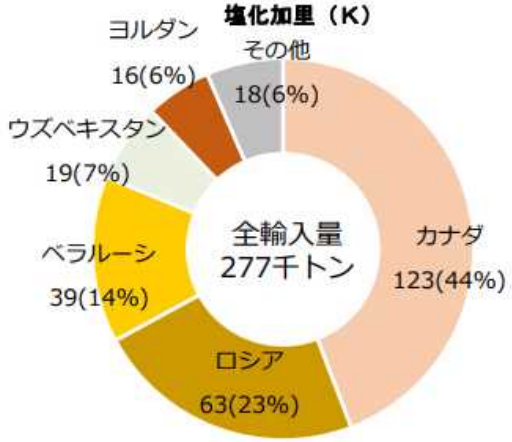

Ｒ４肥料年度（令和４年７月～令和５年６月）

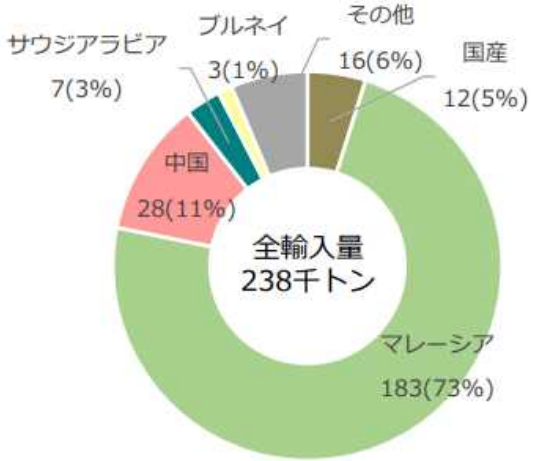

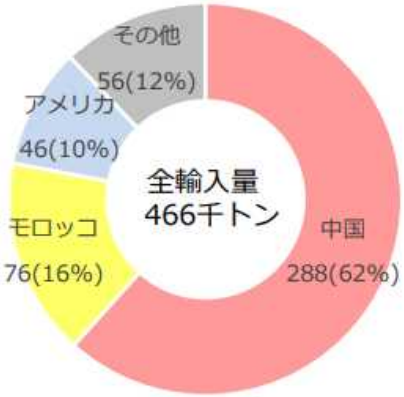

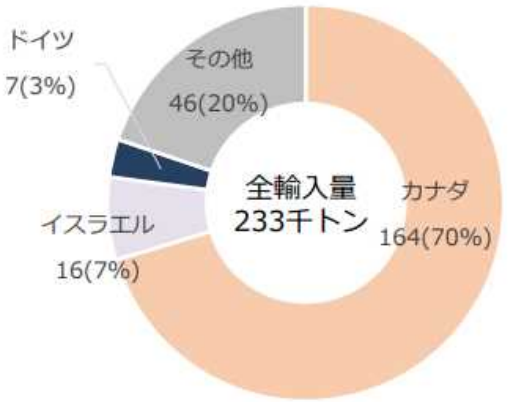

資料：経済安全保障推進法第48条第１項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けのものを除く。）。
注：１）「その他」には、輸入割合が１%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。
　　２）全輸入量には、国産は含まれない。

※参考　肥料をめぐる情勢

○　肥料原料の輸入通関価格は、2021年（令和３年）以降、上昇傾向となったが、2022年（令和５年）１月以降、下落に転じている。

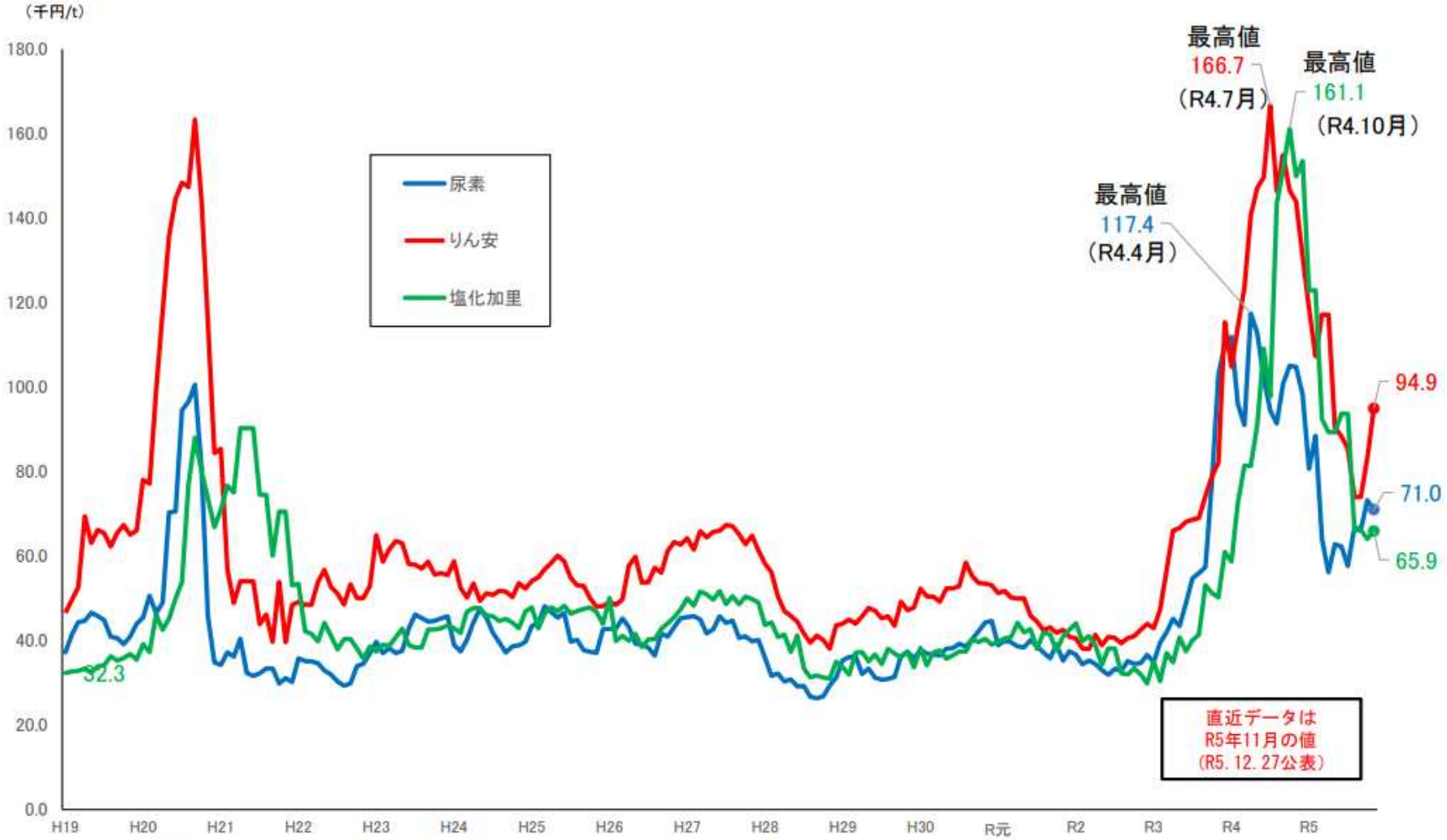

注：財務省貿易統計における各月の輸入量と輸入額をもとに、農林水産省において作成。
月当たりの輸入量が5,000t台以下の月は前月の価格を表記。

※参考　肥料をめぐる情勢

○　2022年５月に成立した経済安全保障推進法に基づく「特定重要物資」として肥料を指定し、その安定供給に取り組む肥料原料の輸入事業者・肥料製造事業者による肥料原料の備蓄の取組を支援。

経済安全保障推進法（2022年５月成立）の概要

安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策として、**(1)重要物資の安定的な供給の確保**、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(3)先端的な重要技術の開発支援、(4)特許出願の非公開の４つの制度を創設。

【重要物資の安定的な供給の確保のための制度の概要】

政府は安定供給を確保すべき物資を「特定重要物資」として指定。民間事業者が策定した供給確保のための計画を所管大臣（肥料の場合は農林水産大臣）が認定し、支援措置を実施。

＜特定重要物資の指定＞　抗菌性物質製剤、**肥料**、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物並びに船舶の部品の11物資を政令で指定（2022年12月23日施行）

（肥料の指定理由）　肥料の原料は、**資源が特定の地域に偏在**しており、**そのほとんどの供給を輸入に依存**。世界的な穀物需要の増加や紛争の発生等の**国際情勢の変化に**より、**原料の供給途絶リスクが顕在化**。

肥料の安定供給確保に向けた施策

【目標】

2023年から、りん安・塩化加里について、保管施設の整備を進めるとともに原料備蓄水準を高め、2027年度までに、年間需要量の3か月分相当の備蓄を目指す。

【支援内容】（令和4年度補正予算額：16,000百万円、5年度当初予算額：100百万円、6年度予算概算決定額：26百万円）

① りん安・塩化加里を備蓄するために必要な保管費用（保管料・保険料等）
② りん安・塩化加里を保管するために必要な保管施設の整備費用

※　経済安全保障推進法に基づく安定供給確保支援法人として一般財団法人肥料経済研究所を指定し、 当該団体において基金を管理。

【備蓄の進捗状況】

令和5年7月及び12月に計7件の計画を認定。これにより、国の目標(年間需要量の3か月分)に対し、りん安は1.9か月、塩化加里は2.8か月分の備蓄体制を構築。

みどりの食料システム戦略

○　農林水産省においては、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、令和３年５月にみどりの食料システム戦略を策定。

○　この中で、「2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減する」との目標を掲げ、有機物の循環利用や、施肥の効率化・スマート化を推進。さらに、「2030年までに化学肥料の使用量を20%低減する」との中間目標を設定。

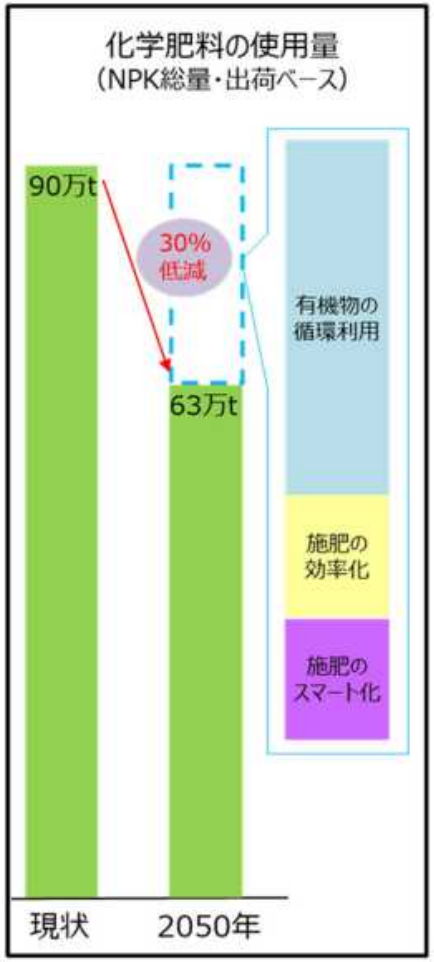

1　有機物の循環利用

たい肥の投入による生産性の向上を実証し、農家のたい肥利用を促進するとともに、**たい肥の高品質化・ペレット化技術等の開発**や**広域流通**なども進め、**耕種農家が使いやすいたい肥等がどこでも手に入る環境を整備**することで、**たい肥等による化学肥料の置換え**を進める。

目標達成に向けた技術開発

- **たい肥**の製造**コスト低減・品質安定化技術**や**低コストなペレット化技術**
- 汚泥等からの肥料成分（**リン**）の**低コスト回収技術**

目標達成に向けた環境・体制整備

- たい肥による**生産性向上効果を現場で実証**しつつ取組を拡大[**持続可能な生産技術への転換を促す仕組みや支援**を検討]
- **地域の有機性資源の循環利用システムの**構築（たい肥の高品質化・ペレット化、たい肥を原料とした新たな肥料の生産、広域流通体制 等）

2　施肥の効率化・スマート化

土壌や作物の生育に応じた施肥や作物が吸収できる根圏への**局所施肥**等で**施肥の無駄を省き効率化**するとともに、**データ**の蓄積・活用により最適な施肥を可能にする**「スマート施肥」**を導入する。

目標達成に向けた技術開発

- ドローンや衛星画像等を用いて、**土壌や作物の生育状況に応じて精密施肥**を行う技術
- 土壌や作物などの**データを活用したスマート施肥システム**
- 有機物なども活用した新たな肥効調節型肥料、土壌微生物機能の解明と活用技術

目標達成に向けた環境・体制整備

- 土壌分析に基づく施肥の実践、ドローン等を用いた精密施肥技術の現場実証や農業者への機械導入
- 土壌や作物などのデータを地域や各システムを越えて**ビッグデータ化**
- **スマート施肥システムによるデータに基づく最適施肥**の実現

※参考　肥料をめぐる情勢

2030年中間目標の設定の考え方

○2030年は、化学肥料原料の調達が不安定となるほか、国際市況の変動も大きくなる中で、既存の技術をできるだけ活用して化学肥料の節減や国内資源の活用を可能な限り進めていくという考え方で目標を設定。
○2030年までは、土壌診断による施肥の適正化など既に実施可能な施肥の効率化を進めるとともに、堆肥等の国内資源の利用拡大などを進めることで、目標達成を目指す。
○2030年以降は、施肥のスマート化や堆肥の活用に加えて、下水など肥料成分を含有する国内資源からの高度肥料成分の回収等の革新的技術の開発・導入の取組も加えて、2050年の意欲的な目標に向けて取組を加速していく。

現状と課題

○化学肥料は、作物の収量を高めるため農業現場で多用されてきた一方で、農地への有機物の投入減少による地力の低下や、過剰施用による環境中への流出などが問題。
○また、我が国は化学肥料の主要な原料のほとんどを輸入に依存しているが、これらの資源は特定の地域に偏在していること等から、持続的な生産基盤の構築に向けて、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の節減に向けた取組が必要。
○家畜排せつ物など化学肥料の代替となる国内資源については、畜産業が盛んな地域に偏在していることなどから、必ずしも有効に活用されていないものもある状況。

化学肥料の使用量（NPK総量・出荷ベース）

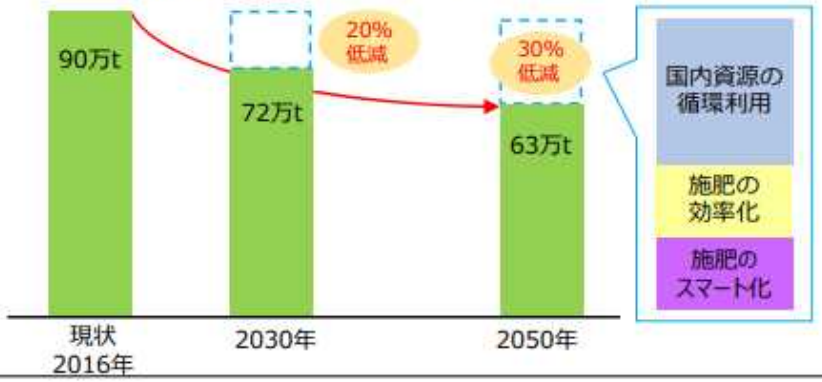

当面の対応

○土壌診断による施肥の適正化をはじめ、作物の根圏部分にのみ施用する局所施肥、作物の生育状況等を解析したセンシングデータに基づく追肥などにより、施肥の効率化・スマート化を推進。
○堆肥の品質向上や広域流通できる形態への転換による利用拡大、下水汚泥等の肥料用途への活用に向けた取組を推進。
○令和４（2022）年度は、土壌診断に基づく適正施肥、肥料コスト低減に資する技術の導入、家畜排せつ物等の国内資源を活用した肥料の運搬や散布などの取組を幅広く支援。

施肥の効率化・スマート化

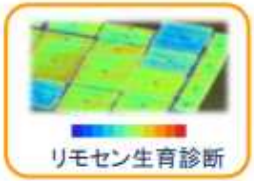
リモセン生育診断

ドローン追肥

ペレット堆肥

局所施肥技術

可変施肥技術

講演２　「食料供給を担う北海道農業の今後の展望」

国土審議会北海道開発分科会、
食料・農業・農村政策審議会の議論を踏まえて

開催日時　令和６年２月９日
会　　場　ホテルポールスター札幌
主　　催　一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会

目　　　　　次

□　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１．第 9 期北海道総合開発計画（案）の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２．食料・農業・農村基本法の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

３．わが国の食料安全保障と基本法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

４．食料自給率の実態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

５．国内農業生産の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

６．1990 年代の食料消費の変容～20 年間の停滞期？　・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

７．おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

（質疑応答）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

「食料供給を担う北海道農業の今後の展望」

東京大学大学院農学生命科学研究科長
農業・資源経済学専攻　教授　中嶋康博

口　はじめに

ご紹介いただきました東京大学の中嶋でございます。本来ならば会場に赴き直接お会いしてお話をするべきところですが、午前中も農水省で会議があって東京を離れることができないため、今回はズームウェビナーでのお話とさせていただきました。

私は、ご紹介いただいたように農学部に所属しております。専門は農業経済学で社会科学系ですが、実は博士論文が「農業土地資本の計量経済学的研究」というタイトルで、圃場整備を中心に土地改良事業が日本の稲作農業にどのような生産性の向上利益をもたらしたかを分析しました。

農業農村基盤整備に関するお仕事をする機会が比較的多く、土地改良経済効果マニュアルでの算定式を検討する委員会に30年ぐらい関わりました。それ以外に、食料・農業・農村政策審議会の農業農村振興整備部会に参加しておりました。大学の教員になってからフードシステム論も研究分野に加えることになりまして、先ほどご紹介いただいた本はそのようなものが多いのですが、基盤整備、土地改良は今でも私の専門の１つだと考えております。

今日お話しさせていただくことになったのは、国土審議会の北海道開発分科会の委員であったからで、そこで考えたことなどをご披露させていただこうかと思っております。

「食料供給を担う北海道農業の今後の展望」という重要な課題をいただいたのですが、必ずしも十分にお話しできるかどうか心配で、北海道開発分科会でのお話と、もう一つ関わっている食料・農業・農村政策審議会での基本法の検証の話しについて、かなり時間を割くことになってしまいます。取ってつけたように北海道農業のお話をするようなことになるかもしれませんが、不十分になることを初めにおわびしておきます。

この後にもお話しするつもりですが、食料安全保障という課題が日本国内で重要視されております。基本法の改正もそこにポイントがあると思うのですが、国の食料安全保障をより強化、改善していく上で北海道農業に期待するところは大でございます。皆様の業務に直接関わる部分ではないかもしれませんが、農業、食料を取り巻く問題としてどのように食料安全保障の問題が考えられているのかという辺りを、今回の研修の中で知っていただければ大変ありがたいと思っております。

１．第9期北海道総合開発計画（案）の策定　〔スライド1～2〕

それでは、お配りした資料に基づいてお話を進めたいと思います。今日のお話のポイントはスライド2の内容となっております。今度閣議決定されると思いますが、第９期北海道総合開発計画（案）の策定の経緯、私が経験したこと、考えたことをご披露したいと思います。それから、食料・農業・農村基本法の見直し作業、検証部会に参加しましたので、そのときに経験したことをご紹介したいと思います。

１と２の内容につきましては、今日の講演１の方でご紹介があったのではないかと思い

ますが、重複した部分があった場合には、復習したという感じでお聞きいただければと思います。基本法の見直しで議論になりました食料安全保障の話を３から６、そして７辺りでお話をさせていただいて、先ほど申し上げたような議論をご紹介したいと思います。

〔スライド3～4〕

まず、第９期北海道総合開発計画（案）（以下、第９期計画案）の策定についてです。私は、第８期北海道総合開発計画（以下、第８期計画）を策定するときも委員として参加させていただきました。分科会とその下に計画をつくるための計画部会というのが用意されているわけですが、その計画部会に参加して、第８期計画をつくりました。

第８期計画の中間点検をしようということで、2022年、令和４年３月の資料ですが、中間点検の議論を計画推進部会で行っておりました。その過程で、第９期計画案をつくることになるということで、衣替えして計画部会に参加することになった次第です。

そこでは、第８期計画の途中ですが、中間点検として、後半部分でどのように進めていくのか、何が課題なのかということを総ざらいしているわけですが、少なくとも農業の分野に関しては成果が上がっていて、第８期計画の最終目標で達成すべき産出額に関しては早々に達成できている状況であったと思います。第９期計画案の中でも食と観光が重要視されているわけですが、第８期計画の中でそれが戦略的産業であること、それをつくり上げていく上で生産空間というものが大事な基盤であるということは、その後の検討でも維持されるところです。

この中間点検をする過程で、2016年の豪雨災害、2018年の胆振東部地震、2020年に新型コロナウイルス感染症の拡大があって、それらを含めた点検作業を行いました。言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症の拡大で観光ががたがたになってしまったので、この後どのように進めたら良いのかという議論は当然あったところです。

コロナ禍でも農業そのものは、私は順調であったと思います。一部の品目に関しては、外食がかなり困難な状況になったので、外食向けに作っていた部分は農業分野としてダメージを受けることになりしたが、どちらかというと素材型といいましょうか、原料型の生産をしているところにおいては必ずしも大きな被害を受けたわけではなかったと思います。

いずれにしても、中間点検の結果、基本的な枠組みとしては維持されるということでありますが、ポストコロナの問題や国土強靭化問題に対する備えは重要であろうということになっていったわけであります。先ほど申し上げた計画推進部会は、令和３年２月の時点で中間点検報告を出しました。

〔スライド5〕

具体の幾つかの項目については、このように資料として整理されました。これを見ていただくとおり、農地の大区画化やスマート農業の導入など、成果は上がっていったわけです。第８期計画では、食の総合拠点づくりの推進というのが１つの目玉だったのですが、結果的になかなか難しいところがあったように思います。

〔スライド6〕

新たな北海道総合開発計画の策定に向けた検討に着手して計画部会に衣替えしていくわけですが、次の計画を立てる上での枠組みは2050年という長期の視野を設定しました。これは、例のカーボンニュートラル達成に向けた国の施策が非常に大きな影響を与えていま

す。2050年カーボンニュートラルという国の目標も含めていろんなものを見直してきたというのが背景にあります。

〔スライド7〕

国土審議会で、現行の国土形成計画を前倒しで見直して新たな国土形成計画をつくると国の方針が変わり、それで国土の長期展望が令和３年６月にまとめられました。国土形成計画と北海道総合開発計画は、制度的には別物でありますが、枠組みとしてはシンクロしておりますので、第９期計画の策定に向けた準備を進めることになったわけです。

その時に前提になる国全体の計画の要件というのは、北海道の計画としても参照するということで、このときの問題認識は、出生数の低下、新型コロナウィルス感染症の拡大、自然災害の激甚化・頻発化、デジタル革命の急速な進展、そして先ほど申し上げたカーボンニュートラルへの対応です。

新型コロナウイルス感染症の拡大と合わせるようにデジタル化が進み、私たちの働き方、在宅勤務などを含めたデジタル化が進んだわけですが、その後の生成ＡＩを含めたＤＸの急速な発展は、改めて言うまでもなく御存じのとおりです。そういったことから、デジタルを前提とした国土の再構築というのが大きな課題になってきたと考えています。このフレームワークは、新たな国土形成計画に引き継がれているということであります。

〔スライド8〕

北海道総合開発計画の中間点検を行った後に、分科会の方で計画部会をつくって第９期計画を審議し始めなさいということになりました。スライドにあるような課題が定められていますが、以前からの課題と極端に大きく変わっているとは思っておりません。

北海道の役割の１つが食料の安定供給です。これは以前から言われていることですが、ちょうどこのタイミングでロシアのウクライナ侵攻などがあって、気候変動の関連で食料生産の豊凶変動が国際的に起こり、後で図も見ていただきますが、食料の国際市場が不安定化しているということがありました。食料安全保障の問題が大きな課題になっているという辺りが、ここに要素として入ります。それから、先ほど言いましたカーボンニュートラル、脱炭素化というのが大きな問題であるなど、こういった問題に国全体として取り組む上で、北海道が大きな役割を果たすということを改めて確認したところです。北海道の地域をどうするかという問題と併せて、国全体との関わり方というものを第８期計画以上に意識するという印象を私は持ちました。

〔スライド9〕

ステップ２、2050年における北海道のあるべき姿と書いてあります。先ほどの繰り返しですが、かなり長期的視野であるべき姿を考えて、2050年をターゲットイヤーとして、バックキャスティングで今ある姿、そこに至る過程も含めた議論が必要だとして、ステップ３でその道のりを考えています。

〔スライド10〕

そして最終的に第９期計画の策定をこのようにしていきましょうということなのですが、総合開発計画ですので、基本は10年計画です。遠い先の2050年のあるべき姿を意識しながら、このようなものをつくりましょうと合意されたと思っています。

〔スライド11〕

検討経過については、先ほどご紹介しましたが、計画部会を立ち上げて、令和５年３月にまず中間整理を分科会で見ていただき、その後計画部会で２回もんで、９月に計画素案、パブコメの後、つい先日２月１日に分科会に計画案を提出しました。年度内に閣議決定をして決まるところであります。

〔スライド12〕

計画部会報告の概要ですが、取り巻く状況は既にお話ししたとおりで、大事なのが３つの価値です。食と観光というのは第８期計画でもあったのですが、再生可能エネルギーの部分が北海道の持つ強みおよび価値の３つ目のポイントになります。国全体で１つの目標がありますので、我が国の経済安全保障に貢献するという立てつけになります。

生産空間をベースに設計していく中で、交通ネットワークの問題を解決すべく、デジタル技術を活用した生産空間の維持・発展を図るということにしています。

〔スライド13〕

計画部会報告の第１章、第２章はこのような感じですが、この三角形は、先ほど申し上げたとおり、北海道の現場の問題と、国全体への貢献というピラミッド型の構成になっています。

〔スライド14〕

計画部会報告の第３章が計画推進の基本方針で、リアルとデジタルのハイブリッドを目指すのですが、デジタルをどのように活用するのかという意識が強かったように思います。

９月の時点でも書いてあったのですが、２月の最終案を出すときにも強く打ち出されたのが地域共創チームの提案で、非常に強調していたと思います。すでに組織整備の予算要求もされたと伺っております。第８期計画で食の拠点づくりの話に触れましたが、私も大事だなと思って事務局の方とお話をしていたのですが、当時はこのような組織がなかったのでなかなか動きにくい印象でした。

そこでの課題は、さっきも触れましたが、北海道農業は原料供給にとどまってしまっているところです。現実に食の世界は多くの価値を生みだしていて、流通業者や加工業者、外食産業などいろんな方が関わる形で食の価値を高めています。その価値を高める行為が北海道の外で行われているのではないかということです。

これを北海道の中で価値をつけて輸出をする、もしくは本州の方に持っていくというのがあってしかるべきで、食の拠点づくりというのに取り組めないかと思ったのですが、道外の企業に来てもらうことに第８期計画の途中ではできなかったという印象があります。その他のことも含めてですが、計画どおり駆動していくためには、地域共創チームというのが求められるのではないかという振り返りがあったと思います。

〔スライド15〕

共創、ＤＸ、それから計画の実効性を高めるための方策のポイントですが、３つ目にフロンティア精神の再発揮というのがあります。十勝の宇宙関連産業などがフロンティアの取組として目を引くところでありますが、考えてみると北海道の開拓そのものがフロンティアスピリッツの塊であり、過去にも取組がたくさんあります。今の農業の動きを見るとまさに新たな開拓とも言える大きな変革をしているので、農業等でもフロンティア精神を発揮していただきたいというのが計画の中に書き込まれています。あとは、社会資本整備

です。このような様々な取組やスマート農業に対応した農業生産基盤の整備などもございます。

〔スライド16〕

計画部会報告の第４章は計画の主要施策で、さきほどの三角形も載せています。農業関係では食と観光を含めた主要施策がございます。

〔スライド17〕

こちらは生産空間の話ですが、北海道の圧倒的に豊富な資源という特性を生かして食料安全保障、観光、再生可能エネルギーの創造、そのようなことに貢献しようということが目標１となっております。３つの価値、食、観光、再エネという辺りがポイントです。

もう一つは、三角形の下側の部分ですが、北海道の価値を生み出す北海道型地域構造、生産空間の維持・発展と強靭な国土づくりというのが目標２に設定されています。

その取組を考える上での１つのキーワードとして「二重の疎」と書いていますが、「二重」というのはマクロとミクロの部分で、「疎」というのは密集していないということです。それは弱点なのですが、うまく生かしながら生産空間の維持・発展をしていこうということを目指しています。

これには農業の振興を考える上でもいろんな意味合いを持っていて、都府県と比べて北海道農業の生産規模は相当なレベルに達しているわけですが、多分これからも更に拡大します。それを駆動するのはデジタルではないかと思います。デジタルを中心とした更なる技術革新があって、それによって更に労働生産性を上げて、人手が少なくてもやれる農業をつくっていく。そうなると、地域は農業が中心なので、人口が減って集落機能が落ちてしまうということが部会の中でも相当議論されました。こういったことを踏まえた上で、生産空間を維持して発展させなければいけないということで、強く「二重の疎」を意識した計画づくりが行われたように思います。

〔スライド18〕

これは第９期計画案の概要ですが、今まで述べたことが概念として書かれてます。もう一度後で見ていただければと思います。2050年の将来像を前提とした10年間の計画です。

まず50年の将来像は初めに議論しましたが、その後、10年間というところに焦点を当てていきました。50年は一定程度見通せますが、しかし最近のＡＩの発達などによって産業構造や暮らしは大きく変わってしまうのではないかと思うようになってくると、ちょっと遠い世界だなという印象を持たないでもないです。５年、10年ぐらいの間でものすごく大きく変わってしまうのではないか、社会情勢や経済情勢、政治情勢も大きく変わる中で、とにかくまず10年というものを考えていくということなのかなという感じもいたします。

〔スライド19〕

これは第９期計画案の構成です。農業の話だけでなくいろんなことが書いてありますが、このような立てつけでつくられたということをご理解ください。

〔スライド20〕

このパートの最後のスライドです。このようなことを踏まえて第９期計画案がしかるべきタイミングで閣議決定されますが、北海道農業の課題としてここに書いてあることを心に留めておいていただければと思います。

１つ目は、かなり深刻化している食料安全保障における北海道農業の意義を改めて再確認していくべきであろうと、それはある種の社会のニーズでもあると思うのですが、北海道農業のどのような部門に注力すべきなのかという辺りの示唆も与えられると思います。

２番目は、言わずもがなのことでありますが、スマート農業の推進のための基盤整備を行いつつ、フロンティア精神をもう一度強化していくことが必要ではないかという感じがします。

３番目は、先ほど触れた二重の疎を前提とした生産空間の振興を考えるべきということです。生産だけ取り組んでも生活基盤が毀損されてしまう可能性もあるので、生産と生活の調和を図る。そこでデジタルへの対応が重要になってくることと、強靱化問題への備えの必要性です。気候象変動によって災害が頻発する傾向がありますので、そのようなリスク対応も含めた強靱化対策とデジタル技術の活用によって生産と生活の調和が図られるべきではないかと思います。

４番目が、ロジスティクスの強化です。物流の2024年問題が本格化して、国全体の施策として今大きく取り組んでいるところだと承知しておりますが、農業の分野でいうと集荷の問題、ファーストワンマイル問題をどうするか、それから北海道でできたものを消費地に持っていけないと、作っても何も意味がなくなってしまうわけですので、広域輸送を安定化させなければなりません。ＪＲの問題も含めて広域輸送の仕組みを強化していくということが、北海道農業の課題として強く意識されるべきであろうと思いました。

５番目の問題として、個人的な解釈も入っておりますが、観光事業との補完です。開発計画は食、観光、再生可能エネルギーという３本柱からなりますが、北海道の観光は言うまでもなく食に支えられる部分がかなりあるわけです。生産空間の中に産地があって、そこで作られているものを活用しながら観光開発をし、観光事業の運営をしていくことになると思います。農業自体は、スマート農業化が進んで人がどんどんいなくなります。一方で、観光事業の特性として極めて労働集約的な部分がありますので、観光が活発になれば、そこに人が雇われることになります。農業と観光がセットで開発されるならば、農業部門では人がいなくなるのですが、観光部門では働く人が増えますし、お客さんとして人も集まってくるということが期待されます。そういったある種の産業連関を構築したり、雇用創出を生んで地域そのものを底上げしていくというようなこともある。食なくして観光はないということを意識しながら、観光事業との補完を農業の側から強く打ち出していけるといいなと思います。

最後にカーボンニュートラルへの対策です。再生可能エネルギーに関連して、バイオマス発電が期待されます。とにかくバイオマスの利活用体制をきっちり構築するべきであろうと思います。それから、ゼロカーボンを2050年までに目指しているわけですが、再生可能エネルギーを振興することでゼロカーボンに貢献するのですが、言うまでもなく水田からのメタン、牛のげっぷからのメタンの排出が大きくて、北海道農業の構成を考えるときには、やはりメタンを中心とした温暖化ガスの削減にきっちり取り組まざるを得ないだろうと思います。再生可能エネルギーだけではなくて、ある種足かせになる部分があると思いますが、技術の進歩や取組の向上によってしっかり対応していく必要があると思っているところです。以上、パート１の北海道総合開発計画に関わった者として感じたところをお話しさせていただきました。

２．食料・農業・農村基本法の見直し　〔スライド21～22〕

続いて、食料・農業・農村基本法（以下、基本法）の見直しですが、これは北海道だけでなく日本農業全体のお話になるところです。

内閣に食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（以下、基盤強化本部）という現在の食料・農業・農村政策の方向を定めているところがあります。もともとは農林水産業・地域の活力創造本部といっていましたが、それが改組される形で今の基盤強化本部になっています。

令和４年９月に基本法改正の総理のご指示がありました。その背景には食料安全保障の問題があるわけです。食料安全保障だけではなく、円安も進んで、物価高騰が大きな問題になっているという辺りへも対応しています。

令和４年12月27日には、令和５年６月をめどに政策の新たな展開方向を取りまとめるようにという総理の再度のご指示があって、６月に向けた取りまとめ作業が行われます。５月末に検証部会で中間取りまとめをした後、基盤強化本部で新たな展開方向が出されます。この後、資料を御覧いただきます。

令和５年12月の６回目の基盤強化本部の中で食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像と工程表が示されることになります。これが最新の農業政策のあり方を示しています。

〔スライド23〕

基盤強化本部からの指示で基本法の検証が始まりました。基本法の中に定められている食料・農業・農村政策審議会の中に新たに基本法検証部会を設置して議論を始めました。私は以前も審議会に入っていたのですが、10年任期のために一度やめていて、今回これを立ち上げるに当たって再登板しろということで部会長を務めることになりました。

１回から16回、最終は17回でしたが、このような審議過程で議論を進めました。途中で年末年始の休みなどもありましたが、２週間に一遍ぐらいのペースで議論しています。

第１回から第９回までは、テーマを決めて、事務局が用意した資料と有識者のヒアリングを行って、とにかく論点をざっと出そうと。例えば食料の輸入リスクにはどんな問題があるかについて、議論を１つに集約するのではなく、机の上に全ての課題をぶちまけるぐらいのつもりで論点を提出していきました。

それを事務局が非常にうまくまとめてくれまして、後半の議論につなげていきました。輸入、輸出、食料安全保障、担い手、需要に応じた生産、生産性、持続可能な農業、農村の振興、最後は落ち穂拾いと言ったら悪いのですが、残された課題を３つほど取り上げました。

基本法は、基本理念というのがまず定めていて、その上で食料施策、農業施策、農村施策を構成するという立てつけになっています。部会の後半では、それぞれの展開方向や施策の方向を１回ごとに議論し、基本計画は基本法に基づいて策定されていますので、その内容も議論しました。その上で、15回目と16回目で集中的に議論して、中間取りまとめ（案）としてまとめました。これをもとにパブコメを募集して、地方意見交換会もいろんなところで行なったのですが、その上で９月11日の第17回で最終取りまとめをして、審議会としての答申を出したということです。

この中間取りまとめは、出来がよくて、パブコメや地方意見交換会でかなりたくさんの

ご意見をいただいたのですが、我々の考え方としては中間取りまとめはそれらのほとんどのことに触れているので、中間取りまとめと最終取りまとめの内容はほとんど変わりはなかったです。加筆したのはファーストワンマイルの件のみと書いてありますが、実はこのファーストワンマイルの問題というのは、北海道の農産物の集荷が中心のような問題でした。

〔スライド24〕

農業政策そのものは大きな画期をもって展開しています。御存じの方も多いと思いますが、昔は農業基本法でしたが、今は食料・農業・農村基本法という枠組みの中で政策が構成されています。農地や担い手の問題、品目的には米の問題が大きい。もっといろんな問題もあるのですが、代表的な政策の内容について、基本法検証部会を立ち上げる議論のときにこのように展開してきてきましたという話をしました。

〔スライド25〕

農業基本法というのは古い法律ですが、高度経済成長によって社会が変化する中での農業の課題を解決するという立てつけになっていて、こちらに書いているような施策の内容になっていたわけなのですが、20世紀の最後の段階で衣替えして食料・農業・農村基本法になりました。

衣替えしたときに、農業のみならず食料の問題、農村の問題にまで部門を拡大して、それぞれの課題を解決すべく、食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興というのをきちんと定義もし、施策を準備していきましょうとなったわけです。

もちろん以前も、食料の問題を解決しようという取組がないわけではありません。農村の振興もしていたのですが、３分野としての枠組みを用意することによって、より充実した施策をつくり上げていったと思います。そのぐらい社会情勢は成熟化して、課題が複雑化している。特にグローバル化した社会になっていましたので、ガット・ウルグアイ・ラウンドを経た上でこういったことが必要であろうということだと思います。

そのときに導入された新しい概念が多面的機能と言われるもので、以前の農業基本法のときには全くない概念です。これは環境問題に取り組むということですが、どちらかというと農業はいいことしますね、洪水防止やアメニティーの提供など、農業をやることによって社会に便益を発生していることに注視して、食料を提供すると同時に多面的機能を提供するのが農業なのだと理解しよう、この多面的機能を十分に発揮するような施策を推進しましょうという考え方に基づいています。

今回の基本法の見直しの中で、環境の捉え方が、プラス面というのでしょうか、いいことだけしていますねというだけでよろしいのだろうかと疑問が呈されることになりました。農業が生物多様性を毀損するような問題を引き起こすことも広く知られているわけですので、もう少し幅広に環境の論点も入れて議論したところであります。

〔スライド26～27〕

最終的な答申での概要は、スライド26と27です。見たことがある方も多いかもしれませんが、取りまとめの過程で、文字がたくさんあって何が書いているか分からない、情報が多過ぎるのではないかというご批判があったところですが、食料・農業・農村政策というのは、これだけ幅広にいろんなところに手当てして対応しているし、有機的に絡み合っていて、１つだけをつまみ食い的に取り出しては議論ができない状況にあるのだということ

を、これを見ることで逆に分かっていただけるのではないかという気がいたします。

ここでの整理の枠組みは、現行基本法は1999年に制定されたわけですが、制定後20年間における情勢の変化は何だったのかということと、これから20年はどんな問題があるのかということを課題整理し、それを踏まえて現行基本法は今のままでいいのか、基本理念、施策は見直すべきところはないのかという議論と論点整理をしたわけです。

基本理念では、国民一人一人の食料安全保障の確立、環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業。これは農業だけではないです。食品産業も含めてですが、これへの転換。それから、食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保、農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保ということが４つの大きな論点としてまず基本理念の部分で提示されました。

食料に関する基本施策では、これから20年間で何が起こるかを踏まえて、どういったところを手当てしなければいけないか、もう既にある施策が列挙されていて、それにどう強化するかといったことが書き込まれています。例えば食品アクセスというのは、子ども食堂など、過去の基本法の施策にはなかったものも取り組めるような基本法の立てつけにすべきだという辺りがこの答申に書いてあります。

農業に関する基本的施策では、スマート農業といった技術の問題などが指摘されています。農村については、もともとの基本法に書いてある都市と農村の交流や中山間地域の農業の振興などははあるのですが、末端の農業インフラの保全管理というのが農村の施策として書かれています。私の理解では、現行の体系では農業施策の中で書いてあったと思うのですが、末端のインフラの管理というのは、個人の農業経営も関わりますが、農村として対応していく必要があるという意識が今回強く打ち出されたのであって、これは大きなポイントだと思っています。

それから、先ほども触れた環境の件です。これは今まではなかった枠組みですが、環境に関する基本的施策が書いてあります。

基本計画を基本法の中でつくるのですが、その中に食料自給率の目標が定められることになっていますので、そこで自給率目標の論点整理をしています。

７番目が、これは今回の検討のある種の目玉なのですが、不測時の食料安全保障という項目が用意されました。これは、足りないという不足ではなくて、予測できないというのでしょうか、今まで想定していなかったような状況時の食料安全保障ということで、状況としてはものが足りない不足と同じなのですが、そのときの運営のための体制づくりが実は大変だということが書いてあります。

〔スライド28〕

中間取りまとめが出て、６月に基盤強化本部で新たな展開方向が整理されました。

〔スライド29〕

その後、新たな展開方向、４本柱の施策というのが出たのですが、その後さらに練り直して去年の12月27日の基盤強化本部で施策の全体像がつくられました。こういう論点があるというのが明確になったので、それぞれ検討会をつくりながらどんどん議論していったわけなのですが、最終的にこのような形で取りまとめられました。

基本法を見直して改正するため、今始まった通常国会で改正法が提案されます。併せて、

関連法案、関連する具体的な施策が何なのかというのがこちらに書いてあります。柱としては、食料安全保障、スマート農業、輸出、それからグリーン化つまり環境対策です。

食料安全保障強化政策大綱の改定、基本計画のあり方の見直しとあります。自給率目標だけ示せば良いというのではなくて、食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み、指標などをどう用意していくかという辺りがポイントになってくると思います。

３番目が、不測の事態が発生する前の段階から食料の確保に向けた対策を講じるための新たな法的枠組みの創設ということなのですが、問題が起きたときに食料が足りなくなるわけです。100万トンしかない場合、米のように国家備蓄があったものは国が対応できますが、それ以外のものは、いわゆる流通在庫と言われる民間の持つ世の中にある在庫をうまく調整しながら皆さんで食いつないでいき、足りないものを海外から輸入するなり国内の生産を増やすなりする。時間を稼ぐというのは変な言い方ですが、うまくソフトランディングしていく必要があるのですが、今の法制度ではそういった流通の管理を国が直接できるかというと、全然できなくて、絶対大混乱することになるわけです。そういう調整ができるような法的枠組みを創設しようというのが不測の事態に対する対応です。これについては、時間は限られていましたけれども、問題意識を持ってかなりいろいろな議論を行いました。

それから、６月の時点ではそんなに強く意識されていなかったのですが、役所の方で十分に議論して、農地の総量確保と有効利用に向けた農地法制の見直しというのが国会に関連法案の改正ということで出していかれるようです。それから、原材料を安定調達するための金融・税制措置。適正な価格形成の推進については基本法検証部会で何度も議論されました。場合によっては法律をつくるのではないかと言われていたのですが、議論は持ち越しになって検討を継続することになっています。

それから、食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設です。必ずしも食べ物を手に入れられない人がいる、それは所得の問題や地理的な問題によって引き起こされている、そのようなことにも目線が向いていたのですが、もう一つは2024年問題を含めた物流の問題です。これが食料だけでないあらゆる経済活動に係わる大問題であることはご承知のとおりですが、ここが肝になるのだろうと思っています。

スマート農業に関しては、そのための法律をつくりますということは以前から言われていました。それから、前の資料では出ていなかったですが、農業インフラの適切な保全管理を進めるための土地改良法制の見直しというのがスマート農業とセットで用意されます。

輸出の促進に関しては、輸出産地の形成と、安全衛生管理が非常に重要なので、ＨＡＣＣＰ等の対応施設の整備というのが書かれてあります。それから、輸出先の販路開拓の仕組みを今以上に強化する。これは前から項目として出ていたのですが、知的財産の保護・活用というのをきちっとやるということです。

最後に、グリーン化です。つい先日出されたのですが、クロスコンプライアンスの導入で、全ての補助事業に環境負荷低減の取組を義務化するということになったそうです。本格実施は令和９年度ですが、６年度から試行実施。これは、国際水準ＧＡＰと言われるもの、グローバルＧＡＰ、ＪＧＡＰ、アジアＧＡＰというものが取り組めていると補助事業の要件を満たすというような立てつけになっています。あとは、環境負荷低減を促進する交付金の見直しです。みどりの食料システム法の中でいろんなＫＰＩが設定されています

が、そういったことに合わせた見直しになります。かなり一気に取組を前に進めるという具体の政策が打ち出された感がございます。

〔スライド30〕

時間がないので飛ばしますが、私自身、中間取りまとめに至るまで議論していて論点や争点だと思ったのは、担い手は誰か、多様な農業人材というのをどう位置づけるかという辺りです。かなり議論されました。

〔スライド31〕

価格転嫁の問題は、相当強い関心を持って議論しました。地方意見交換会に行ったときも半分ぐらいがこの議論だったほどの関心の高さだったと思います。それで価格形成に関する協議会もつくりましたが、法制度の形まではまだ至らないです。

〔スライド32〕

環境に関する施策は、待ったなしという感じで、食品産業も含めて環境対策はやらなければいけない。

〔スライド33〕

それから、既に触れましたが、不測時における食料安全保障をどうするかという辺りが大きな論点だったと思います。

３．わが国の食料安全保障と基本法　〔スライド34～35〕

時間がないので資料をご紹介するぐらいにとどめますが、少しだけ食料安全保障の問題を最後に皆さんにご紹介したいと思います。このグラフから、日本が戦後どれほど世界中で穀物を輸入する大きな国だったかが分かります。世界全体の穀物輸入の値は右側の軸ですが、ほとんどの年で日本が世界一です。そういうような状況で日本の食料は確保されてきました。

〔スライド36〕

ところが最近は食料価格が非常に高くなっていて、これはＦＡＯの食べ物の値段の推移のグラフですが、ここのところ物すごく高くなっているということです。

〔スライド38〕

このグラフは別の指標なのですが、1960年代はトウモロコシ、米、大豆、小麦の輸出単価は低い状況だったのが、1970年代にぐんと一度上がりました。そのときにはソ連で小麦大不作が起こって大量輸入をし、世界的大豆不作によってアメリカが大豆禁輸をするなどの大きな問題がありました。その後、価格の変動がありますが、ある一定水準でとどまっていたのです。振り返ってみればずっと安かったのが、21世紀に入って10年ぐらいで一気に値段が上がってしまいました。食料が以前とは全く違うレベルの高い価格になってしまったというのが今の状況です。こういう時代に我々は生きています。基本法ができた1999年頃の時期とは、今は全然ステージが違うということです。

〔スライド39〕

小麦輸出量の推移のグラフです。後でご興味があれば見ていただきたいのですが、昔はアメリカとＥＵが大きなプレーヤーだったのです。ソ連は昔、ほとんど輸出余力がありませんでした。ソ連崩壊後、ロシアとウクライナは独立した国になりますが、その２国を合わせた輸出が途中から急激に増えていきました。それがロシアがウクライナに侵攻したと

きに大きな問題になって、ウクライナが輸出できなくなり、ロシアも輸出できなくなって大混乱したわけです。ちなみにその前の段階でアメリカはどのように推移しているかというと、実はそんなに輸出を増やしていないのです。ヨーロッパは、ＥＵ27と書いてありますが、途中まであまり増やしていなかったのが、ここのところぐっと増やしているという状況です。

〔スライド40〕

アメリカとＥＵの小麦輸出量の推移を取り出したのがこのグラフです。ＵＲ合意は1994年ですが、この頃からしばらく同水準であまり増やしていなかったのが急に輸出を増やし始めています。

〔スライド41〕

なぜこのようになっているかというと、ぱっと見ても分かりにくいですが、世界の人口がめちゃめちゃ増えていることが背景にあります。1995年ぐらいには60億人ぐらいだったのが、今は80億人を超えているわけです。このため、小麦もたくさん必要になっている。

〔スライド42〕

ＥＵの小麦輸出量の推移のグラフです。青色の線がＥＵですが、輸出量を増やしていったわけです。世界が求めるから必要だということで、増やしているのはＥＵに後から加盟してきた中東欧の国々です。ソ連が崩壊した一部の国も入っています。いわゆる東ヨーロッパの国々がぐっと伸ばしているというような大きな状況の変化がありました。

〔スライド43〕

食料安全保障を巡る日本の懸念ですが、食料供給力がとにかく低下しています。担い手が不足しているし、投資が決定的に不足しているのです。これからの供給力は伸びないのではないかと懸念されます。それから、先ほどお話ししたように所得や地域の問題があって、食べ物を手に入れられない人が実際に出ています。

輸入がしにくくなっています。日本のＧＤＰは世界の３位から４位に下がってしまったと言われているし、国際市況が不安定になっていてきちんと輸入できるのだろうかという問題がある。それと関わることですが、不測の事態が起きる可能性が高くなってきて、その要因としては地政学的な問題と地球温暖化の問題があります。

基本法ができたのは1999年ですが、1990年代に議論を積み重ねてつくりました。そのときの世界情勢や国内情勢を前提にしてつくられたわけですが、振り返ってみると1990年代というのはつかの間の安定期だったのではないかということです。世界は冷戦が終結して、ＷＴＯ協定が締結されました。日本にとってはＷＴＯの発足は黒船襲来のような感じで捉えられていましたが、そもそもは世界の貿易を安定化させるための仕組みです。日本は国際的地位が高いということから安定した中で輸入を続けることができるのではないかと思っていたのが、今や日本の地位は下がり、購買力も下がる。ポスト冷戦後の今の状況を見ると、ロシア、ウクライナの問題、中東の問題など非常にきな臭くなっています。こういったことを踏まえた食料安全保障をめぐる取組が必要ではないかということです。

〔スライド44～45〕

基本法には、食料の安定供給の確保、国内生産と輸入と備蓄で何かあったときにもきちんと対応しなければいけませんと書いてあります。ご興味があれば後で見ていただきたいのですが、緊急の場合も中長期的にも、これまでは我が国の輸入はしっかりできていて、ある種都合のいい輸入ができるという感じだったのです。それが容易でなくなるのではないかということが見えてきているということです。つまり、輸入あってこそ日本の豊かな食というのがある中で、私たちは身構えなければいけない状況にあるのではないかというのが現状です。

〔スライド46〕

食料・農業・農村政策審議会の基本法検証部会の中で、国際的な食料安全保障の概念としてこのような国際的な定義が提示されました。すでに知られてはいたのですが、日本は必ずしもこれを利用してきませんでした。全ての人がいかなるときにもニーズと嗜好を満たすために、十分で安全かつ栄養ある食料を物理的にも社会的にも経済的にも入手可能であるときにフードセキュリティー、食料安全保障というのが達成され、それを考える上で供給面、アクセス面、利用面、安定面に配慮する必要があると書いています。基本的な理解として、これは開発途上国の問題で、日本は豊かな国でお金もあるし、曲がりなりにもこんな状況は考えなくてもいいやと言っていたのが、いわゆる不測時、非常時と平常時の境目が融けてきているといいましょうか、近づいてきているのではないかと。そういう意味で、今まで我々にとっては遠い国の話だったと思われていたこの定義を、改めて見詰め直す必要があるあるのではないかということになりました。

〔スライド47〕

2021年に国連食料システムサミットが開かれて、ＳＤＧｓ絡みでこういった議論をしなければいけないということになったのですが、そこでは飢餓の撲滅が目的です。それを解決するために、考え方として食料システムの変革をしながら飢餓の撲滅を目指しましょうと、だから食料システムサミットと書いてあります。

サミットに参加するそれぞれの国に行動宣言、行動計画を求めました。これは事務局長の行動宣言ですが、みどりの食料システム戦略というのは、食料システムサミットの公約として日本は作成したところであります。なので、国際公約なのですが、もちろん国内のやるべき姿というものも出していったということです。そういった世界的な要請の中で今私たちの食料安全保障の問題が議論されていくことになりました。

〔スライド48〕

途上国における栄養不足人口の動向のグラフです。ちなみに今、栄養不足人口というのは、コロナもあって増えているので、そう安心していられる状態ではございません。

４．食料自給率の実態　〔スライド49～58〕

食料自給率の実態については、資料が用意されておりますので後で御覧ください。

５．国内農業生産の推移　〔スライド61〕

国内の農業産出額の推移のグラフです。自給率が下がっている問題の１つは、赤色の線で示される国内の農業生産が大きくずっと下がり続けていることです。

〔スライド63～68〕

その理由は、農家も減り、労働力も減り、土地も減り、先ほど触れた投資も減るという問題があります。

〔スライド69〕

そのためには、技術進歩がないと今後の展開は望めないのではないということです。ＴＦＰと書いてありますが、これは技術進歩の程度を表す指標であり、今後も技術進歩を維持し続けるためにスマート農業を取り入れなければいけないと思っています。

６．1990年代の食料消費の変容～20年間の停滞期？　〔スライド74〕

なぜ農業が落ち込んできているのかというと、食料の消費が1990年代から落ちてきているからです。

〔スライド87〕

働き手がいなくなり、耕地利用率も低下し、投資をしないことが農業生産が盛り上がらない問題なのですか、なぜこうなるかというと、基本はやっぱり農業収益率が低いからです。なぜ収益率が低いかというと、農産物の価格が上がらないからです。そして、実は消費者の段階での食料の価格が上昇しないからというのが大きな問題として指摘されます。

〔スライド88〕

これをポンチ絵に書いたのがこの図です。景気が悪い、賃金が上がらない、消費が盛り上がらないという悪循環が農産物、食料の価格に影響して、収益が低くて、供給が増えない。消費が減るのと供給が減るのが同調してしまうという、失われた20年か30年といった問題が農業にもあったと思います。今、消費が少し戻ってきています。そこに輸出が組み込まれてきています。

７．おわりに　〔スライド89～91〕

消費の回復が生産の増加につながるように、その好循環をうまく回すことで日本の国の農業を盛り上げて、それが自給率を向上させることにつなげられないか、最終的にそれが食料の安全保障を強化することにつながることを期待しています。今までいろいろな要素をずらっと並べましたが、このような点に気をつけていただきたいと思います。

後半部分では、もっぱら国全体の話に終始しましたが、主導するのが北海道農業です。食料安全保障の状況や国全体が抱えている問題を強く意識していただきながら、フロンティア精神で先導していく農業を実践する北海道農業に今後の発展をお願いしたいと思います。

以上で私のお話とさせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。（拍手）

（質疑応答）

質問１

食料安全保障を巡る懸念の中で、輸入力低下の懸念として餌用のトウモロコシの例示がありました。近年注目されている子実トウモロコシは、水田活用などで交付金の対象になっておりますが、これら飼料作物の自給や国産化につきまして、動向や議論の中で明らかになっている課題などの情報がございましたらお教えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

回答１

水田活用の中でそれが位置づけられていることは承知しておりますが、餌の問題が自給率を低めている１つの要因であることは間違いございません。

耕作放棄地などで上手に餌を作ることができると確実に自給力、自給率を上げていくことにつながるわけですが、ほかの作物と競合する形で作ると自給率の向上という点では貢献度が下がってしまうように思います。

基本法検証部会の中でも需要に応じた生産ということは強く議論されていて、そこでは一般的な需要に応じた生産というよりも、やはりお米問題に話しが集中していました。お米が年間10万トン下がっていく過程の中で、いわゆる転作をして生産調整をして何を作るかといったときに、もちろん子実用トウモロコシができるところは何とかしていただきたいと思いますが、基盤整備をきちんとして排水対策なども行なった上でないとなかなか難しいということも理解されているところだと思います。

そういった技術の開発、基盤の整備というものを含めて、地域全体で利用計画、生産計画を立てながら飼料作りに取り組んでいただければと思っています。

質問２

今回ご説明いただいた点以外で北海道農業の今後の農業農村に期待すること、逆に私どもが北海道にいるからこそ気づいていない、先ほど食料拠点づくりの話もありましたが、そういった点で北海道農業の課題がありましたらお教えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

回答２

デジタル化をどれだけ取り組んでいくかということが１つ大きな課題であるし、可能性があると思っています。無人トラクターやそれを動かすための無線の拠点などは、都府県に先駆けて大いに進んでいるところだと思いますが、まだまだ伸び代といいましょうか、技術革新の可能性はあるし、都府県に比べるとある意味条件が有利なので、もっと高い生産性を目指した対応をしていただければと思います。

かつ、国全体の中で比べると若い人たちが多くて、フロンティア精神も強く持っているので、新しい技術を取り入れた技術進歩を推し進めていく可能性がすごく高いと思います。ＡＩの発展などを見ていると、５年後には全く違うシーンが見えてくるのではないか、日々発展している状況を常に学び、常に新しい技術を取り入れた経営を実現していくという

ことが、都府県の農業と比べたときに格段に違うのではないかと思っています。
ただし、個人で行なえることと行えないことがあるので、生産者団体の方のご支援も必要ですし、基本法の部会でも議論したのですが、デジタル技術に優れたスタートアップ企業から発展したような、特別な技術に特化したサービス事業体、事業者とコラボした形での新しい技術開発と経営のあり方の革新のようなものが求められていくのではないかと思っています。
最後に、生産した農産物をいかに運び出して、途中で価値をつけるかが求められます。この面では立地的に遠隔地のため、不利な点もあるわけですが、このようなこともデジタル技術でどれだけ解決していくか、新しいマーケットをつくっていくことについて、ほかの企業、分野の方と競争しながら新しい産業をつくっていくぐらいのつもりで取り組んでいただけると大変ありがたいと思っているところです。

質問３

大区画化やスマート化は農家が減るから問題ではないかというような話を伺ったことがあります。また、基本法の見直しの部会の議論の中で、法人化の重要性に関する議論の中で多様な経営体も重要だというような話があります。日本農業の担い手、そして北海道農業の担い手は誰かという点についてどのようなお考えをお持ちかお教えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

回答３

社会全体が物すごい勢いで人口が減ってきて、働き手は確実にいなくなります。どの産業も担い手が必要なので、人材獲得競争、働き手の争奪戦がもっと激化していきます。その中で、農業で働くことが望ましいというか、やりがいがある、１つは儲けもあるかもしれませんし、生き方を実現する、自己実現をするというような部分の価値もあるかもしれませんが、それをはっきり打ち出せるようになってきたら担い手は確保できると思います。
ただし、どの産業もそのようなことをアピールし始めるので、そのような中での確保を考えると、そんなにたくさんの方を担い手としてキープすることは難しいのではないか思います。
日本全体で求められる食料の量のうち、これだけは国内生産で欲しいというのはあるわけなので、限られた担い手でそれを実現するということになると、大規模な経営体が必要になっていくだろうと思います。それが10年後なのか30年後なのかいろんな議論があると思っているのですが、50年後はかなりそういう状況になるだろうと思います。
今の段階ではまだそういう状態ではございません。高齢の方も元気で活躍している方もいらっしゃいます。そういった方々が力を尽くしていただける間は、言葉は悪いですけれども、猫の手も借りたいぐらいの状況に既になっているのではないかと思いますので、私自身は多様な農業人材というのはとても大事にしなければいけないと思っています。時が過ぎて社会が変遷する中で大規模化に向かって調整をしていくのではないかと思っています。
それが一歩早くできるのは平地の部分で、それに合わせたような作物の部分が中心の農業が展開するはずです。その場合に北海道では比較的早い段階で大規模化、法人化が中心

になると思います。ただし、北海道にも中山間地域はもちろんありますし、全てが大規模農業だけでやるわけではなく、面積的には規模が小さくても付加価値の高い農産物を作るコンパクトな経営体というのも十分に魅力があって、経営が存続するようなことはあり得ると思っているところです。

今回能登半島の状況をうかがって私は感じたことなのですが、担い手は誰かという議論をするときに、もちろん自給的農業は正直言って全然視野に入れていないです。販売農家があって、その中で大きい農家と小さい農家があり、大きな農家のほうは法人経営などになっていくわけですが、販売農家の小さな部分や自給的農業も、能登半島のような厳しい中山間地域においては意味があるのではないかと感じるところがありました。地域内でのバランスみたいなものを考えていったときに、しかるべき役割を果たしていただけるということがあるならば、政策的に相当程度の配慮をしていく必要があるのです。

例えば奥能登の辺りの方々は、先ほどの議論にもあった食品アクセスという観点からすると非常に厳しいところです。スーパーもない中で、自分の家で作っている農産物が自らの食料の供給源になっているところもございます。観光地もたくさんあるわけですが、そのようなところに提供する小さな供給源としての役割もあって、それがあの地域の魅力をつくっているように思っています。

50年後どうなるかというのは今の段階ではまだ何とも言えませんが、10年、20年、30年ぐらいまでの間には小規模農家も相当程度の役割を果たすかもしれません。しかしながら今後は高齢者もいなくなるぐらい人口が減るような中での推移を考えながら、今ある農業の維持、機能の発揮をさせながら、これからどのように構造変化をしていくように政策的に誘導していく必要があると改めて感じているところです。今の私の考え方としてはこんな状況でございます。

令和5年度 第2回　土地改良研修会

食料供給を担う北海道農業の今後の展望

国土審議会北海道開発分科会、
食料・農業・農村政策審議会の議論を踏まえて

令和6年2月9日

東京大学大学院農学生命科学研究科
中嶋　康博

ポイント

1. 第9期北海道総合開発計画（案）の策定
2. 食料・農業・農村基本法の見直し
3. わが国の食料安全保障と基本法
4. 食料自給率の実態
5. 国内農業生産の推移
6. 1990年代の食料消費の変容～20年間の停滞期？
7. おわりに

1. 第9期北海道総合開発計画（案）の策定

第8期計画中間点検報告書

第8期北海道総合開発計画のポイント

〈北海道開発の基本的意義〉 北海道の資源・特性を活かして国の課題解決に貢献
〈第8期北海道総合開発計画のポイント〉

北海道の強みである「食」「観光」が戦略的産業

農林水産業、観光等を担う
「生産空間」※を支え**「世界の北海道」**を目指す

※生産空間：主として農業・漁業に係る生産の場を指す。生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

「生産空間」を支える取組：○北海道型地域構造の保持・形成、○人流・物流ネットワークの整備、○強靱で持続可能な国土の形成

第８期北海道総合開発計画中間点検

※計画策定からおおむね５年後に計画の総合的な点検を実施　→令和２年度に中間点検

第８期計画策定時に我が国が直面していた課題

- 人口減少・少子高齢化
- グローバル化の進展
- 大規模災害等への対応

計画策定以降における北海道（開発）を取り巻く状況の変化

- 2016.8　北海道豪雨災害　＊４つの台風が連続して上陸・接近
- 2018.9　北海道胆振東部地震　＊北海道初の震度７。全道でブラックアウトが発生
- 2020.1～　新型コロナウイルス感染症の拡大

その他、Society5.0の推進、2050年カーボンニュートラル宣言等

第８期北海道総合開発計画

（平成28年３月29日閣議決定　計画期間：2016～おおむね2025年度）

［３つの目標と重点施策］

人が輝く地域社会

○北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進
○北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進
○北方領土隣接地域の安定振興
○アイヌ文化の振興等

世界に目を向けた産業

［食］農林水産業・食関連産業の振興
［観光］世界水準の観光地の形成
［産業］地域の強みを活かした産業の育成

強靱で持続可能な国土

［環境］恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成
［強靱化］強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

計画推進の基本方針

北海道型地域構造の保持・形成　／　北海道の価値創造力の強化

第８期計画中間点検

【目標の達成状況の評価等】

- 重点施策の達成状況
- 数値目標の達成状況

各目標の達成状況を総合的に評価、課題を整理

【今後の第８期計画の推進について】

【基本的な考え方】
○ 感染症による経済への被害は甚大。感染拡大防止と社会経済活動両立が必要
○ 感染症の影響を受けても、「食」「観光」の強み・魅力は失われない
○「新たな日常」を先導する地域を創出

【今後の重要施策の概要】

人が輝く地域社会

分散型の国土づくりを先導していくため、北海道型地域構造の保持・形成に係る取組を加速

世界に目を向けた産業

［食］**我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速**
［観光］**国内外の新たな観光需要を取り込んだ観光の活性化**
［産業］**ポスト・コロナを見据えた産業立地・振興等の促進**

強靱で持続可能な国土

［強靱化］**激甚化・頻発化する災害等対応/冬期複合災害への備え**
［環境］**環境保全、2050年カーボンニュートラルに向けた取組**

計画推進の基本方針

北海道型地域構造の保持・形成　／　北海道の価値創造力の強化

○中間点検に係る調査審議

【検討体制】　計画推進部会は2020（令和２）年度内を目処に点検結果を取りまとめの上、北海道開発分科会に報告
【調査審議事項】①第８期計画の施策の点検：施策の進捗状況を把握、目標の達成状況を評価し、課題を明らかにする
②今後の推進方策：近年の社会経済情勢及び①を踏まえ、2021（令和３）年度以降の推進方策を検討する

※数値目標については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を分析した上で、改めて整理

○中間点検スケジュール

令和３年２月４日　計画推進部会（中間点検報告書のとりまとめ）
２月25日　第24回北海道開発分科会（中間点検報告書の報告）
→　最終報告とりまとめ

資料：国土審議会北海道開発分科会計画部会（2022年3月28日）資料2

第8期計画中間点検報告書

2 世界に目を向けた産業の振興 （1）農林水産業・食関連産業の振興

○農地の大区画化等の基盤整備、営農の組織化、新たな農業技術の導入やスマート化（農業）、付加価値の高い木材製品の開発（林業）、水産資源の回復に向けた水産環境の整備（水産）など、農林水産業のイノベーションを推進。
○多様な輸送モードを活用した効率的な輸送体系の構築、「食」の総合拠点づくりに向けた道外食品企業の誘致を推進。
○農水産物の商品価値向上や輸出環境改善に資する港湾等の整備、輸出品目の裾野拡大に向けたプラットフォームの構築・強化。

イノベーションによる農林水産業の振興

農地の大区画化

大区画化、農地集積・連担化で農業機械の大型化が可能に

営農の組織化

農地の大区画化とTMRセンター※の稼働により飼料生産が効率化

※牛が必要とする栄養素をバランスよく含んだ飼料を製造して畜産農家まで配送する組織

新たな農業技術の活用

地下かんがいの導入で直播栽培が拡大、稲作が大幅に省力化

乾田直播栽培の労働時間（岩見沢市）

出典：北海道空知総合振興局調べ

【新品種「えみまる」】
直播適性が極めて高く、「ななつぼし」並の良食味

高収益作物の拡大

排水改良や地下かんがいの導入で高収益作物の生産が拡大

戸当り農業粗収益の変化（富良野盆地地区）

出典：富良野地域農業開発事業所調べ

タマネギの品質向上と作付面積の増加によって粗収益が62%増加

スマート農業の導入

水田ではICTやロボット等の新技術を活用したスマート農機の導入が促進。酪農では搾乳ロボット等による作業の省力化が実現

自動操舵装置累計出荷台数

出典：北海道農政部調べ

○自動走行トラクター
・有人トラクターと無人トラクターの協調作業で作業効率が大幅に向上（実証試験）

・大規模土地利用型農業の北海道は、都府県よりもスマート農機の導入が進展

付加価値の高い木材製品の開発・普及

○CLT（直交集成板）
ラミナを積層接着したパネルで、軽量で強度に優れ、大規模建築が可能。平成29年から道産CLTの生産を開始。

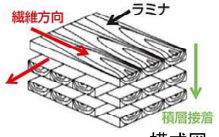

模式図

優良品種の開発・普及

○優良品種「クリーンラーチ」
・グイマツ精英樹とカラマツ精英樹の交配種
・初期成長が早く、通直で強度に優れ、炭素固定能が高く、風雪害等に強い
・平成22年度から植栽を開始

漁港機能の集約化と有効活用

○乙部町の事例
・スケトウダラ等の回遊魚の漁獲量が低下
・栽培漁業の展開に向け、元和地区と乙部地区の漁港機能を見直し
・元和地区をナマコの増養殖場として活用

乙部漁港（元和地区）

水産生物の生活史に配慮した水産環境整備

○北海道太平洋西部地区苫小牧沖漁場
・カレイやソイ類の生活史に配慮、水深80m付近に生活環境・餌料空間を整備

鋼製魚礁を中心にコンクリート魚礁を設置

ソウハチやマツカワの資源管理対策と連携

苫小牧市のカレイ類の漁獲平均

出典：北海道調べ

食の高付加価値化・総合拠点づくり

多様な輸送モードを活用した効率的な輸送体系の構築

○国際バルク戦略港湾「釧路港」
・穀物の安定的かつ安価な輸入のため、国際物流ターミナルを整備
・併せて、釧路港と酪農地域を結ぶ高規格幹線道路等の整備を推進
・遠隔消費地への安定的なサプライチェーンの強化を促進

「食」の総合拠点づくりの推進

・食の関係機関による意見交換・情報共有
・モデル地域（富良野市、当別町、北見市）に道外企業等を招聘。当別町米穀業との商談が成立、原料供給を開始
・「北海道食品企業立地セミナーin東京」
・H30年２月21日に「富良野市企業誘致推進連絡会議」設置

食の総合拠点づくり検討会

食の海外展開

農水産物の商品価値向上・輸出環境改善

○農水産物輸出促進計画（道内6港湾管理者が策定、国交省が認定）
・屋根付き岸壁の整備により商品価値を向上、輸出競争力を強化
・小口貨物積替円滑化支援施設等の整備により輸出環境を改善

屋根付き岸壁

小口貨物積替円滑化支援施設

リーファーコンテナ電源供給装置

中小口貨物輸出支援体制の構築

・輸出品目の裾野拡大に向け、中小口貨物の輸出に関わる生産者、物流事業者、商社等が情報を共有するプラットフォームを構築

海外展開初参入企業の募集

資料：国土審議会北海道開発分科会計画部会（2022年3月28日）参考資料5

新たな北海道総合開発計画の策定の背景

北海道開発を取り巻く状況の変化

国土交通省

○ 計画の中間点検以降、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大、2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策の展開など、北海道開発を取り巻く状況に急速かつ大きな変化が生じている。
○ 未来に向けた変化をとらえ、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応するため、**2050年の長期を見据えた新たな北海道総合開発計画の策定に向けた検討に着手**する。

第8期北海道総合開発計画

3つの目標と主要施策

○人が輝く地域社会の形成　○世界に目を向けた産業の振興
○強靱で持続可能な国土の形成

計画策定以降における状況の変化

2016.8 北海道豪雨災害　2018.9 北海道胆振東部地震
2020.1 新型コロナウイルス感染症の拡大　等

中間点検（令和3年2月取りまとめ）

【調査審議事項】
①第8期計画の施策の点検：施策の進捗状況を把握
目標の達成状況を評価、課題を明らかにする
②2021年度以降の計画の推進方策を検討

【今後の計画推進の基本的考え方】
○感染症による経済への被害は甚大。感染拡大防止と社会経済活動の両立が必要。
○感染症の影響を受けても、「食」と「観光」の強みは失われない。
○「新たな日常」を先導する地域を創出する。
※数値目標については感染症の影響を分析した上で改めて整理

中間点検以降の状況の変化

○新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大
経済・社会に対するダメージの深刻化
○2050年カーボンニュートラル等、国の政策の迅速な展開

我が国及び北海道開発をめぐる情勢

【気候変動と自然災害の激甚化・頻発化】
○地球温暖化の進行により、農業・漁業、水資源等に広範な影響
○カーボンニュートラルに向けて世界、日本において取組が加速
○水災害や巨大地震・津波等、自然災害の激甚化・頻発化が懸念

【国際環境の変化と資源に係る需要の見通し】
○世界人口はさらに増加し、アジア主要国の経済成長は続く見込み
○感染症や国際秩序の変動によりグローバル・サプライチェーンに変化
○世界のエネルギー需要、食料需要、水需要はさらに増加の見通し

【人口減少・少子高齢化の加速】
○人口減少が全国に先行し、高齢化は全国を上回るスピードで進展
○感染症により東京一極集中に変化の兆し、札幌一極集中は更に進行

【地域・暮らし等の変化】
○「物の豊かさ」を求める時代から「心の豊かさ」を求める時代へ
○地方への関心の高まり、自由な働き方や暮らし方を求める考え方　等

国の課題解決に貢献する北海道の資源・特性

○2050年カーボンニュートラルに資する豊富な再生可能エネルギー賦存量等
○地球規模の資源需要の増加の中で我が国の食料安全保障を支える食料供給力
○恵み豊かな自然に囲まれて心の豊かさにあふれた開放的な暮らし

中間点検以降の状況変化を踏まえ、2050年の長期を見据えて、新たな北海道総合開発計画の策定に向けた検討に着手

資料：国土審議会北海道開発分科会計画部会（2022年3月28日）資料2

新たな北海道総合開発計画の策定の背景

国土の長期展望

国土交通省

○「国土の長期展望」（最終とりまとめ）（令和3年6月 国土審議会計画推進部会）

課題認識（平成27年の現行国土形成計画策定後にも、我が国の持続可能性を脅かしかねない急激な状況の変化）

（1）中位推計を大幅に下回る出生数　（2）新型コロナウイルス感染症の拡大　（3）風水害を中心とした自然災害の激甚化・頻発化

（4）デジタル革命の急速な進展　（5）2050年カーボンニュートラルの宣言（地球環境問題の切迫）

デジタル世界の到来は、地理的条件で不利な地方の再生の好機
価値観が多様化する中で、より貴重となるリアルの世界
「コンパクト＋ネットワーク」による持続可能な地域づくりの必要性

⇒ **『デジタルを前提とした国土の再構築』**
～人口減少下でも安心して暮らし続けられる国土へ～

国土づくりの目標　：　『真の豊かさ』を実感できる国土

「真の豊かさ」は個々人の価値観に基づき多様で、一様には示せない　⇒　それを追い求めるために、以下のような共通の土台は必要

① 安全・安心	② 自由・多様	③ 快適・喜び	④ 対流・共生
○ 災害対応や医療の充実 ○ 地域における暮らしの維持	○ 多様な選択肢から、自由に選べる働き方・暮らし方・生き方	○暮らしの利便性や「稼ぐ力」（物的豊かさ） ○ 豊かな自然、文化や生きがい（心的豊かさ）	○ 人・モノ・情報の交流 ○多様な人々を支えあい、共感し、共に生きる社会

国土づくりの3つの視点：

Ⅰ．ローカル
〔 デジタルとリアルの融合により、利便性の高い地域を多数創出〕
持続可能で多彩な地域生活圏の形成

Ⅱ．グローバル
〔 国際競争の中で「稼ぐ力」を維持・向上 〕
産業基盤の構造転換と大都市のリノベーション

Ⅲ．ネットワーク
〔 情報・交通ネットワークや人と土地・自然・社会とのつながり〕
人と情報：「情報通信ネットワーク」の強化　人と人・モノ：「交通ネットワーク」の充実
人と土地：国土の適正管理　人と自然：災害・地球環境問題対応　人と社会：共生社会の実現

○国土審議会に計画部会を設置し、新たな「国土形成計画」の策定に向け審議を行う旨、決定（R3.7.2）
○計画部会第1回は9/28（火）開催。（以降、計画部会を順次開催）
○令和4年6月、新計画の中間とりまとめ（予定）
なお、広域地方計画については、令和4年度冬頃目途に新計画の骨子とりまとめ（予定）

出典：国土政策局

資料：国土審議会北海道開発分科会計画部会（2022年3月28日）資料2

新たな北海道総合開発計画の策定の進め方

計画策定の進め方について（案）

国土交通省

第8期北海道総合開発計画中間点検報告書 （令和3年2月 国土審議会北海道開発分科会計画推進部会）

○第9回計画推進部会（令和3年7月20日） ：「新たな北海道総合開発計画を策定すべき」との提言
○第25回北海道開発分科会（令和3年10月14日） ： 計画部会において新たな計画案の作成に必要な調査審議を行うことを決定
○第１回計画部会（令和４年３月28日） ： 新たな北海道総合開発計画の策定に向けた調査審議を開始

ステップ１：我が国及び北海道を取り巻く潮流と北海道の役割 （第１回計画部会）

（１）我が国及び北海道を取り巻く潮流

これからの北海道開発の方向性を考えるにあたり、我が国及び北海道を取り巻く潮流と、北海道が持つポテンシャルを概観する

【我が国及び北海道を取り巻く潮流】

①深刻化する人口減少・少子高齢化、人口の偏在　②「豊かさ」をめぐる価値観の変化　③気候変動と自然災害の激甚化・頻発化
④国際環境の変化と資源需要の増大　⑤社会を変える新技術

【北海道のポテンシャル】

広大な大地　食料供給力　資源・エネルギー　自然・環境・文化　地理的特性　寒冷地技術

（２）北海道の役割

我が国及び北海道を取り巻く潮流を踏まえて、我が国の課題解決に向けて北海道が果たすべき役割を考える

①分散型国づくりを支える活力ある地方創生を先導する
②豊かな土地・水資源等を活かし我が国の食料安定供給を支える
③豊富な地域資源を活かして我が国の脱炭素化を先導する
④国民共通の財産である北海道の自然・環境・文化を受け継ぐ
⑤生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靭な国土づくりを図る
⑥競争力のある産業を育成し日本の経済成長に貢献する

ステップ２：2050年における北海道のあるべき姿

資料：国土審議会北海道開発分科会計画部会（2022年3月28日） 資料3

新たな北海道総合開発計画の策定の進め方

計画策定の進め方について（案）

国土交通省

ステップ２：2050年における北海道のあるべき姿

（１）北海道の現状

我が国の課題解決に向けた北海道のあるべき姿を考えるにあたり、北海道の現状を概観する

①我が国の課題解決に貢献するために北海道がその役割を果たすにあたり、現在の北海道はどのような状況にあり、将来に向けてどのような懸念があるのか

（２）2050年の北海道のあるべき姿

我が国の課題解決に向けた役割を果たすために、長期を見据えた北海道のあるべき姿を以下の項目から考える

①ターゲットイヤーの設定

2050年をターゲットイヤーとする長期を見据えて、バックキャスティングで『北海道のあるべき姿』を描きつつ検討を進めていく

②『北海道のあるべき姿』を描く視点

2050年の長期を見据えた北海道の全体像を、主に以下の項目からイメージする

- ・地域づくり・まちづくりに関すること
- ・エネルギーに関すること
- ・産業の振興に関すること
- ・交通・物流・情報通信に関すること
- ・農林水産業・関連産業に関すること
- ・自然環境の保全に関すること
- ・防災・減災、国土強靱化に関すること
- ・文化・観光に関すること　等

③国の課題解決に向けた北海道の役割に照らして、2050年の長期を見据えた『北海道のあるべき姿』を考える

ステップ３：北海道のあるべき姿に向けた道のり

資料：国土審議会北海道開発分科会計画部会（2022年3月28日）資料3

新たな北海道総合開発計画の策定の進め方

計画策定の進め方について（案）

国土交通省

ステップ３：北海道のあるべき姿に向けた道のり

（１）あるべき姿の実現に向けた道のり

2050年における北海道のあるべき姿を実現するために、中長期的にどのように進めて行くべきか、道のりを考える

〇北海道のあるべき姿を実現するために解決すべき課題と、2050年までに期待される各種のイノベーションとの関係を考察する
〇2050年における北海道のあるべき姿の実現に向けた道のり（2030年と2050年に目指すべき到達点）を示す

ステップ４：新たな北海道総合開発計画の策定

検討事項（案）

2050年における北海道のあるべき姿に至る道のりを踏まえて、今後の北海道開発の方向性を示すため、『新たな北海道総合開発計画』を策定する

〇北海道開発の経緯、北海道開発がこれまでに果たしてきた役割
〇第８期北海道総合開発計画の進捗状況と評価
〇我が国及び北海道を取り巻く潮流等を踏まえ、新たな北海道総合開発計画を策定する意義をどう考えるか
〇2050年の北海道のあるべき姿に向けた道のりを踏まえて、新たな北海道総合開発計画の期間をどう考えるか
〇新たな北海道総合開発計画において目指すべき目標は何か
〇目標の達成に向けてどのような考え方で計画を推進するべきか
〇目標の達成に向けてどのような施策を推進するべきか
〇新たな計画の進捗状況をどのように管理していくか

※調査審議の進め方には変更があり得る

資料：国土審議会北海道開発分科会計画部会（2022年3月28日） 資料3

第9期計画検討経過

現在、
第８期計画（H28.3.29閣議決定）の計画期間

近年の内外の大きな環境変化

・ロシアのウクライナ侵略によるエネルギーや食料の安定供給の重要性の高まり
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるインバウンド観光需要の消失
・2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策展開

新たな計画の策定に着手

検討経過

令和３年10月14日	**第25回北海道開発分科会（計画部会の設置）**
令和４年３月～令和５年１月	計画部会を７回開催
令和５年３月９日	**第26回北海道開発分科会（中間整理）**
５月～７月	計画部会を２回開催
９月15日	**第27回北海道開発分科会（計画部会報告、計画素案）**
10月10日～11月８日	パブリックコメント
令和６年２月１日	**第28回北海道開発分科会（計画案）**
	（答申）
（年度内を目途）	**閣議決定**

令和５年２月22日　諮問　国土交通大臣→国土審議会

令和５年３月２日　付託　国土審議会→北海道開発分科会

・本日の分科会において計画案を取りまとめ、国土審議会長の同意を得た上で「答申」

北海道における議論

・地域で活躍する方々との「地方会議」を各地で開催
・地方公共団体、経済団体等との意見交換を実施

資料：第28回国土審議会北海道開発分科会（2024年2月1日）資料2

計画の検討経過及び計画部会報告の概要②

国土交通省 北海道局

計画部会報告の概要

【我が国及び北海道を取り巻く状況】
- 北海道の人口減少は全国に先行し、高齢化も全国を上回るスピードで進行。ロシアのウクライナ侵略により国内におけるエネルギーや食料の安定供給の重要性の高まり。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に観光をけん引してきたインバウンド需要が消失。2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策展開。

【３つの価値と生産空間の維持・発展】
- これまでの北海道の強み・価値である「食」と「観光」に加え、北海道に豊富に賦存する「再生可能エネルギー」のポテンシャルによる「脱炭素化」を新たな価値として位置付け、豊かな北海道を実現し我が国の経済安全保障に貢献。
- 北海道の価値を生み出す「生産空間」は、広大な面積に広域に分散しているという特殊な地域構造を持っており、人口減少が進む中で定住環境の維持が課題。
- 人々のリアルな営みを支える交通ネットワーク等のインフラ整備と地方部の弱点を克服するデジタル技術の活用によって生産空間の維持・発展を図る。

【2050年を見据えた今後概ね10年間の取組】
- 食と観光を担う生産空間の維持・発展、エネルギー供給基地も担うゼロカーボン北海道の実現、デジタル産業の集積促進、北方領土隣接地域の振興、ウポポイを拠点に文化振興に取り組む等、北海道開発を一層推進。
- 気候変動による頻発する自然災害や、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対応による継続的・安定的な国土強靱化。

中間整理からの変更点

- 第26回北海道開発分科会における意見を踏まえた変更
- 新たな北海道総合開発計画を考える地方会議の意見を踏まえた変更
- 地域との意見交換における意見を踏まえた変更　等

（変更点のポイント）
- まえがき「第９期北海道総合開発計画の策定にあたって」を追加
- 半導体・デジタル産業に係る産業拠点の形成について追加　等

資料：第27回国土審議会北海道開発分科会（2023年9月15日）資料2-1計画部会報告（概要）

計画部会報告　第１章、第２章の概要

国土交通省 北海道局

第１章　計画策定の意義

《北海道開発の基本的意義》北海道の資源・特性を活かして、その時々の国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図る。

- ○ 第８期計画では、北海道の強みである「食」と「観光」を担う「生産空間」を支えながら「世界水準の価値創造空間」の形成を目指すこととした。
- ○ しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響、2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策の展開、ウクライナ情勢や円安等を背景としたエネルギー・食料品の価格高騰や国際的な供給不安の発生等、北海道開発を取り巻く状況に急速かつ大きな変化が生じている。
- ○ 食料供給力が高く、観光資源に恵まれ、再生可能エネルギーのポテンシャルが高い北海道は、その資源・特性を活かして、我が国の経済社会づくりを先導する役割を担っていかなければならない。
- ○ 北海道開発を推進するためには、あらゆる主体がデジタル技術を活用して連携・協働し課題解決の取組を推し進めていくことが必要である。また、多くの課題を国だけが主体となって解決することは困難であり、各主体が北海道の地域特性を踏まえた将来像と目標を共有することが重要である。
- ○ このため、2050年までの長期を見据えた今後おおむね10年間の北海道開発の展開の方向と施策の内容を示す「第９期北海道総合開発計画」を策定する。

第２章　計画の目標

第１節　我が国を取り巻く状況

- ・北海道の人口減少・高齢化は全国を上回るスピードで進行。
- ・北海道は全国の他の地域と比べて気候変動の影響による将来の降雨量の増加率が大きいと予測。水害等の激甚化・頻発化や農作物の生育障害等の深刻化が懸念。
- ・エネルギーや食料品の価格高騰や国際的な供給不安の顕在化等、取り巻く状況は急速かつ大きく変化している。

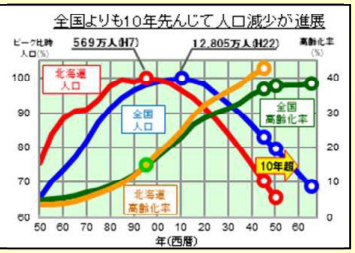

第２節　北海道の資源・特性（ポテンシャル）

豊かな資源に恵まれた北海道には、変化に立ち向かい課題を解決する「広大な大地、食料供給力、エネルギー・資源、自然環境・文化」等のポテンシャルがある。

第３節　2050年の北海道の将来像

国の課題解決のために果たすべき役割（６つの役割）

① 分散型国づくりを支える地方創生を先導する
② 我が国の食料安全保障を支える
③ 我が国の脱炭素化を先導する
④ 北海道の自然環境・文化を受け継ぐ
⑤ 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土をつくる
⑥ 競争力のある産業を育成し我が国の経済成長に貢献する

将来像

- ➢ 食、観光、脱炭素化等の北海道の強みを活かした産業が国内外に展開し、豊かな北海道が実現することで、我が国の経済安全保障に貢献している。
- ➢ デジタルの実装により、北海道内の地方部における定住・交流環境が維持されるとともに、国内外から人を魅きつける多様な暮らし方が実現している。

将来像を実現するために進むべき方向性（12の方向性）

- ➢ 世界市場を見据えた「食」、「観光」、「再生可能エネルギー」産業を形成
- ➢ 北海道独自の文化を保全・継承
- ➢ 北方領土隣接地域等の振興を実現
- ➢ 地域で生まれ、育ち、安心して暮らしていくことのできる社会を形成
- ➢ 大規模災害から生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持　　等

第４節　第９期北海道総合開発計画の目標

資料：第27回国土審議会北海道開発分科会（2023年9月15日）資料2-1計画部会報告（概要）

第３章　計画推進の基本方針　第３節　計画の進め方

１．リアルとデジタルのハイブリッドによる北海道型地域構造の保持・形成

「北海道型地域構造」は、広域に分散している人口分布状況や１次産業の生産活動が地方部で営まれている現状を踏まえ、都市機能・生活機能に着目して「生産空間」「市街地」「圏域中心都市」の３層構造で構成。

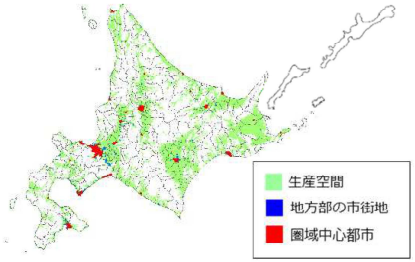

「生産空間」は主として地方部に存在し散居形態。

食料生産は実際にその場に住み続ける、観光は実際にその場に行くというリアルを前提に成立。

リアルを支えるインフラが不可欠。

広域分散型社会における生活環境を維持するためには、時間と空間の制約を克服できるデジタル技術の活用が有効。
実際の人々の営みを支えるリアルな生産空間をデジタル技術の活用によって補強・補完することを各種施策推進のコア概念として、「生産空間」を維持・発展させる施策を展開する。

北海道型地域構造（イメージ）

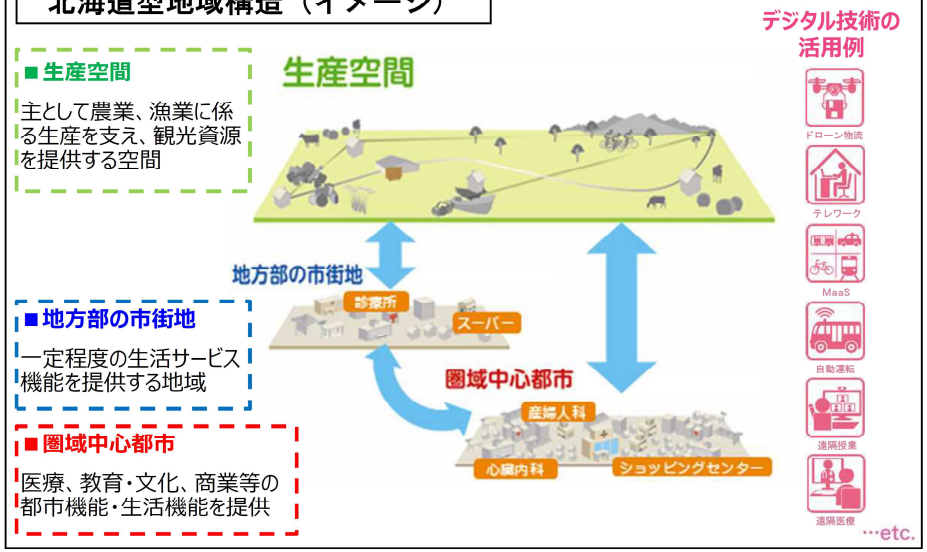

２．計画の実効性を高めるための方策

○広大な北海道は、多様で個性的な地域から成り立っており、それぞれの個性、地域資源を活かし、地域の課題の解決を図り、独自性のある発展を遂げることが重要。

○北海道開発局開発建設部、地方公共団体、ＮＰＯ、企業、教育機関等による連携体制を構築し、北海道の価値を高めるための官民共創の取組を推進。

地域共創チーム（仮称）の取組“イメージ”

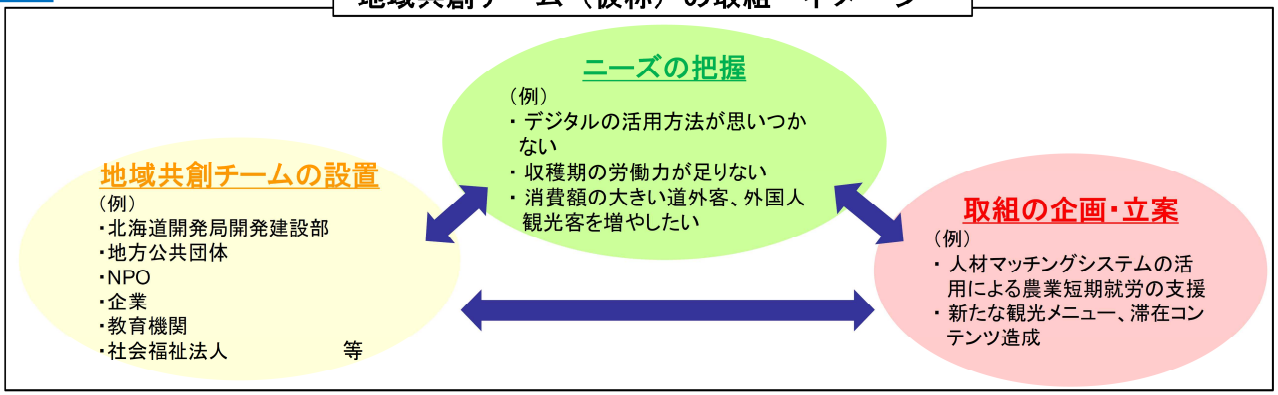

資料：第27回国土審議会北海道開発分科会（2023年9月15日）資料2-1計画部会報告（概要）

第３章　計画推進の基本方針　第３節　計画の進め方

２．計画の実効性を高めるための方策

（１）官民の垣根を越えた「共創」

・北海道の価値、魅力や可能性について、未来を担うこどもたちに伝える取組を推進。
・果敢に挑戦する人材の育成等人への投資を推進。
・民間企業等が公的役割を担う取組を支援し、地域の課題を解決する社会を実現。

防災インフラを学ぶ「ほっかいどう学」
出典：ほっかいどう学新聞第11号より
（認定NPO法人ほっかいどう学推進フォーラム）

創業支援・長期インターンシップの取組
出典：NPO法人北海道エンブリッジ

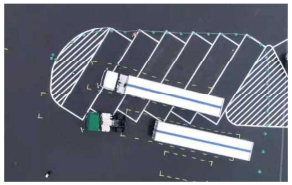

生産空間の物流を支える取組（物流事業者と連携し、道の駅を活用した中継輸送）

（２）社会変革の鍵となるＤＸ・ＧＸの推進

・経済社会システムを変革し、課題解決と新たな価値を創出するDX・GXを推進。
・カーボンニュートラルの実現に向け、豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用。

北海道における自動運転実証試験の実施
出典：北海道自動車安全技術検討会議（事務局：北海道）HP

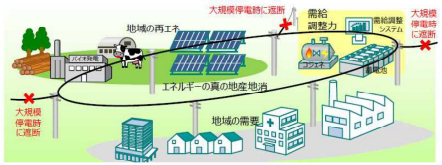

地産地消の分散型エネルギーシステム
構築の促進
出典：資源エネルギー庁HP

（３）フロンティア精神の再発揮

・宇宙関連産業など地理的・気候的な優位性を活かした先駆的産業の成長。
・北海道の強みである農業等でフロンティア精神を再び発揮。

北海道大樹町で開催された
「宇宙サミット2022」
写真：北海道宇宙サミット実行委員会提供

（４）戦略的・計画的な社会資本整備

・流域治水やグリーンインフラ等北海道の自然や地域特性を活かしたインフラ整備。
・食料安全保障に貢献する生産基盤の強化や観光振興にも寄与する交通ネットワークの整備。

北海道の地域特性を活かした流域治水

札幌駅周辺における
交流拠点整備（イメージ）

提供：札幌駅交流拠点北５西１・西２
地区市街地再開発準備組合

耐震強化岸壁等の整備

スマート農業に対応した
農業生産基盤の整備

第４章　計画の主要施策

北海道の強み「食」、「観光」を一層強化
１．食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展
２．観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり

輸入依存度の高い小麦・大豆・飼料作物の生産・利用拡大

高付加価値旅行者に向けた観光コンテンツ創出
（冬のダム湖を活用した氷のメリーゴーランド「アイスカルーセル」）

「脱炭素化」におけるポテンシャルの発揮で全国の地球温暖化対策を先導し地域経済に利益をもたらすとともに地域の強みを活かした成長産業を育成
３．地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現
４．地域の強みを活かした成長産業の形成

地域資源の有効活用、エネルギーの地産地消等による地域活性化
（写真：鹿追町中鹿追バイオガスプラント）

Rapidus工場イメージ図
出典：Rapidus(株)作成　作図協力　鹿島建設(株)

北海道の雄大な自然や多様な文化等の価値を維持し、北方領土隣接地域や国境周辺地域の振興に取り組む
５．自然共生社会・循環型社会の形成
６．北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興
７．アイヌ文化の振興等

遊水地等を活用した生態系ネットワークの形成（提供：タンチョウも住めるまちづくり検討協議会）

北方領土問題解決のための環境づくり
（啓発活動の様子）

アイヌ古式舞踊の披露

離島港湾の整備

【目標１】
我が国の豊かな暮らしを支える北海道
～食料安全保障、観光立国ゼロカーボン北海道

【目標２】
北海道の価値を生み出す北海道型地域構造
～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり

デジタル技術により時間と空間の制約を克服し必要なサービスを享受
１．デジタルの活用による生産空間の維持・発展

多様な人材の地域活動への参加促進、生産空間の魅力や定住・交流環境の向上による地域コミュニティの維持
２．多様で豊かな地域社会の形成

食品を載せて自宅前に到着するドローン
出典：北海道経済産業局HP

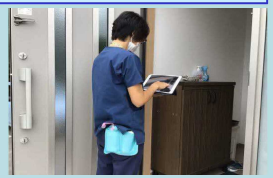

医療介護連携ICT
（タブレットを持って訪問する訪問看護職員）出典：名寄市

生活サービスへアクセス可能な交通ネットワークの確保、広域的な人流・物流を支える交通・輸送体系の強化
３．北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成

空港の受入機能強化

高規格道路の整備

生産空間と地域の暮らしを守り北海道のポテンシャルを活かして我が国の国土強靱化に貢献
４．生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土づくり

根幹的な治水対策としての遊水地の整備

積雪寒冷を考慮した防寒機能付の津波避難タワーの整備

資料：第27回国土審議会北海道開発分科会（2023年9月15日）資料2-1計画部会報告（概要）

第9期北海道総合開発計画（案） 検討の視点

国土交通省 北海道局

「他で代替できない北海道の価値」を最大化することで、現下の国の課題解決を先導

北海道の価値を生み出す「生産空間」の定住環境を、構造的課題も踏まえて維持

国の現下の課題

・ロシアのウクライナ侵略による食料・エネルギー危機
・新型コロナ感染拡大によるインバウンド観光需要の消失
・2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策展開

北海道の圧倒的な資源・特性

対「食料安全保障」
　食料カロリーベース＝全国の約24%、農業産出額＝全国の約15%
　海面漁業･養殖生産量＝約25%、産出額＝全国の約20%
対「観光立国の再興」
　都道府県魅力度ランキング=15年連続全国一
　来道外国人旅行者数 164万人増（感染症拡大前の直近５年）
対「再生可能エネルギーシフト」「エネルギー安全保障」
　洋上風力（全国の約29%）、陸上風力（〃約51%）
　太陽光（〃約25%）、森林吸収（森林面積22%）、
　ブルーカーボン（海岸線13%）、その他全国１位（ﾊﾞｲｵﾏｽ、中小水力）

北海道の価値を生み出す「生産空間」の分布

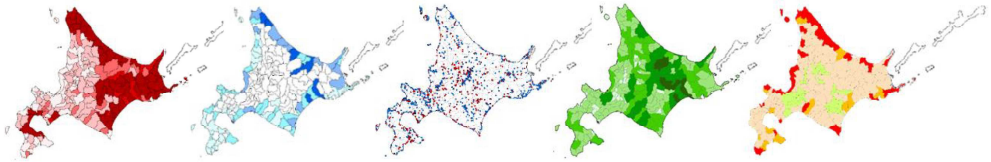

北海道の生産空間の構造的な課題

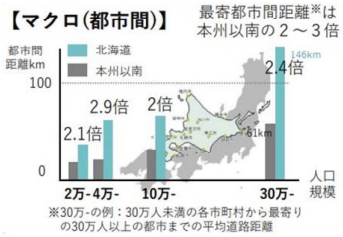

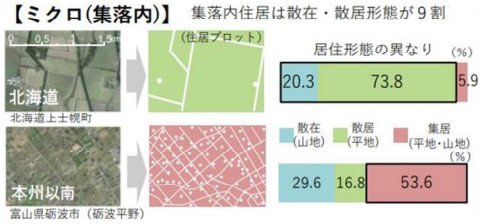

「二重の疎」
＋
積雪寒冷の厳しい気候、海溝型地震の切迫

目標１．我が国の豊かな暮らしを支える北海道 ～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道

1．食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展
2．観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり
3．地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現
4．地域の強みを活かした成長産業の形成
5．自然共生社会・循環型社会の形成
6．北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興
7．アイヌ文化の振興等

目標２．北海道の価値を生み出す北海道型地域構造 ～生産空間の維持･発展と強靭な国土づくり

1．デジタルの活用による生産空間の維持・発展
2．多様で豊かな地域社会の形成
3．北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成
4．生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靭な国土づくり

資料：第28回国土審議会北海道開発分科会（2024年2月1日）参考資料2

第9期北海道総合開発計画（案） 概要

国土交通省 北海道局

計画策定の意義・計画の目標

北海道開発の基本的意義～北海道の資源・特性を活かして、その時々の国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ること

第9期北海道総合開発計画の意義

・我が国を取り巻く状況の変化に対し、北海道は、その資源・特性を活かして、我が国の経済社会づくりを先導
・北海道開発を推進するためには、国、地方公共団体、住民、NPO、企業、教育機関等のあらゆる主体がデジタル技術を活用して連携・協働

我が国を取り巻く状況

・人口減少・少子高齢化と人口動態の変化
・気候変動と自然災害の激甚化・頻発化
・社会を変えるデジタル技術
・国際情勢の変化

北海道の資源・特性

広大な大地
日本の国土面積の約5分の1

食料供給力
小麦、生乳等の農畜産物、ホタテガイ、サケ等の水産物で全国一の生産量

エネルギー・資源
風力、太陽光等の再エネや水資源が豊富に賦存、CO2吸収源の森林、ブルーカーボン生態系

自然環境・文化
知床や釧路湿原等の雄大な自然・景観、アイヌ文化、縄文遺跡群

地理的特性・寒冷地技術
北米・欧州と東アジアの結節点、積雪寒冷環境に対応した技術

2050年の北海道の将来像

果たすべき役割
①地方創生を先導　②我が国の食料安全保障を支える
③脱炭素化を先導　④自然環境・文化を受け継ぐ
⑤生産空間を守る強靭化な国土づくり
⑥競争力ある産業の育成

将来像
①食、観光、脱炭素化等の北海道の強みを活かした産業が国内外に展開し、豊かな北海道が実現することで、我が国の経済安全保障に貢献している。
②デジタルの実装により、北海道内の地方部における定住・交流環境が維持されるとともに、国内外から人を魅きつける多様な暮らし方が実現している。

計画推進の基本方針

計画の期間～2024年度からおおむね10年間

・リアルとデジタルのハイブリッドによる北海道型地域構造の保持・形成
・計画の実効性を高めるための方策
　・官民の垣根を越えた「共創」
　・社会変革の鍵となるDX・GXの推進
　・フロンティア精神の再発揮
　・戦略的・計画的な社会資本整備
・計画のマネジメント

計画の主要施策

目標1「我が国の豊かな暮らしを支える北海道 ～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」

- 食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展
- 観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり
- 地球温暖化を先導するゼロカーボン北海道の実現
- 地域の強みを活かした成長産業の形成
- 自然共生社会・循環型社会の形成
- 北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興
- アイヌ文化の振興等

目標2「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造 ～生産空間の維持・発展と強靭な国土づくり」

- デジタルの活用による生産空間の維持・発展
- 多様で豊かな地域社会の形成
- 北海道型地域構造を支え世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成
- 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靭な国土づくり

資料：第28回国土審議会北海道開発分科会（2024年2月1日）参考資料2

第9期北海道総合開発計画（案） 構成

国土交通省 北海道局

前文　第９期北海道総合開発計画の策定に当たって

第１章　計画策定の意義

第１節　北海道開発の経緯
１．北海道開発の歴史
２．第８期北海道総合開発計画の経緯

第２節　第９期北海道総合開発計画の意義

第２章　計画の目標

第１節　我が国を取り巻く状況
１．人口減少・少子高齢化と人口動態の変化
２．気候変動と自然災害の激甚化・頻発化
３．社会を変えるデジタル技術
４．国際情勢の変化

第２節　北海道の資源・特性
１．広大な大地
２．食料供給力
３．エネルギー・資源
４．自然環境・文化
５．地理的特性・寒冷地技術

第３節　2050年の北海道の将来像
１．国の課題解決のために果たすべき役割
２．将来像
３．将来像を支える社会基盤
４．将来像を実現するために進むべき方向性

第４節　第９期北海道総合開発計画の目標
目標１「我が国の豊かな暮らしを支える北海道
～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」
目標２「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造
～生産空間の維持・発展と強靭な国土づくり」

第３章　計画推進の基本方針

第１節　計画の期間
この計画の期間は、2024年度からおおむね10年間とする

第２節　計画の主要施策

第３節　計画の進め方
１．リアルとデジタルのハイブリッドによる北海道型地域構造の保持・形成
２．計画の実効性を高めるための方策
（１）官民の垣根を越えた「共創」
（２）社会変革の鍵となるＤＸ・ＧＸの推進
（３）フロンティア精神の再発揮
（４）戦略的・計画的な社会資本整備
３．計画のマネジメント

第４章　計画の主要施策

第１節「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」に係る主要施策
１．食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展
２．観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり
３．地球温暖化対策を先導するゼロカ―ボン北海道の実現
４．地域の強みを活かした成長産業の形成
５．自然共生社会・循環型社会の形成
６．北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興
７．アイヌ文化の振興等

第２節「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間の維持・発展と強靭な国土づくり」に係る主要施策
１．デジタルの活用による生産空間の維持・発展
２．多様で豊かな地域社会の形成
３．北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワ―クの形成
４．生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靭な国土づくり

資料：第28回国土審議会北海道開発分科会（2024年2月1日）参考資料2

第9期計画における北海道農業の課題

- わが国食料安全保障における北海道農業の意義を再確認
- スマート農業の推進
  - 基盤整備
  - フロンティア精神
- 二つの疎を前提にした生産空間の振興（生産と生活の調和）
- ロジスティクスの強化（ファーストワンマイルと広域輸送）
- 観光事業との補完（産業連関、雇用創出）
- カーボンニュートラルへの対策
  - バイオマス活用
  - 温暖化ガス削減

2. 食料・農業・農村基本法の見直し

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

農林水産業・地域の活力創造本部

令和4年6月21日第33回

〇総理指示（抄）

政府一体となった検討が行えるよう、本本部を「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に速やかに改組し、関係大臣の参加を得て、体制を強化します。

6月28日

「農林水産業・地域の活力創造本部」から

「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

9月9日第1回

〇総理指示（抄）

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、関係閣僚連携の下、総合的な検証を行い、見直しを進めてください。また、喫緊の課題である食料品の物価高騰に緊急に対応していくため、（中略）農林水産大臣を中心に、来年に結果を出せるよう、緊急パッケージを策定してください。

11月8日第2回

「食料品等の物価高騰対応のための緊急パッケージ」の決定

12月27日第3回

〇総理指示（抄）

世界的な食料情勢や気候変動、海外食市場の拡大など我が国の食料・農業を取り巻く課題の変化を踏まえ、野村農林水産大臣を中心に、関係閣僚の協力を得て、来年度中に食料・農業・農村基本法改正案を国会に提出することを視野に、来年6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめて下さい。

令和5年6月2日第4回

〇総理発言

本日、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」をとりまとめ、

① 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、

② 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、

③ 人口減少の中でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

の３つを柱に、農政の転換を進めていくこととした。

・第一に、不測時の食料確保に加え、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できる社会を目指す。

そして、主食用米から転換し、需要に応じた麦・大豆・野菜・飼料・肥料の生産拡大へ構造転換を進めるとともに、輸出を生産基盤維持に必要なものと位置付ける。

また、すべての国民が持続的に健康な食生活を送れるよう、食料アクセス問題への対応強化と、適正な価格転嫁に取り組む。

・第二に、環境負荷低減など、持続可能な農業を主流化することとし、有機農業の大幅拡大、食品ロス削減の取組強化を図っていく。

・第三に、人口減少の中でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、スマート技術の開発やサービス事業体の育成等を促進する仕組みを創設する。

・その上で、これらの施策を進めるため、食料安全保障の状況を平時から評価するとともに、不測時には食料の確保に向けた対策を政府一体で実行する体制を構築する。

・野村農林水産大臣を中心に、関係各位におかれては、来年の通常国会への改正案提出に向け、食料・農業・農村基本法の改正に向けて作業を加速するようお願いする。併せて、施策の具体化を進め、年度内を目途に、工程表をとりまとめていただくようお願いする。

令和5年12月27日第6回

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像」、同工程表

資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部、議事要旨等

食料・農業・農村基本法検証部会開催状況

R4	9月29日	食料・農業・農村政策審議会に諮問、 食料・農業・農村政策審議会　基本法検証部会の設置		
	10月18日	第１回 有識者ヒアリング（**食料の輸入リスク**）	寺川　彰 平澤　明彦	丸紅株式会社 代表取締役副社長 執行役員 株式会社農林中金総合研究所 執行役員基礎研究部長
	11月２日	第２回 有識者ヒアリング （**国内市場の将来展望と輸出の役割**）	吉田　直樹 松元　和博 國分　晃	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 代表取締役社長CEO 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 海外事業統括責任者 兼 北米事業責任者 国分グループ本社株式会社 代表取締役社長執行役員
	11月11日	第３回 有識者ヒアリング （**国際的な食料安全保障に関する考え方**）	清原　昭子 米山　廣明	福山市立大学都市経営学部 教授 一般社団法人全国フードバンク推進協議会 代表理事
	11月25日	第４回 有識者ヒアリング （**人口減少下における担い手の確保**）	江川　章 丸田　洋	中央大学経済学部 准教授 株式会社穂海耕研 代表取締役
	12月９日	第５回 有識者ヒアリング （**需要に応じた生産**）	関根　久子 冨士　聡子	農研機構中日本農業研究センター 転換畑研究領域畑輪作システムグループ 上級研究員 オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員 Oisix商品本部長
	12月23日	第６回 有識者ヒアリング （**食料安定供給のための生産性向上・技術開発**）	地主　建志 成勢　卓裕	株式会社水稲生産技術研究所 代表取締役社長 株式会社ノダミン 代表取締役
R5	1月13日	第７回 有識者ヒアリング （**持続可能な農業の確立**）	三好　智子 信達　等	国際有機農業運動連盟（IFOAM） 世界理事 不二製油グループ本社株式会社 執行役員 油脂事業部門長 兼 SCMグループリーダー
	1月27日	第８回 有識者ヒアリング（**農村の振興**）	山中　大介 渡部　雅俊	ヤマガタデザイン株式会社 代表取締役社長 なかあらい大地を育む会活動組織 代表
	2月10日	第９回 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化（**備蓄、食品安全・食品表示、知的財産**）		
	2月24日	第10回 今後の展開方向（**基本理念**）		
	3月14日	第11回 今後の施策の方向（**食料**）		
	3月27日	第12回 今後の施策の方向（**農業**）		
	4月14日	第13回 今後の施策の方向（**農村・環境**）		
	4月28日	第14回 今後の施策の方向（**基本計画等**）		
	5月19日	第15回 中間取りまとめ（案）		
	5月29日	第16回 中間取りまとめ		

※国民からの意見・要望の募集（1,179件）、地方意見交換会（11ブロック）

9月11日　第17回 最終取りまとめ → 食料・農業・農村政策審議会から答申

※加筆はファーストワンマイルの件のみ

資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第４回）（2023年6月2日）資料2に加筆

戦後農政の大きな流れ

○ 農業基本法の下、農業の生産性の向上や生活水準の均衡など、一定の役割は果たしてきたものの、兼業化の進展、農業者の高齢化、国際化や需要の変化に伴う食料自給率の低下など、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化。
○ これを踏まえ、①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築、②効率的、安定的経営体育成、③市場原理の一層の導入を基本的課題とする「新しい食料・農業・農村政策の方向」を1992年に取りまとめ。
○ 1999年には、食料・農業・農村基本法に基づく農政を展開。

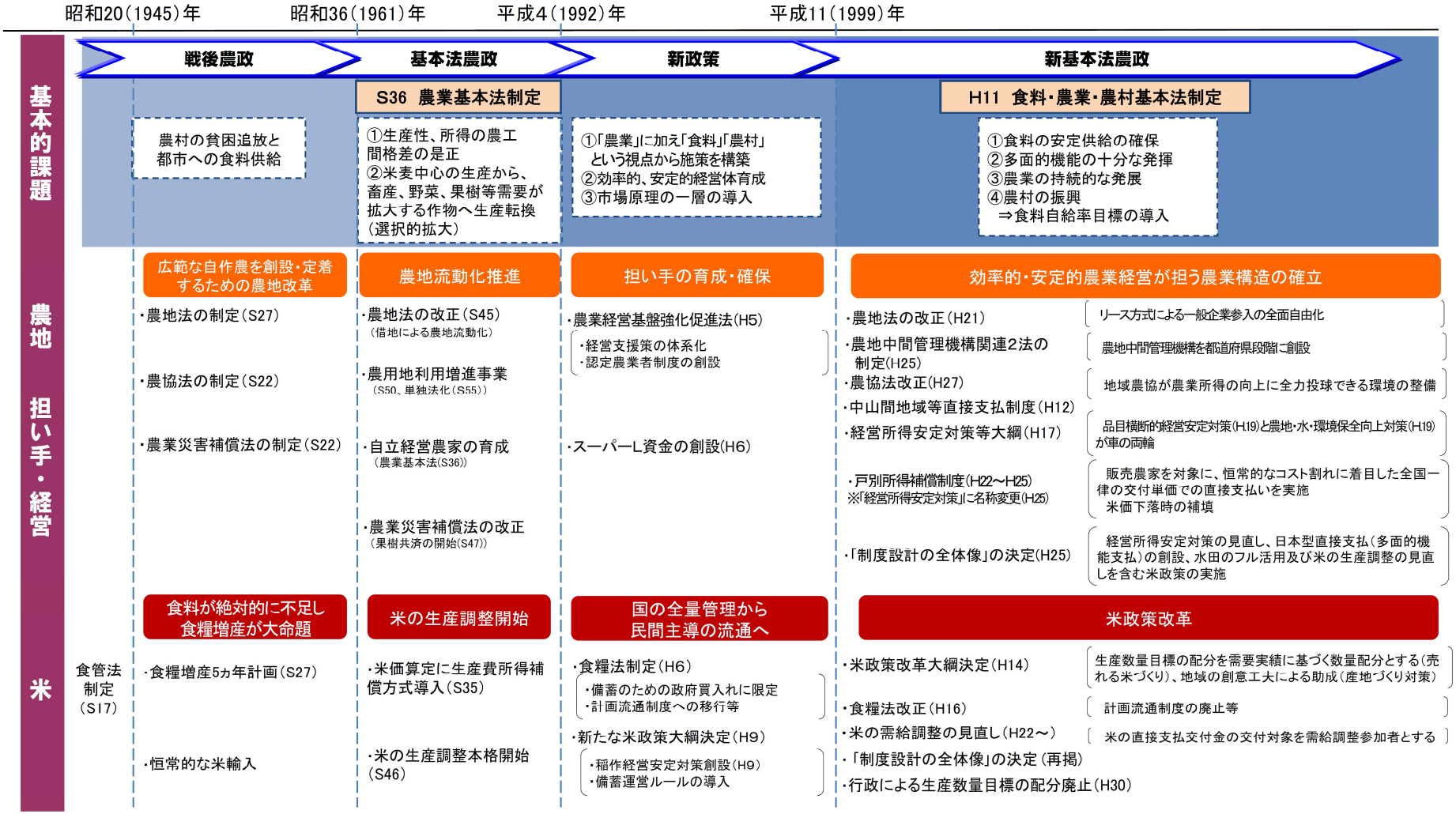

資料：食料・農業・農村政策審議会「我が国の食料・農業・農村を取り巻く状況の変化」（2023年9月29日）

食料・農業・農村基本法

○　農業基本法においては、他産業との生産性格差の是正のために農業の生産性を向上し、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期し、もって農業の発展と農業従事者の地位を向上させるという理念を掲げてきたところ。
○　食料・農業・農村基本法においては、国民的視点に立った政策展開の観点から、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げる。

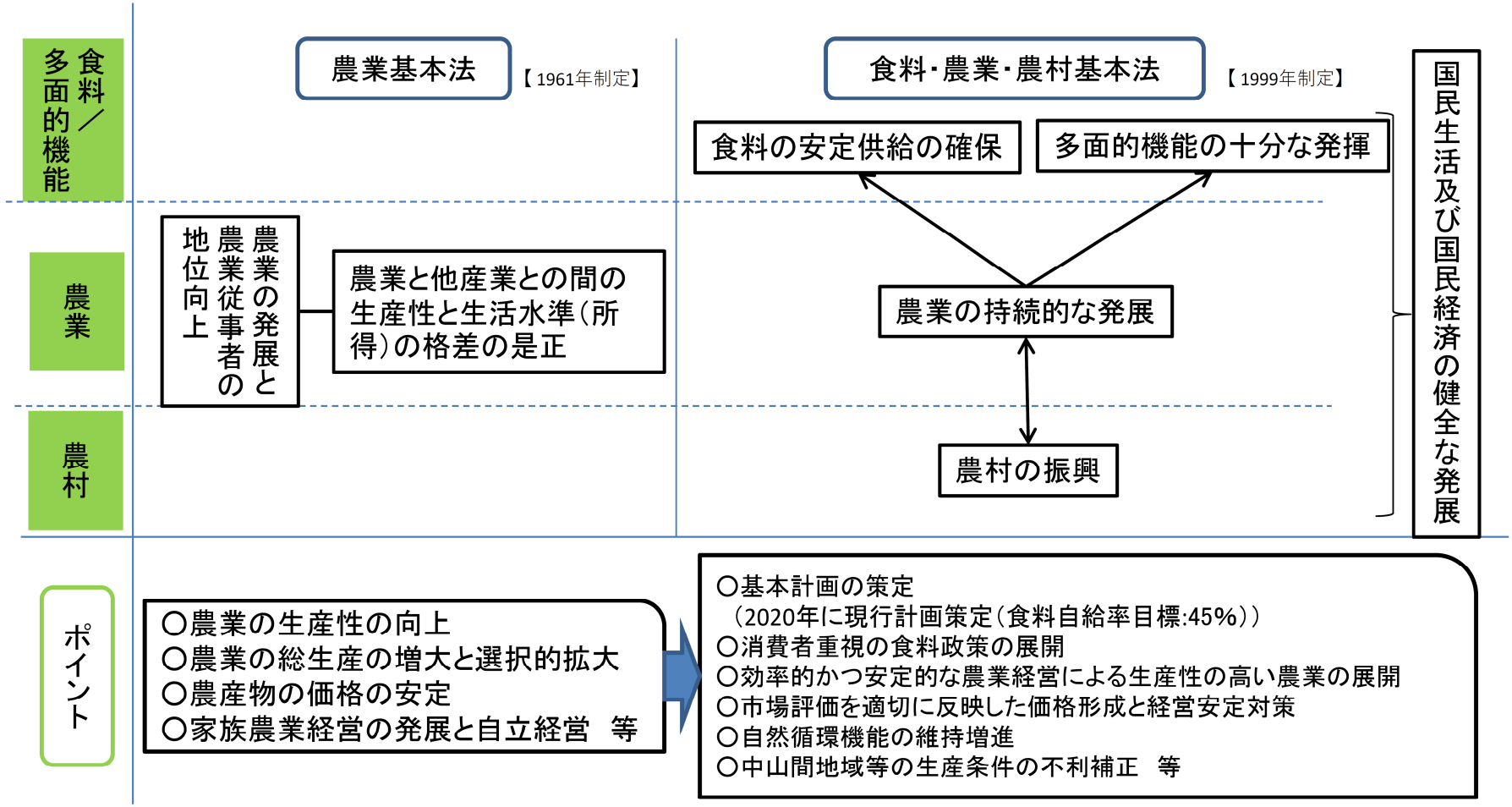

資料：食料・農業・農村政策審議会「我が国の食料・農業・農村を取り巻く状況の変化」（2023年9月29日）

食料・農業・農村政策審議会　答申（概要）①

現行基本法制定後の約20年間における情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
  - 世界人口：約60億人（1999年）→80億人を突破（2022年）
  - 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰
- **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**
  - 食料安全保障に関する国際的な議論：「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」（FAO食料サミットにおける定義）
  - SDGs（持続可能な開発目標）（2015年）等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展
- **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**
  - 我が国GDP：　世界2位（1999年）→世界　3位（2020年）
    1人当たりGDP：世界9位（1999年）→世界13位（2020年）
  - 輸入国としての影響力の低下：
    純輸入額1位　1998年日本（40%）→2021年中国（29%）
  - 経済的理由による食品アクセスの問題（低所得者層の増加）
  - 価格形成機能の問題（20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることを敬遠する意識）
- **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**
  - 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%（2020年）
  - 食料を届ける力の減退（2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加）
  - 国内の食市場の縮小
  - 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大（3,402億円（2003年）→1兆4,148億円（2022年））
- **農業者の減少と生産性を高める技術革新**
  - 基幹的農業従事者：
    - 240万人（2000年）→123万人（2022年）
    - 60歳未満層が約２割（約25万人）（2022年）
  - 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
  - スマート農業・農業DXによる生産性向上
- **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**
  - 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
  - 集落機能を維持できない９戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予期される課題

- **平時における食料安全保障**
  - 気候変動等による食料生産の不安定化（輸入リスク）
  - 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
  - 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に関する国際ルールの強化**
  - 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- **農業従事者の急速な減少**
  - 少数の経営体で食料生産を行う必要
  - 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
  - 自然減による農村人口の急減
  - 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

(1) **国民一人一人の食料安全保障の確立**

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

①食料の安定供給のための総合的な取組
国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視

②全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善
買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等

③海外市場も視野に入れた産業への転換
農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換

④適正な価格形成に向けた仕組みの構築
消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築

(2) **環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換**

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

(3) **食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保**

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。

(4) **農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保**

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

食料・農業・農村政策審議会　答申（概要）②

2 食料に関する基本的施策

● **食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築**

➢ **食品アクセス**
幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクやこども食堂等の活動支援　等

➢ **適正な価格形成**
適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成　等

➢ **食品産業の持続的な発展**
・原料調達の多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、
・輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展　等

➢ **バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓**
ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰやデジタル技術等の活用による新需要の開拓　等

➢ **食料消費施策・食品安全**
リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進　等

➢ **輸出施策**
輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性　等

➢ **輸入施策**
安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集　等

➢ **備蓄施策**　民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄

➢ **世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進**

3 農業に関する基本的施策

● **今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け**：
（・離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給）

➢ **個人経営の経営発展の支援**　第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展　等

➢ **農業法人の経営基盤の強化等**
法人の経営管理能力の向上により離農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現　等

➢ **多様な農業人材の位置付け**
地域の話合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う

➢ **農地の確保及び適正・有効利用**　農地の集積・集約化　等

➢ **需要に応じた生産**　小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化　等

➢ **農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化**
施設の集約・再編、省エネ化、ICT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化　等

➢ **人材の育成・確保**
雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実　等

➢ **スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上**
スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業体の育成・活用　等

➢ **農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進**

➢ **知的財産の保護・活用の推進**
GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者権管理機関の設立及び取組推進　等

➢ **経営安定対策の充実**　収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進　等

➢ **災害や気候変動への対応強化**　技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策　等

➢ **生産資材の国産化の推進等**　堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策　等

➢ **動植物防疫対策の強化**　水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底　等

4 農村に関する基本的施策

● **農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持**

➢ **末端の農業インフラの保全管理**
共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やICT導入等による作業の省力化・効率化　等

➢ **農村におけるビジネスの創出**
農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備　等

➢ **都市と農村の交流、農的関係人口の増加**
二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RMOの育成　等

➢ **多様な人材の活用による農村の機能の確保**
・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、
・集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、
・集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画　等

➢ **中山間地域における農業の継続**
・中山間地域等直接支払の引き続きの推進、
・営農を継続できない農地は、粗放的管理や林地化　等

➢ **鳥獣被害の防止**　人材育成、新技術の活用、ジビエ活用　等

5 環境に関する基本的施策

● **環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する**

● **みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める**

➢ **持続可能な農業の主流化**
・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
・有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進　等

➢ **食料供給以外での持続可能性**
農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再エネによる発電・熱利用の推進　等

➢ **持続可能な食品産業**
環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の商慣習の見直し　等

➢ **消費者の環境や持続可能性への理解醸成**
生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進　等

6 基本計画・食料自給率

➢ **平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し**。

➢ **現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定**。

➢ 食料自給率は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え**新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定**。

7 不測時の食料安全保障

➢ 不測時に関係省庁が連携して対応できるよう、**政府全体の意思決定を行う体制の在り方**を検討する。

➢ 不測時の食料の確保・配分に必要な**制約を伴う義務的措置**やそれに関連する**財政的な措置**等の必要性について検討する。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向

1. 食料安全保障の在り方
   - ① 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立
   - ② 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み
   - ③ 不測時の食料安全保障
2. 食料の安定供給の確保
   - ① 食料の安定供給の確保に向けた構造転換
   - ② 生産資材の確保・安定供給
   - ③ 農産物・食品の輸出の促進
   - ④ 適正な価格形成
   - ⑤ 円滑な食品アクセスの確保
   - ⑥ 国民理解の醸成
   - ⑦ 事業者・消費者の役割
   - ⑧ 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展
3. 農業の持続的な発展
   - ① 多様な農業人材の育成・確保
   - ② 農地の確保と適正・有効利用
   - ③ 経営安定対策の充実
   - ④ 農業生産基盤の整備・保全
   - ⑤ 生産性の向上に資するスマート農業の実用化等
   - ⑥ 家畜伝染病、病害虫等への対応強化
4. 農村の振興（農村の活性化）
5. みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化
6. 多面的機能の発揮
7. 関係団体の役割

資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第４回）（2023年6月2日）資料5

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像

○ **食料・農業・農村基本法**については、**令和６年通常国会への改正案提出**を目指す。
○ **食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策**について**工程表**を策定し、今後、これに**基づいて施策の進捗管理**を行う。

食料安全保障の強化	**平時からの国民一人一人の食料安全保障を政策の柱に位置付け**	・**食料安全保障強化政策大綱の改訂〈令和５年12月〉** （✓麦、大豆、飼料作物等の生産拡大、米粉の利用拡大、加工・業務用に対応した品種・機械等の活用 ✓スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全 ✓適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証、食品ロスの削減の取組促進　等） ・**食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し〈令和7年に次期基本計画策定〉** （✓食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み（PDCAを回す仕組み）への転換 ✓堆肥・下水汚泥資源等の利用拡大、麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作付面積拡大に向けた新たな目標の設定 ✓米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進める観点から、将来にわたり安定運営できる水田政策の在り方を検討） ・**不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設〈令和６年通常国会提出を視野〉** ・**農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し〈令和６年通常国会提出を視野〉** （✓農地の総量確保と適正利用に係る措置の強化（農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化等） ✓農地所有適格法人の経営基盤の強化（食品事業者等と連携する場合の資金調達の円滑化等）） ・**食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備〈令和６年通常国会提出を視野〉** ・**食料システムの関係者による適正な価格形成の推進〈令和５年度に協議会を設置し、検討を継続〉** ・**食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設(関係省庁と連携)〈令和６年通常国会提出を視野〉**　等
スマート農業	**本格的な人口減少に対応した施策の強化**	・**スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設〈令和６年通常国会提出を視野〉** （✓スタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化 ✓スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換 ✓税制・金融によるスマート技術を活用するサービス事業体等に対する後押し） ・**農業インフラの適切な保全管理を進めやすくするための土地改良法制の見直し〈令和６年度に制度の在り方を検討し、令和７年通常国会提出を視野〉**　等
農林水産物・食品の輸出促進	**国内生産基盤の維持にも資するものとして新たに位置付け**	・高い付加価値を創出する**輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備**への支援 **〈令和７年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地（仮称）」を50程度選定〉** ・**品目団体の取組**や**輸出支援プラットフォームによる支援**の強化により**輸出先の多角化**や**輸出先国での販路開拓**を推進 **〈令和６年度中に10カ国・地域16都市（現在８カ国・地域13都市）への輸出支援プラットフォームの設置を目標〉** ・海外流出防止や競争力強化等に資する**知的財産の保護・活用**（**育成者権管理機関**の取組の推進等）　等
農林水産業のグリーン化	**環境と調和のとれた食料システムの確立を政策の柱に位置付け**	・**クロスコンプライアンスの導入**（補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化）**〈令和６年度から試行実施、令和９年度から本格実施〉** ・**環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し〈令和７年度に見直し、令和９年度を目標にみどり法に基づく仕組みに移行〉**　等

資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第６回）（2023年12月27日）資料1

「中間取りまとめ」における論点・争点（1）

- 担い手は誰か
  - 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため・・・・必要な施策を講ずるものとする。（基本法第21条）
  - 多様な農業人材の位置づけ：農地を保全し、集落の機能を維持するためには、地域の話合いを基に、・・・・農業を副業的に営む経営体など多様な農業人材が一定の役割を果たすことも踏まえ、これらの者が農地の保全・管理を適正に行う。
  - 生産性向上のためのスマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDX：スマート農業等の先端技術の普及促進を図るため、これら技術を活用した作業代行等を提供する農業支援サービス事業体の育成・活用を推進する。
  - 多様な人材の活用による農村の機能の確保：（ア）離農する経営の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であることを踏まえ、これらの者への農地の集積・集約化を進めるとともに、（イ）農業を副業的に営む経営体など多様な農業人材が一定の役割を果たすことを踏まえ、これらの者が農地の保全・管理を適正に行う→取組を進めることを通じて、地域において持続的に農業生産が行われるようにする。

「中間取りまとめ」における論点・争点（2）

- 価格転嫁
  - 食料施策の見直しの方向：適正な価格形成のための施策
    - 持続可能な食料供給を実現するためには、生産だけでなく、流通、加工、小売等のフードチェーンの各段階の持続性が確保される必要があり、また、これが実現することは消費の利益にもかなうものである。こうした持続可能な食料供給を実現する上では、需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成が必要であり、その実現に向けて、課題の分析を行いつつ、フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討する。
    - また、適正価格について、消費や事業 も含めた関係の理解醸成に向けた施策も必要である。
  - 関係者の責務、行政機関及び団体その他
    - 食料システムを機能させるための団体の役割：垂直的な取組が不可欠
      - 適正な価格形成
      - 需要に応じた生産
      - 輸出促進
      - 持続可能な農業・食品産業

※適正な価格形成に関する協議会

「中間取りまとめ」における論点・争点（3）

- 環境に関する施策の見直し
  - 持続可能な農業の主流化
    - 環境負荷低減等に取り組む
    - 有機農業の大幅な拡大、温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全
    - 地域全体で有機農業等に取り組む産地の形成、有機農産物の需要拡大
  - 持続可能な食品産業
    - 環境や人権に配慮した原材料の調達、食品産業における温室効果ガスの排出削減、食品ロスを半減
  - 消費者の環境や持続可能性への理解醸成
    - 将来にわたり持続可能なフードチェーンを維持していくためには、そのために消費者が取り組むことができる行動や、持続可能性に配慮した食料生産はコストがかかることを、事業者が正しく消費者に伝達することを通じ、消費者の理解を醸成し、行動変容を促していくことが必要

「中間取りまとめ」における論点・争点（4）

- 不測時における食料安全保障
  - 「緊急事態食料安全保障指針」の限界：不測の事態の対応については、必要な対応を講ずるための意思決定や命令を行うための法的根拠に加え、具体的な措置を講ずる法律的な根拠も十分とは言えず、実際に不測の事態に備える体制が十分に講じられているとはいえない状態にある。
  - 「不測事態」であることのトリガーが不明確：不測事態の宣言の後、対応の指揮を政府全体で行う体制整備を行うべき
  - 不測時にかかる個別の対策及びその手続きの検証が不十分：不測時における措置の実効性を担保するためには、制約を伴う措置を講じるための法律の執行や、それにかかる他省庁との連携が必要不可欠であり、これが円滑に行われるよう、制度的にも担保する必要がある。
  - 制約を伴う義務的措置に関する財政的な措置等の検討

※不測時における食料安全保障に関する検討会

3. わが国の食料安全保障と基本法

主要国の穀物輸入の推移

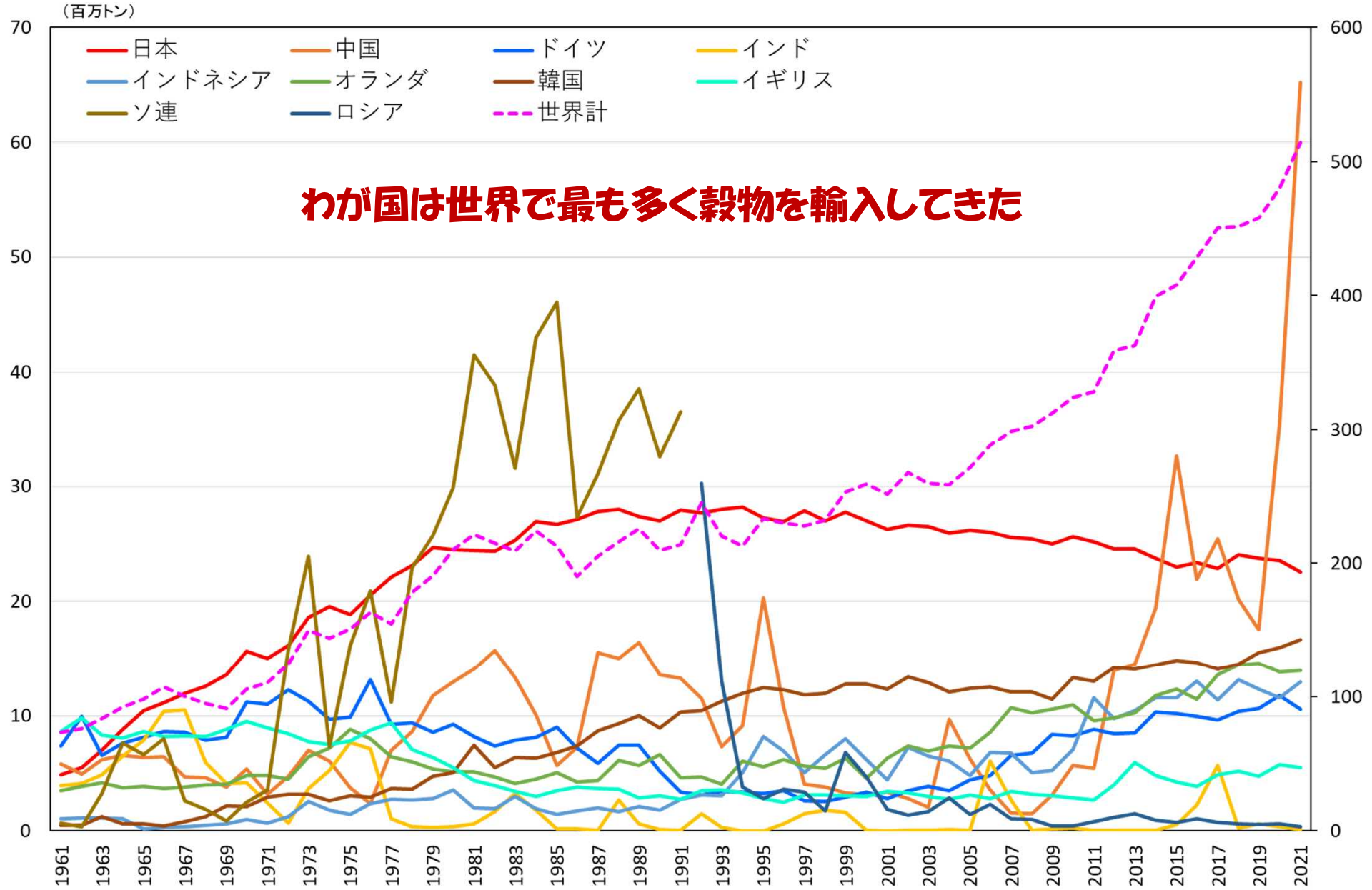

資料：FAOSTAT

食料価格の推移（FAO Price Index: 2014-16=100）

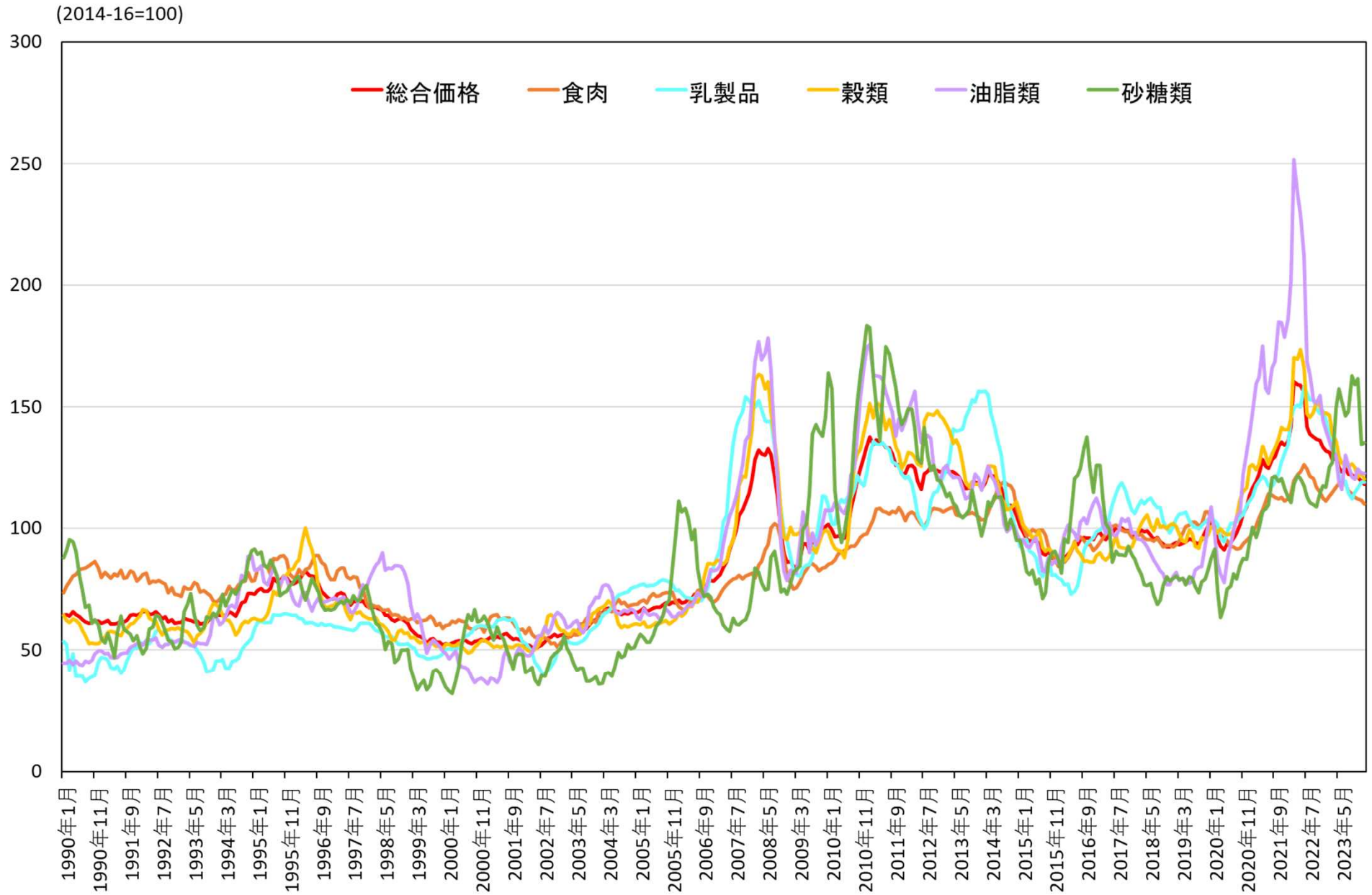

注：2024年1月まで

穀物等の国際価格の動向（ドル/トン）

○　とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥等により上昇。2022年、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦は史上最高値を更新も、４者協議による黒海からの輸出再開などもあり侵攻前の水準まで低下。一方で、とうもろこし、大豆は、アルゼンチンの干ばつから依然として高水準。コメは、2013年以降低下で推移も、2022年９月以降、インドの輸出規制やインドネシアの需要増、2023年７月からのインドの輸出規制の強化から上昇。

○　穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要に加え、ウクライナ情勢により、2008年以前を上回る水準で推移。

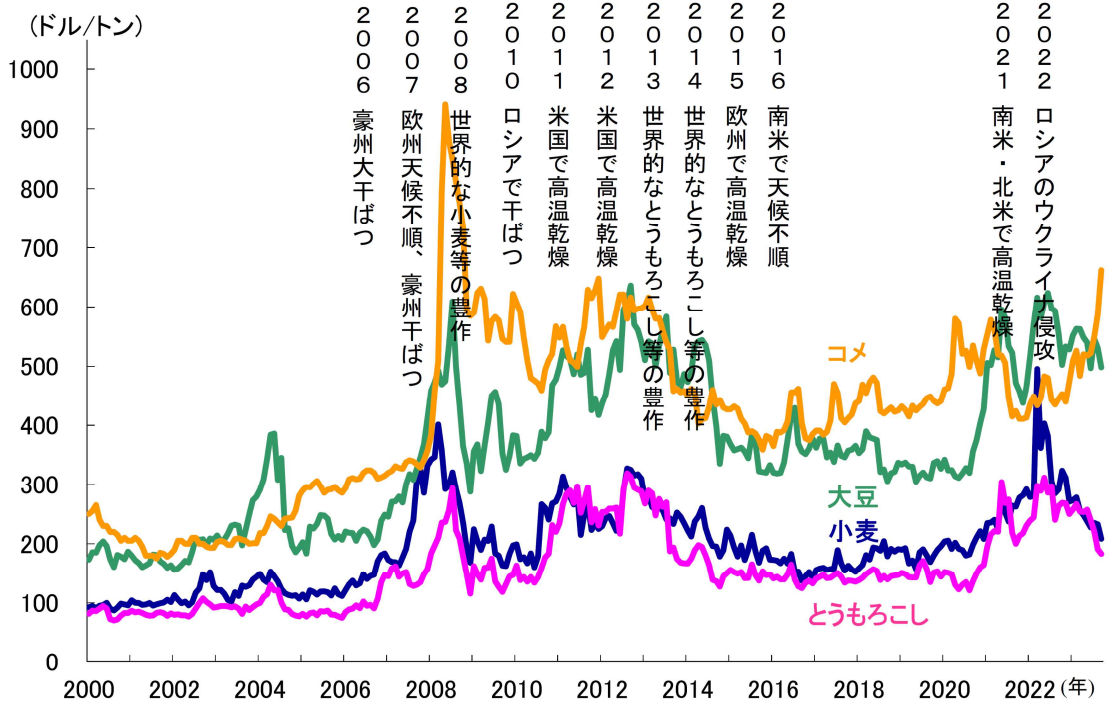

2023年９月１日現在の価格。
□内は過去最高値。

大豆
498.3ドル
650.7ドル（2012.9.4）

コメ
662ドル
1,038ドル（2008.5.21）

小麦
208.5ドル
523.7ドル（2022.3.7）

とうもろこし
183.0ドル
327.2ドル（2012.8.21）

注：小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の各月第１金曜日の期近終値の価格（セツルメント）である。コメは、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第１水曜日のタイうるち精米100％２等のＦＯＢ価格である。なお、コメ価格は、８月30日の価格。過去最高価格については、コメはタイ国家貿易取引委員会の公表する価格の最高価格、コメ以外はシカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

出典：農林水産省「食料安全保障月報（第27号」2023年9月

輸出単価の推移（世界平均）

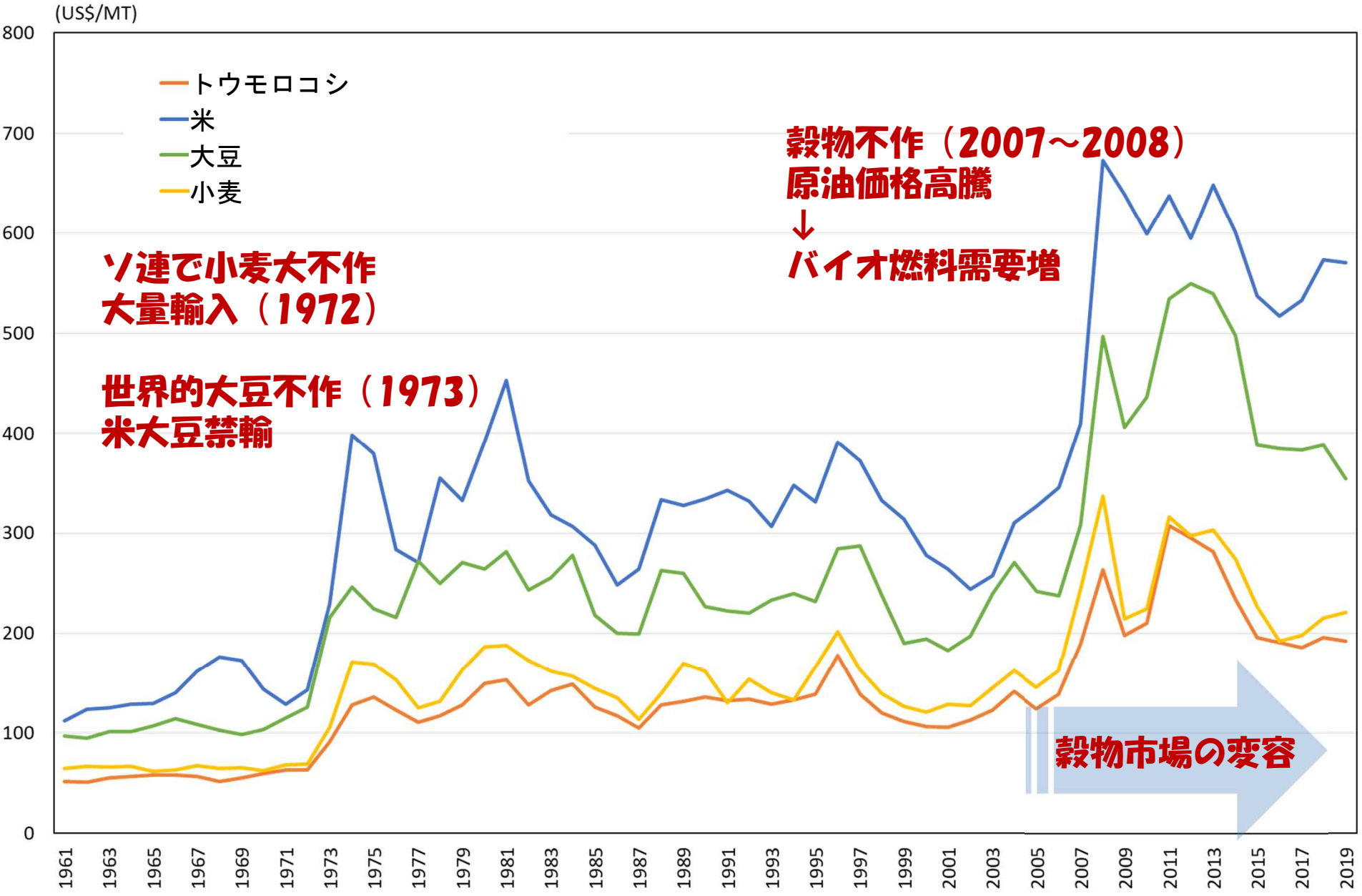

資料：FAOSTAT

小麦輸出量の推移

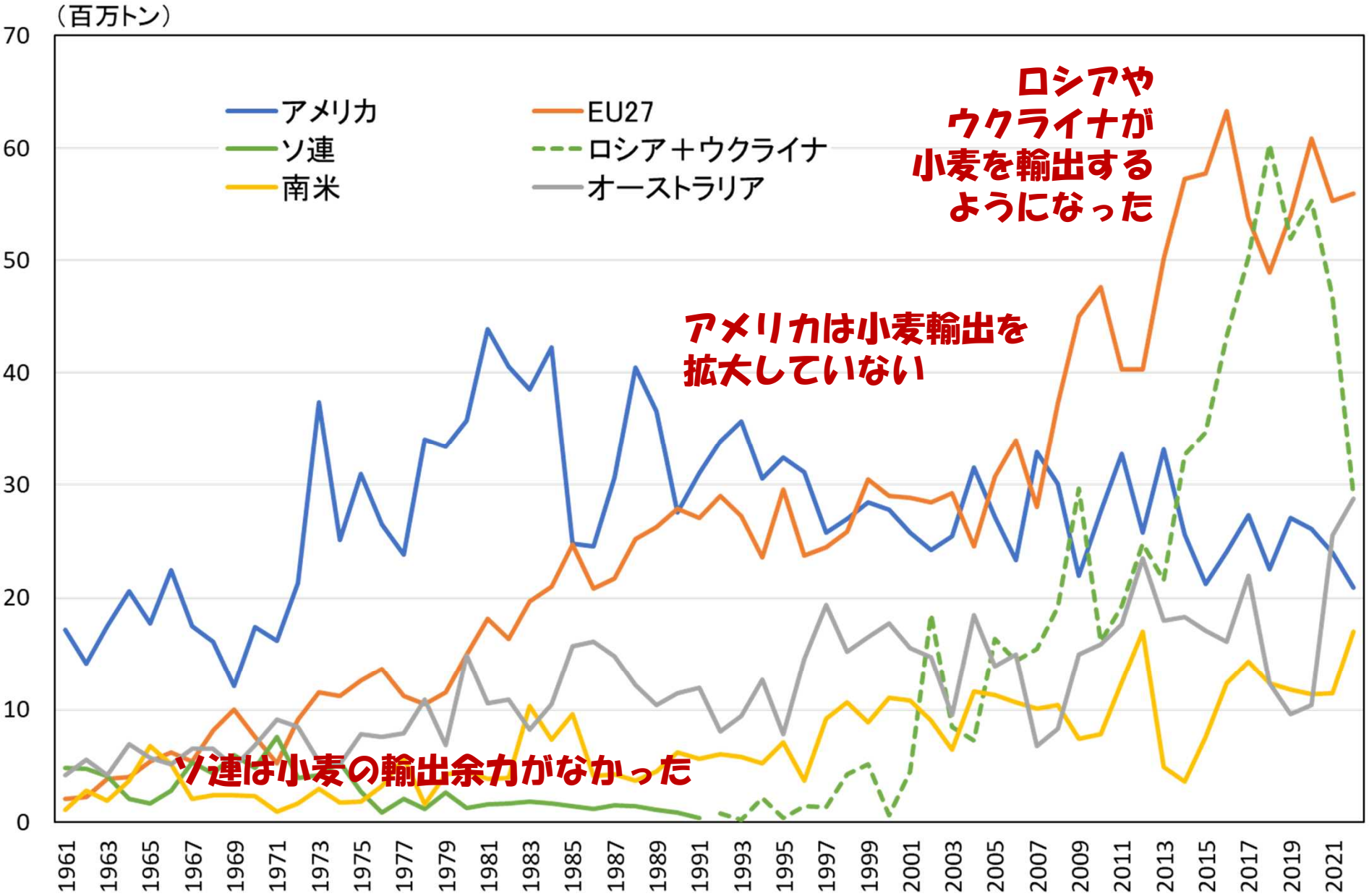

資料：FAOSTAT

小麦輸出の推移（アメリカとEU）

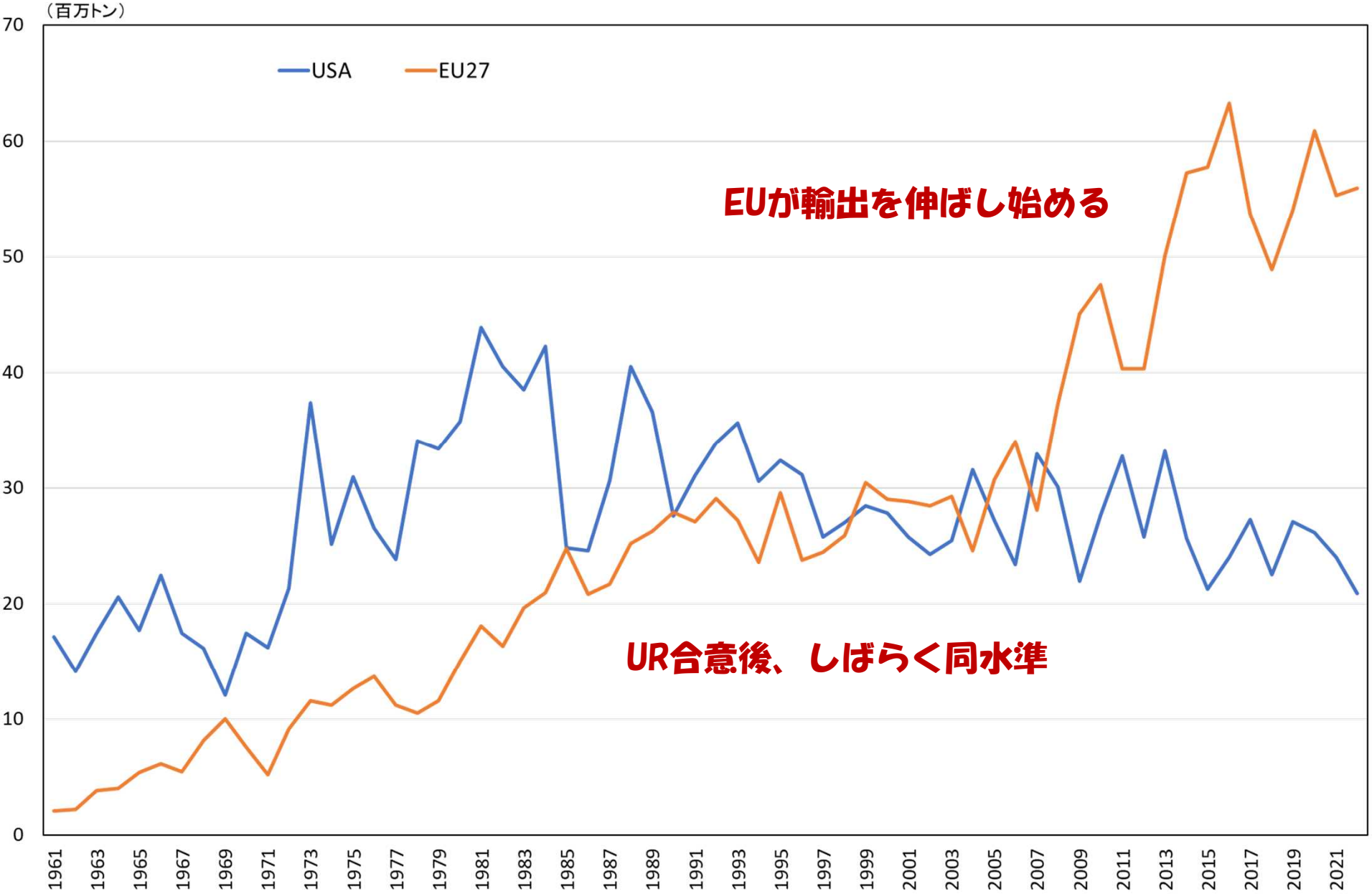

資料：FAOSTAT

世界の人口

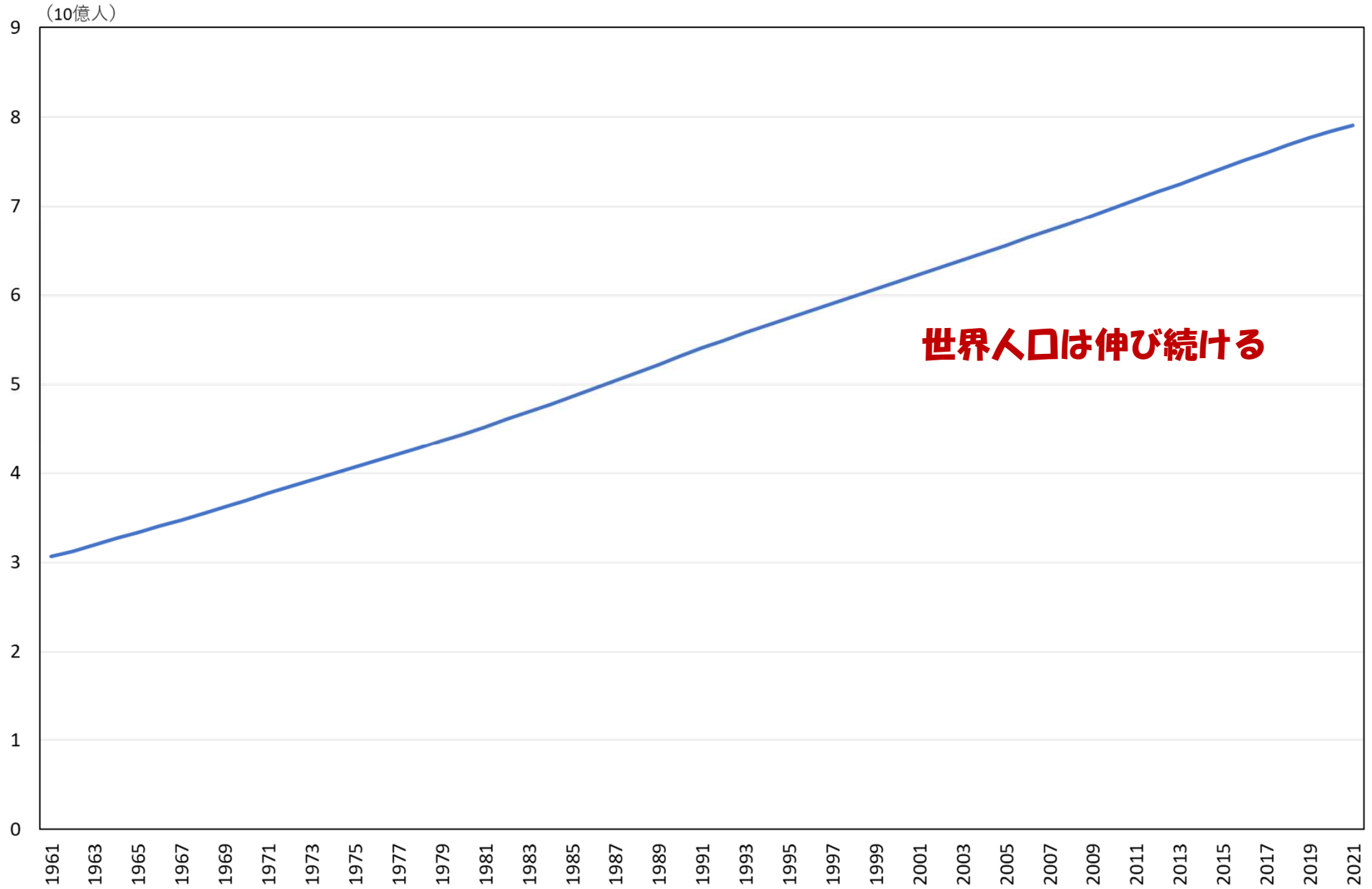

資料：FAOSTAT

小麦輸出の推移（EU）

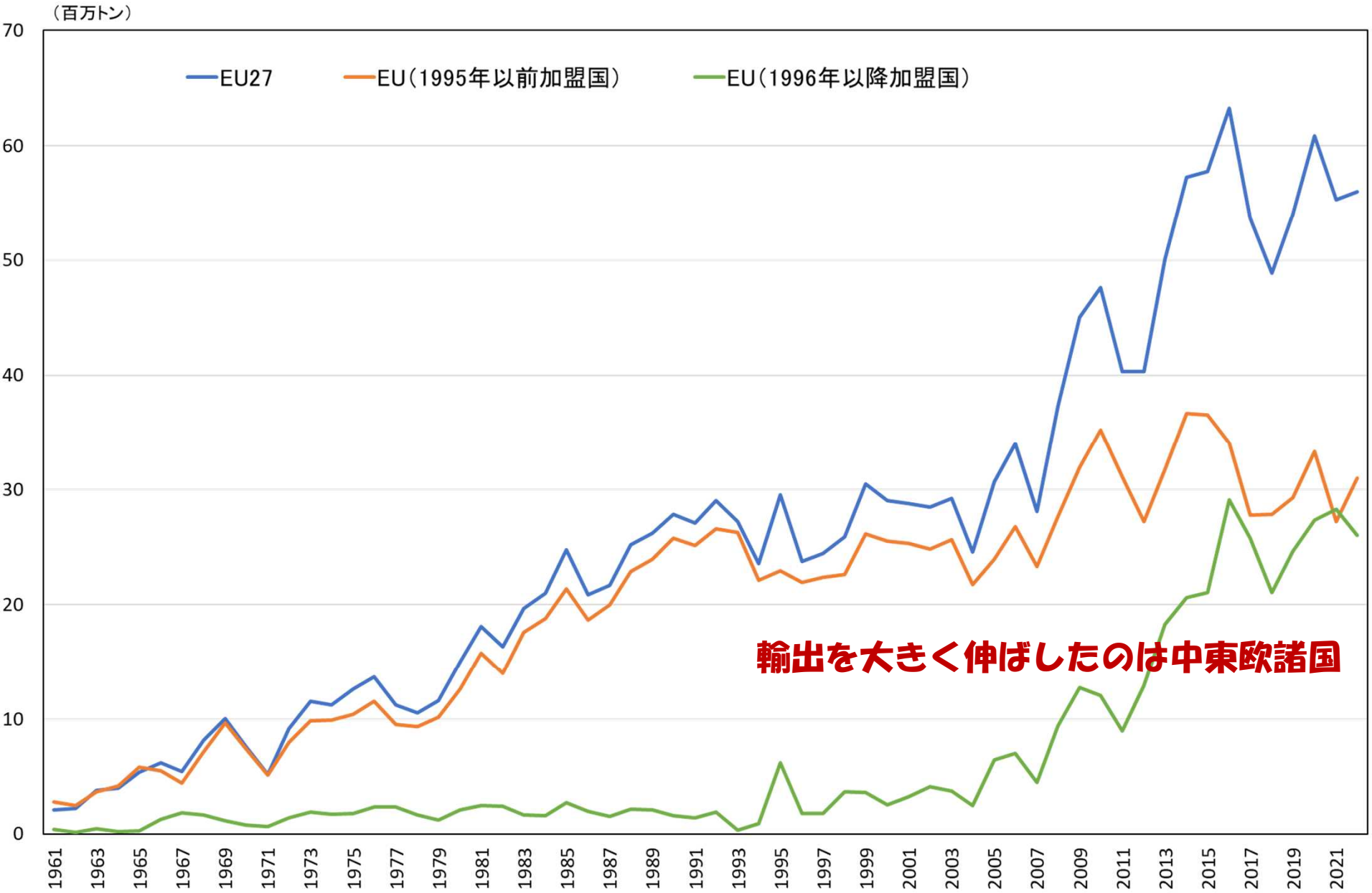

資料：FAOSTAT

食料安全保障をめぐる懸念

- 食料供給力の低下予想
  - 担い手不足
  - 投資不足：スマート農業実現の必要条件
- アクセス問題：所得格差、地域格差
- 輸入力の低下：購買力、国際市況
  - 麦（食用）、トウモロコシ（餌用）、大豆（油脂用、餌用）
  - 肥料、燃油
- 不測の事態に備える必要性の高まり
  - 国際市場の変容：地政学的変化も
  - 地球温暖化

- （振り返ってみると）1990年代はつかの間の安定期
  - 世界：冷戦終結、WTO協定締結
  - 日本：国際的地位の高さ → その後はデフレ継続、経済成長低迷

基本法　食料の安定供給の確保等

（食料の安定供給の確保）

第二条　食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

２　国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、**国内の農業生産**の増大を図ることを基本とし、これと**輸入**及び**備蓄**とを適切に組み合わせて行われなければならない。

３　食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

４　国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

（農産物の輸出入に関する措置）

第十八条　国は、農産物につき、国内生産では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

（不測時における食料安全保障）

第十九条　国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

食料の安定供給の構図

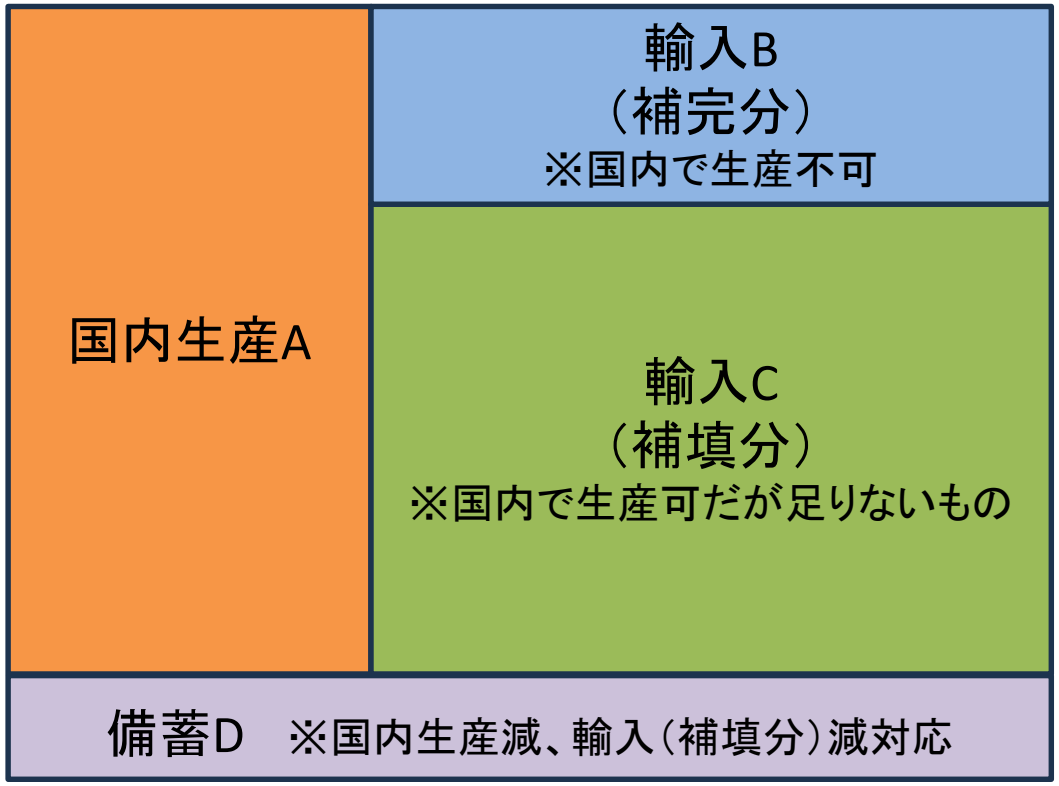

- **緊急の場合も、中長期的にも、わが国にとって都合のよい（数量、品質、価格面において）好条件で輸入Bや輸入Cを行うことが可能であった。→それが今後、容易ではなくなることが予想される。**

国内生産Aの割合が小さくなると「ノリシロ」が少なくなる分、より不安定になる

【食料の不安定供給時】

- 国内生産Aが中長期的に減少していった場合に、輸入Cを増やす
- 国内生産Aが不作等で急減した時に、備蓄Dで補充。さらに足らない場合は輸入Cを追加で増やして対応
- 港湾ストなどで輸入Cの一部が届かない場合に備蓄Dで補填
- 輸入Bが減少した場合に国内生産や備蓄で対応することができない（国内生産Aや輸入Cでの産品を代替品にして充当）

国際的な食料安全保障（Food Security）の概念

○ 1996年11月にローマで開催されたFAO食料サミットは、世界規模で食料問題について論議された初めての会議。
○ 「すべての人の食料安全保障を達成し、2015年までに現在の栄養不足人口を半減することを目標」として、「世界食料安全保障のためのローマ宣言」が取りまとめ。
○ その中の、「世界食料サミット行動計画」の中で、下記の食料安全保障の定義を提起。

【国連食糧農業機関（FAO）の定義】

食料安全保障は、**全ての人が、いかなる時にも**、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の**ニーズ**と**嗜好**を満たすために、**十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能**であるときに達成される。

"Food security exists when all people, at all times, have physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food which meets their dietary needs and food preferences for an active and healthy life."
This widely accepted definition points to the following dimensions of food security:

【食料安全保障の４つの要素】

Food Availability（供給面）
：適切な品質の食料が十分に供給されているか

The availability of sufficient quantities of food of appropriate quality, supplied through domestic production or imports (including food aid)

Utilization（利用面）
：安全で栄養価の高い食料を摂取できるか

Utilization of food through adequate diet, clean water, sanitation and health care to reach a state of nutritional well-being where all physiological needs are met. This brings out the importance of non-food inputs in food security.

Food Access（アクセス面）
：栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか

Access by individuals to adequate resources (entitlements) for acquiring appropriate foods for a nutritious diet. Entitlements are defined as the set of all commodity bundles over which a person can establish command given the legal, political, economic and social arrangements of the community in which they live (including traditional rights such as access to common resources).

Stability（安定面）
：いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか

To be food secure, a population, household or individual must have access to adequate food at all times. They should not risk losing access to food as a consequence of sudden shocks (e.g. an economic or climatic crisis) or cyclical events (e.g. seasonal food insecurity). The concept of stability can therefore refer to both the availability and access dimensions of food security.

資料：食料・農業・農村政策審議会「食料・農業・農村をめぐる情勢の変化（国際的な食料安全保障に関する考え方）」（2023年11月11日）

国連食料システムサミット2021

- プレサミット　2021年7月26～28日
- メインサミット　2021年9月23～24日
- 国連事務総長の議長サマリー・行動宣言
  - 包摂的で変革的な食料システムは、飢餓の撲滅を達成するための進歩を育む
  - 人々、地球、繁栄のための解決策に焦点を当てた、「人々のサミット」
  - 食料システムの変革
    - 人々の栄養、健康、幸福に貢献し、自然の回復及び保護に貢献し、気候に中立で、地域状況に適応し、人間らしい仕事と包摂的な経済力を提供する形態の、人口増加に対応可能な食料供給に焦点が当てられている
  - 2030年のSDGs達成に向けた、食料システム変革のためのさらなる前進
    - 全ての人々への栄養の供給
    - ネイチャーベースの解決策の推進
    - 公平な生計、ディーセントワーク及び力のあるコミュニティの推進
    - 脆弱性、ショック、ストレスに対する強靭性の構築
    - 実施手段の支援

https://www.un.org/en/food-systems-summit/

FAO SOFI：途上国における栄養不足人口の動向

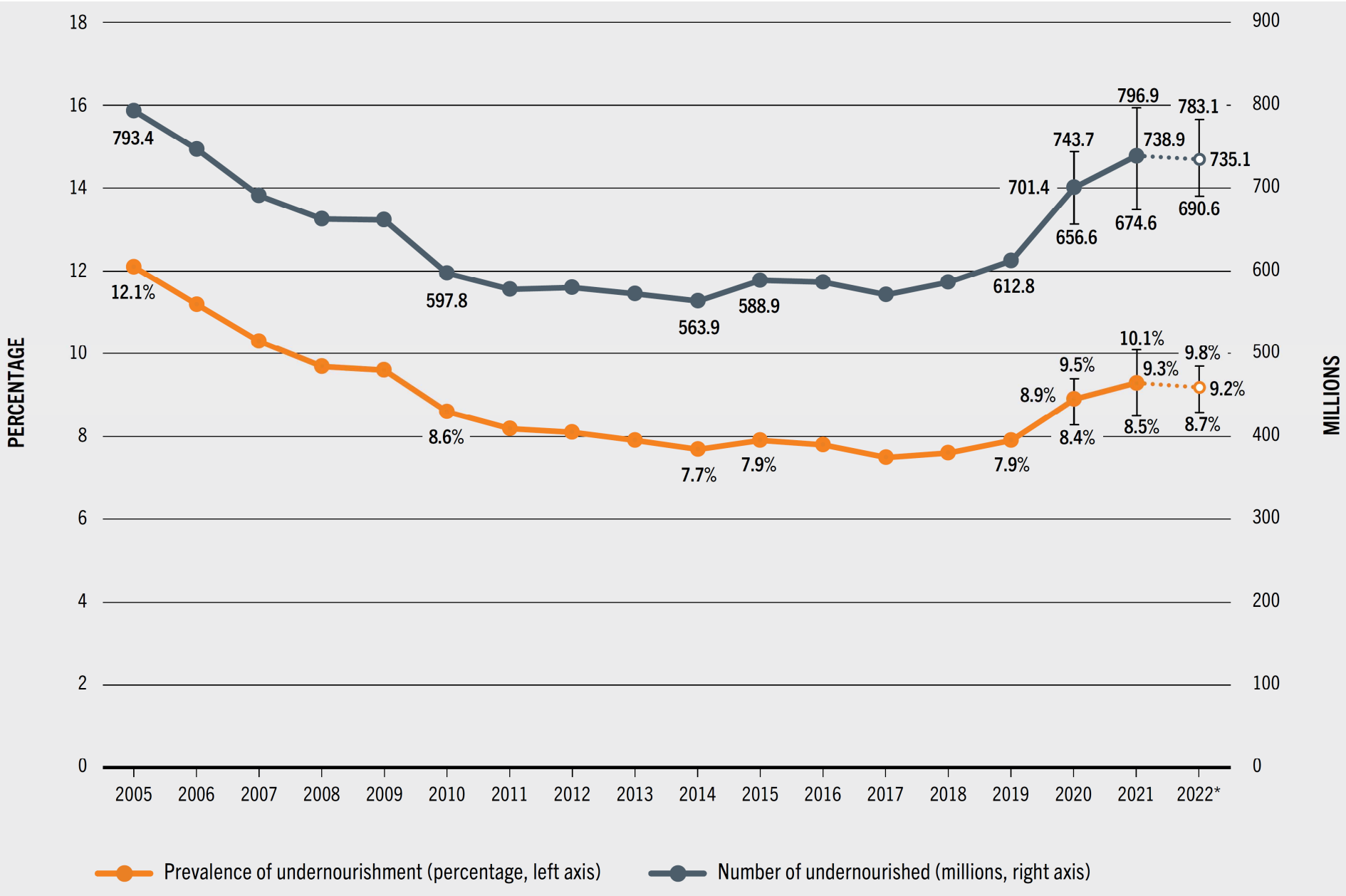

出典：FAO *The State of Food Security and Nutrition in the World 2023* (Figure 1)

4. 食料自給率の実態

わが国の食料自給率の推移

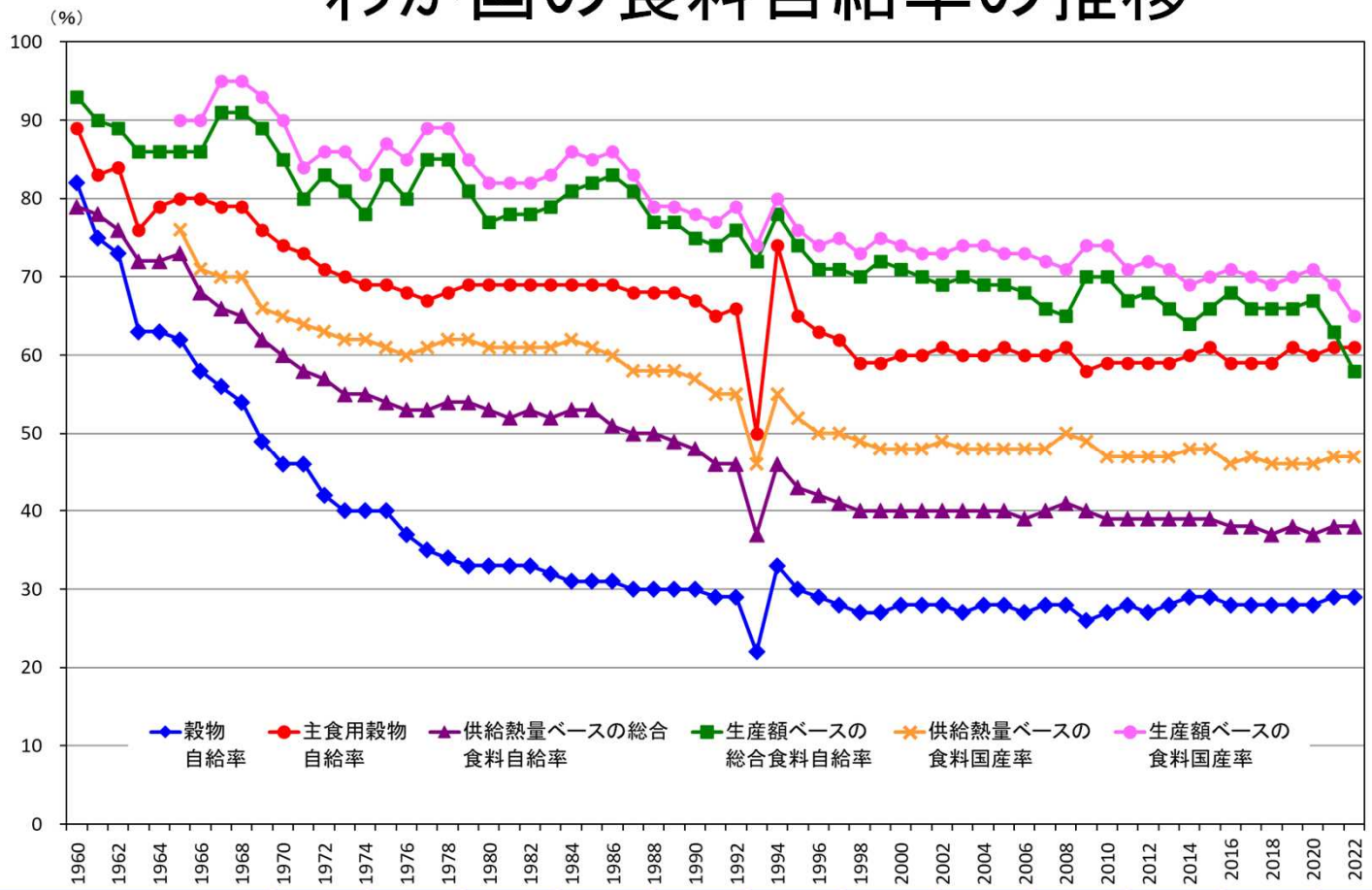

資料：
農林水産省
「食料需給表」
注：2022年度は概算値

	'60	'65	'70	'75	'80	'85	'90	'95	'00	'05	'10	'15	'20	'22
穀物（食用＋飼料用）	82	62	46	40	33	31	30	30	28	28	27	29	28	29
主食用穀物	89	80	74	69	69	69	67	65	60	61	59	61	60	61
供給熱量ベース総合食料	79	73	60	54	54	53	48	43	40	40	39	39	37	38
生産額ベース総合食料	--	86	85	83	81	82	75	74	71	69	70	66	67	58
供給熱量ベース国産食料率	--	76	65	61	61	61	57	52	48	48	47	48	46	47
生産額ベース国産食料率	--	90	90	87	82	85	78	76	74	73	74	70	71	65

食料消費構造の変化とカロリーベース食料自給率の変化

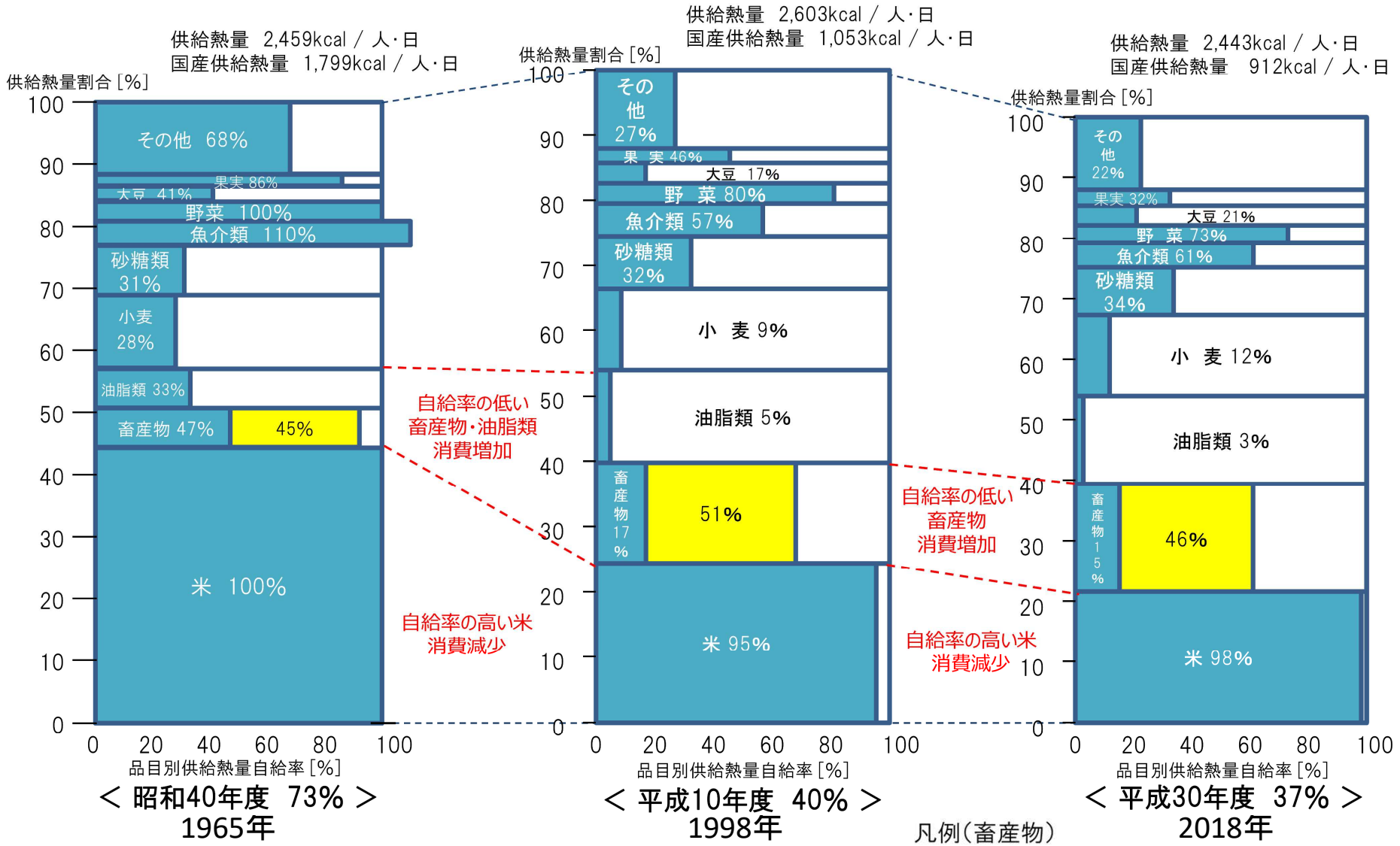

出典：農林水産省食料・農業・農村政策審議会企画部会資料（2019年11月12日）

新たな基本計画における食料自給率目標等

○　新たな食料自給率等の目標を、食料消費見通し及び生産努力目標を前提として、諸課題が解決された場合に実現可能な水準として、以下の通り示す。

		平成30年度（基準年度）	令和12年度（目標年度）
法定目標	供給熱量ベースの総合食料自給率	37%（1人・1日当たり国産供給熱量（912kcal）／1人・1日当たり総供給熱量(2,443kcal)）	**45%**（1人・1日当たり国産供給熱量（1,031kcal）／1人・1日当たり総供給熱量(2,314kcal)）
法定目標	生産額ベースの総合食料自給率	66%（食料の国内生産額（10兆6,211億円）／食料の国内消費仕向額（16兆2,110億円））	**75%**（食料の国内生産額（11兆8,914億円）／食料の国内消費仕向額（15兆8,178億円））
飼料自給率		25%（純国内産飼料生産量（619万TDNトン）／飼料需要量（2,452万TDNトン））	**34%**（純国内産飼料生産量（869万TDNトン）／飼料需要量（2,531万TDNトン））
供給熱量ベースの食料国産率		46%（1人・1日当たり国産供給熱量（1,129kcal）／1人・1日当たり総供給熱量(2,443kcal)）	**53%**（1人・1日当たり国産供給熱量（1,235kcal）／1人・1日当たり総供給熱量(2,314kcal)）
生産額ベースの食料国産率		69%（食料の国内生産額（11兆2,272億円）／食料の国内消費仕向額（16兆2,110億円））	**79%**（食料の国内生産額（12兆4,794億円）／食料の国内消費仕向額（15兆8,178億円））

農地面積	442.0万ha （令和元年　439.7万ha）	414万ha
延べ作付面積	404.8万ha	431万ha
耕地利用率	92%	104%

（参考）平成27年基本計画

		平成25年度（基準年度）	平成37年度（目標年度）
法定目標	供給熱量ベースの総合食料自給率	39%（1人・1日当たり国産供給熱量（939kcal）／1人・1日当たり総供給熱量(2,424kcal)）	45%（1人・1日当たり国産供給熱量（1,040kcal）／1人・1日当たり総供給熱量(2,313kcal)）
法定目標	生産額ベースの総合食料自給率	65%（食料の国内生産額（9兆8,567億円）／食料の国内消費仕向額（15兆1,200億円））	73%（食料の国内生産額（10兆4,422億円）／食料の国内消費仕向額（14兆3,953億円））
飼料自給率		26%（純国内産飼料生産量（616万TDNトン）／飼料需要量（2,380万TDNトン））	40%（純国内産飼料生産量（889万TDNトン）／飼料需要量（2,243万TDNトン））

自給率の動き：総供給熱量（分母）と国産総供給熱量（分子）の変化

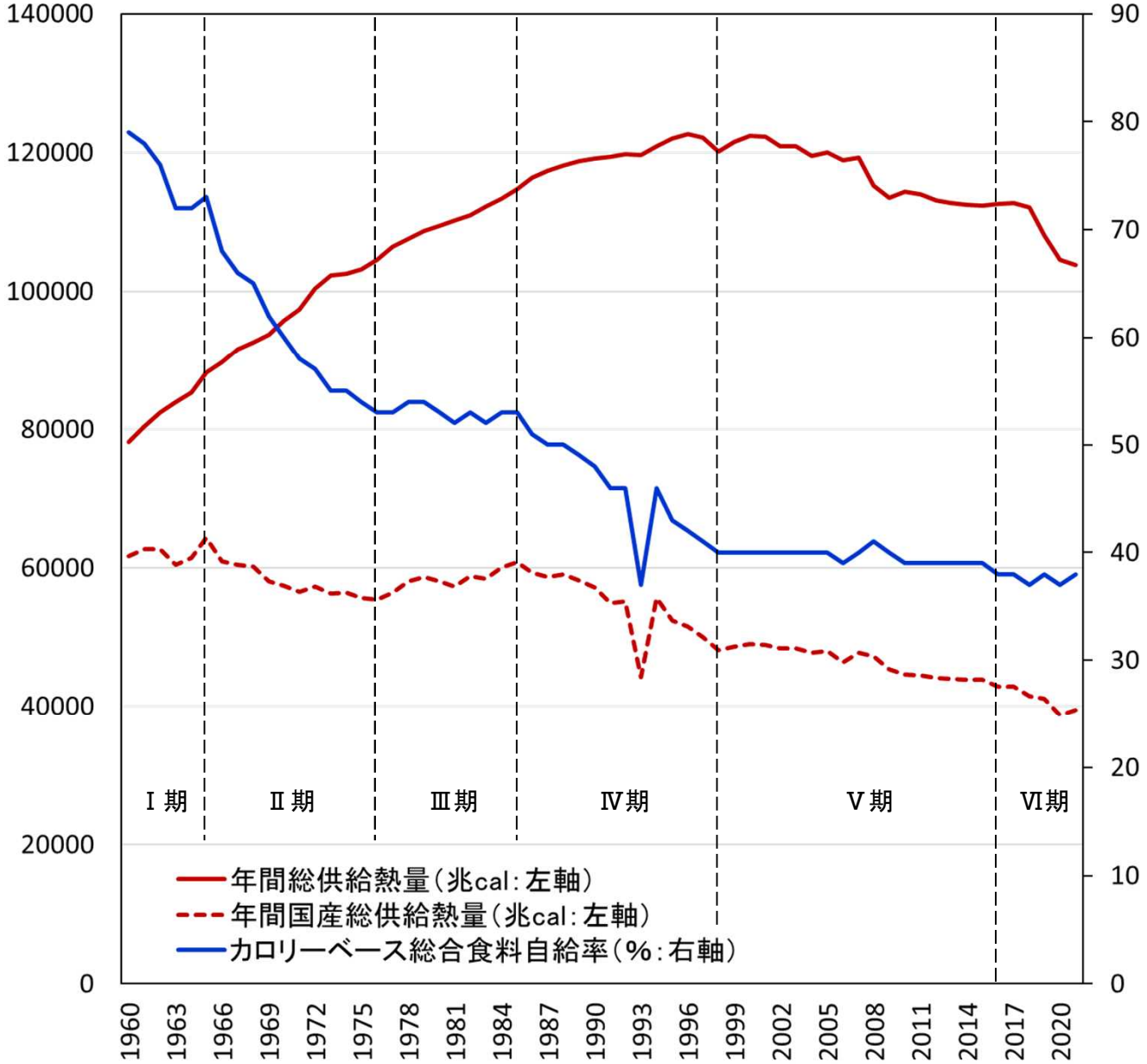

供給熱量ベースの総合食料自給率 ＝ 国内供給（分子） / 国内消費（分母）

※国内供給＝1人1日当たり国産供給熱量×人口×日数
国内消費＝1人1日当たり供給熱量×人口×日数

［Ⅰ期］低減期：
国内消費増加＋国内供給維持
［Ⅱ期］急落期：
国内消費増加＋国内供給減少
［Ⅲ期］維持期：
国内消費増加＋国内供給増加
［Ⅳ期］低減期：
国内消費増加＋国内供給減少
［Ⅴ期］維持期：
国内消費減少＋国内供給減少
［Ⅵ期］漸減期：
国内消費維持＋国内供給減少

赤字：自給率低下要因
青字：自給率向上要因

資料：農林水産省「食料需給表」

食料自給率目標の達成に向けた施策

生産面の施策（品目横断的施策）

国内外の需要の変化に対応した国内農業の生産基盤の強化

- 1．担い手への農地集積・集約化の加速化
  2．放牧など多様な農地利用による農地保全
- 1．担い手の育成・確保
  2．中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支えや農業支援サービスの定着
- 1．加工・業務用需要への対応
  2．諸外国の規制やニーズに対応できるグローバル産地づくり

需要面の施策

農林水産物・食品の輸出促進

- 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備（例：輸出先国との協議の加速化）
- 海外への商流構築、プロモーションの促進（例：日本産食材サポーター店等の拡大・活用）

消費者、食品産業事業者等による積極的な国産農産物の消費拡大

- 消費拡大の国民運動、食料の安定供給リスクの情報発信
- 食育、地産地消、和食文化の保護・継承の推進（例：「日本型食生活」の実践推進）
- 食品産業との連携、農業と食品産業の安定的な取引関係の確立

生産面の施策（品目別施策）

小麦・大豆

（目標）（小麦）76万トン（H30）→108万トン（R12）
（目標）（大豆）21万トン（H30）→34万トン（R12）

国内産小麦・大豆の需要拡大に向けた品質向上と安定供給、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発導入の推進、団地化・ブロックローテーションの推進、排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上

畜産物

（目標）（生乳）728万トン（H30）→780万トン（R12）
（目標）（牛肉）33万トン（H30）→40万トン（R12）

性判別技術や牛舎の空きスペースも活用した増頭推進、
中小・家族経営も含めた生産性向上・規模拡大、繁殖雌牛などの増頭推進

野菜

（目標） 1,131万トン（H30）→1,301万トン（R12）

水田を活用した新産地の形成や加工・業務用野菜の生産拡大、機械化一貫体系や環境制御技術の導入等を通じた生産性の向上、摂取量の拡大

果実

（目標） 283万トン（H30）→308万トン（R12）

省力樹形や機械化作業体系の導入等を通じた労働生産性の向上、海外の規制・ニーズに対応した生産・出荷体制の構築

出典：農林水産省「知ってる？日本の食料事情2022」（2022年3月）

基本計画における食料自給率目標

2013年度
【平成 25 年度（基準年度）】

【2015年基本計画】

×総人口1億2700人万

$$39\% = \frac{\text{1人・1日当たり国産供給熱量(939kcal)}}{\text{1人・1日当たり総供給熱量(2,424kcal)}} = \frac{\text{1日当たり国産供給熱量(119.5兆cal)}}{\text{1日当たり総供給熱量(308.6兆cal)}}$$

1.050倍

2025年度
【平成 37 年度（目標年度）】

×総人口 1 億 2070 万人（予測）

$$45\% = \frac{\text{1人・1日当たり国産供給熱量(1,040kcal)}}{\text{1人・1日当たり総供給熱量(2,313kcal)}} = \frac{\text{1日当たり国産供給熱量(125.5兆cal)}}{\text{1日当たり総供給熱量(279.1兆cal)}}$$

0.904倍

※もし2013年度の国産供給熱量が維持できるならば、2025年度の自給率は42.8%

2018年度
【平成30年度（基準年度）】

【2020年基本計画】

× 総人口1億2618万人

$$37\% = \frac{\text{1人・1日当たり国産供給熱量}(912kcal)}{\text{1人・1日当たり総供給熱量}(2443kcal)} = \frac{\text{1日当たり国産供給熱量}(115.1\text{兆}cal)}{\text{1日当たり総供給熱量}(308.3\text{兆}cal)}$$

1.067倍

2030年度
【令和12年度（目標年度）】

× 総人口1億1913万人（予測）

$$45\% = \frac{\text{1人・1日当たり国産供給熱量}(1031kcal)}{\text{1人・1日当たり総供給熱量}(2314kcal)} = \frac{\text{1日当たり国産供給熱量}(122.8\text{兆}cal)}{\text{1日当たり総供給熱量}(275.7\text{兆}cal)}$$

0.894倍

※もし2018年度の国産供給熱量が維持できるならば、2030年度の自給率は41.7%

食料自給率の年変化率の要因分解（分野別寄与）

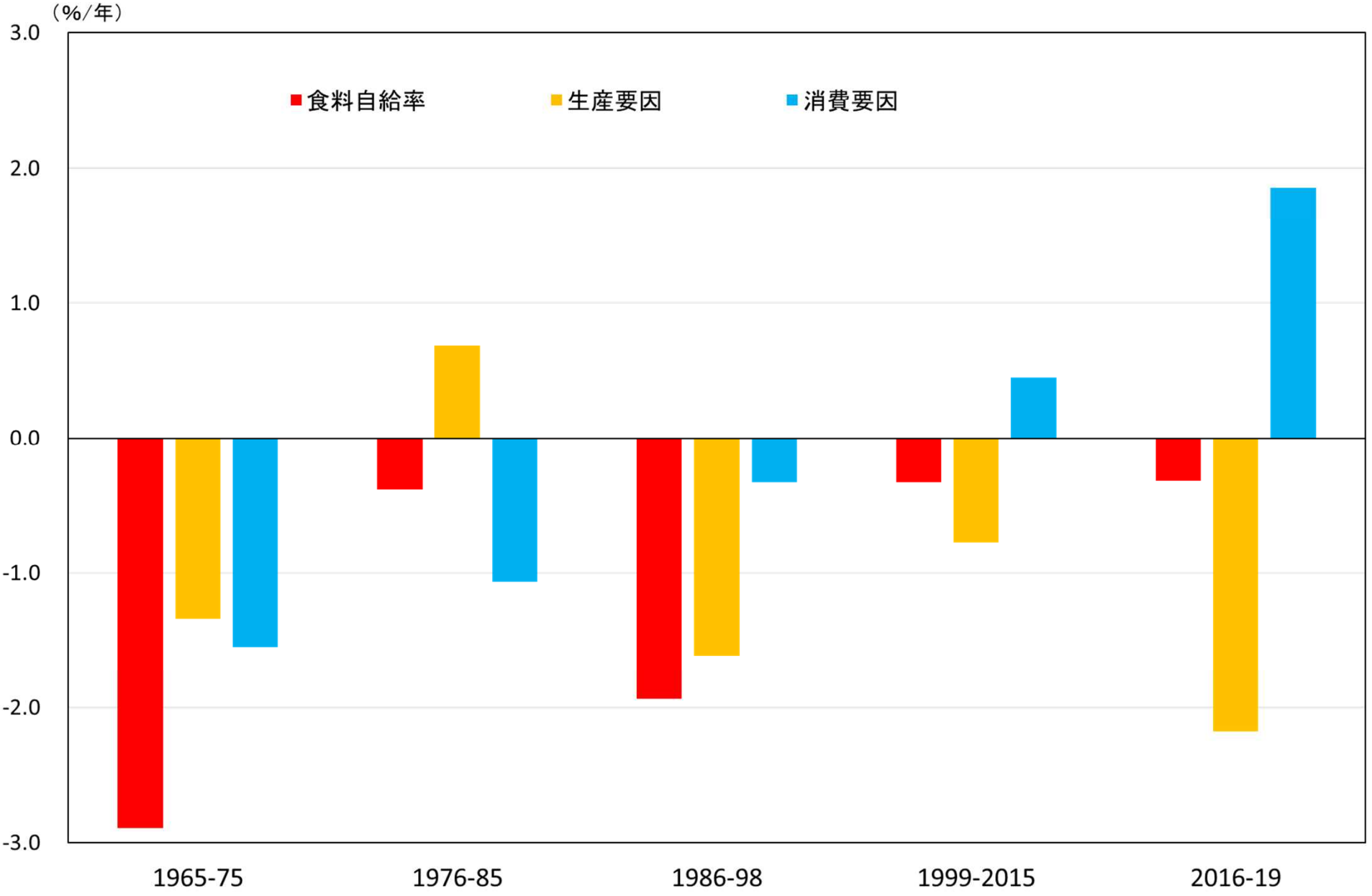

資料：農林水産省「食料需給表」「生産農業所得統計」　※消費要因には日数調整項を含む

食料自給率の年変化率の要因分解（分野別寄与）

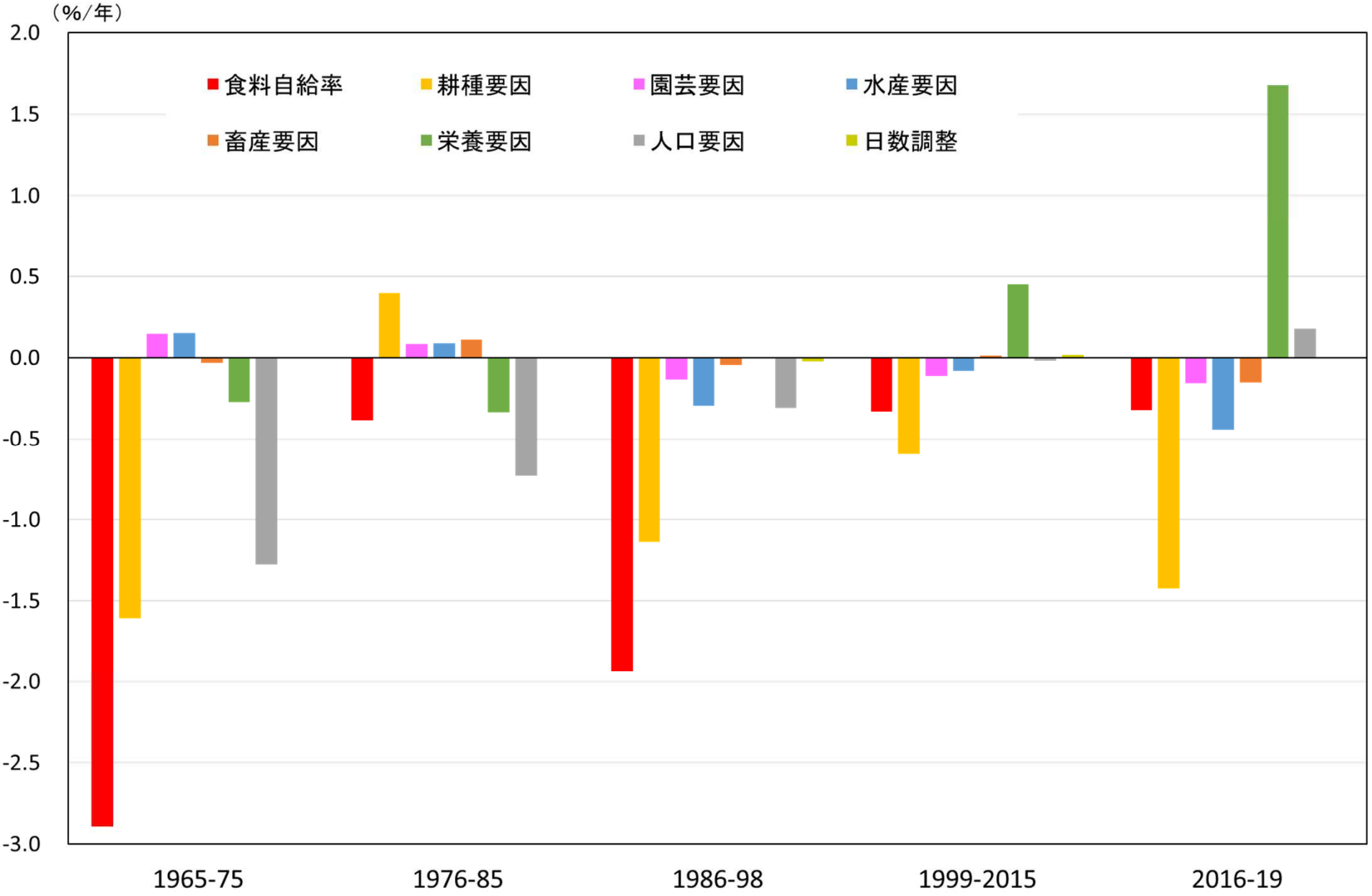

資料：農林水産省「食料需給表」「生産農業所得統計」

食料自給率の年変化率の要因分解（産出変化の影響）

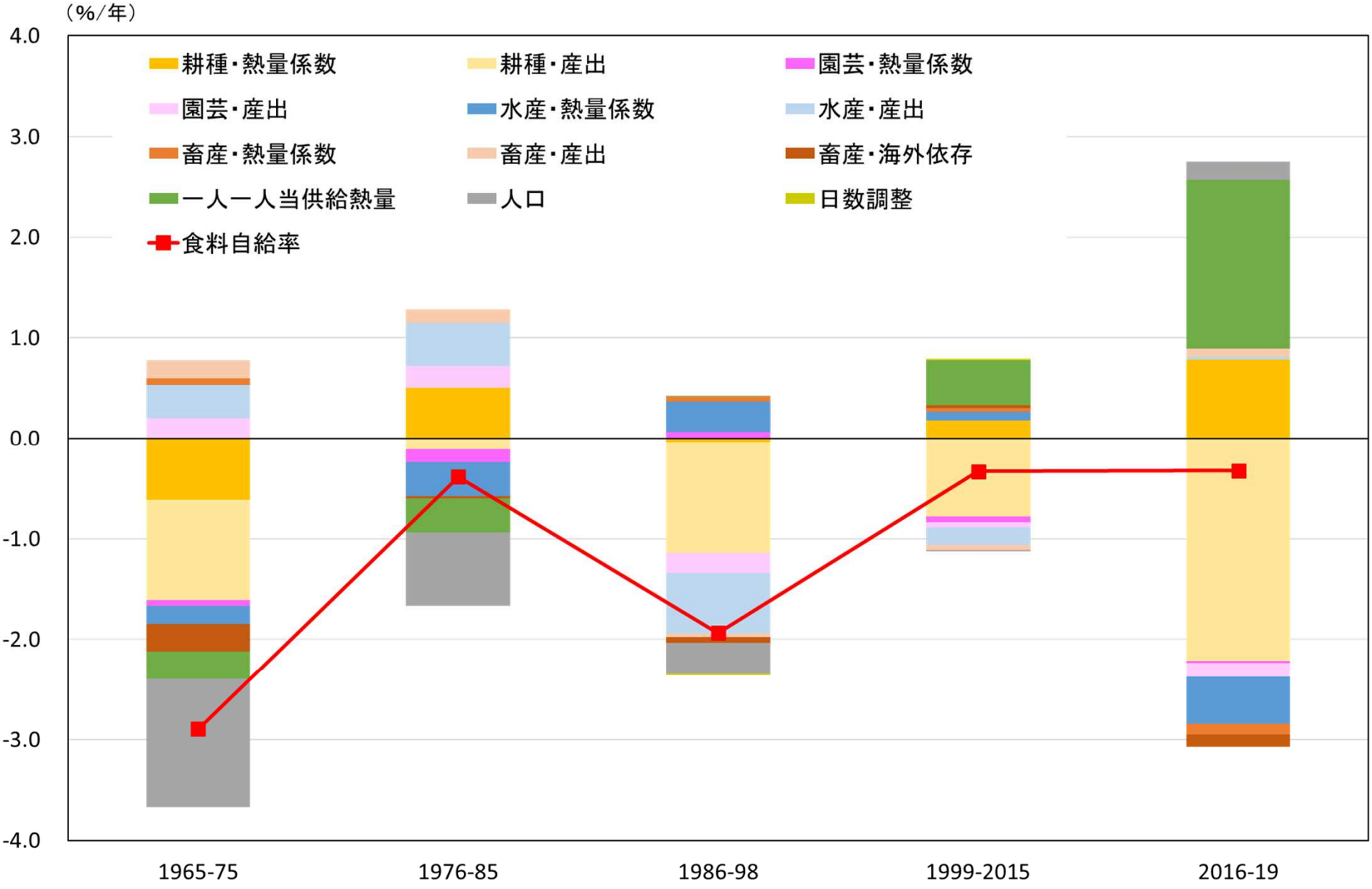

資料：農林水産省「食料需給表」「生産農業所得統計」

5. 国内農業生産の推移

農業産出構成の推移

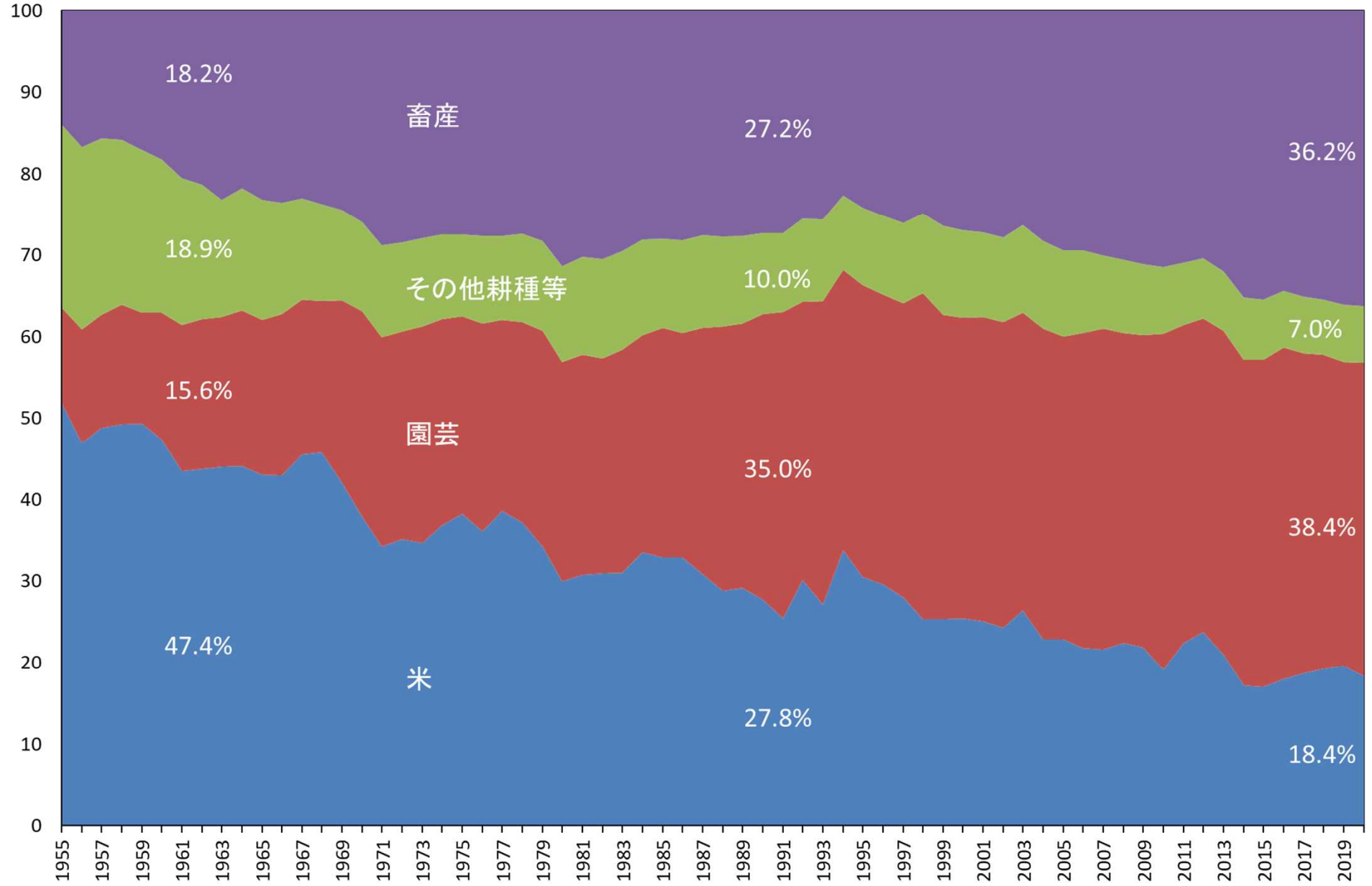

資料：農林水産省「生産農業所得統計」　※数値は左から、1960年、1990年、2020年

農業産出の推移

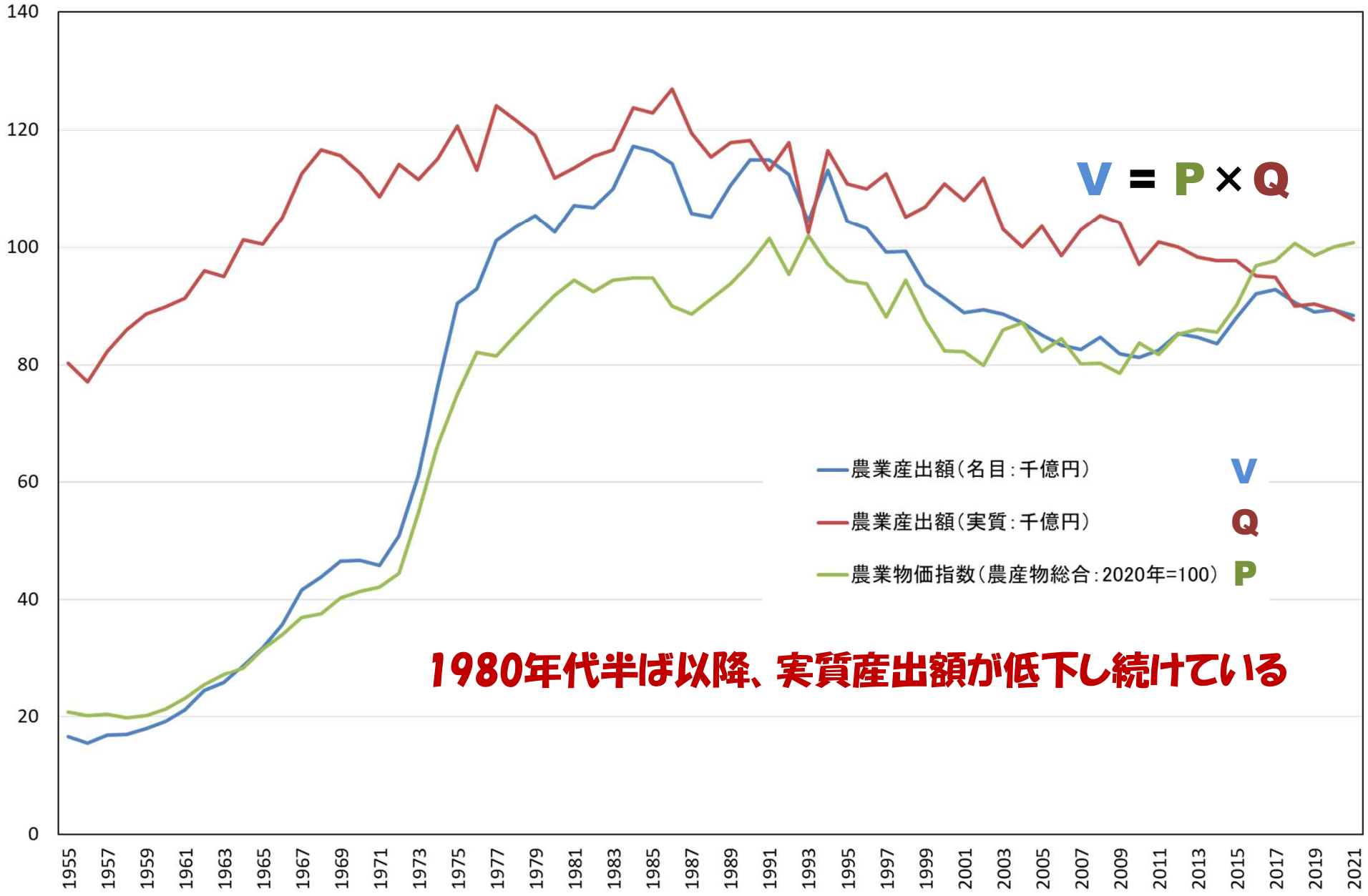

資料：農林水産省「生産農業所得統計」「農業物価統計」

主要国の農業産出額の推移（指数：2000年＝100）

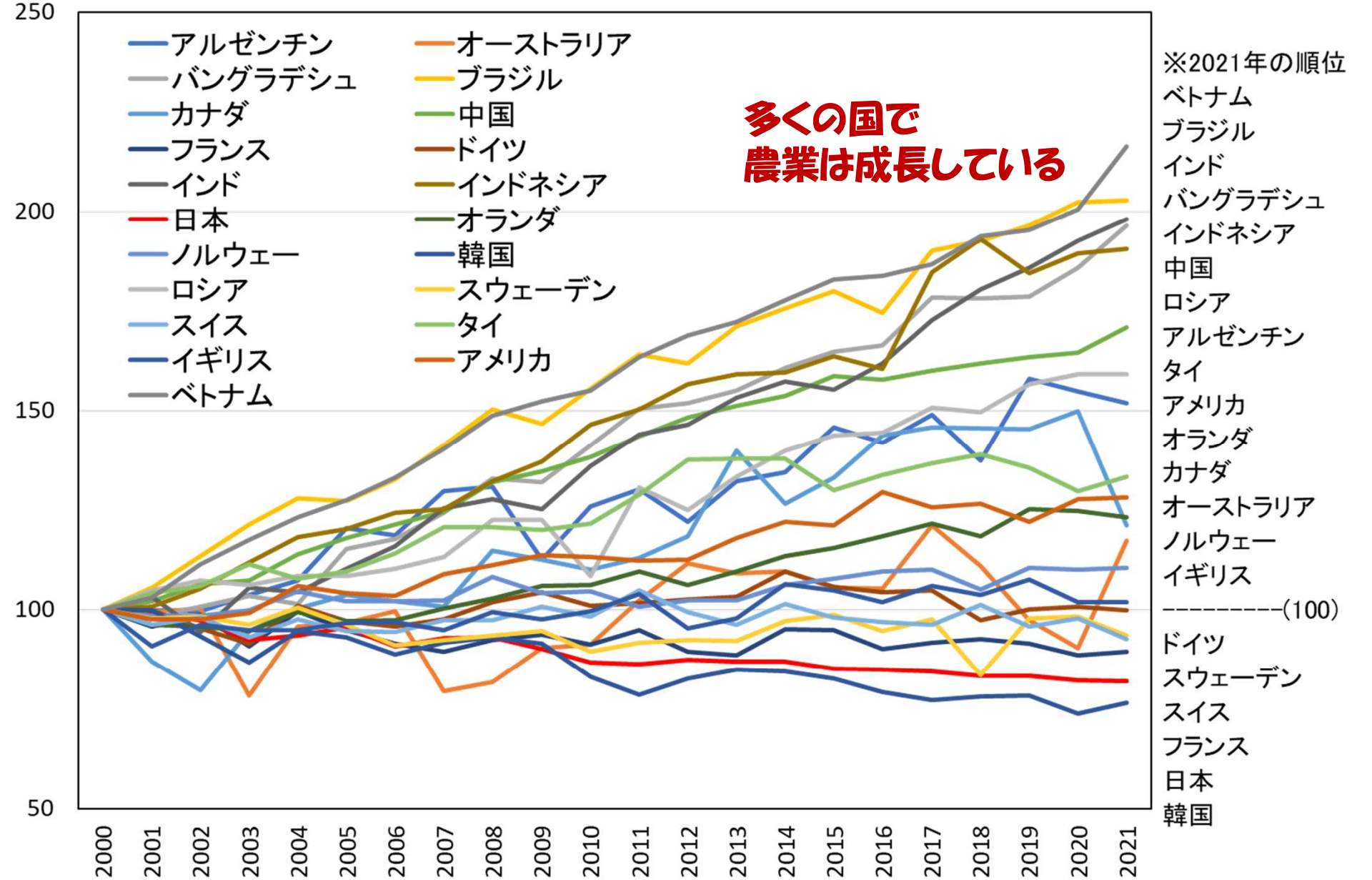

資料：FAOSTAT　注：Gross Production Value (constant 2014-2016 thousand US$)

画期のポイント（農業生産・食料貿易）

- 農業産出額（実質）
  - 1986年がピーク
- 労働
  - 1970年代から続落、90年代に減少傾向が加速
- 農地
  - 1960年代から転用が継続
  - 1994年に耕地利用率が100%を割り込む
- 農業固定資本形成（機械・施設・動植物）
  - 1980年以前から低下傾向
  - 2005年前後に一段低下した後、一定水準を維持
- 食料貿易
  - 農畜産物の輸入が増加、加工品（調製品）が増加
  - 加工品の輸出が増加

わが国の農家数等の推移

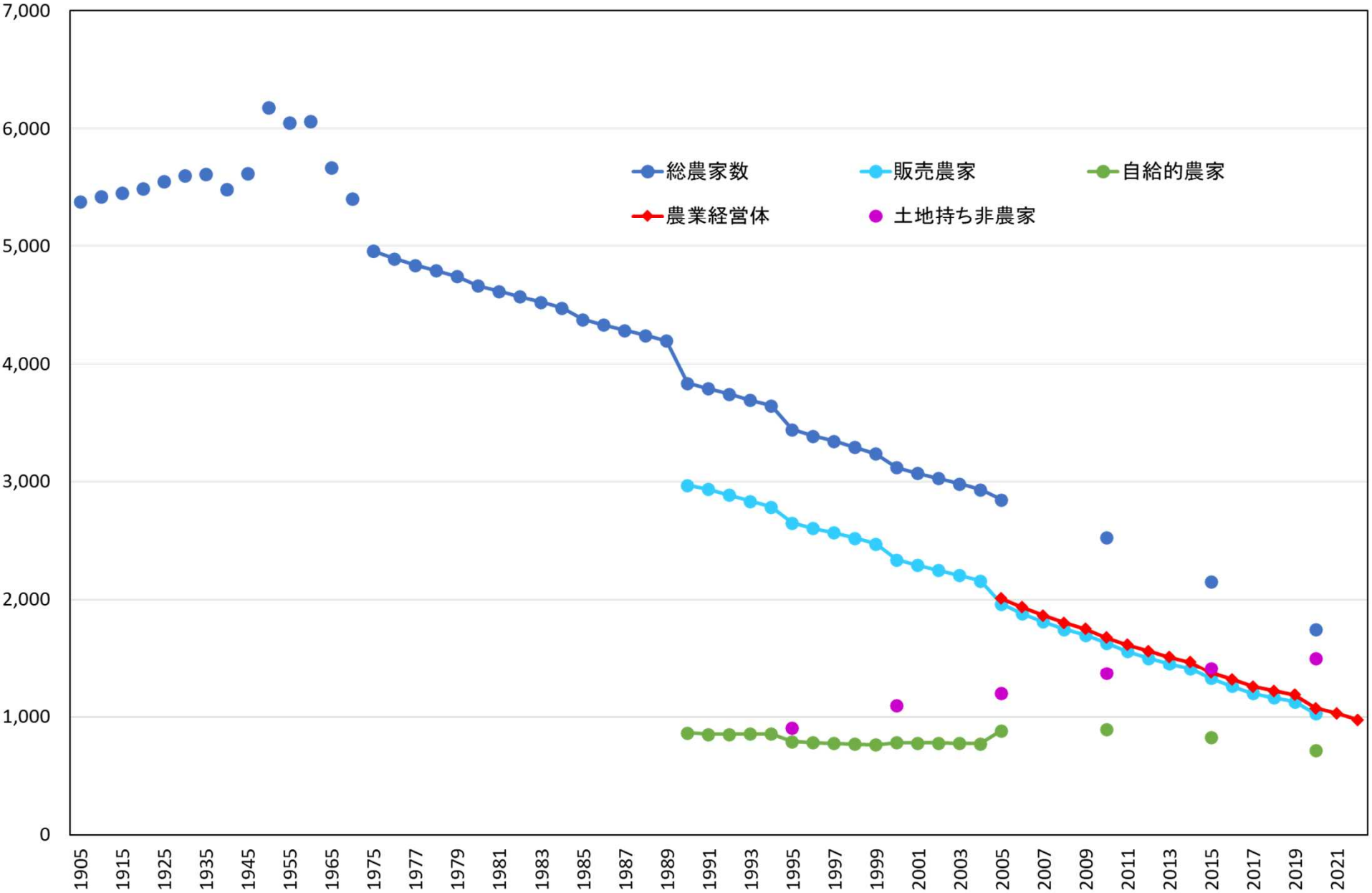

資料：農林水産省資料　※1975年より前は5年おき、1975年以降は毎年の数値

農業労働力等の推移

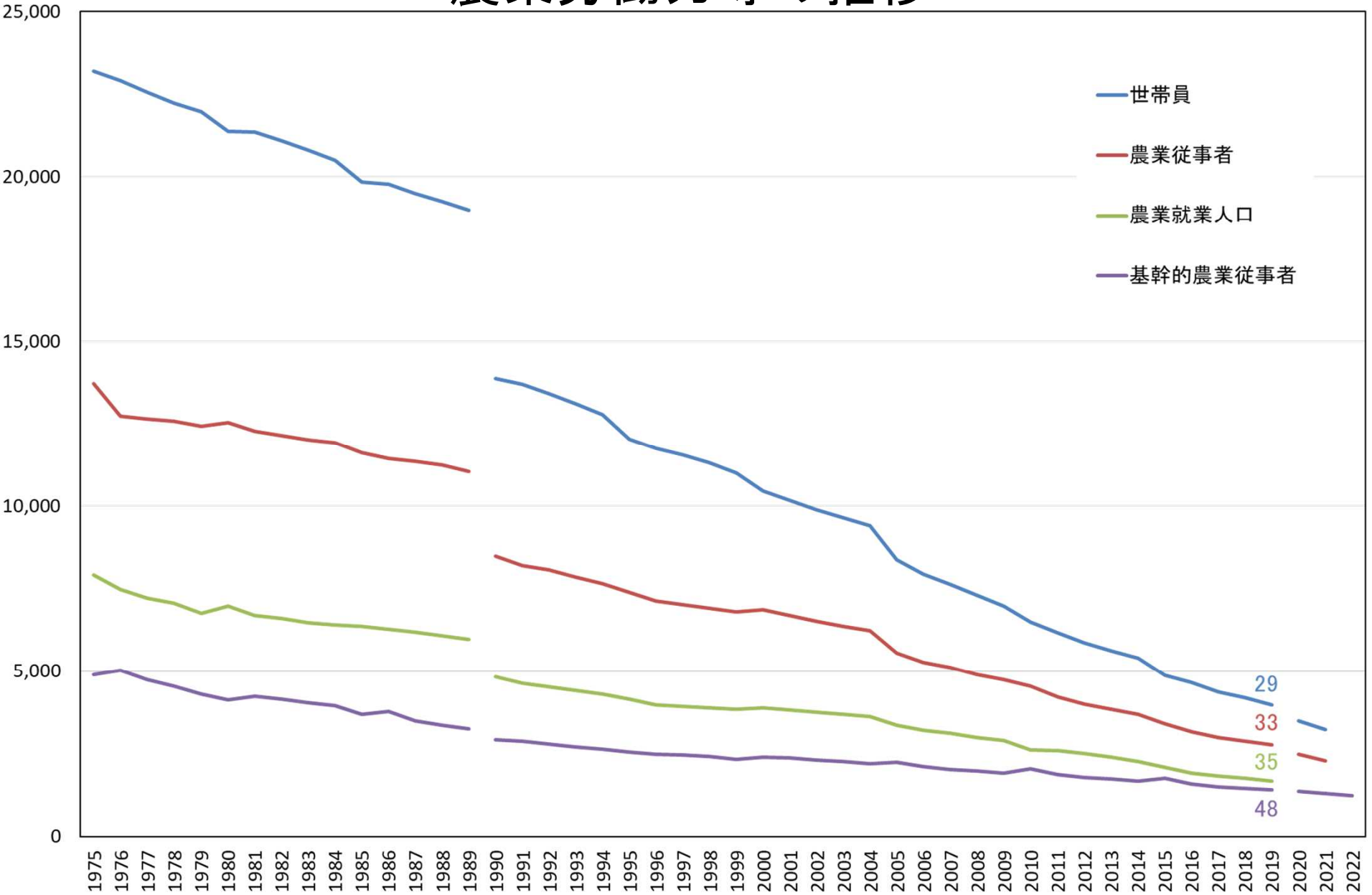

資料：農水省「農業センサス」「農業構造動態調査」 ※グラフ内の数字は1990年に対する2019年の値（百分比）
1989年以前は総農家、1990年以降は販売農家、2020年以降は個人経営体の値

耕地利用の推移

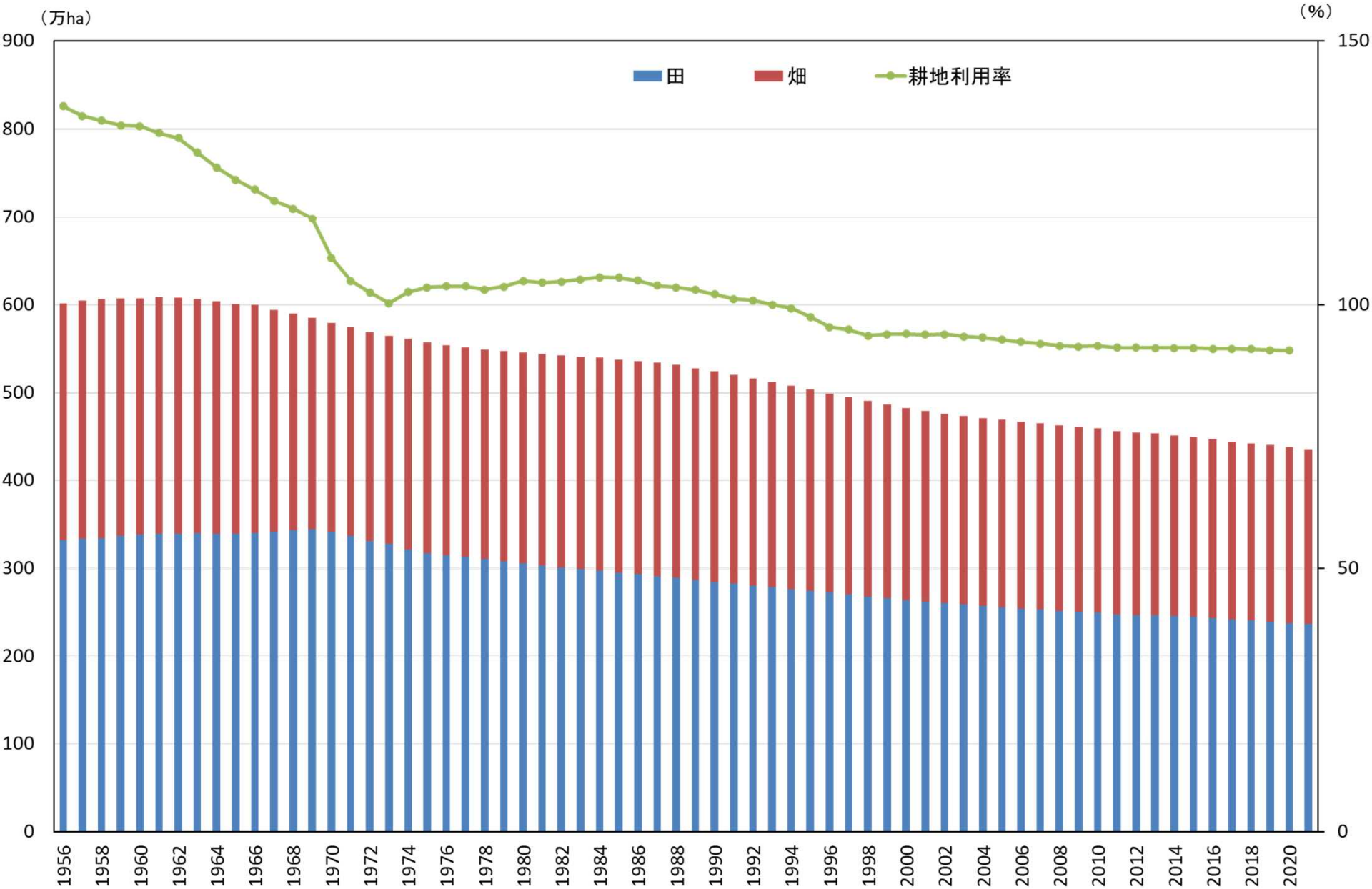

資料:「耕地面積・作付面積統計調査」

農業総資本形成（投資）実質（2015年基準）

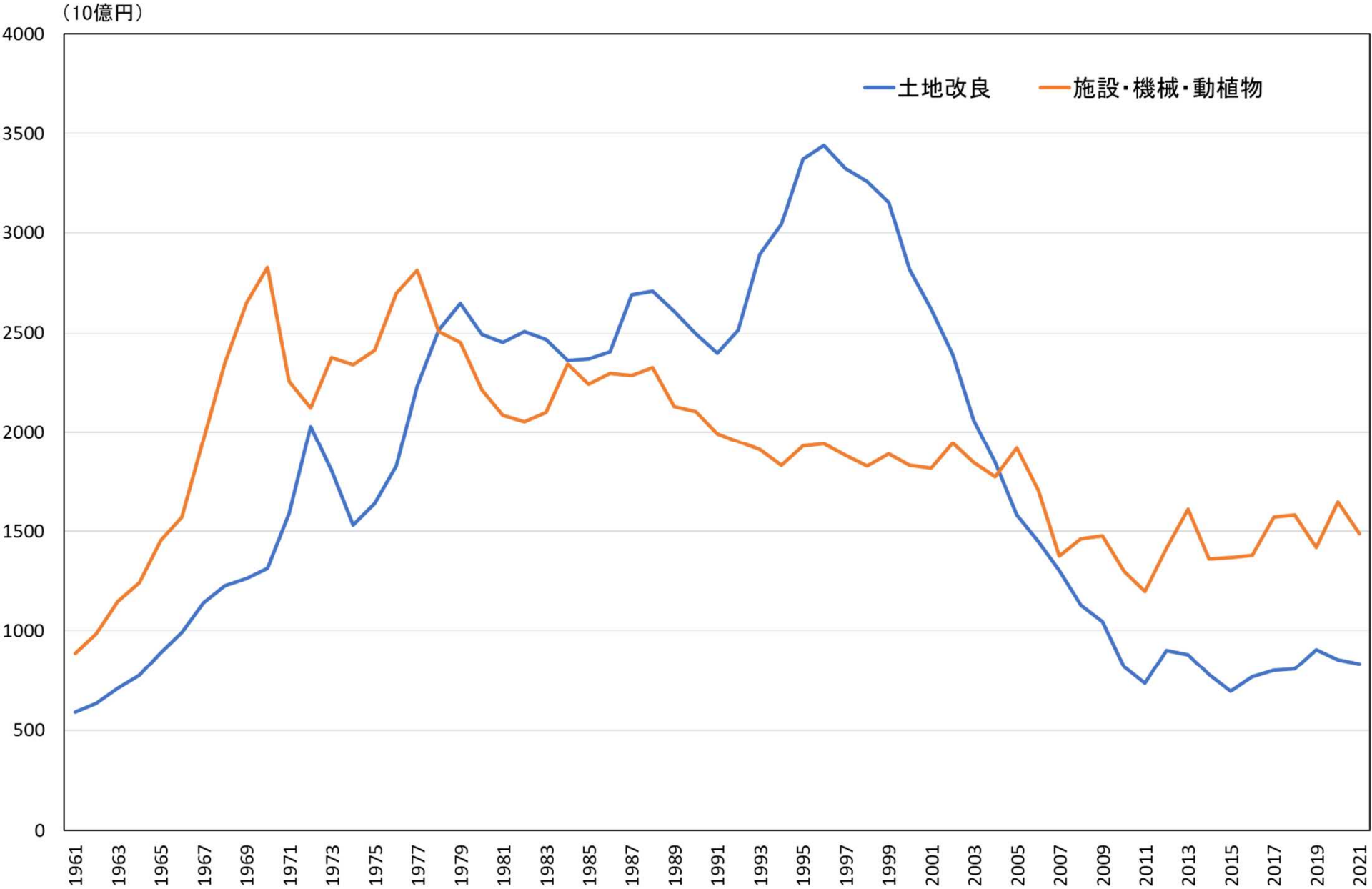

資料：農水省「農業・食料関連産業の経済計算」

期間別全要素生産性（日本、年変化率%）

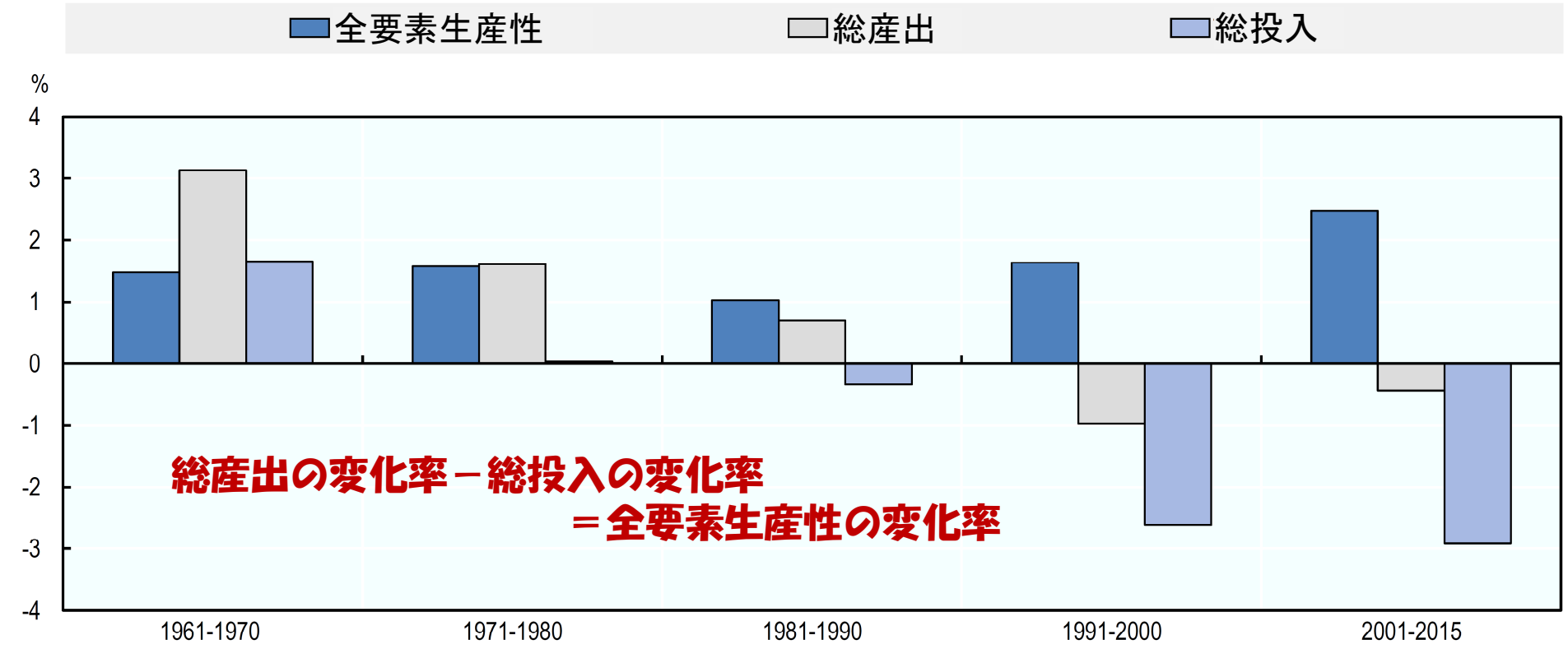

Source: USDA, Economic Research Service (2018[28]), *International Agricultural Productivity* (database), https://www.ers.usda.gov/data-products/international-agricultural-productivity.

出典：OECD (2019), Innovation, Agricultural Productivity and Sustainability in Japan（日本のイノベーション、農業生産性および持続可能性）, OECD Food and Agricultural Reviews, OECD Publishing, Paris. https://doi.org/10.1787/92b8dff7-en

期間別全要素生産性（日本、年変化率%）

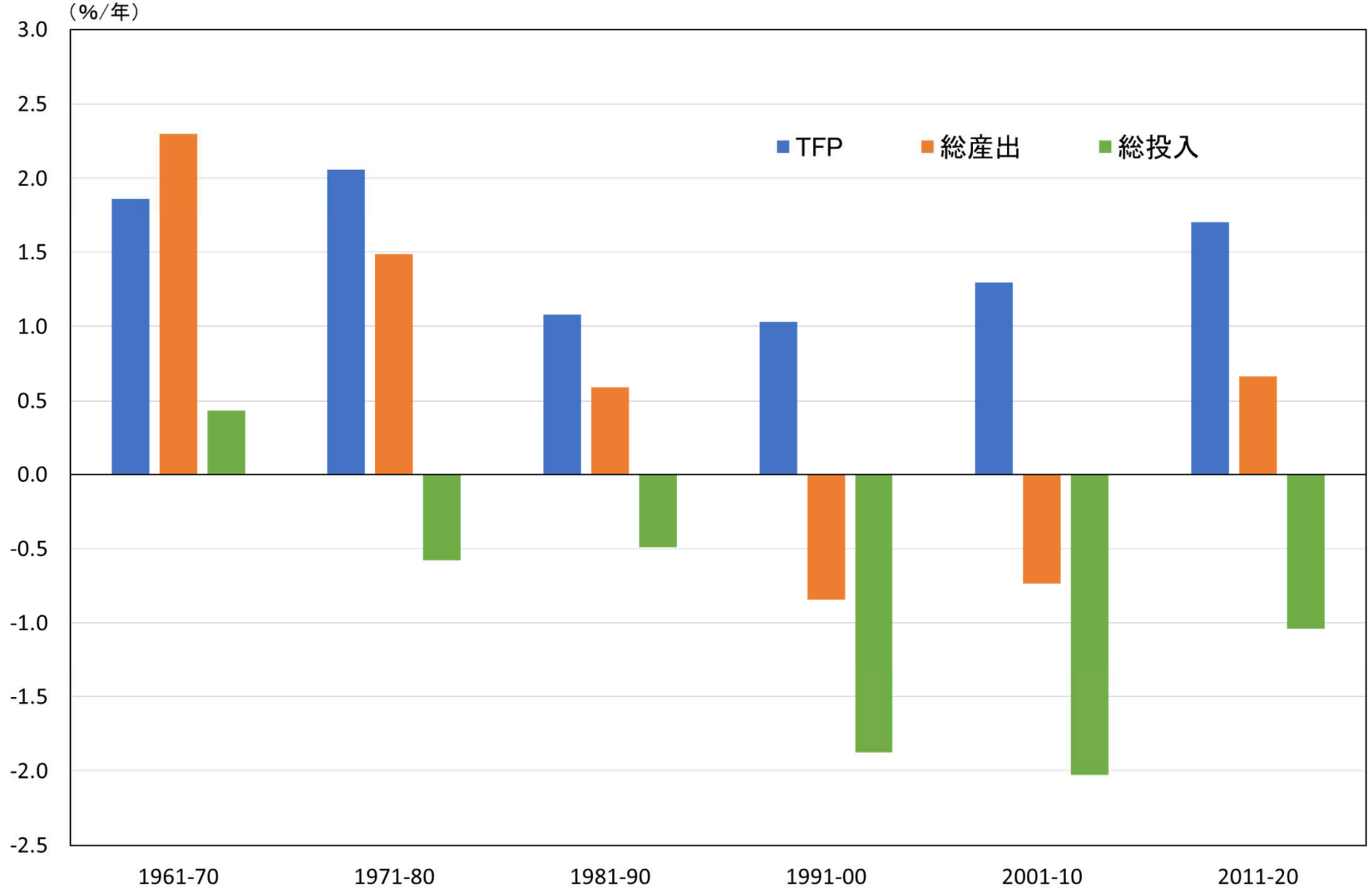

資料：https://www.ers.usda.gov/data-products/international-agricultural-productivity/

期間別全要素生産性（日本、年変化率%）

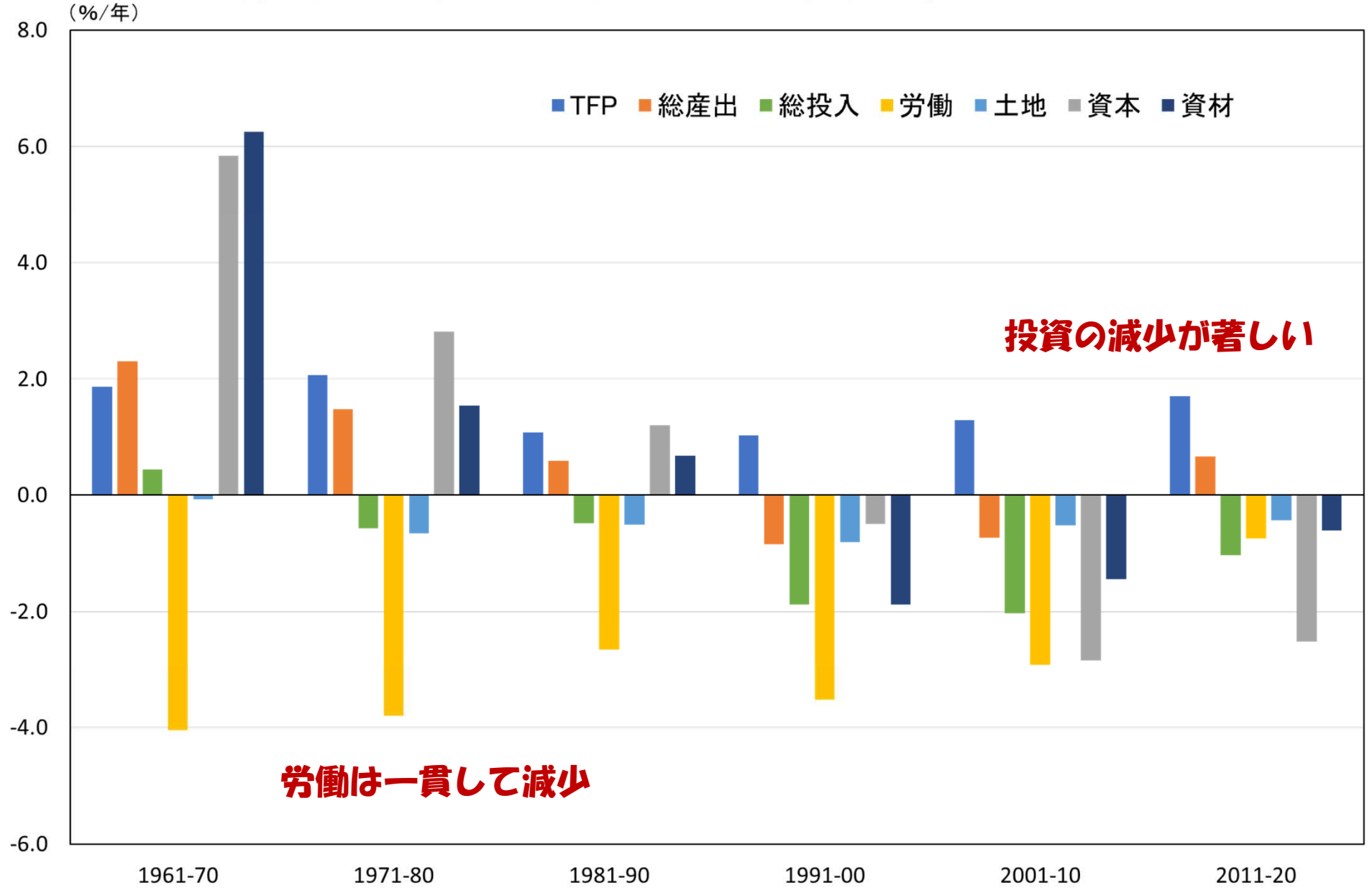

資料：https://www.ers.usda.gov/data-products/international-agricultural-productivity/

わが国の食料貿易動向

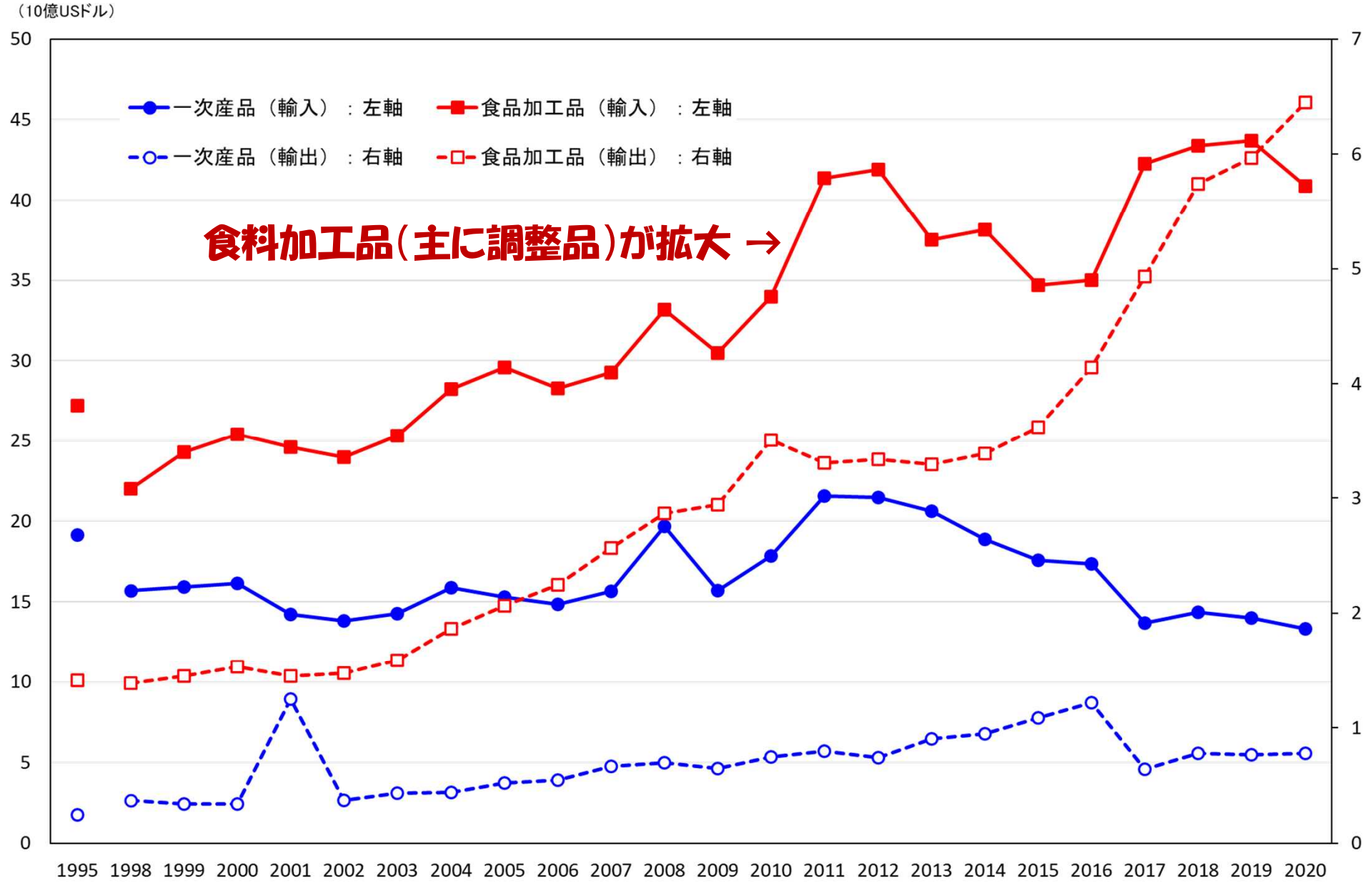

資料：UN Comtrade　注：BEC11類「食料・飲料」（一次）BEC12類「食料・飲料（加工）」の値

6. 1990年代の食料消費の変容
～20年間の停滞期？～

我が国の農林水産物の生産・流通・加工・消費の流れ（2015年）

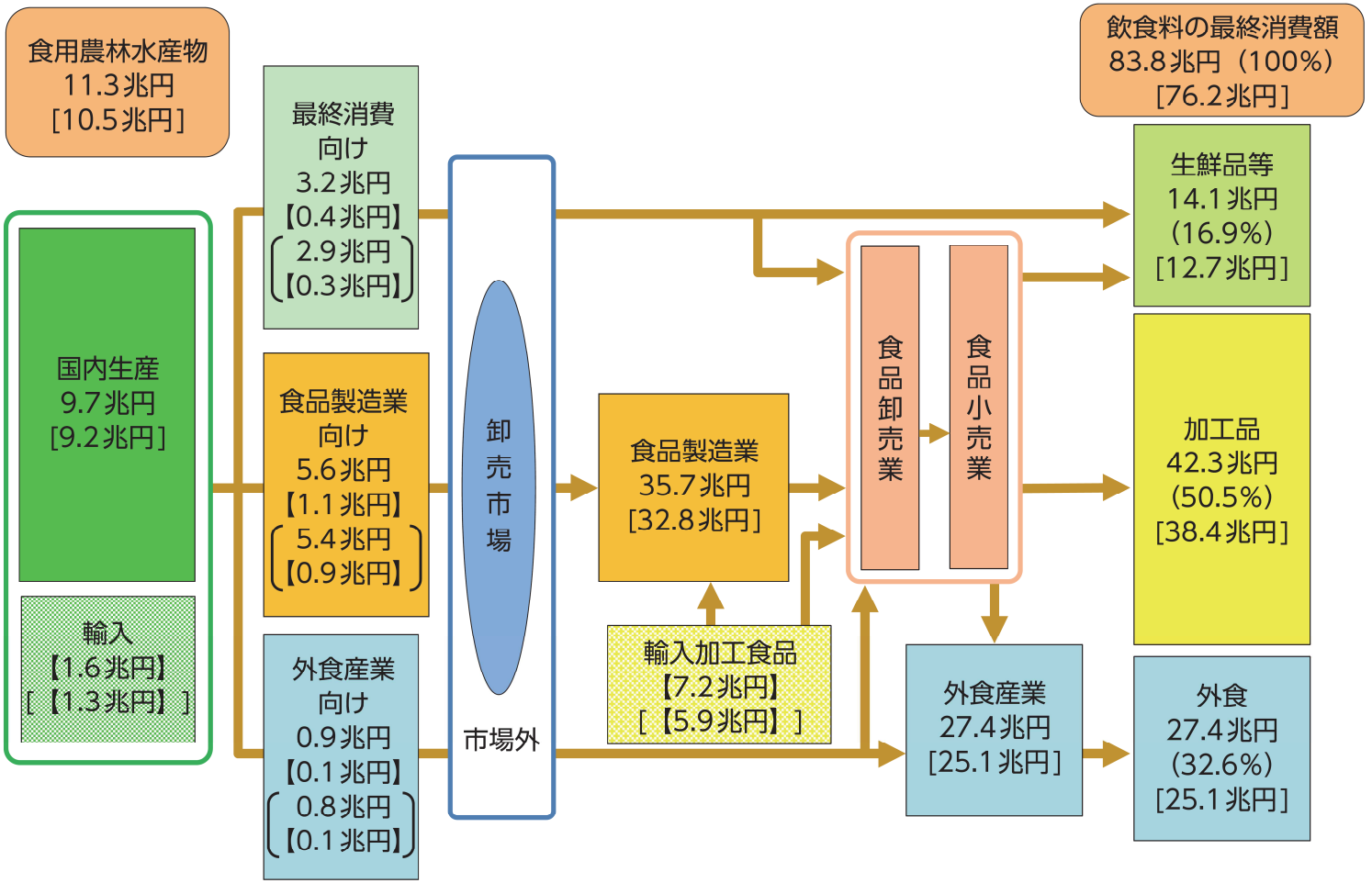

資料：農林水産省「平成27年（2015年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」等を基に作成
注：1）総務省等10府省庁「産業連関表」を基に農林水産省作成
2）旅館・ホテル、病院、学校給食等での食事は「外食」に計上するのではなく、使用された食材費を最終消費額として、それぞれ「生鮮品等」及び「加工品」に計上している。
3）加工食品のうち、精穀（精米・精麦等）、食肉（各種肉類）及び冷凍魚介類は加工度が低いため、最終消費においては「生鮮品等」として取り扱っている。
4）【　】内は、輸入分の数値。［　］内は、最新の「平成27年産業連関表」の概念等に合わせて再推計した平成23（2011）年の数値
5）市場外とは卸売市場を経由しない流通を指し、産地直送や契約栽培等の生産者と消費者・実需者との直接取引をいう。

出典：「食料・農業・農村白書」（令和元年版）

飲食料の最終消費額（名目）

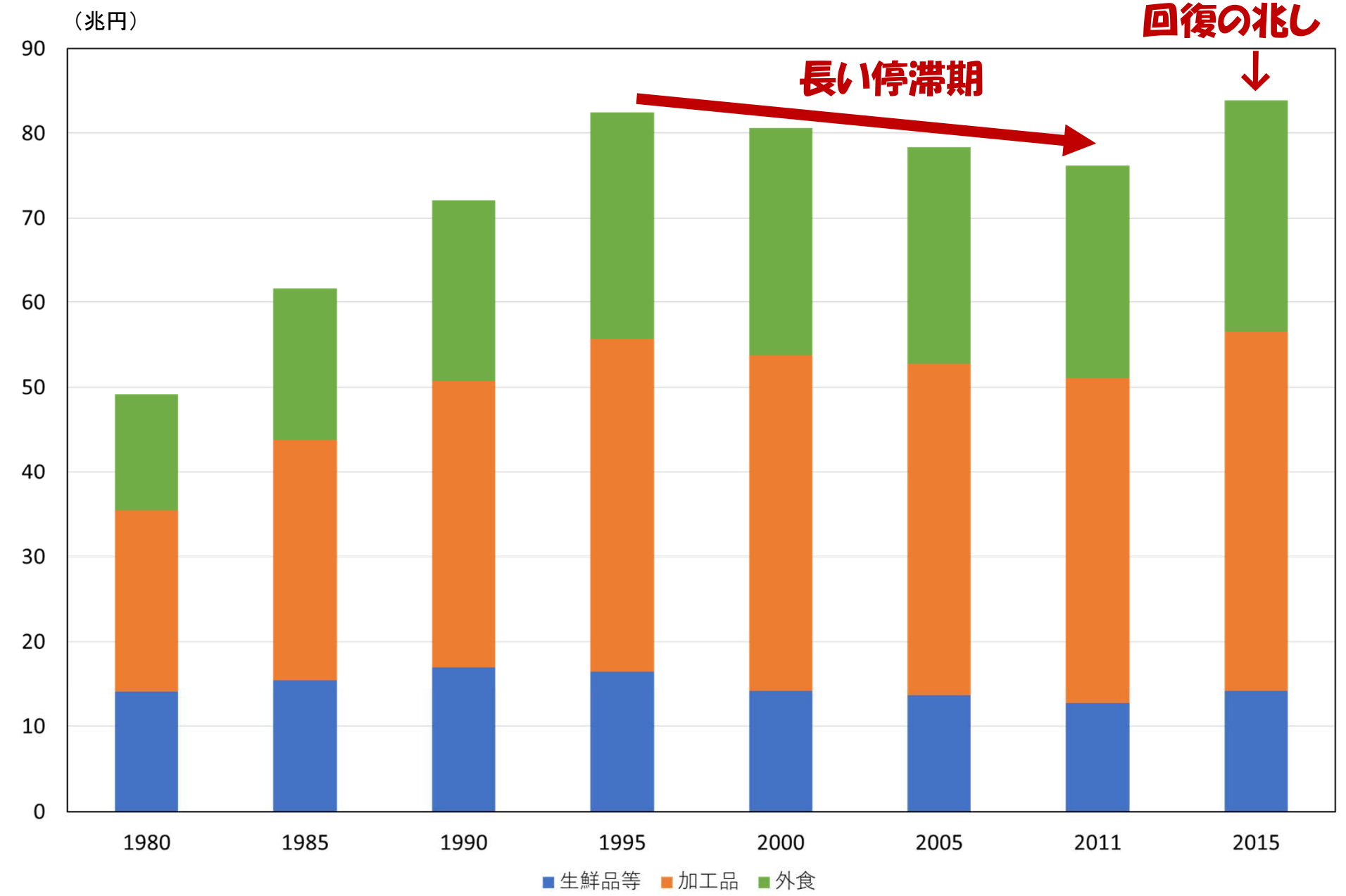

資料：農水省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」

飲食料の最終消費額（実質：2015年基準）

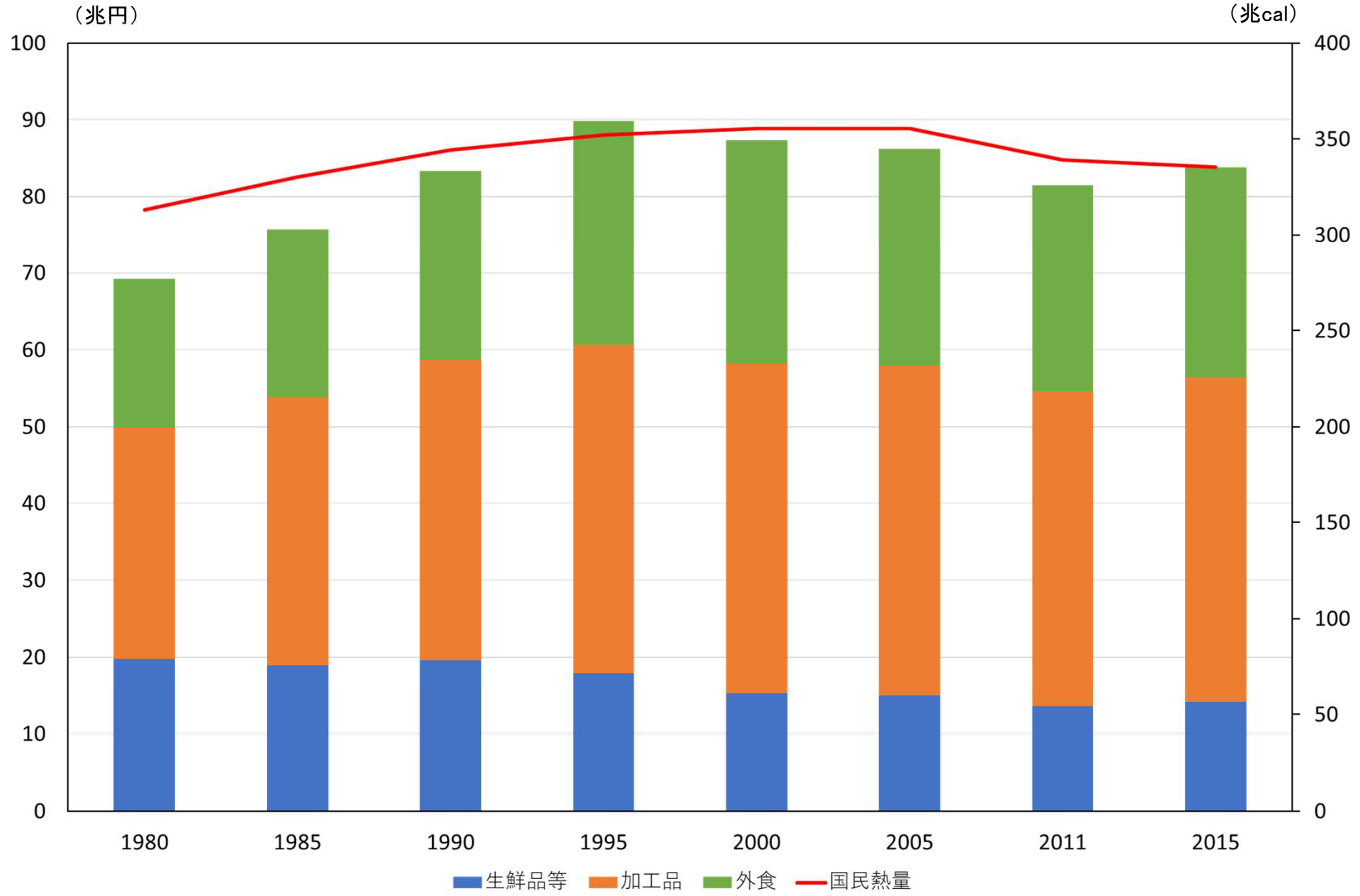

資料：農水省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」

飲食費変化の要因分解式

- 飲食費 Y_t
- 人口　N_t
- 1人1日当たり供給熱量 e_t
- 単位供給熱量当たり飲食費 y_t
- 年間日数 d_t
- $Y_t = N_t \times e_t \times y_t \times d_t$
- $\frac{\dot{Y}_t}{Y_t} = \frac{\dot{N}_t}{N_t} + \frac{\dot{e}_t}{e_t} + \frac{\dot{y}_t}{y_t} + \frac{\dot{d}_t}{d_t}$

飲食費変化の要因分解（年平均変化率）

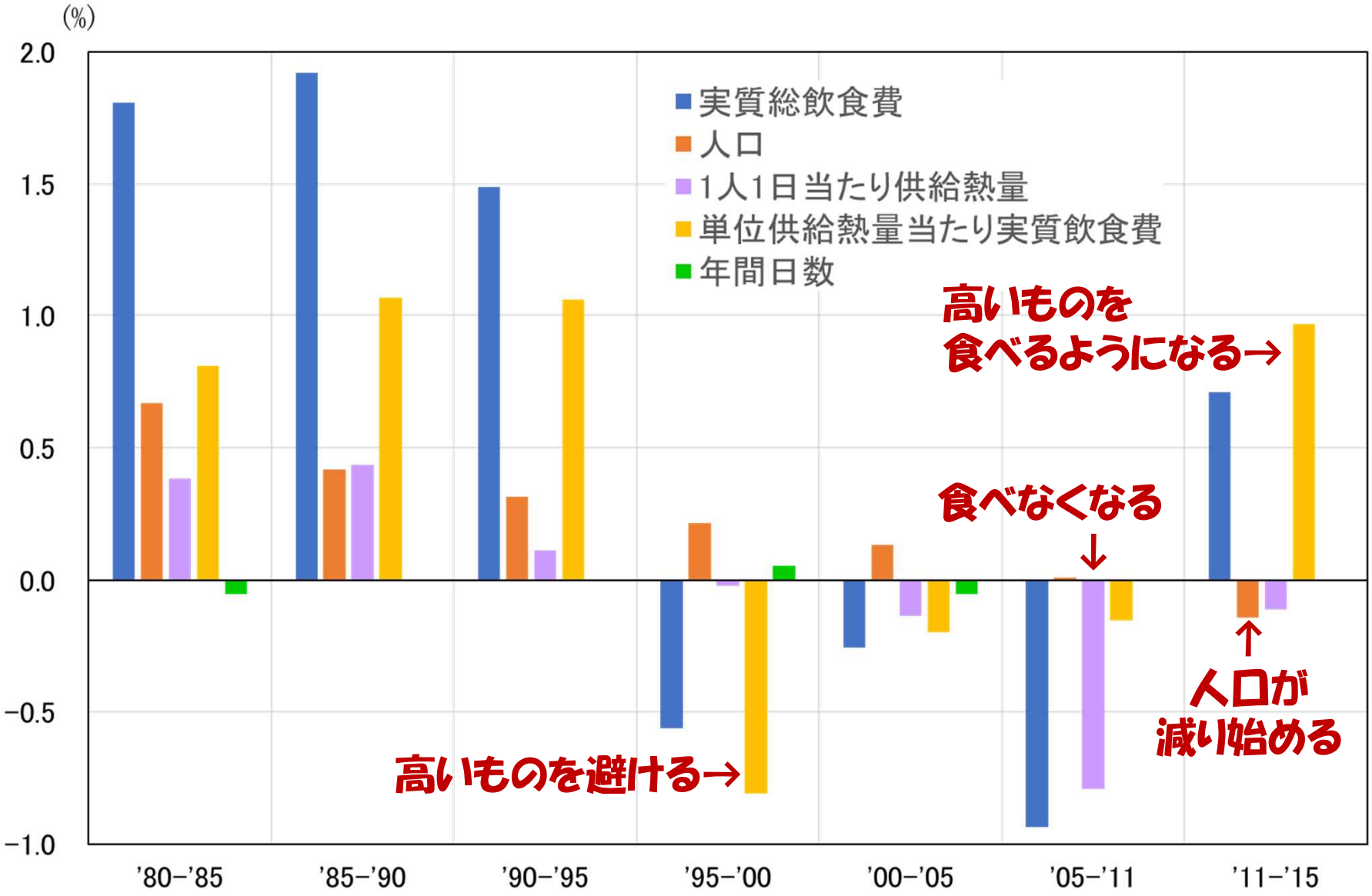

資料：農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」「食料需給表」

わが国の食料（栄養）摂取状況

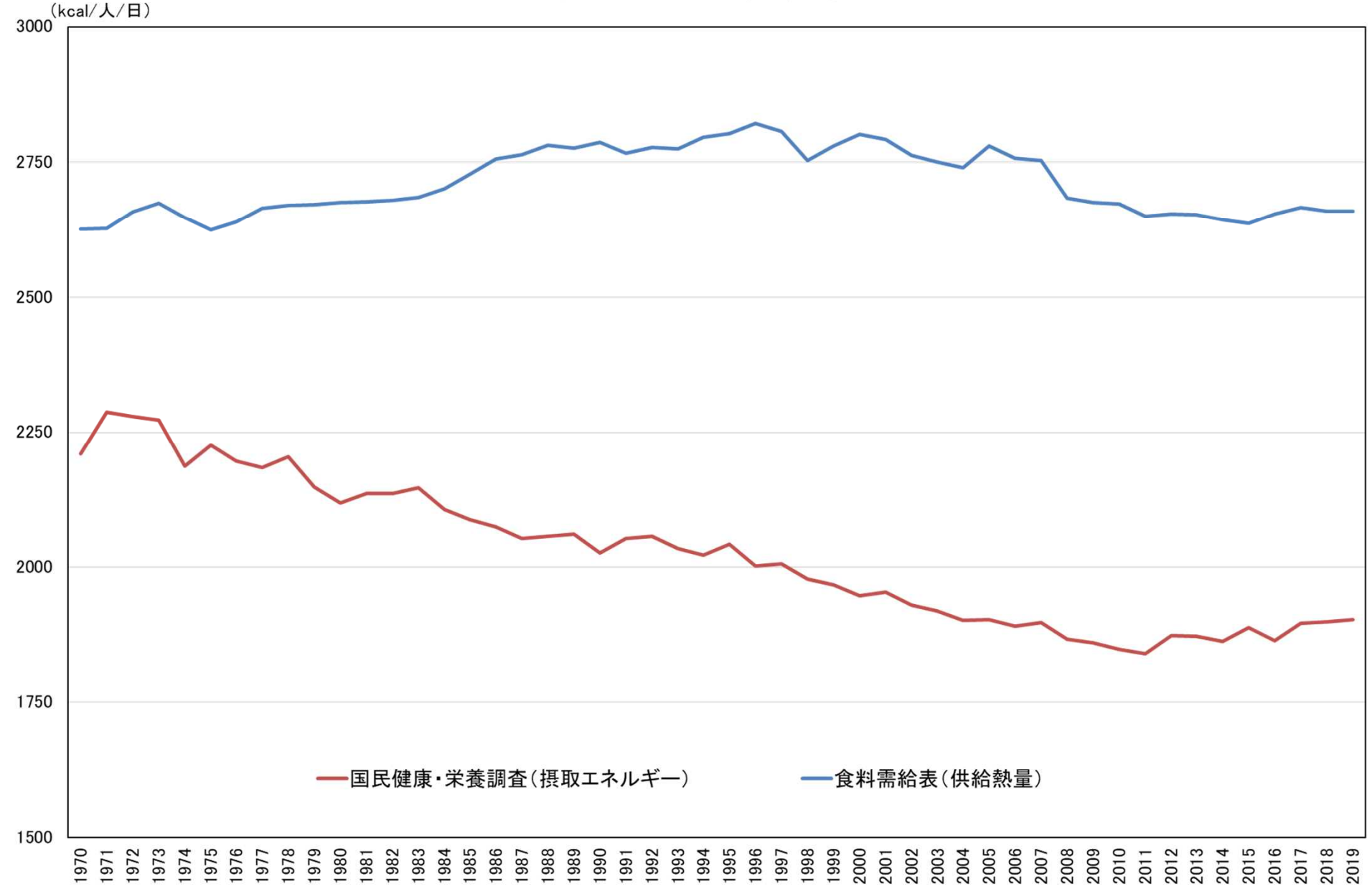

資料：農林水産省「食料需給表」、厚生労働省「国民健康・栄養調査」 ※食料需給表の数値には酒類を含む

栄養素摂取の推移

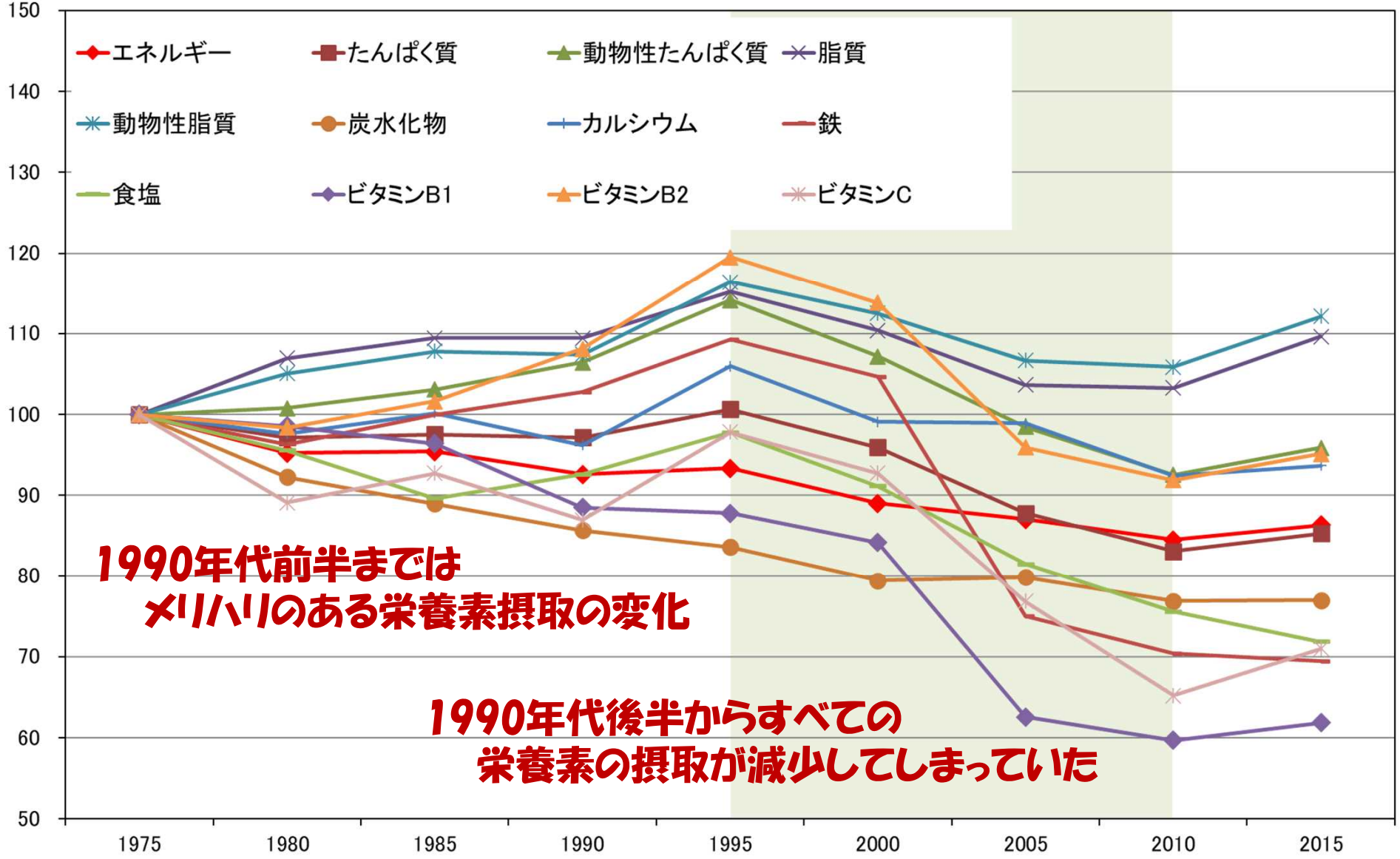

資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」 ※1975年の摂取量を100とする指数

家計における食料消費額(実質)の推移

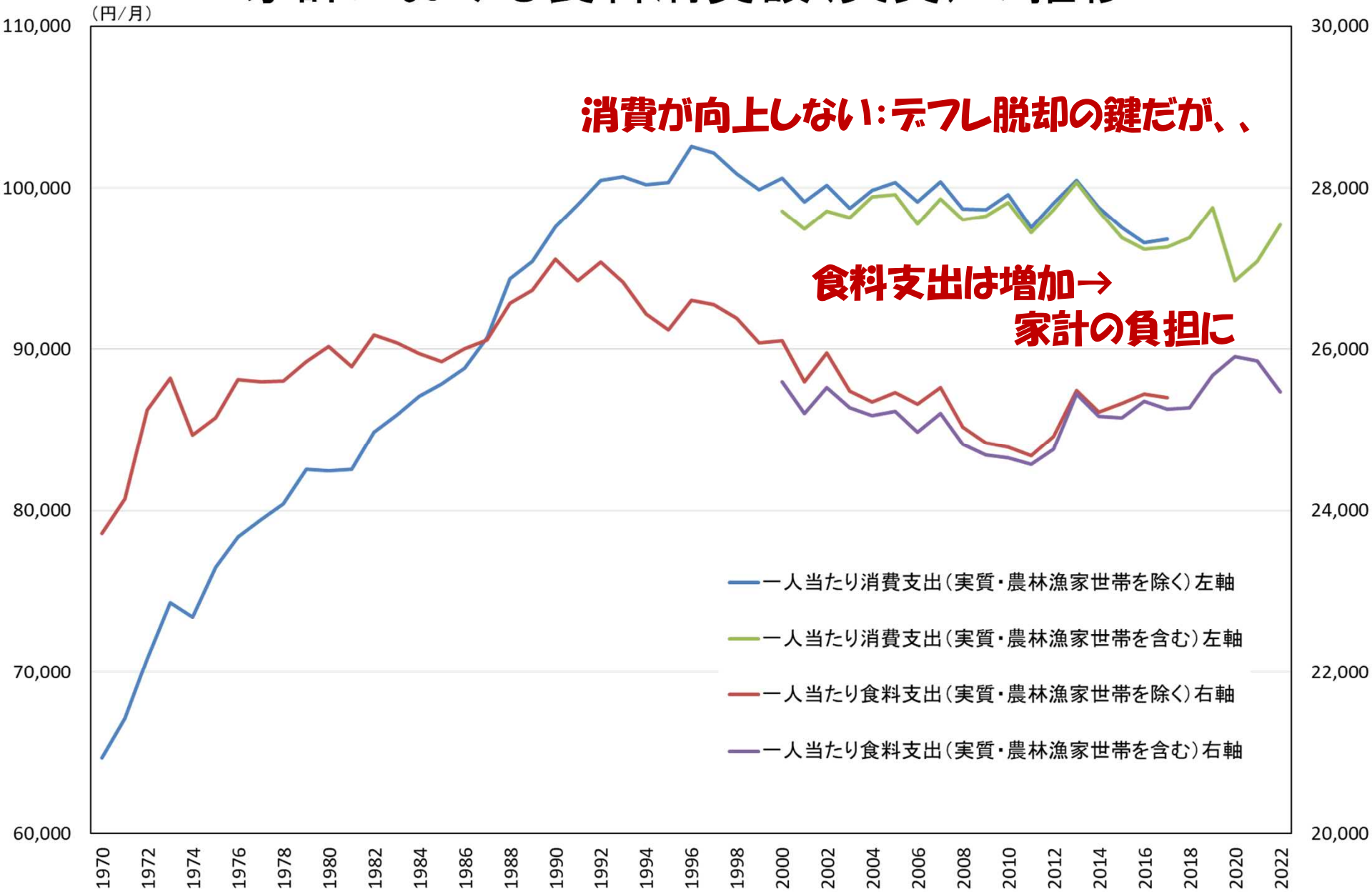

注:2020年価格、2人以上世帯、全世帯・年平均1か月間の支出
資料:「家計調査年報」「消費者物価指数年報」

1995年以降の時代：UR合意（WTO制定）後の振り返り

- 農業総産出額の減少

- 何が起こっていたのか？
  - 円高の高進
    - 安価な輸入品の増加
    - 輸出が不可能→国内マーケットだけにしか売れない
  - 国内消費低下（景気低迷、新しい消費社会の到来）
    - 景気低迷＋新しい消費スタイルへ
    - 価格低下→国内生産低下→投資意欲の低下　※悪循環

- マーケットの大転換に気づかず、旧来型の生産振興に終始していて、対策が十分でなかったため、販売も伸びず、投資意欲も減退していった

戦後農業・農政の70年

- 戦後復興（1945年）
  - 食糧増産/農業・農村システムの再編
- 経済発展　高度経済成長化（10年目：1955年頃）
  - 他産業との均衡/生産の選択的拡大

マーケットの拡大

- ポスト経済発展　オイルショック後（30年目：1975年頃）
  - 消費の多様化/都市化/国際化（GATT）
- 成熟社会　バブル崩壊後（50年目：1995年頃）
  - グローバル化（WTO）/中山間地域対策/多面的機能

マーケットの停滞

- 本格的な人口減少社会　（70年目：2015年頃）
  - 国内市場縮小/情報化/経済連携協定

マーケットの縮小

農業生産活動と物価の推移

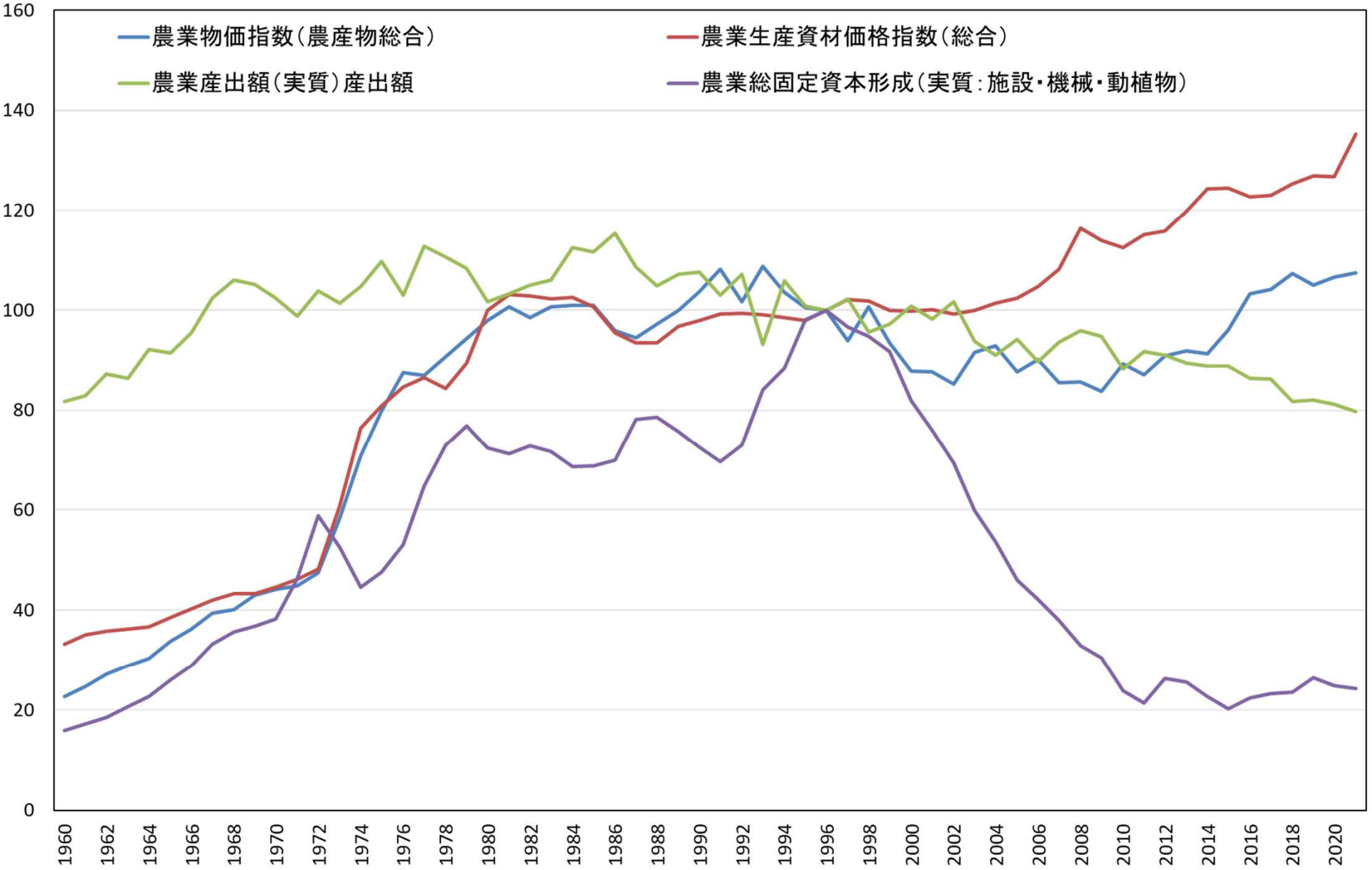

資料：農林水産省「生産農業所得統計」「農業物価統計」「農業・食料関連産業の経済計算」

農産物・食料の価格動向

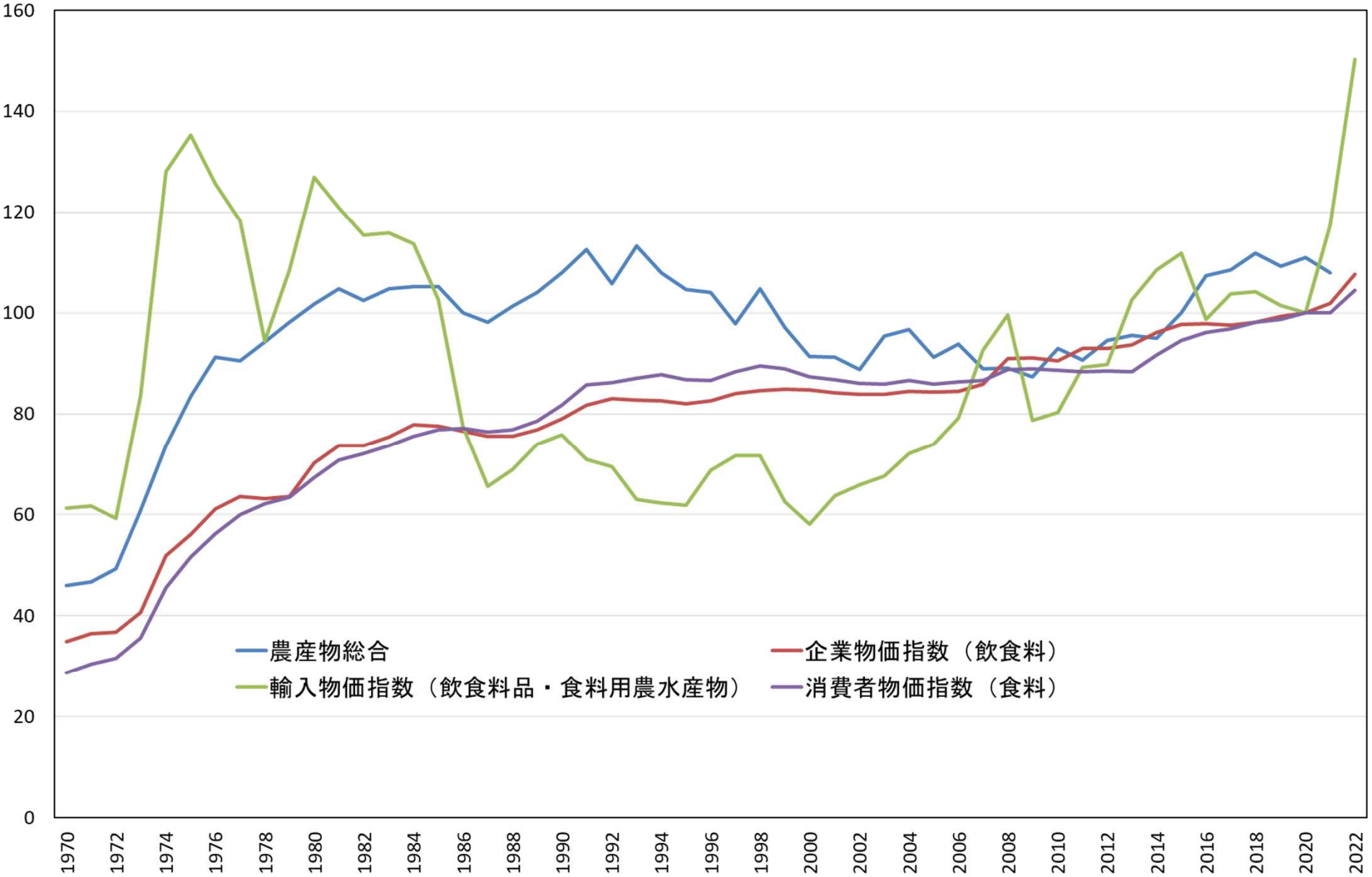

注：農産物総合（2015年基準）、その他は2020年基準

資料：農林水産省「農業物価統計」、日本銀行「企業・輸入物価統計」、総務省「消費者物価指数」

農産物価格と農業資材価格

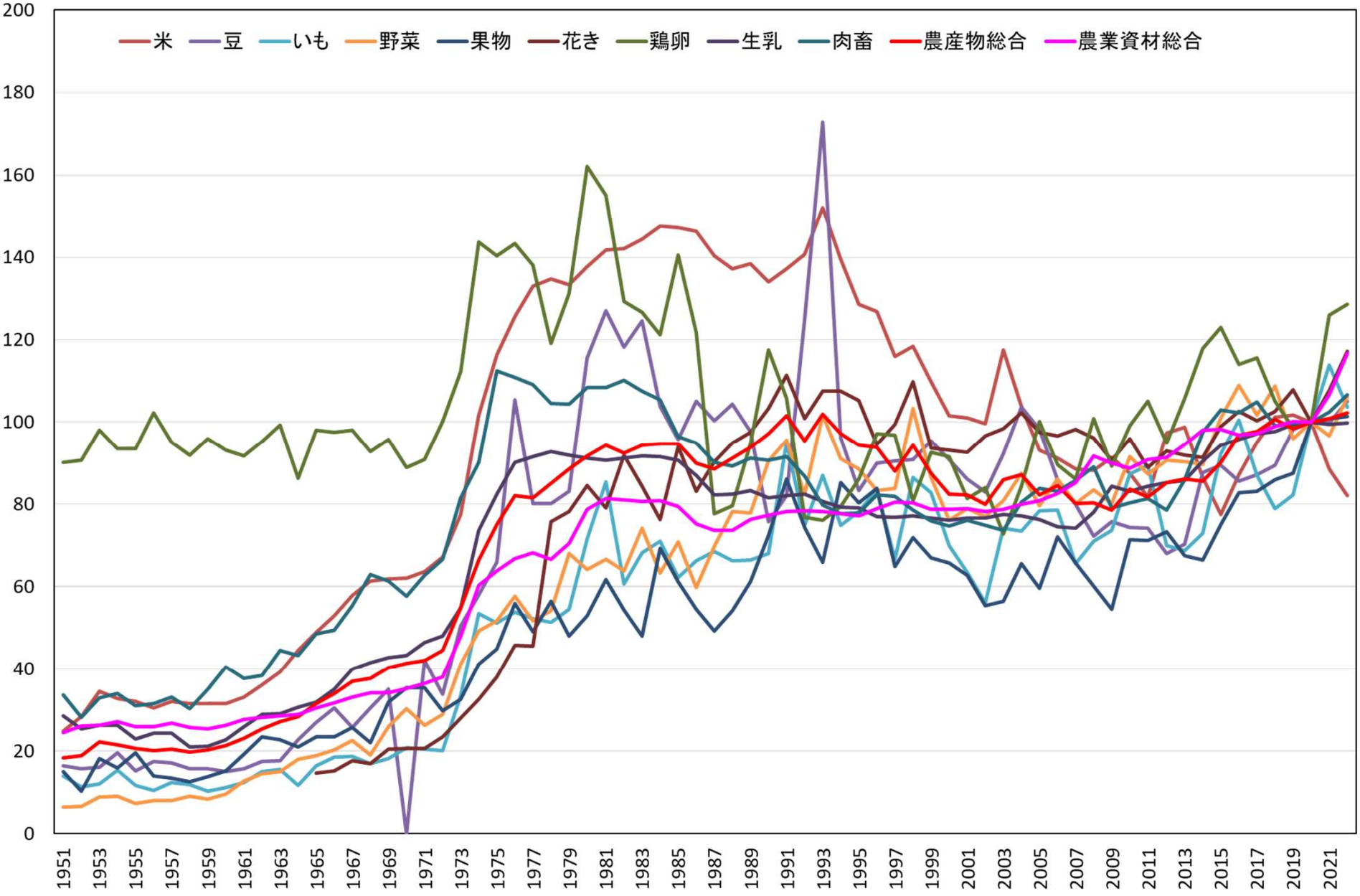

資料：農林水産省「農業物価統計」 注：指数は2020年基準

物価と為替

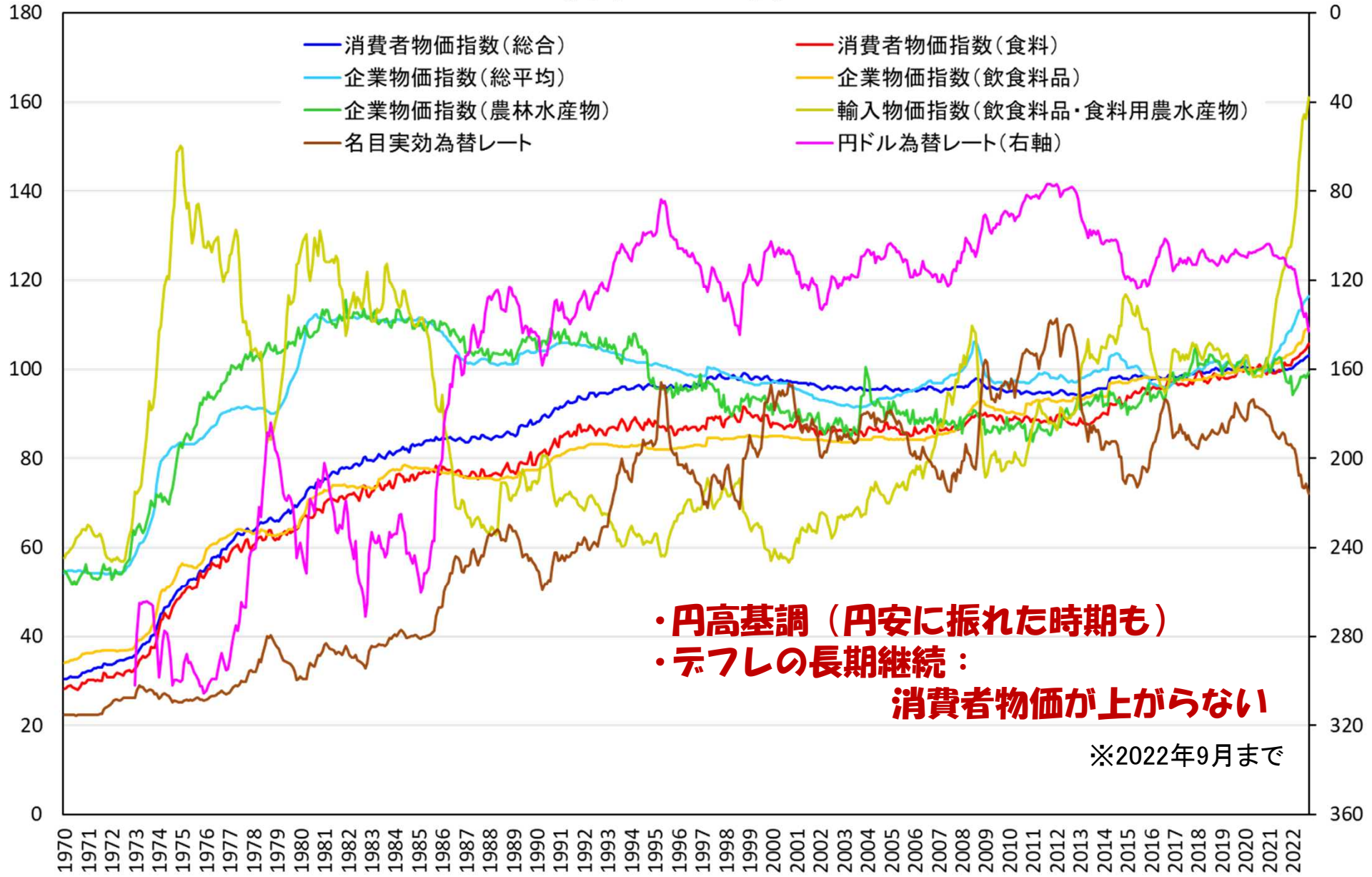

・円高基調（円安に振れた時期も）
・デフレの長期継続：
消費者物価が上がらない

※2022年9月まで

資料：企業物価指数〔2015年基準〕・円ドル為替レート（日本銀行）、消費者物価指数〔2020年基準〕（総務省）
注：円ドル為替レートは「東京市場　スポット　17時時点/月中平均」

なぜこのような事態になったのか？

- 「総投入」の低下→「総産出」の低下
  - 担い手が減少
  - 耕地利用率が低下、耕作放棄が拡大
  - 投資しない

- 農業の収益率が低いから
  ↑（背景）
- 農産物の価格が上昇しない
  ↑（背景）
- 食料の価格が上昇しない

※ここにきて、農業資材価格が高騰しているために一層の収益率の低下

この30年間の構図

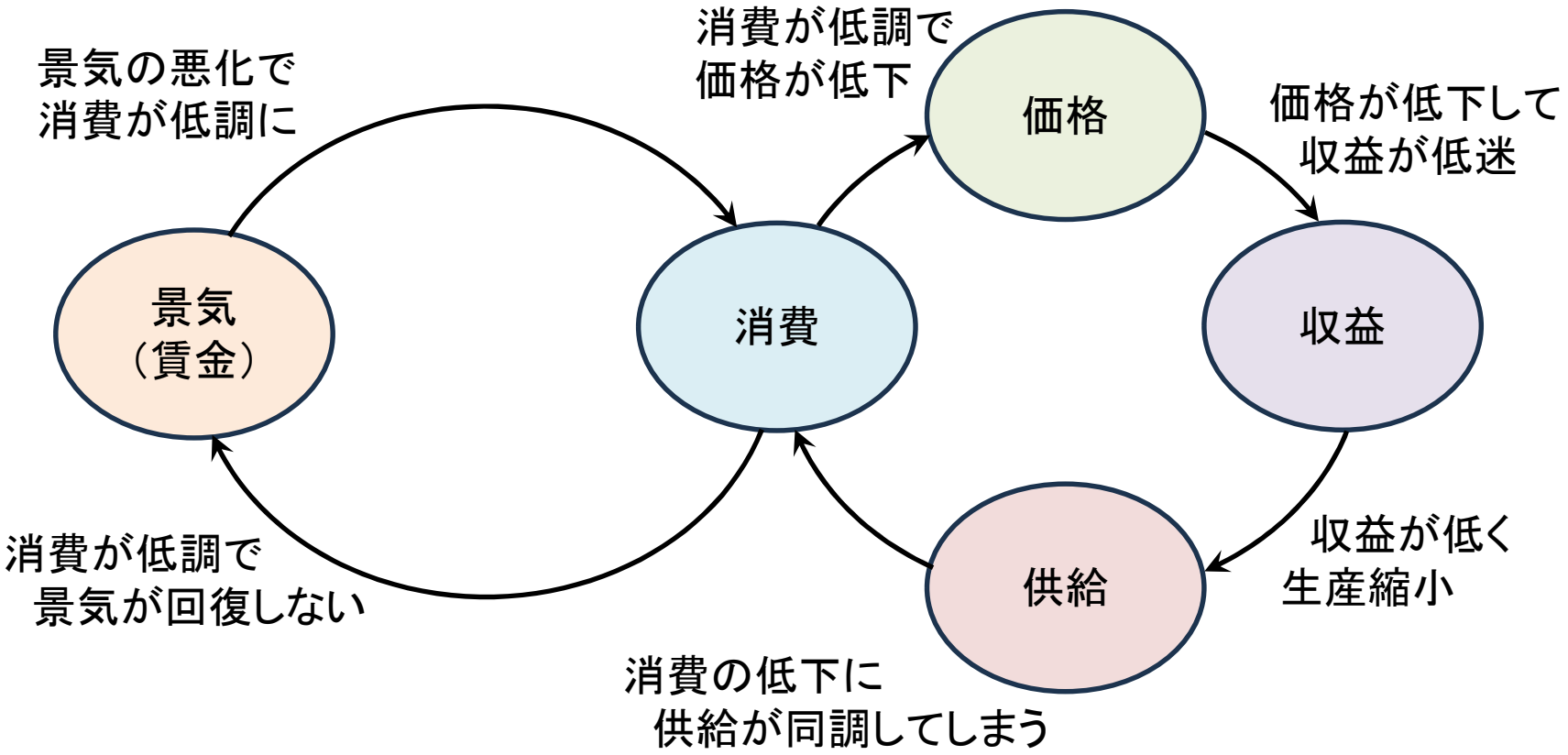

- マクロ経済的影響への対応（短中期）
- 社会構造の変化への対応（長期）

7. おわりに

食料自給率の動向と見通し

- 1960～1980年代にかけての消費拡大（人口増加）と消費構造の変化によって、わが国では食料の海外依存が定着（国内消費に比して生産のための国内農地が不足）
- 2000年代になって国内消費が低下し始めたが、それ以前からの国内生産の減少が続いて、自給率の低下に歯止めがかからなかった
- 国内生産は、1990年半ば以降の消費の低下に同調して減少し続けてしまった
- この数年、食料の海外依存がこれまで通り続けることができるかどうかについて不安材料が増えることとなり、その対策として国内供給力の強化が課題
- 今後も労働力減少が予想される中、生産力を向上させるにはスマート農業の導入が鍵となるが、これまで投資が低迷してきた状況は懸念材料

わが国の食料安全保障を強化するために

- わが国の食料安全保障をめぐる状況の再検討
  - 海外の情勢
  - 国内の実態
- 国内生産力強化
  - 生産性の向上
  - 収益率の向上：価値を高める
- 環境対応
  - 気候変動対策・生態系保全
  - 環境意識の醸成：生産者・消費者の協働
- 不測時の食料安全保障の備え

講演会を終えて

当協会では公益事業の一環として、土地改良研修会を年数回開催しております。

今回は、「最近の農業農村整備を巡る諸情勢について」と題して、北海道開発局農業水産部 調整官　三野 康洋 様から、また、「食料供給を担う北海道農業の今後の展望」と題して、東京大学大学院農学生命科学研究科長　農業・資源経済学専攻　教授　中嶋 康博 様からご講演を頂きました。

今後も、こうした形での情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

講 師： 三野　康洋　氏の略歴

1967 年　生　北海道　和寒町
1990 年　帯広畜産大学畜産学部　卒業
1990 年　北海道開発局農業水産部農業調査課
2002 年　同　農業水産部農業設計課開発専門官
2003 年　農林水産省生産局総務課課長補佐
2009 年　北海道開発局農業水産部農業調査課課長補佐
2013 年　同　農業水産部農業計画課事業計画推進官
2019 年　北海道局農林水産課企画官
2022 年　北海道開発局農業水産部農業計画課長
2023 年　同　農業水産部調整官　現在に至る

講 師： 中嶋　康博　氏の略歴

1959 年　生　埼玉県
1983 年　東京大学農学部　卒業
1989 年　東京大学大学院農学系研究科博士課程修了（農学博士）
1990 年　東京大学農学部助手
1996 年　同　大学院農学生命科学研究科助教授
2007 年　同　大学院農学生命科学研究科准教授
2012 年　同　大学院農学生命科学研究科教授
2023 年　同　大学院農学生命科学研究科長・農学部長　現在に至る

・農林水産省食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会長を務める。
・国土審議会北海道開発分科会計画部会 会長代理を務める。

令和５年度 第２回土地改良研修会 講演録
発 行　一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会
〒060-0807 札幌市北区北７条西６丁目 2-5 ND ビル
TEL 011-726-6038　FAX 011-717-6111
URL: http://www.aeca.or.jp/

写真: 第 37 回北の農村フォトコンテスト 「山裾の春月」（撮影場所：斜里町）